

全国厚生労働関係部局長会議資料
(令和4年度 詳細版資料)

令和5年1月
社会・援護局 (社会)

目 次

	頁
第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況等 (生活困窮者自立支援室) (保護課)	
1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況	1
2 生活困窮者自立支援制度と生活保護との連携	1
第2 生活困窮者自立支援制度の推進等について (生活困窮者自立支援室)	
1 生活困窮者自立支援制度の推進	3
2 緊急小口資金等の特例貸付等について	20
第3 生活保護制度等について (保護課、自立推進・指導監査室)	
1 生活保護を取り巻く現状について	25
2 令和5年度の生活保護基準について	26
3 就労支援の充実について	28
4 ケースワーカーの役割及び関係機関との連携	30
5 被保護者の家計改善支援等について	31
6 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について	31
7 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について	39
8 保護施設等における適切な運営について	43
9 被保護者等の居宅生活支援について	47
10 被保護世帯の子どもへの支援について	48
11 生活保護業務のデジタル化等について (システム標準化等)	50
12 その他制度の適正な運用について	51
13 生活保護法施行事務監査等について	69

第4	地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について（地域共生社会推進室）	
1	「地域共生社会」の実現に向けた取組について	73
2	重層的支援体制整備事業について	74
3	令和5年度予算案について	78
4	その他	82
第5	自殺対策の推進について（自殺対策推進室）	
1	自殺対策の状況等について	87
2	今後の自殺対策について	88
第6	ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）	
1	これまでのひきこもり支援について	95
2	令和5年度取組について	95
3	就職氷河期世代支援について	97
4	ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて	97
第7	成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）	
1	現状及び課題について	98
2	第二期成年後見制度利用促進基本計画について	98
3	令和5年度予算案について	100
4	令和5年度の都道府県及び市町村における取組について	102
第8	福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）	
1	福祉・介護人材確保対策について	105
2	外国人介護人材の受入れについて	122
第9	社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉連携推進法人制度について	143
2	令和5年度予算案について	145
3	社会福祉法人制度の運営について	145

第 10	矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）	149
第 11	社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）	
1	社会福祉施設等の防災・減災対策等について	151
2	独立行政法人福祉医療機構について	159
第 12	地域福祉の推進等について（地域福祉課）	
1	地域福祉（支援）計画について	164
2	民生委員・児童委員について	165
3	社会福祉協議会について	171
4	災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について	172
5	被災者に対する見守り等の支援の推進について	173
6	寄り添い型相談支援事業について	173
7	地域づくりの推進について	174
第 13	地方改善事業等について（地域福祉課）	175
第 14	消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）	
1	生協行政の基本的考え方について	180
2	適正な運営管理及び事業の健全な運営について	180
3	事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について	182
4	災害時の員外利用に係る取扱いについて	182
5	消費生活協同組合法施行令等の一部改正について	183
6	その他連絡事項	184
【参考①】	婦人保護の移管（子ども家庭局資料より抜粋）	187
【参考②】	令和 5 年度予算案の概要（令和 4 年度第 2 次補正予算を含む）	195

第1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する 検討状況等（生活困窮者自立支援室・保護課）

1 生活困窮者自立支援制度・生活保護制度の見直しに関する検討状況

生活困窮者自立支援法及び生活保護法については、平成30年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号。以下「平成30年改正法」という。）の附則第8条において、「施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる」こととされている。

そのため、令和3年10月以降、生活困窮者自立支援制度に関しては「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理検討会・ワーキンググループ」において、生活保護制度に関しては「国と地方の実務者協議」において議論を行い、令和4年4月にそれぞれとりまとめを行った。

その後、令和4年6月より「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」において議論を行い、同年12月20日、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（以下「中間まとめ」という。）をとりまとめたところ。

今後、法制上の措置が必要な事項は、現段階における整理の方向性も踏まえながら、制度化に向けた実務的な検討や自治体等との調整等を進め、結論が得られた事項について対応するとともに、運用で対応できる事項については可能なものから順次対応していく予定である。また今後の制度見直しの検討に資するため、自治体の状況把握のための調査等の実施を検討中であり、依頼があった場合には御協力をお願いしたい。

なお、各論については、生活困窮者自立支援制度は第2の1（1）を、生活保護制度は第3の2以降を参照いただきたい。

【資料掲載先】「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29894.html

2 生活困窮者自立支援制度と生活保護との連携

生活困窮者自立支援制度と生活保護制度については、本人への切れ目のない、一体的な支援を行う観点から、両制度を連続的に機能させていくことが重要である。

これについて、部会の議論では、両制度の連携についても論点の一つとして挙げられており、中間まとめにおいて、両制度の連携の強化に向けて、生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、生活困窮者向けの就労準備支援事業、家

計改善支援事業、地域居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討していくことが必要とされた。また、制度をまたいで支援が行われる場合でも、支援担当者同士で円滑な引継ぎが行われることが必要とされ、さらに、事業の委託先を含めた両制度の関係者同士で顔の見える関係を構築していくことや、両制度が共通の理念とする「地域共生社会」の実現・本人の「自立」を支援するという制度目的等が両制度の関係者に徹底されていくことも重要とされた。このため、地域の実情に応じて両制度で連携して研修を実施するなどにより、相互理解を深めることも必要とされた。今後、制度化に向けた検討や関係機関との調整等を進めていくことを予定しているので、御了知願いたい。

なお、両制度の連携については、これまでも、いわゆる連携通知（「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け社援保発第 0327 第 1 号・社援地発第 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長及び地域福祉課長連名通知））において、自立相談支援機関は、生活保護が必要であると判断される方を確実に福祉事務所につなぐとともに、福祉事務所は、生活困窮者自立支援制度の対象となり得る方を適切に自立相談支援機関につなぐこと等を示しているところである。加えて、平成 30 年改正法により、生活困窮者自立支援法及び生活保護法において、この取扱いを法律上も明確化したところであり、自立相談支援機関と福祉事務所におかれては、引き続き研修等の機会を活用して相互に他方の制度への理解を深めつつ、日常的に緊密な連携をお願いしたい。

(参照条文)

- 生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）（抄）
（情報提供等）

第二十三条 都道府県等は、第七条第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに同条第二項各号に掲げる事業を行うに当たって、生活保護法第六条第二項に規定する要保護者となるおそれが高い者を把握したときは、当該者に対し、同法に基づく保護又は給付金若しくは事業についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるものとする。

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）（抄）
（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第2 生活困窮者自立支援制度の推進等について（生活困窮者自立支援室）

1 生活困窮者自立支援制度の推進

(1) 生活困窮者自立支援制度の見直しに向けた検討

生活困窮者自立支援制度の見直しについては、中間まとめにおいて、

- ・ 支援会議の設置の努力義務化
- ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化
- ・ 居住支援の強化（緊急一時的な居所確保のための支援、地域居住支援事業の運用改善、シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施の努力義務化、住居確保給付金のコロナ特例措置の一部恒久化）

等について検討していくこと等が必要との方向性が示された。これらを踏まえた対応については、各事業等の箇所において後述する。

この他、中間まとめにおいては、「生活困窮者自立支援制度が生活困窮者のみならず民間団体等の支援者にも十分に知られていないとの指摘や、制度に関する情報が分かりにくい、情報発信が不十分」といったことも指摘されている。支援を必要とする生活困窮者が誰でも必要とときに生活困窮者自立支援制度を利用できるようにするため、相談窓口や各種支援制度等について、住民や他分野の支援者等に対して積極的な広報をお願いしたい。

(2) 自立相談支援機関の機能強化等

① 自立相談支援機関の機能強化

ア コロナ禍を踏まえた相談件数の増加と支援ニーズの多様化への対応

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、生活や住まいに不安を抱えられる方が急増する中、自立相談支援機関では、感染防止策を講じつつ、急増する相談への対応を行ってきた。

自立相談支援の相談件数等を見ると、令和2年度に急増し、令和3年度は減少したものの、令和4年度もコロナ禍以前に比べると増加している状況が続いている。

	R1	R2	R3	R4（速報値）
自立相談支援件数	24.8万件	78.6万件	55.6万件	21.1万件※
住居確保給付金支給件数	0.4万件	13.5万件	4.6万件	1.4万件※

※ R4（速報値）については、自立相談支援件数はR4.4月～10月の7か月分の速報値であり、住居確保給付金支給件数はR4.4月～9月までの6か月分の速報値。

また、新型コロナウイルス感染症感染拡大を機に、個人事業主、フリーランス、外国籍の方といった、これまでつながりの薄かった方々からの相談が増加しており、こうした多様化する支援ニーズへの対応や、人員体制の充実、支援

のICT化等への対応が必要となっている。加えて、直近では、物価高騰等の影響により生活に困窮される方への対応や、緊急小口資金等の特例貸付の償還開始に伴う借受人への対応が課題となっている。

このため、令和4年12月2日に成立した令和4年度第二次補正予算においては、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援を行うための体制強化等を行い、生活困窮者自立支援の機能強化を図ることとしている。

具体的には、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金（59億円）の中に、自立相談支援員や家計改善支援員の加配、アウトリーチ支援員の配置、関係機関と連携した債務整理支援、NPO法人等との連携強化、オンライン相談等のためのICT整備、外国籍の方への支援、地域のNPO法人等への活動支援などのメニュー事業を設けているので、各自治体におかれては、積極的に当該交付金を活用いただき、地域の実情に応じた支援体制の構築をお願いする。

当該交付金の執行については、現在、令和4年12月2日から令和5年3月31日の期間を対象に協議を行っているところであるが、予算残額は、令和5年度へ繰り越すことを予定しているので、地域の実情を踏まえた柔軟な執行をお願いする。

（生活困窮者自立支援の機能強化事業におけるメニュー事業）

- ① 特例貸付の借受人等への生活再建に向けた相談支援体制（自立相談支援員や家計改善支援員の加配など）の強化
- ② 関係機関と連携した債務整理支援の強化
- ③ 支援策の多様化を目的としたNPO法人や社会福祉法人等との連携強化
- ④ 自立相談支援員等が支援に注力できる環境整備や住居確保給付金の迅速な支給等の支援強化を目的とした事務職員の雇用などによる事務処理体制の強化
- ⑤ 多言語対応のための機器購入、通訳配置等による外国籍の方への生活困窮者自立支援の実施
- ⑥ 各種事業や関係機関との連携強化やオンライン相談を目的としたタブレット端末等のICT整備
- ⑦ 子どもの学習・生活支援事業におけるオンライン支援の強化に係る貸出用タブレットの購入、インターネット回線の設置による遠隔地での学習支援やオンライン相談の実施等
- ⑧ 生活困窮者支援体制を構築するためのプラットフォーム整備
 - ・ 地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を検討するプラットフォームの設置
 - ・ 支援ニーズの増大に対応した地域のNPO法人等に対する活動支援（1団体50万円上限）
- ⑨ その他自治体の創意工夫による自立相談支援等の強化に資する取組の実施

なお、本事業の国庫補助率は3/4（⑧については10/10）としているところであるが、地方負担分1/4については、令和4年度と同様に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において支援を継続することとしているので、御了知願いたい。

また、生活困窮者自立支援に係る機能強化に当たっては、以下を踏まえて、対応を進めていただきたい。

（ア）自立相談支援体制の強化

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により相談件数が急増し、現在も物価高騰等の影響を受けて相談件数が高止まりしていることに加えて、令和5年1月から特例貸付の償還が始まった。今後、償還が困難な借受人等、生活に困窮していることが明らかになった方への生活再建に向けた支援を行っていくことが必要であり、そのために必要な体制整備をお願いする。

その際、主に都市部においては、自立相談支援員等の業務負担が過重となっている実態があるため、それぞれの実態を踏まえて必要な措置を行うことが重要である。さらに、生活困窮の状況が継続している方等に対しては、自立に向けたより丁寧な支援を行うことが重要となる。各自治体におかれては、以下に示す観点に立ち、委託先の法人等を通じて各窓口の状況を把握した上で、上記の取組メニューを積極的に活用する等の対応を行い、必要な体制整備をお願いする。

- ・ 相談員等の時間外労働が過重となっていないか
- ・ 時間外労働や各手当など、必要な人件費の支払において、委託料に不足が生じていないか
- ・ 相談員等の健康状態に問題はないか
- ・ 相談支援員の手が回らないことを理由に、必要な方に支援が行えていないことはないか
- ・ 外国籍の方への対応などにおいて、翻訳機器等が必要となっていないか
- ・ その他、窓口において苦慮していることはないか

さらに、相談支援等の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や相談へのアクセスの確保の観点から、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を活用し、電話・メール・SNSのほか、タブレット端末等のICTを活用したオンライン相談の実施などの取組の推進をお願いする。また、相談支援員等の手洗い、咳エチケット等の徹底、自立相談支援機関等内の換気等の励行、発熱等の諸症状が見られる相談支援員等の出勤免除や外出自粛勧奨等の基本的な感染防止対策についても、引き続きお願いする。なお、消毒液の購入やパーティションの購入費用等についても、本交付金の活用が可能であるので、必要な環境整備を行っていただきたい。

なお、現在、自立相談支援事業等の適切な人員体制についての調査研究を

実施しているところであり、その成果も踏まえながら、令和6年度以降の自立相談支援事業等の補助体系について検討していくこととしているので、御了知願いたい。

(イ) 関係機関と連携した債務整理の支援

特例貸付の償還に関する相談支援等を行う中で、特例貸付以外の債務の存在が判明し、生活を再建するためには当該債務も含めた整理を行う必要がある場合には、多重債務相談窓口や消費生活相談窓口、法律に関する専門機関である法テラス、弁護士会、司法書士会等の関係機関と連携した対応をお願いしたい。具体的には、多重債務や法律相談の相談窓口を案内するほか、それらの相談窓口へのつなぎや同行支援、定期的な法律相談の開催など、本事業を活用し、地域の実情に応じた必要な支援をお願いしたい。

イ 緊急小口資金等の特例貸付の借受人等への支援

緊急小口資金等の特例貸付については、住民税非課税等の場合には償還を免除するほか、償還が困難な場合には償還を猶予するなど、借受人に配慮した仕組みを設けているが、こうした償還免除や償還猶予を受けた借受人は生活に困窮している場合も多いと考えられる。このため、自立相談支援機関においても、都道府県・市町村社会福祉協議会と連携しながら、特例貸付の借受人や生活困窮者自立支援金の受給者に対し、以下の点に留意の上、積極的に支援をお願いする。

- 償還困難な方が相談に来たときの対応
 - ・ 生活保護を受給しているなど償還免除の要件に該当する場合は、社会福祉協議会につなぐこと。
 - ・ 自立相談支援機関で相談を行った結果、相談者が特例貸付を利用しており、現在の生活状況から直ちに償還を行うことが困難な場合には、「猶予を行うことが適当である」旨の意見書の作成に協力いただきたいこと。
- 生活再建に向けた支援
 - ・ 償還免除となった方・償還猶予中の方は生活に困窮していることが見込まれることから、これらの方に対して、訪問等によるアウトリーチや家計改善支援事業の活用など、その方の生活状況に応じて、生活再建に向けた積極的な支援を行っていただきたいこと。

② 関係機関と連携した包括的な支援体制の構築

ア 支援会議の積極的な設置

生活困窮者自立支援制度においては、多様で複合的な課題を有する生活困窮者を早期に発見するとともに、生活困窮者の状況に応じた包括的な支援を適切に行うことが重要である。このため、これまで、順次関係機関との連携につい

て通知等によりお示ししてきたことに加え、平成 30 年改正法では、新たに「支援会議」を創設するとともに、事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化するなど、関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施するよう取組を進めてきている。

こうした中、中間まとめにおいて、支援会議の設置については、「将来的には全ての自治体での設置を目指しつつ、当面は、努力義務化する方向で検討を進めていくことが必要である。」とされたところであり、引き続き、各自治体においては、改めて関係通知の趣旨を確認の上、必要な連携体制の見直しや対応強化を進めていただきたい。その際、支援調整会議や、介護保険法に基づく地域ケア会議、障害者総合支援法に基づく協議会（自立支援協議会）等の既存の会議体の枠組みを活用して支援会議を設置しても差し支えない。また、公的な機関や関係部局のみならず、地域で様々な活動を行っている民間団体との連携についても推進するよう、願います。

なお、関係先から情報提供があったケースについては、アウトリーチ等の支援を行うほか、事案の緊急性等を踏まえて自立相談支援機関の連絡先を情報提供する等の対応も考えられるところであり、自立相談支援機関の体制も踏まえて、柔軟な対応をお願いします。

【連携通知の例】

- ・ 「生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等福祉対策及び児童福祉施策との連携について」（平成 27 年 3 月 27 日付け雇児福発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長及び社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度における生活困窮者自立支援制度担当部局と税務担当部局との連携について」（平成 30 年 10 月 1 日付け総税企第 119 号・社援地発 1001 第 9 号総務省自治税務局企画課長及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

イ プラットフォーム事業等を活用した NPO 等との連携の推進

従来とは異なる新たな支援層の顕在化や孤独・孤立問題への対応など、支援ニーズが多様化している中、NPO 法人や社会福祉法人等においては、独自の取組として、フードバンクによる食料提供や、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の一環とした現物給付などの取組が行われており、こうした NPO 等の民間団体による生活困窮者支援の取組は、コロナ禍の中で大きな役割を担ってきている。自立相談支援機関では、こうした民間団体独自の取組と連携して多様なニーズへの対応に取り組んでいる例もあることを踏まえ、各

自治体におかれては、こうした取組を参考としつつ、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金も活用しながら、地域の実情に応じた支援体制の整備をお願いする。

その際、どのような支援体制を構築する必要があるのかについて、行政や関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、その他NPO法人等の民間団体連携し、それぞれの地域における生活困窮者支援の実情や課題の整理を行い、連携体制や支援の方法、就労先の開拓などを検討いただきたい。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金のメニュー事業の中には、こうした官民連携の支援体制を構築するためのプラットフォームを整備するための事業や、自立相談支援機関において民間団体等との連携を推進する事業があるので、積極的に実施いただきたい。

(3) 就労準備支援事業及び家計改善支援事業の完全実施

① 生活困窮者自立支援法に基づく各事業の促進

平成30年改正法では、

- ・ 就労準備支援事業及び家計改善支援事業について、その実施を努力義務とすること
- ・ 国は、両事業の適切な推進を図るために必要な指針を策定し、事業実施上の工夫を図ること
- ・ 自立支援計画の作成に当たり、両事業との緊密な連携を図る体制が確保されている場合には、家計改善支援事業の補助率を引き上げること(1/2→2/3)

を講じた。

また、あわせて、両事業については、自治体の実情にも留意しながら、令和元年度から3年度の間を集中実施期間として完全実施を目指していくこととした結果、令和4年度の実施見込みは、就労準備支援事業では780自治体(86%)、家計改善支援事業では771自治体(85%)となっている。

こうした状況等を踏まえ、中間まとめにおいては、「必須事業化する方向で検討を進めていく必要がある」とされている。

各都道府県におかれては、未実施自治体に対し、引き続き、事業の実施に向けて、必要な助言や、広域実施のための関係市町村間の調整等も含めた支援を行っていただくとともに、事業を実施しているものの利用実績が低調な自治体に対しても、好事例の横展開等の必要な支援を行っていただくようお願いする。

② 就労準備支援事業等の広域実施による実施体制の整備促進

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業等の任意事業については、地域に活用可能な資源がない等の理由により、事業の実施が困難な自治体が見受けられている。

一方、コロナ禍で自立相談支援機関への相談が大きく増加する中で、効果的に自立に向けた支援を行っていくためにも、任意事業の実施率を高めて支援メニュー

一の自治体間のばらつきを解消することはさらに重要性を増している。また、中間まとめにおいて、就労準備支援事業や家計改善支援事業の必須事業化の検討にあたっては、小規模な自治体に対し、広域連携による事業の実施に向けた支援の必要性についても指摘されている。

各都道府県におかれては、未実施自治体同士の連携や都道府県の関与による広域実施について、実施自治体の取組例や、コロナ禍を契機に取組が広がっているICTの活用例を参考としながら検討の上、任意事業の実施を推進していただきたい。

広域実施の取組を行うにあたっては、「就労準備支援事業等実施体制整備モデル事業」により補助してきたところであるが、令和5年度も引き続き国庫補助を行う予定であるので、積極的に活用いただきたい。

また、一時生活支援事業については、「一時生活支援事業の共同実施」に係る事業においても補助が可能となっているので、積極的な活用をお願いする。

(広域実施の取組例)

形態	参加自治体	実施事業	ポイント
市主体	兵庫県加西市等3市	就労準備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 加西市は、人口規模約4.3万人の小規模な自治体で、就労準備支援事業を実施するにあたり、委託できる団体が存在しなかった。 ○ 北播磨圏域での広域実施を提案したところ、加東市、西脇市から賛同が得られ、3市合同での実施となった。(事務局を持ち回りで担当。) ○ 開拓した就労体験先の共有、就労体験の共同実施、定期的な連絡会の開催など
県主体	熊本県内9市31町村 (一時生活支援事業の場合)	就労準備 家計改善 一時生活 学習生活 支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一時生活支援事業では、熊本県の「社会的包摂・『絆』再生事業」に取り組んだ支援実績を生かし、熊本県管轄の31町村と9市で共同実施。 ○ 熊本県内は、任意4事業全てにおいて実施率が100%。
	茨城県内8市	家計改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 茨城県と協定市(8市)で、運営会議を定期的に開催しながら広域的に共同実施を展開。 ○ コロナ禍では、オンライン面談や電話・メール相談も実施。

③ 自治体・支援員向けコンサルティング事業の実施等

ア 専門スタッフ派遣によるコンサルティングの実施状況

令和元年度から、国の事業として、自治体の抱える困難事例や専門的助言が求められる事項に対し、適切な支援が可能な専門スタッフを派遣し、事業実施上のノウハウ伝達・助言等を行うコンサルティングを実施している。これによ

り、支援員のバーンアウトを防ぐとともに、全国的なスキル向上を目指している

令和4年度は就労準備支援事業や家計改善支援事業の立ち上げ支援のほか、子どもの学習・生活支援事業等の多様なテーマを設けているところ、34自治体の申込みを受け、対象自治体が希望する事業内容に応じてコンサルティングを実施している。

また、任意事業の完全実施に向けた重点支援対象県においては、個別のコンサルティングを実施する前に、県と管内未実施自治体を対象とした研修会を実施した。

なお、令和4年度のコンサルティング希望事業の内訳は、以下のとおり。

事業名	実施自治体数
就労準備支援事業（立ち上げ支援）	6
家計改善支援事業（立ち上げ支援）	5
就労準備支援事業（実施上の課題解決のための支援）	14
家計改善支援事業（実施上の課題解決のための支援）	7
子どもの学習・生活支援事業	5
一時生活支援事業	4
その他（官民連携等）	12
合計	53

※ 複数の事業についてコンサルティングを実施する自治体もある。

実際のコンサルティングでは、以下のような支援を展開している。

- 任意事業が未実施の自治体に対しては、実施するために必要となる地域の関係機関との連携方法や社会資源の活用方法等について、その自治体の地域特性に応じた具体的な働きかけ方を提案。また、事業を実施することによる財政的効果の表し方や、類似した人口規模の自治体の例を参考に予算案や人員配置案を提案するなど、必要な予算確保に向けた助言を実施。
- 任意事業を実施している自治体に対しては、現在の取組状況や支援実績、課題と感じている点等を確認し、課題解決に向けた改善内容を提案。例えば、家計改善支援事業では、入口の相談時に家計表の作成を行うことで、世帯全体の置かれた状況等のアセスメントが可能であることや、税務等担当課への分割納付のための同行支援の実践例を紹介することで、任意事業の効果的な取組方法や庁内連携についての具体的な助言を実施。

これまでにコンサルティングを実施した自治体からの意見は以下のとおり。

- 事業実施に向け、運営体制や人員配置等の具体的なイメージをもつことができた。
- 自立支援機関との連携や役割分担について確認することができた。

- ・ 自治体の地域特性を踏まえた具体的なアドバイスを受け、各事業の効果的な取組方法を知ることができた。
- ・ 事業立ち上げ後も、先進事例等を参考としたいことがあるので、継続した支援をお願いしたい。

今後については、継続した支援の要望があることも踏まえ、引き続き事業の立ち上げ後の支援も実施するほか、子どもの学習・生活支援事業や一時生活支援等の任意事業、支援会議の設置・運営等の多様なテーマを設ける方向で検討している。

なお、令和5年度は、7月頃を目途に各自治体へ希望調査を行い、夏頃からコンサルティングを開始する予定であるので、円滑かつ適切な事業実施や事業内容の充実、支援スキルの向上のため、積極的に御活用いただきたい。特に、就労準備支援事業及び家計改善支援事業については、全国どこでも必要な支援を受けられるようにしていくことが望ましいことから、積極的にコンサルティング事業を活用いただくよう、都道府県からも管内未実施自治体への働きかけをお願いする。

イ 情報共有サイトによる支援の状況

全国の支援員や行政職員が互いに支援に必要な情報を共有できる機会を設けることを目的とし、令和元年度以降、「困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）」を開設（令和4年度は一般社団法人生活困窮者自立支援全国ネットワークに委託）している。本サイトでは、生活困窮者支援に関する研修会や全国各地の情報、厚生労働省からの通知や事務連絡、社会福祉推進事業の報告書や支援ツール、都道府県研修用の教材、ブロック別研修の資料等、支援に関する情報を、見やすく、分かりやすく、総覧的に閲覧することができる内容としている。

本サイトは、一般の方にも広く関心を持っていただけるように大部分を公開しているが、一部については、支援員及び行政職員限定の閲覧としている。非公開部分では、自治体毎のログインID・パスワードで入ることができる仕組みとなっており、自治体の支援事例等といった支援に役立つ情報が随時共有されている。

各自治体におかれても、各地で開催されるイベント情報の掲載など、随時依頼可能であるので、本サイトを積極的に活用いただき、支援に必要な情報の共有を図っていただきたい。

【ホームページ】困窮者支援情報共有サイト（みんなつながるネットワーク）

<https://minna-tunagaru.jp/>

(4) 生活困窮者の状況に応じた多様な働き方の確保

① 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング事業

令和2年度から、都道府県等を対象に、就労体験、就労訓練先を開拓し、対象の状態像に応じた業務の切り出しの提案も行いながら、マッチングを行うための経費

を補助する事業を実施してきたところである。

令和5年度においては、マッチング後の利用者と訓練先企業双方のフォローアップの充実を図り、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うなど、令和4年度までの事業を拡充したモデル事業を実施する。また、令和5年度の事業の実施状況を踏まえ、令和6年度以降の事業のあり方を検討することとしている。

多様な就労体験・訓練先を確保することが、個々の状況に応じた就労支援に資することから、本事業を積極的に活用いただきたい。

また、効果的な実施のためには、本事業による都道府県による広域的な取組と、管内自治体による地域や個人に密着した取組の両者の連携による推進が必要であり、自立相談支援機関などから、相談者の就労ニーズを聞き取るなど、積極的な取組をお願いする。

② 認定就労訓練事業の申請手続の簡素化及び利用の更なる促進

令和4年の地方分権改革に関する提案募集において、認定就労訓練事業の申請手続の簡素化について提案があった。提案を踏まえ、登記事項証明書の添付省略等申請手続の簡素化を検討している。今年度中に、検討結果を踏まえ事務手続の内容を整理し、通知を発出する予定であるので、管内の事業所等に周知をお願いする。また、認定就労訓練事業所の開拓及び認定就労訓練事業の更なる利用促進について、積極的な取組をお願いする。

③ 特定求職者雇用開発助成金制度

特定求職者雇用開発助成金は、様々な理由で就職が困難な方を雇い入れる事業主に対して支給する助成金であり、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業の一環として実施する訓練・実習後、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる場合には、特定求職者雇用開発助成金制度の対象となる可能性がある。認定就労訓練事業所等協力事業所に制度の周知をお願いする。

④ 地域職業能力開発促進協議会

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の規定に基づき、各都道府県単位で「地域職業能力開発促進協議会」を開催することとされており、取り上げるテーマに沿った関係者として、生活困窮者自立支援制度担当部局等の参加も求められている。都道府県の職業訓練担当部局等から協議会への参加依頼があった場合には、参加について積極的に御検討いただきたい。

(5) 家計改善支援等

家計改善支援事業は、生活困窮者が自己の収入、支出その他家計の状況を自ら適切に把握し、家計の改善の意欲を高めることを支援するため、家計支援計画（家計作成プラン）を作成し、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利

用に向けた支援、債務整理に関する支援、生活福祉資金貸付のあっせんを総合的に実施するものである。

こうした支援は、新型コロナウイルス感染症感染拡大や物価高騰等の家計への影響や、緊急小口資金等の特例貸付の償還開始（令和5年1月）、年金担保貸付事業の廃止（令和4年3月末）等を背景に、その重要性はさらに高まっており、どの地域でも自立相談支援に加えて家計改善支援を受けられるようにしていくことが必要である。また、特例貸付の償還期間は、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間であることから、中長期にわたる息の長い支援が求められる。

中間まとめにおいて、家計改善支援事業については、

- ・ 必須事業化する方向で検討を進めていくことの必要性
- ・ 自立相談支援事業だけでなく家計改善支援事業と生活福祉資金貸付制度との連携の強化
- ・ 日常生活自立支援事業等の権利擁護支援策との連携強化

等について指摘されている。

各自治体におかれては、こうした指摘に留意しつつ、家計改善支援事業の人員体制を整えるとともに、事業が未実施の自治体におかれては、広域実施も含め、事業の実施をお願いする。

(6) 子どもの学習・生活支援関係

① 生活困窮世帯の子どもに対する生活支援の充実

子どもの学習・生活支援事業は、生活困窮世帯や生活保護受給世帯の子どもに対しその将来の自立に向けたきめ細やかで包括的な支援を行うとともに、世帯全体への支援を行うため、学習支援、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等の支援（生活支援）、進路選択等の教育・就労に関する相談等の支援を実施するものである。

令和5年度から、不登校等の個別の課題を抱える子どもへの個別的・長期的な支援を行えるよう、子どもの学習・生活支援事業における「生活習慣・環境改善」の加算額を拡充することとしている。

また、中間まとめを踏まえ、子どもだけでなく世帯全体への支援に繋げる観点から、今後、子どもや保護者に対する相談支援や自立相談支援事業の利用勧奨といった生活支援についても、学習支援と一体的に行うよう求める方向で検討していく。

さらに、高校生以上の世代に対して切れ目のない相談支援を推進するとともに、関連する他制度との連携をより一層強化するため、本事業のガイドラインを作成し、好事例を横展開していく予定である。

各自治体におかれては、学習支援のみならず、子どもが自分の将来を考えるきっかけとなる様々な取組や、保護者を含めた世帯全体に対する支援をより充実させることで、世帯が抱える複合的な課題の改善及び子どもの貧困連鎖の防止に取り組むよう、事業の実施・拡充の検討をお願いする。

② 子どもの学習・生活支援事業の事業継続体制整備の強化

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、子どもの学習・生活支援事業を一時的に休止せざるを得ない状況となった事例も見受けられた。また、学習支援会場が遠隔地にある、家庭の事情や集団での学習支援になじまないなどの理由により、参加が困難となっている場合もある。

こうした生活困窮世帯の子どもに対しては、継続した学習支援等を行う観点から、以下の例を参考として、事業の継続や、より多くの子どもが利用できるよう、オンラインによる支援体制整備を進めていただきたい。なお、この取組を進めるに当たっては、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を積極的に活用いただきたい。

[体制整備の例]

- 遠隔地での学習支援やオンライン相談が行える環境整備に要する初期費用の補助の活用
- 具体的には、貸出用タブレットの購入、事業者における電話・インターネット回線の設置・通信機器整備、Eラーニング教材の作成等

(7) 居住支援関係

① 居住支援について

住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業による衣食住の提供及び自立相談支援事業と連携した就労等による自立支援、令和元年度から施行された地域居住支援事業によるアパート等への入居支援、居住を継続するための見守り等支援等を実施しているところであるが、一時生活支援事業の実施率は令和3年度が約4割で、そのうち地域居住支援事業の実施率は約15%にとどまる。

中間まとめを踏まえ、令和5年度から住まい支援を強化するため、入居支援や見守り等を行う地域居住支援事業を一時生活支援事業（シェルター事業）の実施の有無に関わらず、より柔軟に実施できるよう運用を見直す。また、専門職員の配置を促進することで、不安定居住者への居住支援や、居住後の継続的できめ細やかな支援を強化するなどの見直しを行う。

各自治体におかれては、令和4年度第二次補正予算「居住生活支援加速化事業」（補助率 10/10）も活用しながら、地域居住支援事業の実施など居住支援のニーズの把握も含めて、居住支援の強化をお願いする。

また、これらの対応にあたっては、住宅の確保から日常生活支援、地域における居場所の確保までの一連の支援を効果的に実施するため、公営住宅や居住支援法人、住宅セーフティネット制度をはじめとする住宅施策との連携に向けて、居住支援協議会への参画も含めて、検討をお願いする。

なお、厚生労働省においては、令和4年度に引き続き令和5年度においても、不安定居住者に対する支援情報サイト及び電話・メールによる総合相談窓口（通

称「すまこま。」)を設置し、各支援策の情報提供や自立相談支援機関等につながるといった、不安定居住者に対するアウトリーチ支援を実施する予定である。

重ねてのお願いになるが、各自治体におかれては、「すまこま。」から不安定居住者等に関する相談内容等の情報提供があった場合に、各自治体における一時生活支援事業の実施の有無に関わらず、まずは不安定居住者本人から状況について丁寧にお聞きして相談支援を行った上で、必要に応じて住居確保給付金の案内や、居住支援法人へつなぐなどの支援をお願いします。

また、令和5年度には、ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)を実施する。引き続き、巡回での目視による調査を予定しているため、各自治体におかれては御協力をお願いします。

② 住居確保給付金について

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響下においても安定的な住まいを確保するため、住居確保給付金については、これまで支給対象範囲を拡大したほか、解雇以外の休業等に伴う収入減少の場合であっても3か月間の再支給を可能とするなどの特例措置を実施してきたところである。

こうした特例措置等については、中間まとめで示された方向性を踏まえて、本来の制度目的との整合性やその効果等を検証し、コロナ禍における特例的な対応を一部恒久化するとともに、自立支援機能の強化等が図られるよう見直しを行う。

具体的には、令和5年4月より、職業訓練受講給付金との併給を可能とする特例を恒久化するとともに、本則による再支給(最大9か月)について、解雇された者だけでなく、新たにシフト減等により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状態にある者も対象とし、特例による再支給(3か月)は令和5年3月をもって終了する。また、特例以外の見直しとして、児童扶養手当、児童手当等の特定の目的のために支給されている手当等を収入算定から除外することや、求職活動要件について、自営業者等の場合は、一定期間、ハローワーク等を活用した求職活動に代え、事業再生のための活動でも可とするなどの見直しを行う。

詳細については追ってお示しするが、各自治体におかれては、住まいを失うおそれのある生活困窮者に対して、就労自立へのより一層の支援をお願いします。

また、これらの対応にあたっては、ハローワーク含めた関係機関との連携が重要であるため、連携体制の構築に向けて準備をお願いします。

(8) 就職氷河期世代への支援強化

就職氷河期世代への支援については、「経済財政運営と改革の基本方針2022」(令和4年6月7日閣議決定)において、令和4年度までの3年間の集中取組期間を「第一ステージ」と捉え、令和5年度からの2年間の位置付けることとされた。そして、これまでの施策の効果も検証の上、効果的・効率的な支援に取り組み、成果を積み上げる旨の方針が示されたところである。

今般、上記の方針に基づき、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2023」(令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定)が策定さ

れた。生活困窮者自立支援制度における具体的な取組は、以下のとおりであるので、御了知の上、積極的な取組をお願いする。

ア アウトリーチ等の充実による自立相談支援機関の機能強化【継続】

社会参加に向けてより丁寧な支援を必要とする方については、アウトリーチ等による積極的な情報把握により早期に支援につなぐことや、支援につながった後の丁寧な支援が求められる。

ひきこもりの状態にある方への対応については、

- ・ 「ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の自立相談支援機関における対応について」（令和元年6月14日付け社援地発0614第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「市町村におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知等について」（令和元年10月25日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）

により、次の点に留意した丁寧な対応の徹底等をお願いしており、引き続き、本通知等を踏まえた適切な対応を進めていただきたい。

【丁寧な対応を行う際の留意点】

- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、自立相談支援機関において相談を確実に受け止めること
- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やそのご家族を中心とした支援を継続すること

また、アウトリーチ等の充実による自立相談支援の機能強化事業については、補助率を自立相談支援事業と同様に3/4に見直しつつ、令和5年度も引き続き実施するので、積極的に活用していただきたい。

イ 就労体験・就労訓練先の開拓・マッチング【拡充】【再掲】

上記（4）①を参照いただきたい。

ウ 就労準備支援事業等の広域的実施による実施体制の整備促進【継続】【再掲】

上記（3）②を参照いただきたい。

（9）孤独・孤立対策の推進

新型コロナウイルス感染症感染拡大への対応に伴う影響が長期化することにより、孤独・孤立の問題がより一層深刻な社会問題となっている。

今般、「孤独・孤立対策の重点計画」が改定（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）され、その中では、自立相談支援機関における包括的な支援の強化や生活困窮者等のための地域づくりの推進などの生活困窮者支援制度における施策も位置付けられている。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金等を活用

し、積極的な取組をお願いする。

(10) 生活困窮者支援等のための地域づくりの推進

コロナ禍を背景に孤独・孤立問題が深刻化している中、生活困窮者支援の現場では、公的機関への相談に心理的ハードルを感じる方や、他者とのつながりが長らく途切れていた方などを支援につなぐ一環として、居場所づくりの取組が進められ、相談者との関係性の維持やコミュニケーション能力の向上といった効果につながっている。

こうした取組を進めるに当たっては、生活困窮者だけでなく、地域住民が広く集い、交流することによって、地域社会からの孤立を防ぐことにもつながるため、地域住民の理解を得ることも重要となる。

生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進することを目的としている。各自治体におかれては、本事業を活用し、地域づくりの推進に取り組んでいただきたい。

(11) いわゆる「旧統一教会」問題・被害者への対応について

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、政府において、令和4年9月初旬から合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応してきたところである。

同年11月10日に開催した「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議において、「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」がとりまとめられ、合同電話相談窓口の機能等を継承した対応窓口を法テラスに設置するとともに、生活困窮者自立支援として、

- ・ ハローワーク等との連携や自立相談支援機関の就労支援員による支援
- ・ 学習支援、育成環境改善の助言、進路選択に関する情報提供等のこどもの学習
- ・ 生活支援（子どもの学習・生活支援事業）

等を推進することとされた。

各自立相談支援機関におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応いただいているものと承知しているが、改めて、法テラスに設置される相談窓口からの紹介を含め、自立相談支援機関に旧統一教会を背景とした生活困窮に関する相談があった際には、相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応をしないよう留意いただくとともに、必要に応じて警察、消費生活センター等の関係機関とも連携しつつ、適切に御対応いただくようお願いする。

(12) 令和5年度における人材養成

- ① 国研修と修了証要件にかかる都道府県研修の位置付けについて

生活困窮者支援に携わる人材の養成は、本制度の要となるものである。特に、平成30年改正法において、「市等の職員の資質を向上させるための研修の事業」が都道府県の努力義務として位置付けられたこと等を踏まえ、令和2年度から、国による人材養成研修（国研修）を前期研修として一部継続させつつ、残る人材養成研修（後期研修）の実施主体を都道府県に移管したところである。

都道府県研修（後期研修）の要件は、以下の全てを満たすことを必要としており、各都道府県におかれては、これらの要件に御留意の上、積極的に後期研修を実施いただくようお願いする。

- i. 参加型研修の形式を取り入れること
- ii. 研修企画チームをつくり企画・立案すること
- iii. 制度の理念と基本姿勢を伝えること
- iv. 研修時間は計10.5時間以上実施すること

なお、令和5年度の研修修了要件は以下のとおりであるが、いずれの修了者についても、都道府県から修了証を発行することが必要になるため、御留意いただきたい。

- 自立相談支援事業従事者（主任相談支援員・相談支援員・就労支援員）
国研修（前期研修）及び都道府県研修（後期研修）を全て受講すること。
※ 都道府県研修については、後述のブロック別研修の受講により代替可。
- 就労準備支援事業従事者及び家計改善支援事業従事者
国研修を受講すること。ただし、自立相談支援事業従事者との連携強化のためにも、都道府県研修へ参加することが望ましい。

また、都道府県研修（後期研修）とは別に、これまで都道府県が独自に実施していた研修（新任者向け研修、フォローアップ研修等）についても、今後も引き続き実施いただくなど、都道府県ごとに研修体制を充実させ、支援スキルの向上に努められたい。

② 国研修の実施予定

令和5年度は、国において、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の各従事者向け研修、都道府県研修の企画・立案方法等を内容とした担当者研修、生活困窮者自立支援制度の体制整備に向けた自治体担当者研修の実施を予定している。

加えて、困難ケースに適切な支援を実施できるよう、テーマ別研修を設定しており、令和5年度においては、「孤独・孤立」や「こどもと家族支援」といった課題に対応するための支援手法等に係る研修を実施する予定である。

対象となる支援員や職員が積極的に受講できるよう、御配慮をお願いする。

なお、いずれの研修についても詳細は追ってお示しする予定である。

③ ブロック別研修の実施予定

自立相談支援事業の従事者研修を終了するためには、都道府県研修（後期研修）の受講が原則となるが、予定が合わない等の事情により都道府県研修の受講が難しい場合には、ブロック別研修の受講をもって修了証要件を満たすと取り扱うことも可能である。

なお、令和5年度のブロック別研修は、秋以降の開催を予定しているが、詳細は追ってお示しする。

(13) その他

① 改革工程表に基づく目安値について

生活困窮者自立支援制度においては、これまで、新規相談受付件数、プラン作成件数、就労支援対象者数、就労・増収率、自立生活のためのプラン作成者のうち自立に向けての改善が見られた者の割合等をK P I（重要業績評価指標）として設定していたところである。今般、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議決定）に基づき、令和5年度以降今後3年間の国のK P Iについて、制度開始以降の支援実績や特例貸付の償還開始による相談対応等を踏まえ、以下のとおり見直しを行った。引き続き、(2)でお示しした国の財政支援も活用して支援体制の強化を図りつつ、必要な支援を行っていただくようお願いする。

(令和5年度から令和7年度の目安値)

	K P I	目安値※	参考（実績）		
			(R元)	(R2)	(R3)
新規相談受付件数	年間40万件	27件	16.2件	51.4件	36.6件
プラン作成件数	新規相談受付件数の50%	14件	5.2件	9.1件	9.7件
就労支援対象者数	プラン作成件数の60%	8件	2.3件	5.0件	5.2件
就労・増収率	75%	75%	61%	27%	35%
自立に向けての改善が見られた者の割合	90%	90%	85%	83%	79%

※ 人口10万人・1か月当たりの目安値を設定。人口10万人未満の自治体については、人口規模別に設定。

② 生活困窮者自立支援統計システムの改修について

令和4年度は、第2期政府共通プラットフォームへの移行とともに、検索条件

の追加や、支援対象者の属性の年度累計での抽出を可能とする等の生活困窮者自立支援統計システムの改修を行っている。また、重層的支援体制整備事業における「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」の運用開始に向けたシステム改修も併せて行っている。令和5年度から、改修後のシステムでの運用を予定しているところであるが、アップデート作業等を依頼する予定なので、御対応をお願いする。

2 緊急小口資金等の特例貸付等について

(1) 緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援

生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金・総合支援資金に関しては、令和2年3月末から、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により、当面の生活費が必要な方に対し、特例措置として、従来の低所得世帯要件等を緩和し、必要な貸付（特例貸付）を実施してきた。この特例貸付は令和4年9月末まで実施し、延べ約335万件、約1兆4,269億円（いずれも速報値）の貸付決定を行ったところである。

また、令和3年7月から、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、総合支援資金（再貸付）を借り終えた等の事情で貸付を利用できない世帯であって、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象に、生活困窮者自立支援金を創設し、令和4年12月まで実施した。

特例貸付のうち、緊急小口資金及び総合支援資金（初回貸付）については、償還開始時期が令和4年12月末日以前に到来する場合には据置期間を一律令和4年12月末まで延長していたところであり、令和5年1月から償還が開始された。

この償還開始に伴い、償還免除を受けた者や償還が困難な借受人については、特に支援が必要と考えられることから、「緊急小口資金等の特例貸付の借受人へのフォローアップ支援について」（令和4年10月28日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室長事務連絡）を発出し、フォローアップ支援をお願いしている。借受人への支援にあたっては、都道府県社会福祉協議会だけでなく、日頃借受人との関係が深いと考えられる市町村社会福祉協議会が、自立相談支援機関と密に連携をとり、都道府県社会福祉協議会につなぐなど、地域の実情に応じた連携体制を構築し、積極的な取組をお願いする。

（フォローアップ支援の概要）

① 償還免除を行った借受人

- ・ チラシの配布等により自立相談支援機関を案内するとともに、自立相談支援機関に借受人の情報を提供し、個別に自立相談支援機関へつなぐなど、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を含め、積極的なフォローアップ支援を実施。
- ・ 個々の状況に応じて、生活困窮者自立支援制度における家計改善支援や就労支援、ハローワークや福祉事務所との連携など、今後の生活再建に向けて必要な支援を実施。

- ② 償還免除の案内に未応答の借受人
- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に申請書の再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
 - ・ その際、償還に関する相談の周知を行うとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。
- ③ 償還免除に至らないものの償還が困難な借受人
- (1) 個々の状況に配慮した償還猶予や少額返済の案内
- ・ 償還が困難との相談があった借受人に対しては、以下に留意して、個々の状況に応じ償還猶予を適切に実施。
 - ・ 猶予後の償還可能性を厳密に求めることなく、相談時点の償還困難な状況がある場合には積極的に対応。
 - ・ 収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、個々の状況に応じて柔軟に判断。
 - ・ なお、償還猶予を行った場合には、可能な限り自立相談支援機関で支援を実施。
 - ・ 償還計画どおりの償還が困難な借受人に対しては、必要に応じて、償還計画の変更や少額返済を認めるなど、個々の状況に配慮した対応を実施。
- (2) 訪問等のアウトリーチによる生活再建に向けた支援
- ・ 現に生活に困窮している方を早期に支援する観点から、その生活状況を把握し、必要に応じて自立相談支援機関等の必要な支援に適切につなぐなどの対応を行うため、訪問等のアウトリーチによるプッシュ型の支援を実施。
 - ・ また、自立相談支援機関から借受人の生活状況から償還猶予を行うことが適当であるとの意見を提出するなど、借受人に寄り添った丁寧な支援を実施。
- ④ 生活困窮者自立支援金、住居確保給付金の受給者へのフォローアップ支援
- (1) 自立支援金受給終了者に対するプッシュ型による重点的な案内
- ・ 償還開始の案内時の償還免除申請の再案内や、個別に再送付や電話等による申請勧奨、申請方法を分かりやすく紹介したホームページの掲載、申請手続きの支援等、プッシュ型による償還免除の積極的な申請勧奨を実施。
 - ・ その際、償還に関する相談の周知を行うとともに、償還中であっても一定の要件を満たす場合は償還免除を適用できることのほか、償還猶予や少額返済の方法があることを案内し、個々の状況に寄り添ったきめ細かな対応を実施。
- (2) 自立支援金受給終了者及び住居確保給付金の受給終了者への相談支援等
- ・ 支援金等の受給を経てもなお自立等に至らなかった要因や、生活課題等を適切にアセスメントするとともに、生活困窮の状況を踏まえ、必要に応じて生活保護への移行に向けた支援等を実施。
 - ・ 特例貸付を受けていたことが確認されたときには、可能な限り、償還免

除手続きの有無の確認や、償還免除や償還猶予等の案内等を実施。

- ・ 支援金等の受給終了後の就労等の状況等を踏まえ、必要に応じてアウトリーチ型による相談支援等を実施。

※ 住居確保給付金の受給終了者に対しては、可能な限り上記の対応をいただくよう、御配慮をお願いする。

(2) 特例貸付の債権管理について

緊急小口資金等の特例貸付における償還期間については、緊急小口資金が2年間、総合支援資金が10年間となっている。

この間、都道府県社会福祉協議会において債権管理のための事務体制が必要となるところ、必要な経費については、特例貸付の延長にかかる貸付原資と一体的に計上し、償還期間（緊急小口資金2年間、総合支援資金10年間）の間に必要な金額を含めて貸付原資と一体的に一括して交付している。各都道府県及び各都道府県社会福祉協議会におかれては、従来の活動に支障が生じないように、都道府県社会福祉協議会の体制強化や、債権管理に関する業務の外部委託、償還に向けた様々な支援や窓口での相談等を行う市町村社会福祉協議会の体制強化などをお願いする。

なお、貸付原資として交付した額については、貸付実績が確定され次第、貸付に使用されなかった余剰分を令和5年度中に国庫に返還いただく予定である。詳細については、追って連絡するので、御了知願いたい。

(3) その他

① 教育支援費の貸付原資の国庫への返還

生活福祉資金貸付制度の教育支援費については、独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等への進学者に対する奨学金事業の抜本的な拡充に伴い、貸付原資の一部について、2017年度から2023年度までの7年間にわたって応分の国庫返還を求めることとしており、引き続き必要な対応をお願いする。

なお、生活福祉資金貸付制度は、他制度優先としているため、大学進学等のために必要な費用は、原則として、独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金制度を活用することとなる。しかし、奨学金の申請を行っているものの納入期限までに学費等の支払いが困難である等の場合には、当面、必要となる数か月分の学費を教育支援費で貸し付け、奨学金が決定され次第、返還を求めることとして差し支えないので、改めて、この取扱いについて、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会に周知徹底を図られるようお願いする。

② 本則における事務費の取扱い

生活福祉資金貸付事業（本則）にかかる事務費に対する補助については、平成27年度から一定の経過措置を設けた上で、事業実績（「貸付件数」と「償還件数」）に応じた補助基準を新設するとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金の生活福祉資金体制整備事業の廃止に伴う当面の間の経過措置として、運用上、貸付原資を取り崩して事務費に充当することを可能とする取扱いとしていた。

貸付原資の取崩しに関する令和元年度以降の取扱いについては、「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度の取扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）において、当面の間、以下のとおり取り扱うことを示しているが、引き続き、令和元年度に創設した新たな評価に関する加算（債権回収体制整備加算、債権回収取組強化加算）の取得等について、積極的に対応いただきたい。

なお、当該取扱いにおける取崩し上限額を超える取崩しが必要な場合には、経過措置として、個別協議の上で、取崩しを認めてきたところであるが、今後の取扱いについては、貸付原資の取崩し状況等を踏まえながら検討を行っていく予定であるので、御了知願いたい。

「生活福祉資金貸付制度の体制強化を図るための貸付原資の取崩し等に係る平成 31 年度以降の取扱いについて」（平成 30 年 12 月 20 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（抜粋）

【貸付原資の取崩しについて】

生活福祉資金貸付事業の体制整備を図ることを目的として行っている貸付原資の取崩しについては、当面の間、以下のとおりとする。

- ・ 取崩しの上限額は、償還金収入（※）の実績額の 3 割までとし、各都道府県における平成 26 年度の基金事業の執行実績の 1 / 2 と償還指導等に要する経費（定額分）の平成 26 年度の実績をあわせた額を目安とする。
 - ・ 取崩しを行うに当たっての財源は保有原資のどの種類でも可能とする。
- ※ 償還金収入の実績は、厚生労働省への報告等に基づき、前年度実績額、または当該年度の執行見込み額により算定すること。具体的な手続きについては、別途連絡することとする。

加えて、緊急小口資金等の特例貸付と本則にかかる債権管理に係る事務費については、財源が異なることから、それぞれ事務費の用途を明確にしておくことが必要である。

厚生労働省では、今後とも、これらの制度を取り巻く状況を注視しつつ、都道府県及び市区町村社会福祉協議会における事務費の実態や構造を把握した上で、必要な効率化を求めていくとともに、事務費のあり方を含め、貸付ニーズに対する効果的な事業の運営方法等について総合的な検討を行っていく予定である。

③ 年金担保貸付事業について

年金担保貸付事業については、平成 22 年度の行政刷新会議の事業仕分けの評決を踏まえ、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）」において事業の廃止が決定され、令和 4 年 3 月末までで新規貸

付の申込受付を終了したところである。

今後、年金担保貸付を利用できなくなった高齢の生活困窮者が、自立相談支援機関や家計改善支援事業を実施する機関に相談に訪れるケースが増えることも想定される。

このような高齢の生活困窮者への対応については、平成 29 年の社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書においても、

- ・ 収入が年金に固定されている中で家計をどう考えていくかが必要であり、年金担保貸付事業の廃止に伴い、他で借金を重ねることのないよう、また貸付がなくても家計を維持できるようにする観点からも、細やかな対応が必要である。
- ・ 年金担保貸付事業の廃止の方向性の中で、家計相談支援が必要な高齢者がいることも踏まえ、家計相談支援事業をさらに推進するとともに、生活を行う上でやむを得ない一時的な資金需要が生ずる低所得の高齢者等に対しては、生活福祉資金貸付制度で対応することが必要である。

と指摘されている。

このため、高齢の生活困窮者が安易に他で借金を重ねることのないよう、家計改善支援等を通じて、高齢者本人に家計を維持することのできる能力を身につけていただくことが重要である。

各自治体におかれては、都道府県社会福祉協議会、窓口業務を担う市区町村社会福祉協議会とも緊密に連携しながら生活福祉資金貸付事業の周知に努めるとともに、年金担保貸付事業の利用者の受け皿の一つとなる家計改善支援事業の更なる推進をお願いする。また、両事業の相談が増えることが見込まれることから、これらの事業の窓口の体制整備等について積極的な取組をお願いする。

第3 生活保護制度について（保護課、自立推進・指導監査室）

1 生活保護を取り巻く現状について

（1）生活保護の動向

（受給者数について）

令和4年10月時点の生活保護受給者数は約202万人（保護率：1.62%）である。また、対前年同月伸び率が平成27年9月以降マイナスとなっており、減少傾向にある。

近年の受給者数の動向を年代別の構成割合で見ると、高齢者の占める割合が大きくなっており、生活保護受給者の半数（令和3年7月末時点で約53%）は65歳以上の者となっている。

（世帯数について）

令和4年10月時点の生活保護受給世帯数は約164万世帯である。

近年の世帯数の動向を世帯類型別にみると、社会全体の高齢化と単身高齢世帯の増加を背景として高齢者世帯数の増加が続いている。一方で、高齢者世帯を除く世帯数は、平成25年2月のピーク時から約16万世帯減少しているが、その中でコロナ禍において「その他の世帯」は令和2年6月以降、対前年同月比がプラスに転じている。

（申請件数について）

生活保護の申請件数について、コロナ禍において緊急事態宣言が発令された令和2年4月以降の前年同月比をみると、令和2年度は、4月に25%と大きく増加した後、雇用調整助成金、生活福祉資金貸付制度の特例貸付や住居確保給付金など、新型コロナウイルス感染症に係る各支援措置の効果もあり5月～8月は減少し、9月以降は7ヶ月連続で増加した。令和3年度は、前年の急増を受けて4月に減少した後、5月以降は8ヶ月連続で増加し1～3月は減少した。令和4年度は、4月は減少し5月以降は6ヶ月連続で増加している。

（2）現下の状況における適切な保護の実施について

保護の申請は増加傾向にあり、保護が必要な人には適切な保護の実施が求められる。

こうした状況を踏まえ、福祉事務所の面接相談や保護の決定、その後の就労支援等による自立支援までの一連の業務に対する人員の体制強化に要する経費として、令和4年度第二次補正予算においても「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」（59億円）に非常勤職員の雇上げ費用に要する経費を計上しているため、積極的に活用願いたい。

2 令和5年度の生活保護基準について

(1) 生活保護基準の検証結果について

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会（以下「基準部会」という。）において、5年に1度実施される全国家計構造調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

令和4年の検証では、生活扶助基準に関する検証を行い、令和4年12月に基準部会の報告書が取りまとめられた。

具体的には、2019年に実施された全国家計構造調査を基礎データとして用いて、現行の基準額と一般低所得世帯の消費水準との比較を行った。

その結果、モデル世帯として設定した夫婦子1人世帯の一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準は、同世帯の基準額を2パーセント程度上回っていることを確認した。

また、年齢・世帯人員・居住地域別の較差についての検証では、消費実態と基準額の乖離を確認するとともに、その検証結果を踏まえる上での留意点として、「特に年齢別較差に関しては、消費支出が世帯単位のものであって年齢別の個人の消費を直接捉えられるものではないなど、利用可能なデータ上の制約からも幅をもってみる必要がある」、「第2類の費用の級地間較差に関しては、必ずしも上位級地が下位級地よりも高くない状況であるため、これを機械的に反映した場合には、これまでの制度と矛盾が生じることにも留意が必要である。」等が挙げられた。このほか、「生活保護を受給する個々の世帯の生活に急激な変化を生じさせないように十分配慮することが必要である。」、「生活扶助基準の検証に用いた2019年全国家計構造調査の実施時点以降、新型コロナウイルス感染症だけでなく足下の物価上昇を背景として、消費実態

等の社会経済情勢が変化していることについては、適切に配慮する必要がある。」と
いったことも留意点として挙げられたところである。

(2) 生活保護基準の見直しについて

生活扶助基準については、基準部会の検証結果を適切に反映することを基本とし、
その上で、検証年である令和元年以降の社会経済情勢については、コロナ禍による影
響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇の影響の動向の見極めが困難であるこ
とから、当面2年間の臨時的・特例的な対応として、

- ・ 基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当
り月額1,000円を加算するとともに、
- ・ 加算を行ってもなお現行の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を
保障することとし、

これらの見直しを令和5年10月から実施することとした。

また、令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を
見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討する
こととしている。

(3) 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響

上記のとおり、令和6年度までは基準額が引上げか据え置きとなるため、生活扶助
基準の引下げに伴う他制度への影響は生じない。なお、令和7年度以降の生活扶助基
準の取扱いは改めて検討することになるので、御留意願いたい。

(4) その他の扶助・加算について

その他の扶助・加算のうち、住宅扶助（住宅維持費）、出産扶助、生業扶助（技能
修得費）等については、扶助等の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定
を実施することとしている。

(5) 生活保護事務処理システムの改修について

生活扶助基準の見直し等に伴う生活保護事務処理システム等の改修については、所
要の経費を補助する予定であるので、詳細は追ってお知らせする。

3 就労支援の充実について

(1) 被保護者の就労支援

稼働能力を有する被保護者の就労支援については、これまでも、ハローワークとの連携による「生活保護受給者等就労自立促進事業」、就労支援員の配置などの「被保護者就労支援事業」の実施、また、就労意欲や基本的な生活習慣などに課題を抱える者については、「被保護者就労準備支援事業」に取り組んでいただいているところである。

これらの就労関連事業の活用により、就労可能な被保護者の多くは就労に繋がり、自立に至っているところである。一方、日常生活や社会生活の面で課題を抱え、就労による自立に一定程度の時間を要する者も存在していることから、各自治体におかれては、就労に向けた日常生活習慣の形成や基礎技能の習得等の準備を要する被保護者について、個々の状況や課題に応じて、効果的と考えられる支援メニューを企画・立案し、計画的かつ一貫した支援を進める観点から被保護者就労準備支援事業を積極的に活用いただきたい。

なお、令和4年12月20日に公表された「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理」（中間まとめ）（以下「中間まとめ」という。）においては、被保護者就労準備支援事業は、本人の生活にある程度深く関わることができ、日常生活自立や社会生活自立に関する支援としても有効であることから、より多くの被保護者が本事業による支援を受けられるようにしていく必要とされたところであり、被保護者の自立支援という観点から積極的な取り組みをお願いしたい。

さらに、制度をまたいだ本人に対する支援の継続性・一貫性の確保や、地域の支援資源の有効な活用の観点から、生活困窮者自立支援制度との連携を進めていくことが必要であることや、被保護者就労準備支援事業について、任意事業として法定化するとともに、被保護者就労準備支援事業に代えて、生活困窮者就労準備支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくことが必要とされ、今後、必要な制度改正に向けた議論を深めることとしているので、あわせてご留意願いたい。

(2) 被保護者への就労支援等に係るK P Iの設定

2021年度までの被保護者の就労支援に関するK P I（改革の進捗管理や測定に必要なとなる指標。新経済・財政再生計画改革工程表2021）の達成状況は、直近の2020年度実

績で以下のとおりである。

- ① 就労支援事業等の参加率を2021年度までに65%とする ⇒ 実績48.7%
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2021年度までに50%とする ⇒ 実績34.4%
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2021年度までに45%とする ⇒ 実績36.3%

いずれも目標値に達成していない状況であったことから、「新経済・財政再生計画改革工程表2022」（令和4年12月22日経済財政諮問会議）においても、コロナ禍が収束し、就労を巡る環境が回復することを前提として、引き続き、これまでの目標値を踏襲し、2025年度までの目標として改めて設定したところである。

- ① 就労支援事業等に参加可能な者の事業参加率を2025年度までに65%とする
- ② 就労支援事業等に参加した者のうち、就労した者及び就労による収入が増加した者の割合を2025年度までに50%とする
- ③ 「その他の世帯」の就労率（就労者のいる世帯の割合）を2025年度までに45%とする

加えて、これら経済的自立を目指した目標のみならず、

- ④ 被保護者就労支援事業等の活用により日常生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合を2025年度までに26%とする
- ⑤ 被保護者就労支援事業等の活用により社会生活の課題がある者の状態像が改善した者の割合を2025年度までに28%とする

といった日常生活自立及び社会生活自立を目指した目標も新たに加えたところである。

各自治体におかれては、新たに設定したKPIの目標を踏まえ、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立についても、被保護者就労準備支援事業や自立支援プログラムを活用し、被保護者への支援の充実を図られるようお願いする。

なお、新たに追加された指標は、「中間まとめ」において、現状で、日常生活自立や社会生活自立に関する指標は設定されておらず、KPIの設定に関して、経済的自立だけではなく、3つの自立の概念を念頭に置いた設定となるように検討していくことが必要とされたことを踏まえたものであるのご留意願いたい。

(3) 就労自立給付金による支援の推進

就労自立給付金については、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるよう、平成30年10月から以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となるような就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、一律の積立率により給付額を算定している。各自治体におかれては、就労支援を実施する被保護者への本給付金の周知に努めるとともに、就労により保護脱却した場合に確実に給付されるようお願いしたい。

【就労自立給付金の算定】

- ・ 仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定
(単身世帯：2万円、複数世帯：3万円)
- ・ 積立率を一律10%とする

なお、「中間まとめ」においては、就労自立給付金の支給額の算定方法について、早期に保護が廃止された場合の最低給付額を引き上げるなどの就労期間に応じてメリハリを付ける見直しを行う方向で検討していくことが必要とされ、今後、必要な制度改正に向けた議論を深めることとしているのでご留意願いたい。

(4) 生活保護就労支援員全国研修会の実施について

令和5年度の生活保護就労支援員全国研修会（以下「本研修会」という。）の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動にも影響が及び、被保護者を取り巻く就労環境は厳しくなっていると考えられることから、被保護者への就労支援の更なる充実のため、就労支援を行うに当たり、支援対象者の課題の把握、その背景や要因の分析、課題に応じた適切な支援の方向性の検討が重要なプロセスであることから、アセスメントの質の向上を重視した内容とすることを検討しているところである。

本研修会の具体的なカリキュラムや開催日程等については、別途お知らせするが、各自治体におかれては、本研修会への積極的な参加についてご配慮願いたい。

4 ケースワーカーの役割及び関係機関との連携

生活保護制度におけるケースワーカーは、個々の被保護者の課題に応じて関係機関との連携を図りつつ、被保護者への相談援助・自立支援等を通じ、必要な各種支援やサービスが利用できるよう総合調整（コーディネート）する役割も担っている。

「中間まとめ」では、生活保護受給世帯が抱える課題は多岐にわたり、また複数の課題を抱える場合も多いが、他法他施策や関係機関との連携に当たり、必ずしも十分な協力が得られていないという課題を感じているケースワーカーも多いことが指摘されたところである。この状況を踏まえ、多様で複雑な課題を抱える被保護者について、関係機関間での役割分担を明確化した上で、被保護者の援助に関する計画を作成できるようにすること、また、関係機関との間で多角的なケース検討に基づく支援の調整や情報共有を十分に行えるようにするため、生活困窮者自立支援法や社会福祉法に基づく支援会議の例を参考に、会議体を設置できるようにする方向で検討を進めていくことが必要とされ、今後、必要な制度改正に向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

5 被保護者の家計改善支援等について

被保護者家計改善支援事業は、世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護世帯に対する家計管理方法の提案や支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する進学に向けた費用についての相談や助言等を行うものであり、現在、予算事業として行われている。各自治体におかれては、本事業の実施に当たって必要な基本的事項をご了知の上、関係部局と連携し、積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、「中間まとめ」において、被保護者家計改善支援事業は、生活の質の向上や自立に向けた基盤づくりにも効果があることから、被保護者家計改善支援事業について、任意事業として法定化するとともに、被保護者家計改善支援事業に代えて、生活困窮者家計改善支援事業の中で、被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくことが必要とされ、今後、必要な制度改正に向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

6 医療扶助のオンライン資格確認の導入、適正化等について

(1) 医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けて

(背景)

医療扶助のオンライン資格確認については、「デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）」（※）や、有識者・自治体関係者からなる「医療扶助

に関する検討会」報告（令和2年11月30日）を踏まえ、令和3年6月に「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）により改正した生活保護法等に基づき、令和5年度中に運用を開始する予定である。

これまで厚生労働省では、令和3年度に調査研究事業を実施して自治体システムの詳細な要件等を検討し、令和4年度には、当該調査研究の結果を踏まえて、

- ・ 福祉事務所向けポータルサイトの設置・運営
- ・ 自治体のシステム改修の内容等を記した技術解説書等の公開
- ・ 自治体等におけるシステム改修経費への補助（社会保障・税番号制度システム整備費補助金（医療扶助のオンライン資格確認導入事業））

を実施し、各自治体及び社会保険診療報酬支払基金のシステム改修への着手を進めているところである。

（※）現在は、「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）」。

（令和5年度中の導入に向けたシステム改修等について）

令和5年度においては、引き続き、福祉事務所向けポータルサイト等で共有する情報をご確認の上、システム改修を進めていただくとともに、運用テストや初期データ登録等を進めていただくようお願いする。その際、各自治体におけるシステム改修等に必要な経費については、令和4年度に引き続き「社会保障・税番号制度システム整備費等補助金（医療扶助のオンライン資格確認導入事業）」にて補助を予定しているのでご承知おき願いたい。なお、令和5年度の当補助金の国庫補助協議においては、各自治体におけるマイナンバーカード交付率を踏まえ補助額を決定する予定である。

また、オンライン資格確認等に関する事務については、各自治体から社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）へ委託していただく必要があり、事務委託に係る契約締結に向けたスケジュール等を本年度内にお示しする予定である。また、令和5年度の早期に支払基金から各自治体に対して契約書（案）の協議等が開始される予定であるので、ご承知おきいただくとともに、着実に手続きを進めていただくようお願いする。

（マイナンバーカードの取得促進等の取組について）

令和5年度中の医療扶助のオンライン資格確認の導入以降、被保護者が医療機関、薬局で資格確認を行う際には、原則としてオンライン資格確認により行うこととしている。

一方で、やむを得ない事情等により制度施行後においてもマイナンバーカードを保有するに至っていない被保護者に対しては医療券・調剤券（以下、「医療券等」という）の発行を行うことにより、必要な医療を受けられるようにすることから、制度施行後も例外的な場合において医療券等の発行業務が併存することになる。

このため、より確実な資格確認による適正な医療扶助制度の実施及び被保護者の利便性の向上を図るとともに、各福祉事務所にとっても医療券等の発行を極力減らし事務負担の軽減が最大限図られるよう、オンライン資格確認の前提となる被保護者のマイナンバーカードの取得促進及び初回登録支援等の積極的な取組をお願いしたい。

このマイナンバーカードの取得促進等の取組については、令和3年10月及び令和4年1月に事務連絡を発出し、その方法や被保護者への説明用のパンフレットの例をお示ししているため、改めてご確認願いたい。また、令和4年11月の事務連絡でご連絡したとおり、今後、被保護者のマイナンバーカードの取得状況について、毎年4月末時点及び10月末時点の状況について報告をお願いする予定であるため、予めご承知おき願いたい。

(2) 被保護者健康管理支援事業について

令和3年1月から、「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとされている。

本事業は、多くの健康課題を抱えている被保護者に対して、経済的自立のみならず日常生活自立・社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に福祉事務所がデータに基づき被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進するものである。令和5年度予算案においても引き続き必要経費を計上しているため、全福祉事務所で確実に実施されるようお願いするとともに、令和4年度において既に事業を実施している自治体におかれても、取り組みの更なる充実をお願いする。

なお、令和3年度に厚生労働省の社会福祉推進事業において実施した「医療扶助の更なるガバナンス強化のため、保健医療施策全般との連携に関する調査研究事業」（み

ずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社) で取りまとめられた、全国を取組状況や関係部局との連携事例に係る報告書を厚生労働省ウェブサイト公表しているため、関係部署の担当者等にも共有の上、効果的な実施に向けた一助としてご活用いただきたい。

(調査結果公表先URL)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000931194.pdf>

令和4年度は、昨年度に引き続き、令和5年1月に担当者会議を開催し、自治体における取組事例等を共有するとともに、有識者による講義等を実施したところであり、地域の特性に応じた取り組みを参考として活用願いたい。また、本事業では、被保護者の社会生活面の情報も活用した課題分析や支援が重要であることから、調査研究事業において、優先的に把握すべき社会生活面の項目を整理するとともに事業の目標・評価指標の検討を進めている。このほか、現在 NDB (ナショナルデータベース) を活用し、地域別の医療扶助の特性等のデータ分析を進めており、いずれも令和4年度末に取りまとめる予定としているので、取りまとまり次第各自治体に周知予定であることをご承知おきいただくとともに、これらを活用して取組の更なる充実をお願いする。

(3) 頻回受診の適正化について

医療扶助の適正化に関して、各自治体においては、これまでも頻回受診対策に積極的に取り組んでいただいております。一定の成果も報告されているところである。

頻回受診対策については、平成30年度には、頻回受診の指導対象となる者の範囲を「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めた者」とする通知の改正を行ったところである。また、令和3年1月から施行された「被保護者健康管理支援事業」において、「頻回受診指導」を必須の取組と位置づけており、一定回数以上の頻回受診者について、医療機関受診の際に福祉事務所の職員が付き添うなどの指導強化を行う取組や、かかりつけの医師と協議の上、患者指導を行う取組、さらに、頻回受診指導を行っても指導に従わず、改善が見られない者のみを対象に、有効期限が1箇月より短い医療券を発行し、指導の機会を創出するなどの取り組みに対して、国庫

負担の対象としているところであり、令和5年度においても積極的な取組をお願いしたい。

なお、頻回受診者に対する適正受診対策について、「中間まとめ」では、頻回受診未改善者に対する頻回受診指導から健康管理支援への切れ目のない対応を行っていく必要性や、オンライン資格確認の仕組みを活用して受診行動が習慣化してしまう前に早期からのアプローチを行っていくことが必要とされ、今後、制度改正に向けた議論を深めて行くこととしているので、ご承知おき願いたい。

(4) 子どもとその養育者への健康生活支援について

平成30年度より、生活保護受給世帯の子どもやその養育者に対し、子どもの頃から健全な生活習慣の確立や健康を増進することを目的とした「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業（補助率10/10）」を実施しており、令和5年度においても引き続き取り組みに対して支援する予定である。

生活習慣の多くは、幼少期の環境が子どもに強い影響を及ぼし、生活習慣病が世代間で連鎖する傾向も認められる事から、各自治体におかれては積極的に当該モデル事業を活用していただき、事業への取組に当たっては、被保護者健康管理支援事業との連携や、被保護者健康管理支援事業の中で子どもやその養育者への健康生活支援に取り組むことについても検討願いたい。

なお、令和2年度に厚生労働省の社会福祉推進事業において実施した「子どもとその養育者への健康生活支援における行動変容に関する研究事業」（みずほ情報総研株式会社）で取りまとめられた実現可能で効果的な生活保護世帯の子どもとその養育者への支援の在り方や、好事例に係る報告書を厚生労働省ウェブサイト公表しているため、関係部署の担当者等にも共有の上、支援の一助としてご活用いただきたい。

（調査結果公表先URL）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00011.html

(5) 長期入院患者への適切な対応について

長期入院患者への対応については、令和3年度の財務省による予算執行調査において、患者本人や家族、主治医等への訪問による病状等の把握が徹底されていないことや、主治医との意見調整の際に嘱託医等の同行を求めている例が少ないこと等が指摘され

たことから、改めて、「医療扶助における長期入院患者への対応について」（令和4年2月16日社援保発0216第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出しているところであり、当該通知を踏まえた取組の徹底を改めてお願いする。

なお、これらの取組に係る費用については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の中の「医療扶助適正化等事業」のうち、「医療扶助の適正実施の更なる推進」の「精神障害者等の退院促進」の活用が可能であることを申し添える。

（6）医療扶助における重複処方・多剤投薬の適正化について

向精神薬の重複処方の適正化に係る取組については、従前から複数の医療機関及び薬局（以下「医療機関等」）から同一の向精神薬の投与を受けている者等に対する適正受診指導等が行われているが、先般、被保護者による大量の向精神薬の転売事案が発生したところである。今回の事案は、生活保護受給者が、医療機関等を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかつたほか、福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態にあり、福祉事務所と医療機関等との連携に課題が見受けられた。これを受け、「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について（依頼）」（令和4年12月9日付社援保発第1209第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を発出したので、本通知を踏まえ改めて医療機関と連携した適正受診指導等の徹底をお願いする。

また、被保護者が処方せんを持参する薬局をできる限り一カ所にし、本人の状況に応じて、薬局において薬学的管理・指導を実施するとともに、薬剤師が重複処方等について医師に情報提供を行う予算事業を平成29年度から実施している。また、令和元年度から、被保護者が医療機関の受診及び調剤薬局の利用の際に、特定されたお薬手帳を持参することで、併用禁忌薬の処方防止や重複処方の確認を行うモデル事業を「お薬手帳を活用した重複処方の適正化」として実施しており、複数の自治体が行われている。こうした取り組みに対して、来年度予算案においても引き続き補助する予定であり、薬局へのアクセス等、地域の実情を踏まえつつ、各自治体におかれては実施に向けて積極的にご検討願いたい。

多剤投薬については、薬物有害事象の発生や医薬品の飲み残し等につながっていると

の指摘があり、医療保険では保険者等による医療機関及び薬局と連携した医薬品の適正使用に関する取組が進められている。一方、医療扶助における医薬品の適正使用については、これまで福祉事務所において、主に向精神薬の重複投薬に着目した服薬指導を行っているが、多剤投薬の適正化等に着目した取組は広く実施されていない。このため、令和5年度予算案の「医療扶助適正化等事業」において、新たに福祉事務所が薬剤師等を雇用又は業務委託して、

- ・ 多剤投薬に着目したレセプト点検により、多剤投薬が疑われる者を抽出した上で、
- ・ 当該対象者について薬剤師等と協議を行い、多剤投薬となっている者に対して、受診や薬局の利用方法等に関する訪問指導を行うとともに、
- ・ 多剤投薬となっている者の医療機関等への受診等に同行し、主治医等との投薬方針の検討における支援を行う

取組に対して国庫補助を行う予定としているので、積極的な取り組みを検討願いたい。

また、今後、向精神薬以外の重複投薬や多剤投薬の適正化に係る取組を進めていく観点から、指導対象者に対する適正な服薬に向けた指導及び医療機関等への働きかけを行っていただくための通知をお示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

(7) 後発医薬品の原則使用について

生活保護受給者については、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいことを踏まえ、平成30年の生活保護法の改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされ、平成30年10月1日に施行されたところである。

原則化の影響や各自治体における積極的な取組により、令和3年度の医療扶助における後発医薬品の使用割合は87.7%となり、政府目標である80%を達成しており、各自治体の取組に感謝申し上げるとともに、今後とも引き続き、適正な運用をお願いしたい。

なお、令和5年度の政府目標は全ての都道府県で80%以上となることなので、ご承知おき願いたい。

(8) 医療扶助に関する都道府県等の関与について

生活保護制度は、保護の実施機関である福祉事務所において、生活保護法の目的を達成するため、ケースワーカー等が被保護者への生活支援等を行っており、医療扶助の適

正な利用に向けた取組もその一環として実施され、頻回受診対策等への取り組みに一定の成果が認められている。

一方で、医療扶助や被保護者健康管理支援事業の取組状況においては、各福祉事務所間において、被保護者の健康課題把握・健康保持・増進のための関係部局との連携や取組状況に地域差が生じており、取組を効果的かつ効率的に進めるには、健康・医療情報等を活用し PDCA サイクルに沿った事業展開を推進していくことが効果的であり、都道府県の後方支援（データ分析支援、評価支援等）の役割が求められる。

また、医療扶助に関して、都道府県の市町村に対する広域的な観点での支援があまり行われていない現状等も踏まえ、「中間まとめ」では、都道府県が広域的な観点から、市町村に対して取組目標の設定・評価やデータ分析等に係る必要な助言その他の援助を行えるようにしていくことが必要とされた。そのため、都道府県の医療に係る専門的知識をバックアップし、市町村への支援を強化する体制整備が必要であり、具体的には、現行の医療扶助審議会の機能や構成員を見直し、都道府県の医学的な専門知識を補い、広域的な観点から管内市町村に対する必要な助言その他の援助を行うための会議体を都道府県に設置する方向で検討していくことが必要とされている。

上記を踏まえて、新たな会議体の具体的な役割や審議事項等を引き続き検討を行っていくが、検討に当たっては、自治体からの意見聴取等を実施することも予定しているため、その際にはご協力をお願いしたい。

なお、「中間まとめ」では上記の他、国としても、市町村における医療扶助及び被保護者健康管理支援事業の取組の評価に係る標準化された指標づくりや、好事例の把握やその横展開等、都道府県に対する支援に取り組むことが必要とされており、これらへの対応についても検討を進めていく旨、申し添える。

(9) 指定医療機関の指定に係る申請・届出の簡素化について

令和2年度の地方分権改革に関する提案で、生活保護の指定医療機関の変更届について一部省略化を求めるご意見が、複数自治体よりあったところである。

ご提案に対しては、都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、令和4年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局を窓口として行うことで、効率化を図る方針としている。(令和3年12月21日閣議決定。)

本申請等の見直しについては、運用開始時期を令和5年7月に予定している。詳細については、おって周知する予定であるが、運用開始に向けて、各自治体の管内指定医療機関に係る情報等を調査する予定であるので、ご承知おきいただくとともに、依頼の際にはご協力願いたい。

7 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設について

(1) 無料低額宿泊所の適切な運営について

(経緯及び見直し内容)

無料低額宿泊所については、平成30年改正法で、いわゆる貧困ビジネス対策として、事前届出制の導入、最低基準の導入、改善命令の創設等、法令上の規制を強化した。無届の事業者に対しては、届出を勧奨するとともに、調査によって不当な行為が発見された場合に事業の制限や停止を命ずることにより、悪質な事業者に対する規制を強化しているところである。

各自治体においては、引き続き、無料低額宿泊所の最低基準が適用される事業所を適切に把握し、届出の勧奨、及びこれを忌避した場合の対応について万全を期すようお願いしたい。

無料低額宿泊所の規制（社会福祉法改正（平成30年））

- ・ 住居の用に供するための施設を設置して第二種社会福祉事業を行う場合、その施設を「社会福祉住居施設」（※）と定義し、
 - ① 社会福祉住居施設を経営しようとする場合の事前届出制の導入
 - ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
 - ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設
- ※ 現行「社会福祉住居施設」に該当する施設は、無料低額宿泊所のみ

なお、「中間まとめ」において、無届の事業者に対する届出義務の履行の確保を強化するため、有料老人ホーム等の例も参考としつつ届出義務違反に罰則を創設するなどの対策を講じる方向で検討していくことが必要とされ、今後、必要な制度改正に向けた議

論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

(無料低額宿泊所の簡易個室化の解消)

無料低額宿泊所において、間仕切壁が天井までに達していない、いわゆる「簡易個室」の解消は、令和4年度末までを経過措置期間としているところである。

無料低額宿泊所を所管する自治体におかれては、無料低額宿泊所の生活環境の把握を通して、令和4年度末までに無料低額宿泊所の個室化、簡易個室の解消、床面積等最低基準の確保について努めていただきたい。

なお、経過措置終了後もなお簡易個室が解消されない場合には、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第70条に規定する調査を行い、正当な理由なく指導に従わず、改善が図られない場合は、法第71条に規定する改善命令が可能であることから適切な対応をお願いしたい。

(参考)

無料低額宿泊所の住宅扶助の決定においては、居室等の床面積に応じた限度額を適用することとされているところであるが、これまで適用対象外としてきた無料低額宿泊所においても、令和2年10月より適用することとしたところである。

（「無料低額宿泊所等における住宅扶助の認定について（通知）」（令和2年8月24日付社援発0824第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）参照）

(サテライト型住居について)

無料低額宿泊所の運営については、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準」（令和元年8月厚生労働省令第34号）（以下「省令」という。）及び「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準について」（令和元年9月10日付社援発0910第3号厚生労働省社会・援護局長通知）等に基づき行われているところであるが、省令第11条に規定するサテライト型住居に係る基準については、省令附則第1条により令和4年4月1日から施行されている。

「サテライト型住居」は、無料低額宿泊所の入居者が、より一般の住宅に近い環境での居宅での生活へ移行するための準備及び訓練を行うものであるが、無料低額宿泊所を所管する自治体においては、この趣旨をご了知の上、サテライト型住居の適切な運用にご配慮いただきたい。

なお、サテライト型住居の施行に伴い、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準のサテライト型住居への適用に係る留意事項について」（令和3年8月27日付社援

保発 0827 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知) を発出し、「無料低額宿泊所におけるサテライト型住居の運営に係る留意事項」をとりまとめ周知しているため、ご了解願いたい。

(2) 日常生活支援住居施設について

(日常生活支援住居施設の認定事務等)

日常生活支援住居施設については、平成 30 年改正法で、単独での居住が困難な被保護者に対し、必要な日常生活上の支援を提供する施設として創設され、被保護者の日常生活支援を委託する場合の委託事務費について必要な予算を計上しているところである。

令和 2 年 10 月の施行後、令和 4 年 4 月時点で施設数は 120 ヶ所まで増加した一方で、未設置の自治体もあるなど、都道府県ごとの設置状況にばらつきがある。

各自治体においては、引き続き地域共生社会の実現の観点から、日常生活支援住居施設の必要性の検討や無料低額宿泊所事業者に対する制度の周知に務めていただくとともに、認定事務、委託事務に遺漏がないようお願いしたい。

(日常生活支援住居施設への施設整備)

令和 5 年度当初予算案において、日常生活支援住居施設を運営する事業者が①新設、②既存施設を改築する場合等には社会福祉施設等施設整備費補助金を活用することが可能なため、取りまとめの部署とも十分に調整の上、協議願いたい。

また、独立行政法人福祉医療機構 (WAM) による施設の建築資金等に対する融資制度が活用できるので管内関係者に対して周知願いたい。

(日常生活支援住居施設の管理者等への研修の実施)

日常生活支援住居施設においては、利用者に対してアセスメントを実施した上で、個別支援計画を作成し当該計画に基づいて支援を行うこととされている。このため、支援者には一定の専門性が求められることから、令和 3 年度より日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者等を受講対象に資質向上を目的にした「日常生活支援住居管理職員等資質向上研修」を行っている。

令和 5 年度においても本研修を実施する予定であり、本研修を未受講の日常生活支援住居施設の管理者、生活支援提供責任者、今後、日常生活支援住居施設の運営を検討さ

れている関係者等に対して本研修の受講について働きかけをお願いしたい。なお、日常生活支援住居施設の運営に当たっては、保護の実施機関との連携が重要であることから自治体職員の聴講も可能としている。また、現在、日常生活支援住居施設設置自治体の職員のみならず、未設置自治体の職員においても積極的に本研修に参加していただき、制度への理解に務めていただきたい。

来年度の開催日時等については、別途お知らせすることとしているが、事業者への周知や自治体職員の参加、その際の受講者の推薦事務等に関する協力をお願いするのでお願いしたい。

(3) 無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に係る指導検査について

無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の適正な事業運営を図る観点から、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」(令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知)及び「日常生活支援住居施設の認定要件に関する指導検査要綱及び指導検査事項について」(令和2年11月5日社援発1105第8号厚生労働省社会・援護局長通知)をそれぞれ発出している。

都道府県・指定都市・中核市においては、施設の届出・認定数等に応じて、各年度における指導検査計画を策定するとともに、上記通知を参考として指導検査要綱等を策定し、管内の無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設の指導検査を実施していただきたい。

なお、日常生活支援住居施設は無料低額宿泊所が認定を受けるものであることから、両施設の指導検査を一体的に実施するなど事業者及び自治体における事務の効率的な実施に努めていただきたい。

また、無料低額宿泊所に該当するものの、届出がなされていない施設に対する調査や届出の勧奨その他の対応の考え方については、「無料低額宿泊所の届出勧奨等における留意事項について」(令和2年12月11日社援保発1211第1号保護課長通知)を発出しているので、該当する事業者が管内に存在する場合は必要な指導等の対応をお願いしたい。

(4) 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策

生計困難者等の住まいにおける防火安全対策については、「生計困難者等の住まいに

おける防火安全対策の助言等について」(平成30年3月20日社援保発0320第1号・老高発0320第1号・消防予第86号・国住指第4678号)により、福祉部局・福祉事務所・消防部局・建築部局の連携による防火安全対策の助言や、無料低額宿泊所、有料老人ホームにおける防火上の安全性の確保等について依頼をしているので、引き続き、当該通知等に基づいた助言等の実施を図っていただきたい。

また、令和元年度より、社会福祉施設等施設整備費補助金において、無料低額宿泊所のうち日常生活の支援が必要な方が多く入居されている施設を対象として、スプリンクラーの設置など防火関係の設備費用の補助を行っているほか、当該費用の事業者負担について福祉医療機構における融資制度の活用が可能であるので、引き続き、防火安全対策の推進に努めていただきたい。

8 保護施設等における適切な運営について

救護施設を含めた保護施設は、精神疾患や身体・知的障害のある者、アルコール等の依存症のある者、DVや虐待の被害者、ホームレス等、様々な生活課題を抱える入所者に対する多様な支援を実践しており、施設における最後のセーフティネットとしての役割を果たしている。支援の実践に当たっては、利用者の個々の状況に応じた支援を行うだけでなく、入所者の地域移行への取組の推進、地域共生社会の実現に向けた地域への支援機能の発揮などが求められている。今後、支援機能の充実のため、必要な制度改正に向けた議論を深めることとしているので、留意願いたい。

(1) 保護施設入所者の地域移行等に向けた各種事業

(救護施設における居宅生活訓練事業について)

救護施設入所者の地域移行を促進する観点から、施設においてアパート等を確保し、居宅生活に近い環境で生活訓練を行い、居宅生活への移行を支援する事業を実施し、救護施設入所者の地域移行を促進する居宅生活訓練事業を実施しているところである。令和3年度より利用対象者を拡充し、事業の充実を図っているところである。

(参考) 令和3年度実績 救護施設：113カ所(全184カ所中)

(保護施設通所事業について)

原則として保護施設を退所し、地域で生活する元入所者に対して、地域生活を支援するため、通所による生活指導・生活訓練等及び居宅への訪問による生活指導等を実施し、継続して自立した生活を送れるよう支援するものである。また、保護施設退所者以外の居宅の被保護者について、事業定員の3割を限度に生活指導等の支援を可能としているところである。

(参考) 令和3年度保護施設通所事業実施数

救護施設：51カ所（全184カ所中） 更生施設：17カ所（全19カ所中）

については、管内保護施設に対して、これらの事業の積極的な取組みを促すとともに、実施機関におかれては、保護施設と連携の上、被保護者の地域移行及び地域定着の促進に努めていただきたい。

なお、「中間まとめ」において、救護施設等の持つ多様な支援機能の活用を図ることが適当であるため、利用者が少数の場合でも通所事業を使いやすくするとともに、通所事業の中で、施設退所者に加えて地域で居宅生活を営む被保護者を支援する際の、定員の上限割合を緩和する方向で対応することが必要とされ、今後、必要な見直しに向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

(個別支援計画の制度化)

救護施設等においては、様々な課題を抱える入所者を個々の状況に応じて計画的に支援するため、既に入所者に対する個別の支援計画を定め、計画的な支援を実践している状況がある。その際、福祉事務所との情報共有を含めて、引き続き、本人の希望や状態にふさわしい支援を確立していく必要がある。

「中間まとめ」において、福祉事務所と情報共有を図りつつ、救護施設等の入所者ごとの支援計画の作成を制度化する方向で対応することが必要とされ、今後、必要な見直しに向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

(救護施設等における福祉事務所との連携強化)

保護施設入所者に対する福祉事務所の関与については、令和2年度の予算執行調査(※)により、「訪問調査の機会などを通じて、福祉事務所、利用者及び保護施設の間で十分な意思疎通を図りながら、居宅生活の可能性の判断等のアセスメントや、他法他施策活用の検討など、今後の援助方針について福祉事務所による関与を強化すべき」と

の指摘がされているところである。従前より、保護施設入所者については1年に1回以上訪問することにより、生活状況等の把握等をお願いしているところであるが、引き続き、訪問調査を着実に実施していただくとともに、その際、当該入所者に係る居宅生活への移行の可能性やその取組状況、他法他施策によるサービスの活用の可能性について保護施設の職員と意見交換を実施し、援助方針に反映させるなど保護の実施機関として必要な取組をお願いしたい。

(※) 予算執行調査の概要（財務省 HP より）

予算執行調査とは、財務省主計局の予算担当職員や日常的に予算執行の現場に接する機会が多い財務局職員が、予算執行の実態を調査して改善すべき点を指摘し、予算の見直しにつなげていく取組み。

(2) 物価高騰への対応、交付金の活用

保護施設等における光熱水費や施設整備において建築資材等の高騰が生じている場合等への対応として、令和4年9月9日の第4回物価・賃金・生活総合対策本部において、足元の物価高騰に対する追加策等が取りまとめられ、令和4年度第二次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金（以下「本交付金」という。）」が創設されるとともに、その推奨事業メニューの中で、「医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援」が掲げられている。

保護施設等に対しても、本交付金を活用した物価高騰の負担軽減のための支援が可能となっているので、各自治体におかれては、関係部局間で十分連携の上、積極的な活用をお願いしたい。

(3) 保護施設事務費における感染拡大防止対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、令和3年度から新たに保護施設事務費に以下の加算を設けているので、これらの加算を活用し、感染拡大防止対策を適切に実施していただくよう管内の保護施設に周知をお願いする。

【感染症対策等体制整備費】

- ・ 感染症対策等に取り組む施設の業務継続計画（BCP）の策定、職員向け感染拡大防止研修の経費等

【新型コロナウイルス感染症等感染拡大防止のための見守り支援費】

- ・ 救護施設又は更生施設における新規入所者等を一定期間、施設外において健康観察するための一時滞在場所の確保と見守りにかかる経費等

なお、令和3年4月より、保護施設の最低基準において、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化に関する規定を設けており、各自治体におかれては、新型コロナウイルスの感染拡大を未然に防止する観点から、補助事業の積極的な活用を含め引き続き取り組んでいただきたい。

(4) 保護施設等における感染拡大防止対策への支援（令和4年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による予算措置）

保護施設等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策としては、令和4年度第二次補正予算「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」において、以下の支援を実施している。

従来の本交付金では新型コロナウイルス感染症の感染症予防に関する経費を認めていたが、今回からは感染発生時に関する経費に限定しているのご留意願いたい。

【保護施設等における感染拡大防止対策支援事業】

ア 衛生用品等の緊急調達事業

保護施設等において感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品について、都道府県等が、保護施設等へ配布するため卸・販社から一括購入するなど、衛生用品の確保に必要な費用を補助する。

イ 衛生環境改善事業

保護施設等において感染者が発生した場合等、感染拡大の防止のための消毒の実施に必要な費用について補助する。

ウ 保護施設等における感染症対策支援等事業

保護施設等で感染者が発生した場合において、通常の実施では想定されないかかり増し費用を補助する。

(ア) 保護施設等間の応援職員の派遣に係る旅費

(イ) 医療機関等との情報共有のための通信運搬費

(ウ) 職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当及び休日出勤手当、非常勤職員の雇上費

(エ) 入所者及び施設職員が保健所の指示により行政検査を受けられない場合にお

いて民間機関が実施するPCR検査及び抗原検査に要する費用

(オ) 授産施設における新型コロナウイルス感染症の影響による生産活動収入の減収対応

9 被保護者等の居宅生活支援について

無料低額宿泊所や簡易宿泊所等利用者の居宅生活移行については、令和2年度当初予算の居宅生活移行総合支援事業にて支援を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、令和2年度第二次補正予算において、新たに生活困窮者も対象に加えた「居宅生活移行緊急支援事業」を創設し、居宅の確保とその後の安定した居宅生活の支援を一体的・継続的に実施することとした。

令和5年度当初予算案においても、「居住不安定者等居宅生活移行支援事業」(※)として、引き続き必要な経費を計上しており、コロナ禍において、長期化することが考えられる居住不安定者等への支援について、地域の居住支援法人とも連携し、積極的に取り組むようお願いする。

(※) 居住不安定者等居宅生活移行支援事業

(事業内容)

生活困窮者及び生活保護受給者のうち、居宅生活への移行に際して支援を必要とする者に対して、転居先となる居宅の確保に関する支援、各種契約手続等に関する助言等の居宅生活に移行するための支援及び居宅生活移行後に安定した生活を営むための定着支援を実施する。

(1) 居宅生活移行に向けた相談支援

生活困窮者及び生活保護受給者に対して、居宅生活に移行すること及び移行後の転居先となる住宅に関して、希望や意向を聴取するとともに、転居先候補の紹介や不動産業者への同行、契約手続き等に関する助言等の居宅生活の移行に向けた相談支援を行う。

(2) 居宅生活移行後に安定した生活を継続するための定着支援

居宅生活に移行した者に対して、居宅生活を送る上での困りごと等に関する相談や緊急時の連絡への対応を行うほか、定期的な巡回や電話により、食事や洗濯、掃除、ゴミ出し等の生活状況及び公共料金等の支払い状況の確認並びに必要な応じた助言等を実施する。

(3) 入居しやすい住宅の確保等に向けた取組

① 居住支援法人を活用した不動産業者との調整による転居先の開拓、セーフティネット住宅を含む連帯保証人を設けることを入居条件としないなどの生活困窮者等が入居しやすい住宅のリスト化等の転居先候補となる住宅の確保に向けた取組

② 居住支援協議会、地方公共団体の住宅部局、宅地建物取引業者、介護サービス事業者等の関係機関との連絡調整体制の構築

なお、「中間まとめ」において、地域での居宅移行等に向けた継続的な支援を行う事業について、より多くの被保護者が支援を受けられるようにするなどの観点から、任意事業として新たに法定化するとともに、当該事業に代えて、生活困窮者一時生活支援事

業の地域居住支援事業の中で被保護者も支援できるようにする方向で検討を進めていくことが必要とされ、今後、必要な見直しに向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

10 被保護世帯の子どもへの支援について

(1) 子供の貧困に関する指標

子どもの貧困対策について、「子供の貧困対策に関する大綱」（令和元年11月29日閣議決定）の基本方針に基づき、子どもの貧困に関する指標が設定されているところであり、生活保護制度に関連するものとして以下の指標が設定されている。

〔子供の貧困に関する指標（令和3年4月1日の数値）〕

- ・ 「生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率（93.7%）」
- ・ 「生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率（3.6%）」
- ・ 「生活保護世帯に属する子供の大学等進学率（39.9%）」

これらの数値は、例年、都道府県等からご提出いただいた「就労支援等の状況調査」から算出しているところであり、当該調査の結果については都道府県別の数値を提供していることから、各自治体におかれては、他自治体の結果も含め当該数値を分析し、児童福祉部局及び教育部局とも連携の上、子どもの貧困対策の着実な推進をお願いする。

併せて、学習支援費についても、子どもの心身の健全な発達に資するクラブ活動等への参加を支援するものであり、子どもの貧困対策として有効なものであるが、十分な周知が図られていない現状があり、制度の活用に向けた周知が適切に行われるように改めて管内福祉事務所に対して徹底し、制度の事前の周知・広報についても積極的な取り組みをお願いする。

なお、「中間まとめ」において、生活保護受給中の子育て世帯に対する支援として、本人の希望を踏まえた多様な進路選択に向けた環境の改善を図ることは、貧困の連鎖を防止する観点から重要であり、訪問等のアウトリーチ型の手法により、進路選択に向けた環境を直接把握した上で、早期から支援者が介入し、子どもの教育に関する保護者や子どもの理解の促進や、意識の喚起をすることが必要とされ、今後、必要な見直しに向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

(2) 高等教育の修学支援新制度等の活用

大学への進学率（令和3年4月1日数値）に関しては、生活保護世帯の子どもが39.9%（全世帯：75.2%）と低い状況であり、平成30年度から実施している被保護者家計改善支援事業については、大学等の進学費用に関する相談支援も補助対象事業としているため、同事業の積極的な活用をお願いし、被保護世帯の子どもの大学進学支援の向上に努めていただきたい。

生活保護制度における大学への進学に当たっては、進学準備給付金の支給、被保護者家計改善支援事業に加えて、世帯分離をして大学等に通う場合に住宅扶助を減額しない措置や高校生のアルバイト収入のほか、高校生等奨学給付金や各団体が高校生を対象に実施する奨学金等の恵与金・貸付金を学習塾費や大学等入学料等に充てる場合に収入認定しない措置を講じているところである。

また、令和2年度からは、文部科学省による高等教育の修学支援新制度が施行されており、生活保護世帯出身の学生を含めた低所得家庭の学生に対して学費の減免や給付型奨学金が支給されているところである。

加えて、年2回の定期採用に加え、家計が急変した場合に随時採用を行う仕組みがあるほか、さらに令和4年度からは、父母等による暴力等を理由に避難した場合も、随時採用の申請を受け付けることができるよう運用が見直されたところであり、これらの制度について生活保護世帯に対して積極的に周知を行い、活用を促し、進学支援が確実に実施されるようお願いしたい（令和3年度の就学支援新制度の支給実績319,241人うち生活保護世帯出身者10,328人）。

【支援内容】生活保護世帯出身の学生の場合の例

<入学金及び授業料の減免>

国公立大学は、入学金：約28万円、年間授業料：約54万円

私立大学は、入学金：約26万円、年間授業料：約70万円

<給付型奨学金（学生生活を送るのに必要な生活費として）>

国公立大学は、自宅生：年間約35万円、自宅外生：年間約80万円

私立大学は、自宅生：年間約46万円、自宅外生：年間約91万円

(3) 生活保護受給世帯の子どもが高校卒業後に就職する場合の対応

高等学校等を卒業後に就職する場合は、就職地までの移送費、就職支度金（上限3万

2千円)、本人の就職に伴い世帯全体で保護が廃止された場合については就労自立給付金が支給される(3万円~15万円(単身2万円~10万円))。各自治体におかれては、高等学校等を卒業後に就職する世帯を中心に、本給付金等の周知をするとともに、生活保護受給世帯の子どもの自立の助長に努めていただきたい。

なお、「中間まとめ」において、生活保護受給世帯の子が、本人の希望を踏まえた選択に基づいて高等学校等を卒業した後に就職した際の新生活の立ち上げ費用を補うため、高卒就職者であれば初任給等の就労収入があることも考慮要素の一つとしつつ、就労自立給付金の支給要件を見直していくことが必要とされ、今後、必要な見直しに向けた議論を深めて行くこととしているのでご留意願いたい。

11 生活保護業務のデジタル化等について(システム標準化等)

現在、政府として、デジタル・ガバメント実行計画(令和2年12月25日閣議決定)に基づき、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進しているところである。生活保護制度においては、令和5年3月の生活保護システムの標準仕様書1.1版の作成に向け、令和4年12月から全国の自治体に対して意見照会を行っているところであり、本件照会結果を踏まえ、対応方針の整理を行う予定であるのでご了解願いたい。

また、標準仕様書1.1版策定以降、令和7年度中の標準準拠システムへの移行に向けた準備作業が必要となるので、ご承知おき願いたい。なお、標準仕様書1.1版策定以後も、今後対応すべき課題等を検討し、必要に応じて引き続き調査研究を進めて行く予定である。

生活保護業務における事務作業(手書きによる訪問記録の作成や収入申告書等のシステムへの入力等)の効率化や負担軽減に向けたデジタル化を進めるため、「生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業」として、自治体の創意工夫による事務の業務負担の軽減に向けた取組(アプリケーションの開発による各種届出書類のオンライン化、タブレット等の導入による遠隔地(施設、離島等)の被保護者とのオンライン面談の実施等)に対して支援し、その課題や効果を検証するための費用(定額補助)を計上しているため、是非、積極的な事業実施をお願いしたい。なお、これら取組については、全国に横展開を図ることとしており、取組による効果等報告を求めることとして

いるのでご留意いただきたい。

12 その他制度の適正な運用について

(1) 面接時の適切な対応について

福祉事務所に生活の相談で来所した方への対応については、保護の実施要領等により示しており、また、これまでも周知してきているとおり、保護の申請時において必ずしも申請書の記載事項のすべてが記入されている必要はなく、添付書類の提出を含めて、保護決定前に記入・提出がなされることで差し支えなく、事情がある方には口頭申請が認められている。

面接の際は、相談者の状況を把握した上で、他法他施策の活用等についての適切な助言とともに、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認をお願いしたい。また、申請の意思が確認された方に対しては、速やかに保護申請書を交付するとともに申請手続の助言を行う必要があることから、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けない等、法律上認められた保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為も厳に慎むべきであることに留意願いたい。

そのほか、「現下の状況における適切な保護の実施について」（令和4年9月22日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）においてもお示ししているとおり、相談段階において、例えば、扶養が保護の要件であるかのごとく説明を行うといったことがないよう徹底をお願いしたい。

また、従前から「生活保護法施行事務監査の実施について」（平成12年10月25日社援第2393号厚生省社会・援護局長通知）において、生活保護法第23条第1項に基づく生活保護法施行事務監査の実施要綱を定め、都道府県及び指定都市が監査を実施する際には、福祉事務所が要保護者に対して①保護申請の意思を確認しているか、②申請の意思が表明された者に対しては、事前に関係書類の提出を求めることなく、申請書を交付しているか等を確認し、不適切な事例があった場合には是正改善指導を行うこととしている。

これらの趣旨を踏まえ、面接相談時に適切な窓口対応が行われるよう、引き続き福祉事務所に対し必要な指導を行っていただきたい。

さらに、生活保護制度を案内する各地方自治体のホームページやしおりについても、内容に不適切な表現がないかなどを点検いただくよう引き続きお願いする。

改めて、生活保護行政の運営においては、相談の段階、申請手続の段階、保護受給中の段階のいずれの場面においても、個人情報に立ち入ったことを聴取する必要があることから、対象者のプライバシーに配慮した上で対応することが必要であり、管内の実施機関に対して、相談者が申請をためらうことのないよう、適切な対応について引き続き周知徹底願いたい。

(2) 扶養照会に係る留意事項について

生活保護法第4条第2項において、扶養義務者の扶養は「保護に優先して行われる」と定められており、「保護の要件」とは異なる位置づけのものとして規定されている。

この意味するところは、例えば、実際に扶養義務者からの金銭的扶養が行われたときに、これを被保護者の収入として取り扱うこと等を意味するものであり、扶養義務者による扶養の可否等が、保護の要否の判定に影響を及ぼすものではない。「扶養義務の履行が期待できない」と判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への直接の照会（以下、「扶養照会」という。）を行わない取扱いとしているが、この対象者について、今の時代や実態に沿った形で運用できるよう、「「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」の一部改正について（通知）」（令和3年2月26日付社援保発0226第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）及び「「生活保護問答集について」の一部改正について」（令和3年2月26日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）を发出しているところである。

具体的には、保護の実施機関が行う扶養に関する調査の過程で存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査（以下「可能性調査」という。）を行うが、可能性調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断する際の判断基準について明確化を図っており、判断基準は下記のとおり。

- ① 当該扶養義務者が被保護者、社会福祉施設入所者、長期入院患者、主たる生計維持者ではない非稼働者（いわゆる専業主婦・主夫等）、未成年者、概ね70歳以上の高齢者など
- ② 要保護者の生活歴等から特別な事情があり明らかに扶養ができない（例えば、当該

扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している等の事情がある、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等が想定される。なお、当該扶養義務者と一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶していると判断される場合は、著しい関係不良とみなしてよい。）

- ③ 当該扶養義務者に対し扶養を求めることにより明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる者（夫の暴力から逃れてきた母子、虐待等の経緯がある者等）

上記のうち、②及び③の運用に当たって、それぞれ下記のとおり留意点を記載するので、適切な運用に努められたい。

(②の運用上の留意点)

- ・ 従前、「20年間音信不通である」ことを該当例としてお示ししてきたところであるが、今般、例示を追加したのは、音信不通により交流が断絶しているかどうかに関わらず、当該扶養義務者に借金を重ねている、当該扶養義務者と相続をめぐり対立している、縁が切られているなどの著しい関係不良の場合等に該当するかどうかについて個別の事情を検討の上、扶養義務履行が期待できない者に該当するものと判断してよいという趣旨であること。
- ・ この検討に当たって、一定期間（例えば10年程度）音信不通であるなど交流が断絶している場合には、これをもって、「著しい関係不良等」と判断してよいこと。なお、10年程度音信不通である場合は、その他の個別事情の有無を問わず、交流断絶と判断してよいこと。また、音信不通となっている正確な期間が判明しない場合であっても、これに相当する期間音信不通であるとの申出があり、その申出の内容が否定される明確な根拠がないことをもって、該当するものと判断して差し支えないとの趣旨で、「程度」としていること。

(③の運用上の留意点)

- ・ 扶養照会により要保護者の自立を阻害することになると認められる場合は、改正後の課長通知の第5の問2のとおり、扶養照会を控えることとしており、関係先調査を行うに当たっても、当該扶養義務者本人に、関係先調査を行っている事実や当該要保護者の居住地はもとより、その手がかりとなる情報（例えば、福祉事務所名等）も知られることのないよう、特に慎重に調査を行うこと。

(3) 住宅扶助の代理納付の活用について

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」（以下「改正住宅セーフティネット法」という。）（国土交通省所管）においては、生活保護制度に関連する事項として、住宅扶助の代理納付の円滑な活用を目的とした事項が規定されている。

具体的には、生活保護受給者に住居を貸し付けている登録事業者（改正住宅セーフティネット法第 51 条第 1 項の住宅確保要配慮者居住支援協議会の構成員であることその他の国土交通省令・厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）は、入居する生活保護受給者が家賃の請求に応じないこと等により居住の安定の確保を図る上で支障となる事情がある場合には、その旨を保護の実施機関に通知することができる。また、その通知を受けた保護の実施機関は、代理納付等その他保護の目的を達するために必要な措置（以下「代理納付等の措置」という。）を講ずる必要があるかどうか判断するため、速やかに当該生活保護受給者の状況の把握等を行うこととされている。

なお、保護の実施機関においては、登録事業者からの通知を受けて代理納付等の措置についての判断を行った場合は、その結果について通知を行った登録事業者にも伝えることが、登録事業者との円滑な協力関係を築くことにつながり、生活保護受給者の居住の安定にも資すると考えられることから、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 21 条に基づく通知を行った登録事業者への連絡について」（平成 29 年 11 月 17 日社援保発 1117 第 1 号、国住備第 110 号厚生労働省社会・援護局保護課長、国土交通省住宅局総合整備課長連名通知）に基づき、生活保護受給者に連絡するとともに、通知を行った登録事業者へも判断結果や代理納付等の措置を講じる場合にはその開始時期を連絡することとしている。

こうした背景も踏まえ、令和 2 年 3 月 31 日付けで「生活保護法第 37 条の 2 に規定する保護の方法の特例（住宅扶助の代理納付）に係る留意事項について」（平成 18 年 3 月 31 日社援保発第 0331006 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を改正し、

- ・家賃等を滞納している場合
- ・公営住宅の場合
- ・改正住宅セーフティネット法の登録住宅の場合

には、原則として代理納付を適用することとしている。

なお、代理納付という手法自体は、生活保護受給者、家主ともに事務負担の軽減につ

ながるなどのメリットがあることから、家賃滞納をしていない者であっても代理納付をすることは可能としているところであり、また、代理納付の実施にあたっては、被保護者の同意及び委任状等は要しない旨申し添える。

(4) 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、平成30年10月1日から、支給対象をクラブ活動費に特化した上で、これまでの月額による定額支給から実際にかかった費用に応じた実費支給にしている。支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、保護の実施機関における学習支援費の支給事務に当たっては、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

令和2年度に行った調査において、教育扶助や高等学校等就学費の扶助受給者に対する学習支援費の受給者の割合は、それぞれ、中学生で18.7%、高校生で16.2%であり、一般世帯における部活動の所属状況（平成29年度運動部活動等に関する実態調査（スポーツ庁））が、中学生で91.9%、高等学校で81.0%であることと比して、利用は低調になっている。

また、有効回答のあった福祉事務所1,213か所中、生活保護受給世帯への学習支援費に関する事前の案内（周知）を行っていない福祉事務所が175か所（14.4%）あり、事前の案内（周知）を行っている福祉事務所よりも学習支援費の受給者の割合は、更に低調となっている。

クラブ活動費用の手続を簡便かつ円滑に行い、必要な世帯が利用しやすくし、学習支援費の更なる活用を図るため、「学習支援費の実費支給に関する留意事項について（令和4年12月27日付厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）」にて周知しているので、改めてご了解いただきたい。

特に学習支援費の需要は、入学や進学の時期である4月に発生すると考えられること

から、クラブ活動費用の事前給付の手続きを簡便かつ円滑に行うために、制度施行の際に各自治体向けに配布したリーフレット例などを参考に、世帯員に小学校から高校までの児童生徒がいる生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、改めて学習支援費の支給方法について周知いただきたい。また、日頃のケースワークにおいては、クラブ活動への参加状況の把握に努めるとともに、必要な費用が生じる場合はできる限り事前に福祉事務所に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮いただきたい。

(5) 一時扶助における家具什器費の適切な運用について

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えている。

このため、管内の実施機関に対して改めて上記内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

なお、生活保護世帯においては、原則として毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、日頃のケースワークにおいて、冷房器具等の購入の意向を確認し、必要に応じて、購入に向けた家計管理の助言指導を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し貸付により購入できるようにするなど、真に必要な者が冷房器具等を購入できるよう配慮いただきたい。

あわせて、社会福祉協議会への貸付資金の償還については、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 37 条の 2 及び生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）第 3 条の規定により、生活扶助費の一部として福祉事務所が直接社会福祉協議会へ交付する代理納付の取扱いが可能であることから、活用について検討をお願いしたい。

また、電気料金等の滞納やそのおそれがある者に対しても、日頃のケースワークにおいて家計支援に係る必要な助言指導を行うなどにより、必要な家電製品等が使用できな

くならないよう配慮いただきたい。

(6) 生活保護の申請者等が緊急小口資金等の特例貸付を利用していた場合の対応について

令和2年3月から令和4年9月まで、都道府県社会福祉協議会において、コロナ禍における生活困窮者を支援するため、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付（以下「特例貸付」という。）が実施されており、令和5年1月から償還が開始されている。この特例貸付については、借受人及び世帯主が住民税非課税（令和5年1月から償還が開始される緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付については、令和3年度又は令和4年度が住民税非課税）である場合には、償還を免除することとしており、償還免除の申請等に関する案内の対応等について、「生活保護の申請者等が緊急小口資金等の特例貸付を利用していた場合の対応について（依頼）」（令和4年12月9日付社会・援護局保護課、地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）にてお示ししているところである。具体的には、保護の申請者や相談者が特例貸付の借受人であることが判明した場合、

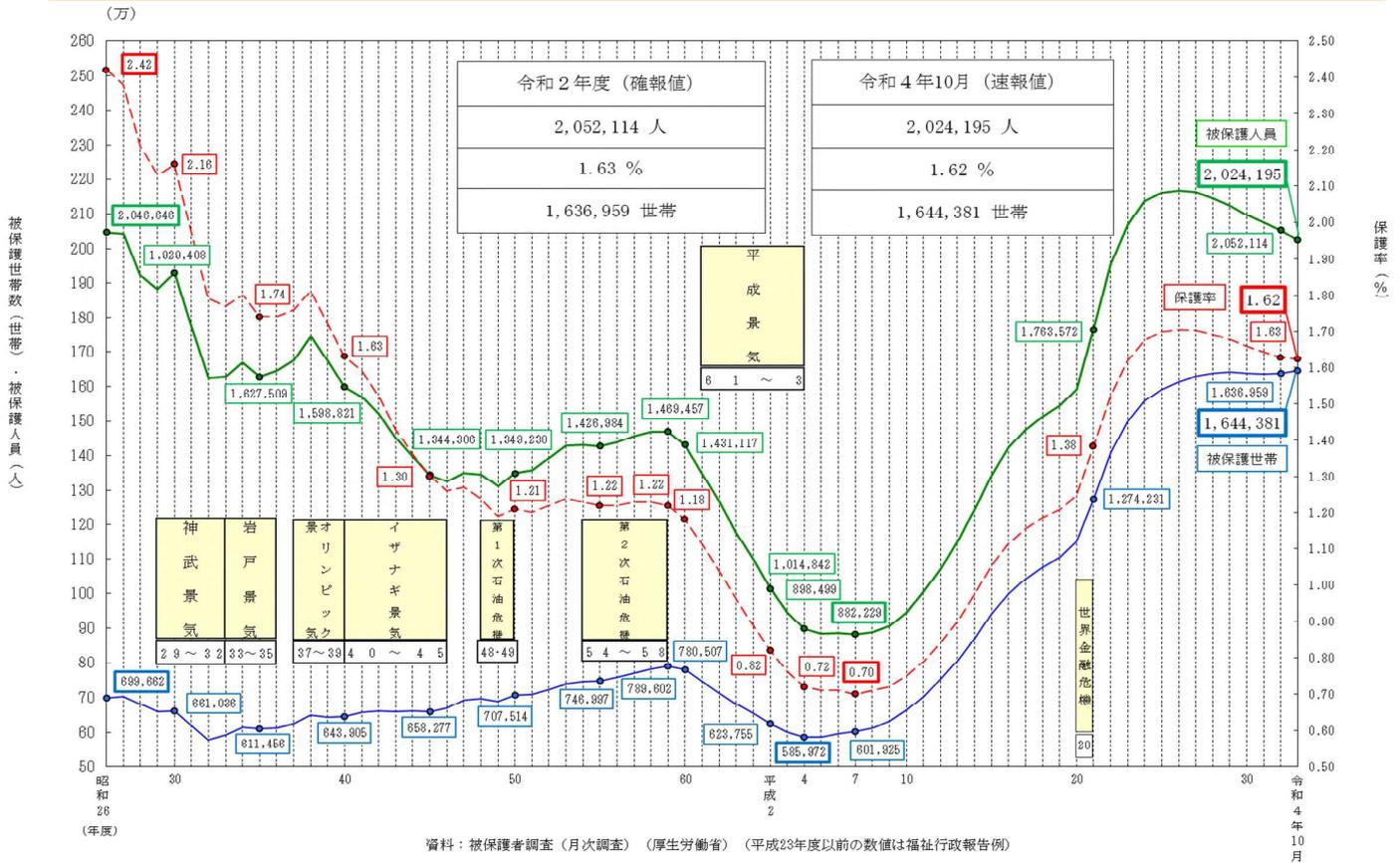
- ① 特例貸付の償還期間中に被保護者である場合には、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の償還が免除される場合があること
 - ② 保護の受給に至らなかった場合であっても、借受人及び世帯主が住民税非課税である等、特定の免除要件を満たす場合は、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の残債の全部または一部の償還が免除される場合があること
- などから、保護の申請者や相談者に対して、都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に償還免除の申請等に関する相談を行うようご案内をお願いしている。

また、既に保護を受けている特例貸付の借受人についても、特例貸付の償還期間中に被保護者である場合には、都道府県社会福祉協議会への申請により特例貸付の償還が免除される場合があることから、都道府県社会福祉協議会又は市町村社会福祉協議会に償還免除の申請等に関する相談を行うようご案内をお願いするとともに、案内した被保護者に対して、償還免除の申請手続が行われているか等を必要に応じてご確認いただくようお願いしている。

上記内容について、管内の実施機関に対し改めて周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に上記内容が確実に伝わるよう配慮いただきたい。

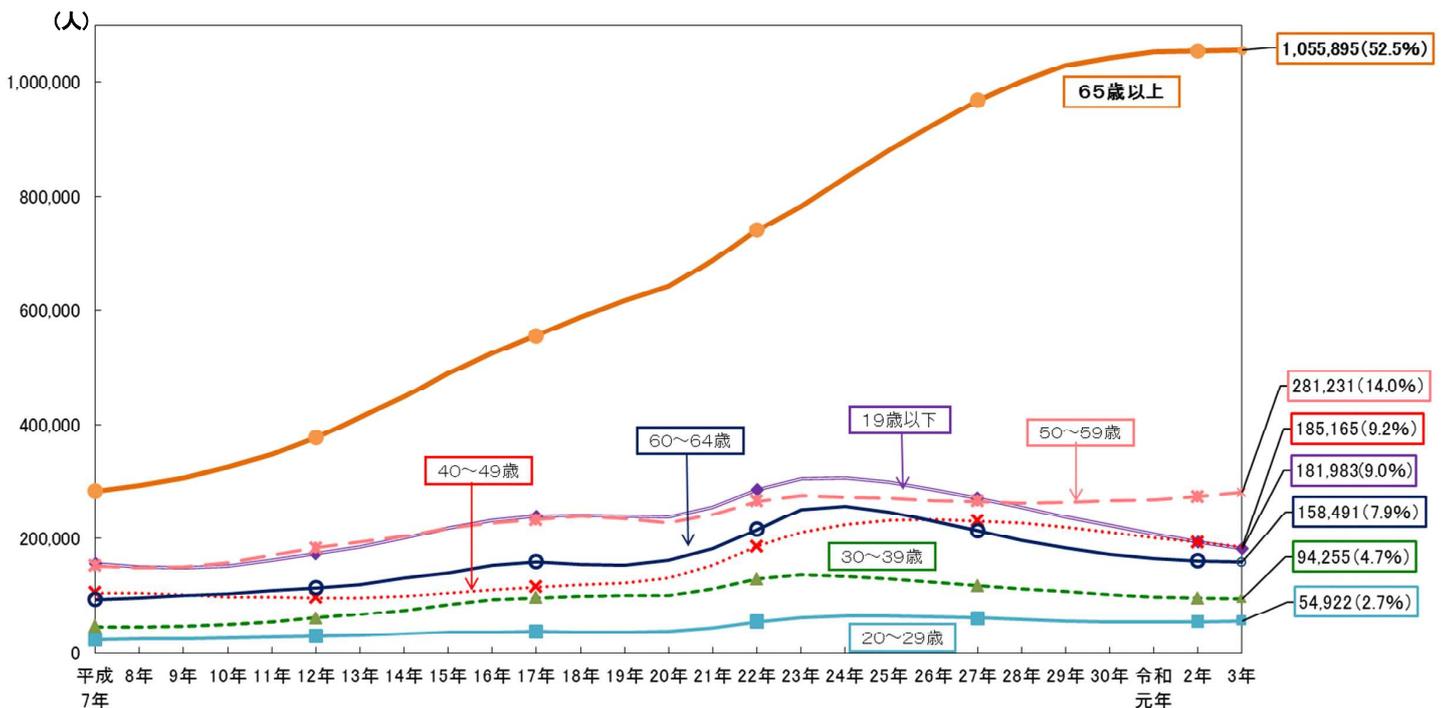
被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

- 生活保護受給者数は約202万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。
- 生活保護受給世帯数は約164万世帯。高齢者世帯が増加している一方、母子世帯は減少傾向が続いている。



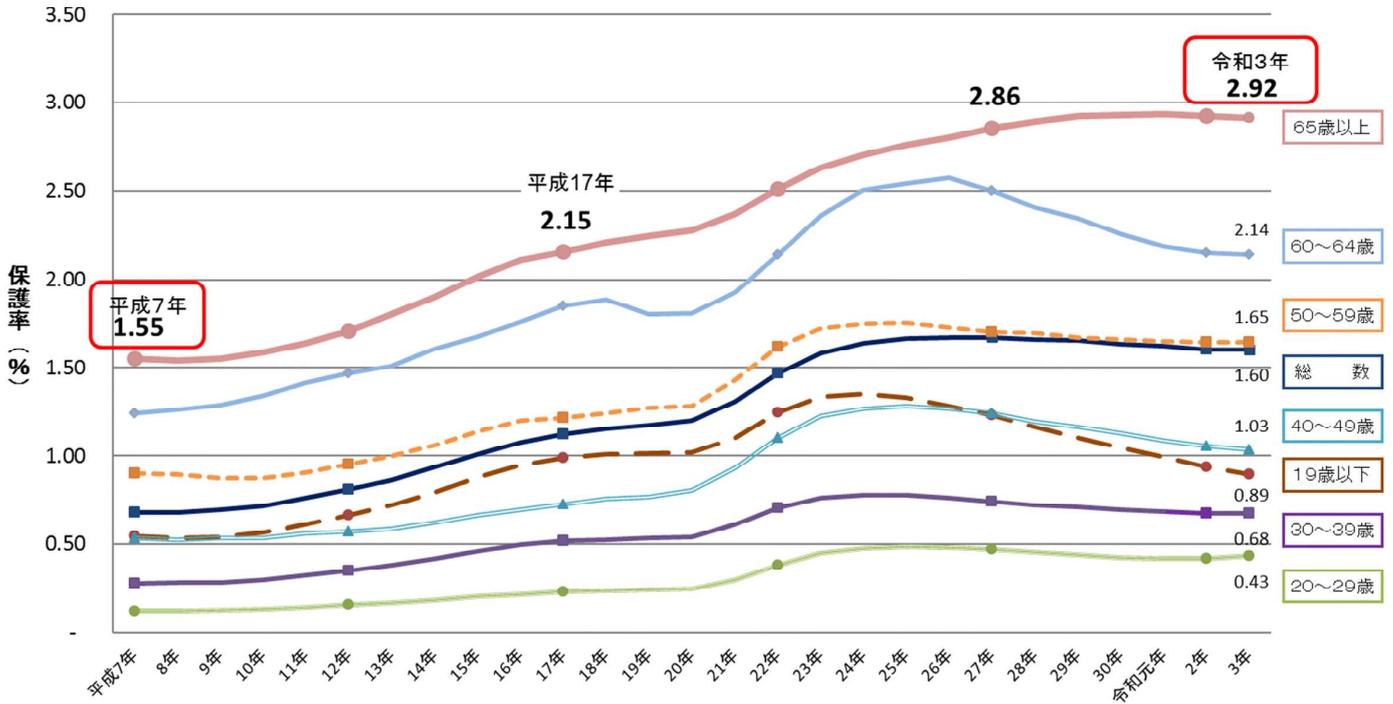
年齢階級別被保護人員の年次推移

- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。



年齢階級別 保護率の年次推移

- 年齢階級別の保護率の推移をみると、65歳以上は上昇傾向が続いてきたが、近年は横ばいとなっている。
- また、それ以外の年齢階級は、近年横ばいもしくは低下傾向となっている。

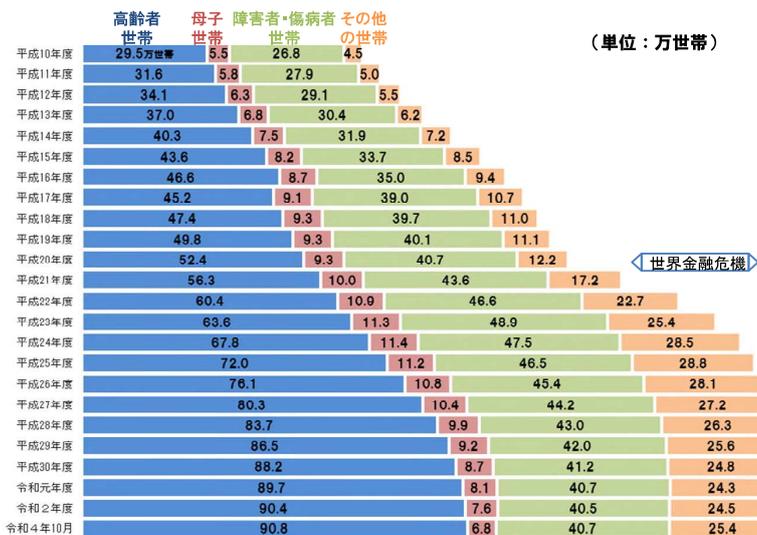


資料：被保護者調査 年次調査（厚生労働省）（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）〔令和3年は速報値〕

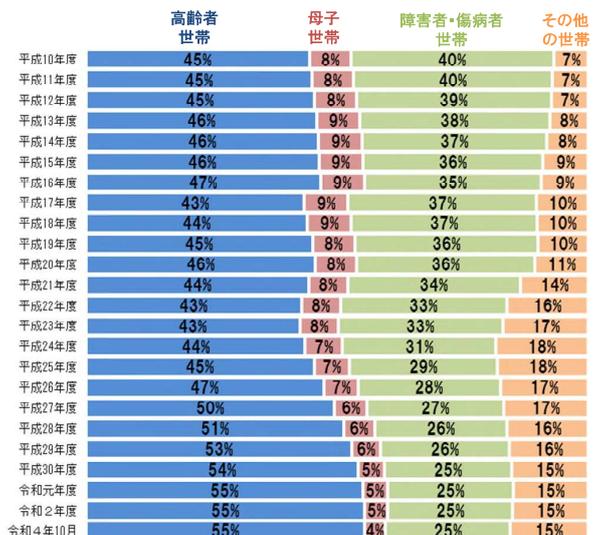
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

- 世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
- 「母子世帯」は減少傾向となっているが、「高齢者世帯」は増加傾向にある。

世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.4%が単身世帯（令和4年10月）。

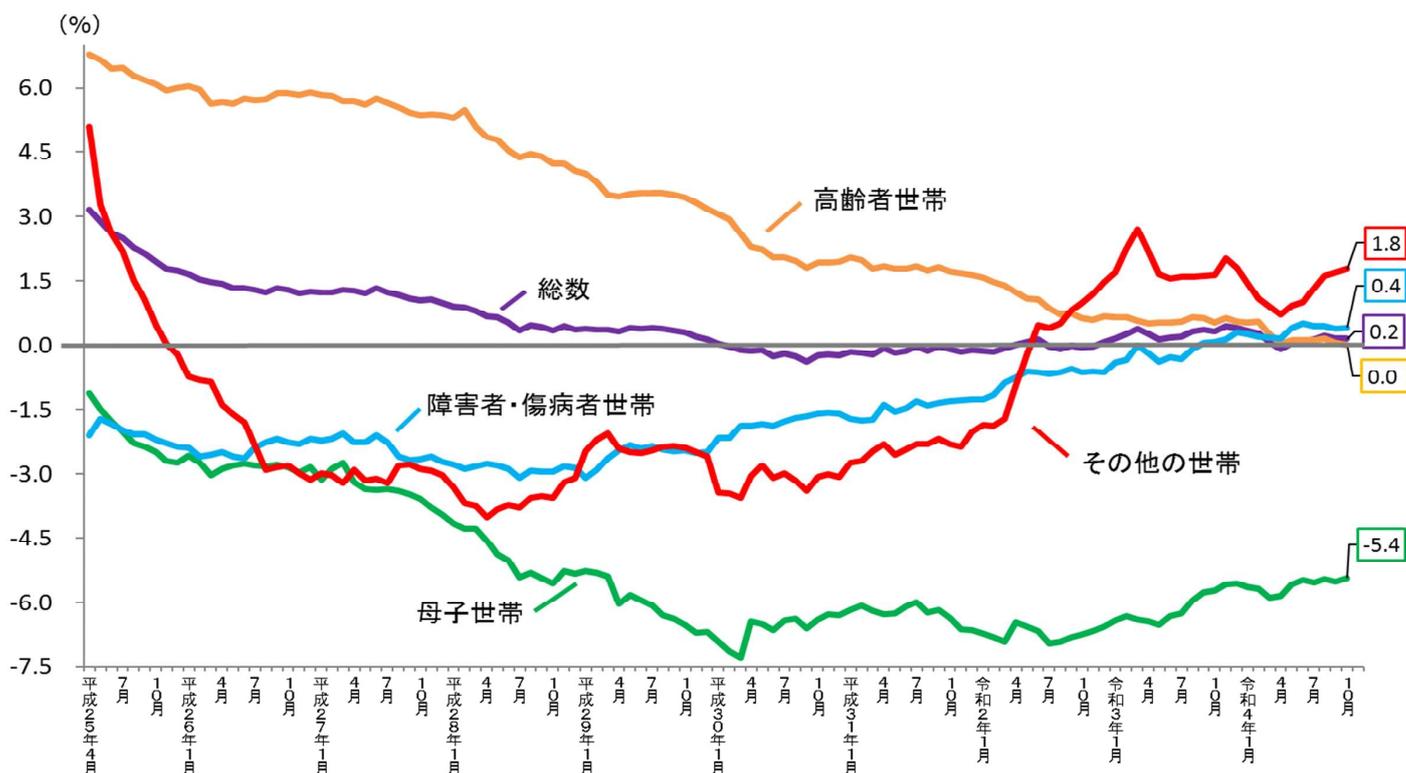
注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和4年10月分は速報値）

世帯類型の定義

- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身上の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移



資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成24年3月以前は福祉行政報告例）（令和3年4月以降は速報値）

※総数には保護停止中を含む。

生活保護の最近の状況

生活保護受給者数

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給者数（万人）	203.8	203.9	204.0	203.8	203.4	203.6	202.4	202.3	202.3	202.4	202.5	202.4	202.4
対前年同月比（％）	▲ 0.6	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.8	▲ 1.0	▲ 0.8	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.7
対前月比（％）	▲ 0.01	0.1	0.04	▲ 0.1	▲ 0.2	0.1	▲ 0.6	▲ 0.02	0.002	0.013	0.1	▲ 0.03	▲ 0.01

生活保護受給世帯数

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
生活保護受給世帯数（万世帯）	164.2	164.4	164.5	164.4	164.2	164.3	163.7	164.0	164.1	164.2	164.4	164.4	164.4
対前年同月比（％）	0.3	0.5	0.4	0.3	0.3	0.1	▲ 0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2
対前月比（％）	0.02	0.1	0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	0.1	▲ 0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	▲ 0.01	0.02

保護の申請件数

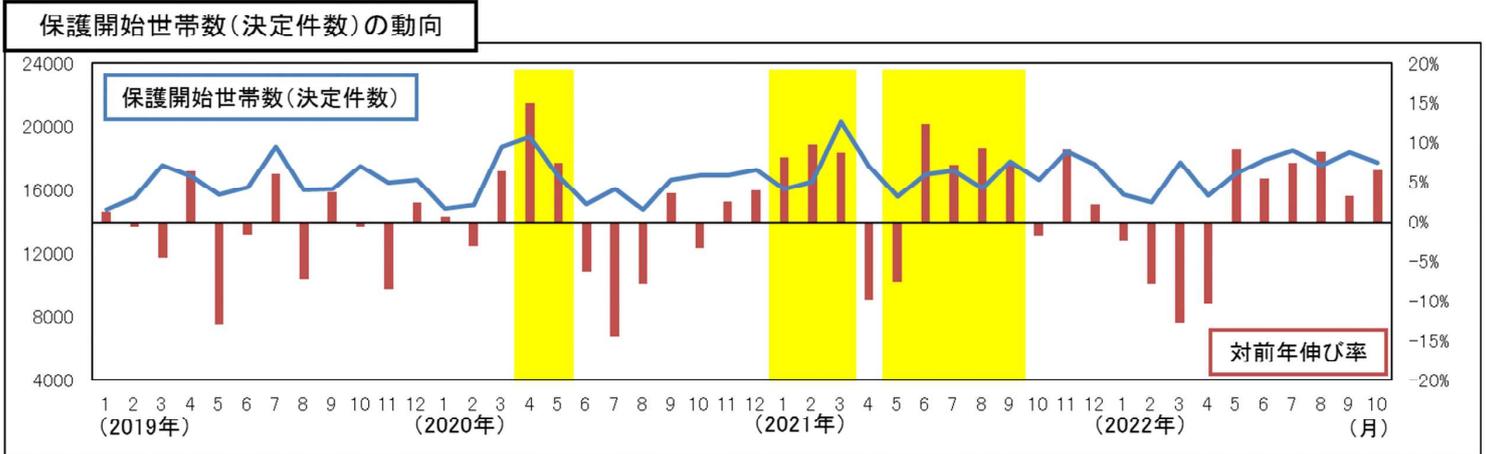
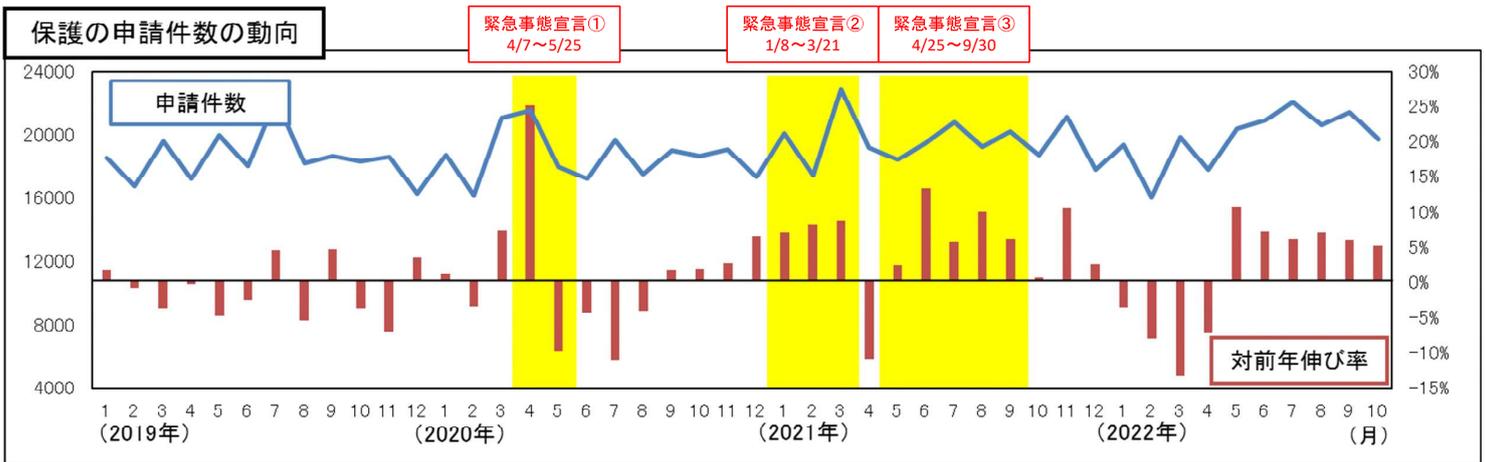
	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護の申請件数	18,726	21,093	17,751	19,334	16,023	19,793	17,758	20,353	20,881	22,016	20,562	21,368	19,700
対前年同月比（％）	0.6	10.6	2.6	▲ 3.6	▲ 8.1	▲ 13.4	▲ 7.3	10.6	7.2	6.1	7.1	6.0	5.2
対前々年同月比（％）	2.4	13.6	9.2	3.3	▲ 0.6	—	—	—	—	—	—	—	—
対前月比（％）	▲ 7.1	12.6	▲ 15.8	8.9	▲ 17.1	23.5	▲ 10.3	14.6	2.6	5.4	▲ 6.6	3.9	▲ 7.8

保護開始世帯数（決定件数）

	令和3年			令和4年									
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
保護開始世帯数	16,637	18,447	17,648	15,688	15,232	17,751	15,676	17,039	17,935	18,489	17,555	18,397	17,716
対前年同月比（％）	▲ 1.7	9.1	2.2	▲ 2.4	▲ 7.8	▲ 12.7	▲ 10.4	9.2	5.4	7.5	8.8	3.2	6.5
対前々年同月比（％）	▲ 5.1	11.9	6.2	5.6	1.3	—	—	—	—	—	—	—	—
対前月比（％）	▲ 6.7	10.9	▲ 4.3	▲ 11.1	▲ 2.9	16.5	▲ 11.7	8.7	5.3	3.1	▲ 5.1	4.8	▲ 3.7

※令和3年4月以降は速報値、資料：「被保護者調査（月次調査）」（厚生労働省）

新型コロナ感染拡大の前後における保護の申請・決定の動向



3. 準備作業

3.2 福祉事務所システム（生活保護システム）の改修に係る対応事項の理解

③ オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（保護決定）

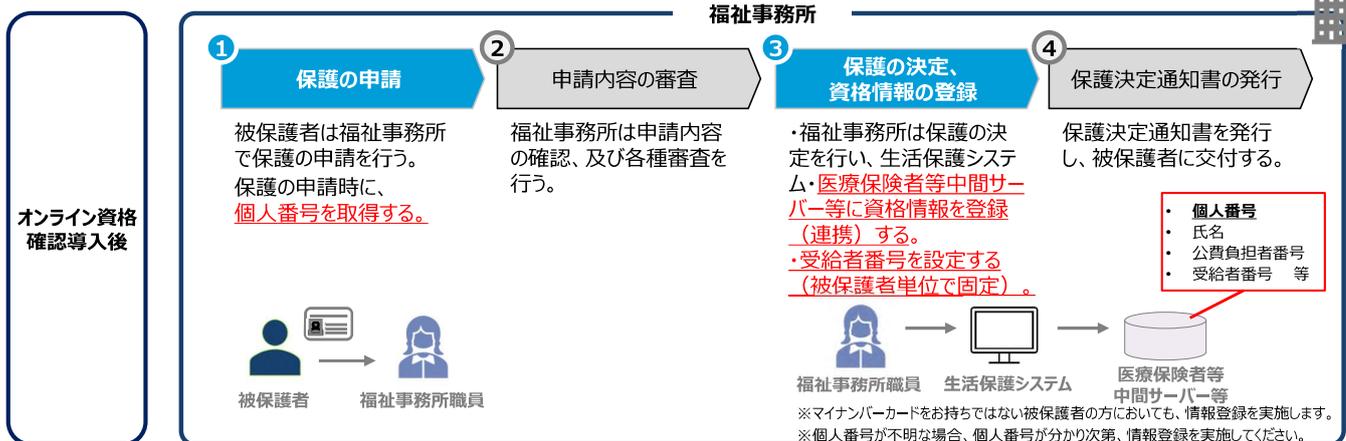
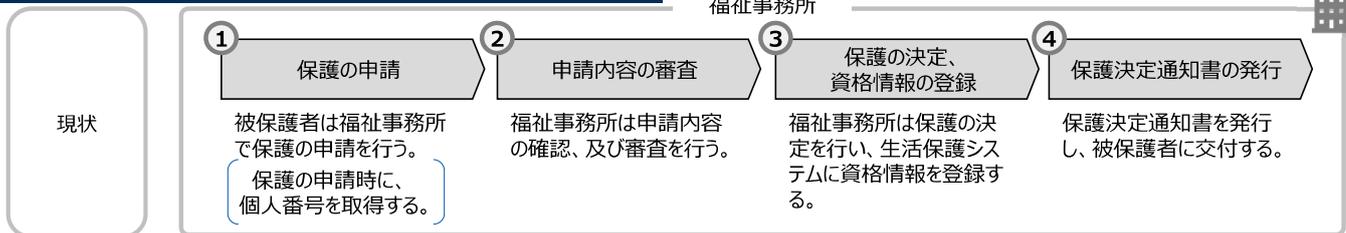
「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き」
(抜粋)

✓ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、**保護決定業務の主な変更点**は以下の通り。

3 オンライン資格確認導入前後の業務の流れ

▶ 技術解説書
(3章-3.1~3.2)

保護決定（資格情報の登録）



3. 準備作業

3.2 福祉事務所システム（生活保護システム）の改修に係る対応事項の理解

③ オンライン資格確認導入前後の業務の流れ（医療扶助決定）

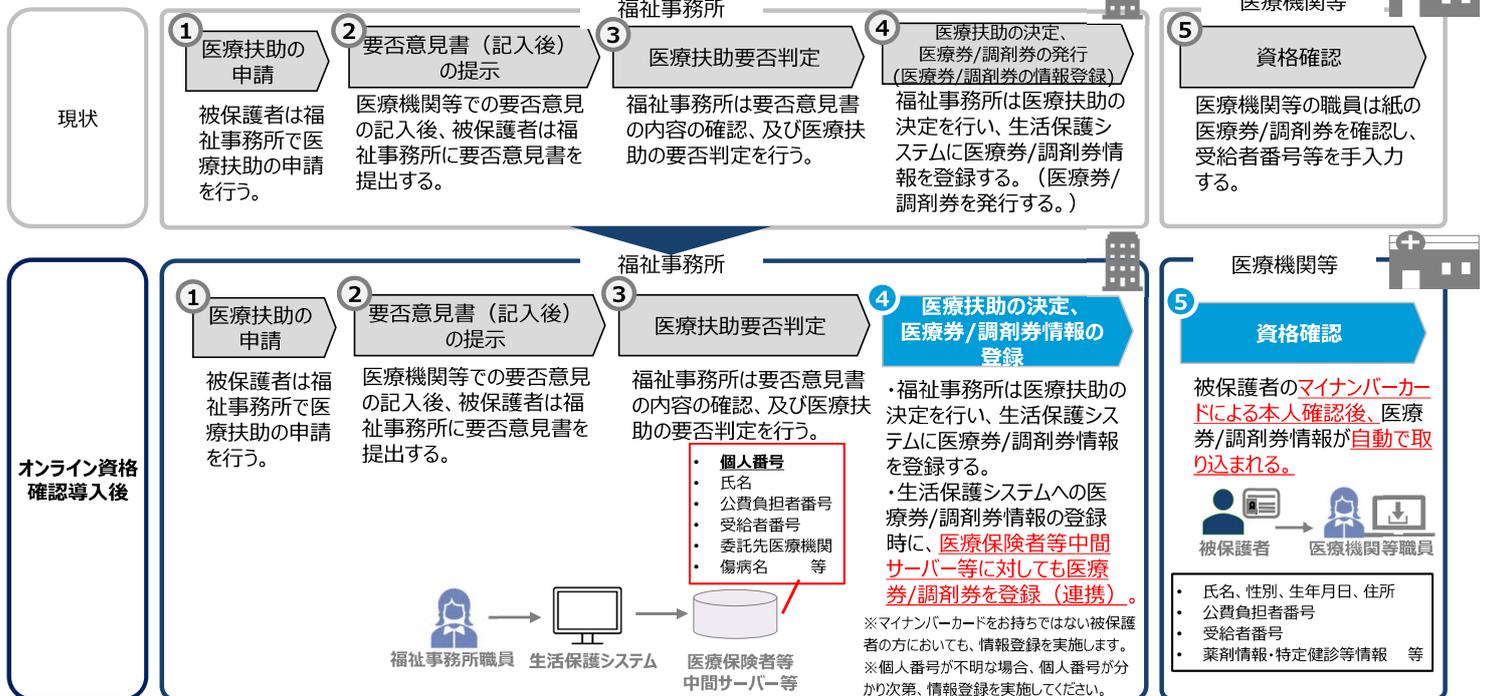
「医療扶助のオンライン資格確認の導入に向けた準備作業の手引き」（抜粋）
(抜粋)

✓ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に伴う、医療券/調剤券発行業務及び医療機関等における**資格確認業務の主な変更点**は以下の通り。

3 オンライン資格確認導入前後の業務の流れ

▶技術解説書
(3章-3.1~3.2)

医療扶助決定（医療券/調剤券情報の登録、資格確認）



オンライン資格確認の導入で実装する主な機能

ー 医療扶助のオンライン資格の主な基本機能・独自機能の一覧

- ・ 医療扶助のオンライン資格確認の導入で実装する主な機能について、福祉事務所、支払基金・中央会、医療機関等のシステムごとに、医療保険のオンライン資格確認と共通する基本機能と、医療扶助の利便性向上に資する独自機能を分類すると以下の通り。

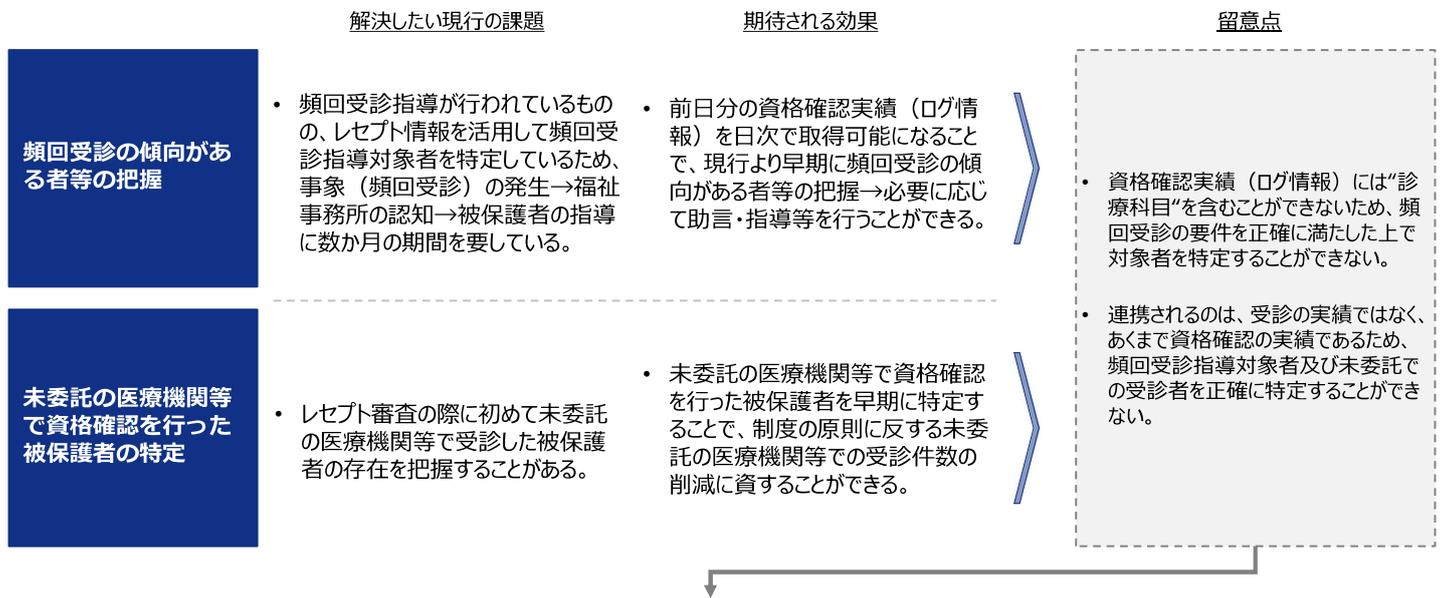
オン資の基本機能

医療扶助の利便性向上に資する独自機能

システム	オン資の基本機能	医療扶助の利便性向上に資する独自機能
福祉事務所のシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助の資格情報及び医療券/調剤券情報の管理・登録機能 ・ 被保護者の健診情報の管理及び連携機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格確認実績（ログ情報）の取得及び加工機能 独自機能①
支払基金・中央会のシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の機能連携 ・ 被保護者の健診情報の管理及び連携機能 ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能） ・ マイナポータルへの医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の連携機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格確認実績（ログ情報）の管理及び連携機能 ・ 未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能 独自機能② ・ 未委託の医療機関等として特定された場合の連携情報の制御機能 ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能
医療機関等のシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療扶助の資格情報、医療券/調剤券情報、薬剤情報及び健診情報の要求、取り込み及び表示機能 ・ 公費負担者番号及び受給者番号によるオンライン資格確認の機能（被保険者証によるオンライン資格確認と同様の機能） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未委託の医療機関等として特定された場合のメッセージ文の表示機能 ・ 医療機関コードをキーにした、資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能 独自機能③

独自機能① 資格確認実績（ログ情報）の取得 － 福祉事務所が被保護者の受診状況（資格確認の状況）を把握する仕組み

- 福祉事務所には、被保護者の資格確認実績（ログ情報）が連携されることになり、それを活用することで頻回受診指導の傾向がある者や未委託の医療機関等での資格確認を早期に把握し、助言・指導等を行うことが可能になる。



⇒ 頻回受診指導対象者及び未委託での受診者を正確に特定することはできないが、一次スクリーニングとして有用である想定。
※ 頻回受診の傾向がある者、又は未委託で資格確認を繰り返している場合は当該情報をもって助言・指導等を行うことが可能。

【頻回受診指導の要件】

※ 頻回受診の要件「同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療（※）を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が必要以上の受診と認めたる者
（※）15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

11

独自機能② 未委託の資格情報及び医療券/調剤券情報の特定機能等 － 未委託の医療機関等におけるデータ連携制御の仕組み

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、医療機関の端末上では未委託の資格確認である旨を表示し、且つ、受給者番号等の診療報酬請求に必要な情報の表示及び取り込みを制限することで、医療扶助の適切な利用を促進する。

背景

医療扶助の適切な利用の促進

- 被保護者が医療扶助を利用する場合、要否意見書の手続きを経た上で、医療券/調剤券の発行後に福祉事務所が指定した医療機関等（委託先医療機関等）で受診することが原則。

概要

期待される効果

未委託の資格確認である旨の表示

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、医療機関の資格情報等を表示する画面に未委託の資格確認である旨を表示し、当該被保護者が未委託の医療機関等で受診をしようとしていることを明示する。

- 医療機関等の職員が、資格確認を行った被保護者が未委託であることを容易に確認できるため、医療機関等→福祉事務所の確認（電話等）を確実に行うことができる。

受給者番号等の閲覧制限

- 未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、公費負担者番号及び受給者番号を非表示とする。

- 医療機関において、診療報酬請求に必要な公費負担者番号及び受給者番号の閲覧に制限を加えることで、未委託の状態での診療報酬請求を防止できる。
※ 受診後に医療券/調剤券情報が登録された場合、医療機関コードを用いて一括で医療券/調剤券情報を取得可能。

独自機能② 委託/未委託の医療機関等で閲覧できる情報の差分

一 委託/未委託の医療機関等ごとに閲覧できる情報のイメージ

- 医療扶助の適切な利用を促進するために、未委託の医療機関等で被保護者の資格確認が行われた場合、メッセージ文を表示する機能及び受給者番号等を非表示とする機能を実装する。

委託先の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ

未委託の医療機関等での資格確認時の表示画面イメージ

【ポイント①】

- 医療機関等が福祉事務所に照会できることが可能、且つ未委託の医療機関等でレセプト請求はできない仕組みの構築を目的として、未委託の医療機関等での資格確認時は、未委託の資格確認である旨を画面に表示しつつ氏名・福祉事務所名等の基礎情報は開示するものの、レセプト請求に必要な受給者番号等は非開示とする。

通常の資格確認時には、その他の情報（カナ氏名、傷病名及び自己負担額等）も表示する想定。

13

独自機能③ 資格情報及び医療券/調剤券情報の一括での連携機能

一 医療機関等が事後的に登録された医療券/調剤券情報を閲覧する仕組み

- 医療機関等が、医療機関コードにより医療券/調剤券情報を一括で取得できる機能を実装することで、福祉事務所及び医療機関等双方の利便性を向上させる。

背景

- 医療券/調剤券情報が医療保険者等向け中間サーバー等及びオンライン資格確認等システムに登録されるよりも前に資格確認及び受診を行う被保護者が一定規模存在すると考えられる。
- また、現行の医療券/調剤券の発行フローにおいて、福祉事務所→医療機関等に対して月末までに一括で医療券/調剤券を送付する運用（連名簿方式）も複数の福祉事務所等で採用されているため、福祉事務所及び医療機関等が運用方法を一定程度柔軟に採択できる仕組みとする。

医療機関コードによる医療券/調剤券情報の一括取得

- #### 概要
- 自機関が委託先医療機関等として登録されている医療券/調剤券情報（紐づく資格情報も含む）を、医療機関コードをキーとして一括で取得する。

期待される効果

- 福祉事務所側の情報登録の遅延、未委託による受診等の場合においても、医療機関等は、被保護者の再来院を不要とした上で、必要な医療券/調剤券情報を事後に取得できる。
- 福祉事務所→医療機関等に対して月末に未委託分の医療券/調剤券を郵送する等の業務負担を軽減できる。
※医療機関等は自機関が委託先医療機関等として登録された情報しか取得できない。

医療扶助におけるオンライン資格確認の導入に向けた被保護者のマイナンバーカード取得の促進等の取組について（令和3年10月14日厚生労働省社会・援護局保護課事務連絡）－概要－

（1）取組方法

- 訪問調査等の機会に、マイナンバーカードの保有状況を確認。未取得の者にカード保有の必要性やメリットを説明し、QRコード付き申請書（事前に住民制度担当課に依頼し発行）を手交。可能な範囲で、申請書の作成や写真撮影の支援など申請をサポート。
- 申請後、交付場所などをお知らせする交付通知書（はがき）が届くこと、マイナンバーカードを受け取るには、原則、交付場所に来庁し本人確認が必要であることなども併せて説明。

（参考）リーフレット案



（2）マイナンバーカードの保有状況の確認について

- マイナンバーカードの取得状況については、マイナンバーカードの所管部署と協議の上、
 - 住民制度担当課等に設置の統合端末にてカード交付者の一覧を出力し、被保護者のリストと突合
 - ※ 都道府県は、管内町村と協議の上、被保護者のリストを渡し、カード交付者の一覧との突合を依頼
 - 世帯訪問前に予めマイナンバーカード所管部署に対して当該世帯員の保有状況を個別に照会等の方法により、取得する。

（3）取組時期等

- 令和4年度中に全ての被保護者がマイナンバーカードを保有することを目指し取り組む。

生活保護受給者の健康管理支援の推進 ～被保護者健康管理支援事業の実施～

事業概要

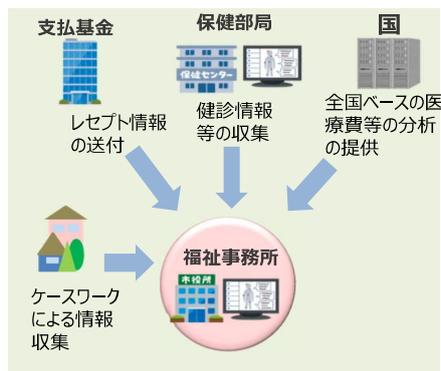
- 生活保護制度は、被保護者の最低生活を保障するとともに、自立の助長を図ることを目的としている。自立の助長については、経済的自立だけでなく、日常生活自立や、社会生活自立といった側面からも、支援を講じていく必要がある。
- 一方で、**多くの被保護者は、医療保険者が実施する保健事業の対象とはなっていないが、多くの健康上の課題を抱えていると考えられ、医療と生活の両面から健康管理に対する支援を行うことが必要。**このため、医療保険におけるデータヘルスを参考に、**福祉事務所がデータに基づき生活習慣病の発症予防や重症化予防等を推進**する。
- 令和3（2021）年1月から「被保護者健康管理支援事業」が必須事業化され、全福祉事務所で実施することとなったため、全ての自治体が効果的・効率的に実施するために必要な経費を負担する。**

※ 令和4年度の実施率（令和4年度交付決定ベース）は、67.2%。

被保護者健康管理支援事業の流れ

① 現状・健康課題の把握

- 自治体毎に現状（健康・医療等情報、社会資源等）を調査・分析し、地域の被保護者の健康課題を把握（地域分析を実施）



② 事業企画

- 地域分析に基づき、自治体毎に事業方針を策定。以下の取組例の**オに加え、ア～エから選択**

- ア 健診受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援（重症化予防）
- オ 頻回受診指導

③ 事業実施

- 事業方針に沿い、リスクに応じた階層化を行い集団または個人への介入を実施
- ※ 医学的な介入のみではなく社会参加等の側面に留意した取組を実施

④ 事業評価

- 設定した評価指標に沿い、ストラクチャー、プロセス、アウトプット、アウトカム評価を実施

健康の保持増進により、被保護者の自立を助長

被保護者健康管理支援事業における全国データ分析

- 平成30年生活保護法改正により、被保護者健康管理支援事業の実施に資するための調査及び分析を行うことが定められ、令和3年度から、レセプト情報・特定健診等情報データベース(NDB)を活用して、被保護者の医療の利用状況や健康状態を把握するために必要な全国データ分析を実施している。
- 本分析結果については、各都道府県において、管内福祉事務所間の地域差分析や、他の都道府県との比較により、自都道府県の被保護者の医療の利用状況や健康状態における課題分析を深める一助として活用できるよう、都道府県等へ提供している。

<令和3年度の主な分析内容>

主な分析内容	対象レセプトの範囲	対象レセプトの保険種別	対象レセプトの期間
・地域別にみた医療扶助費の状況(地域差分析) - 1人当たり実績医療費及び対全国比 - 1人当たり年齢調整後医療費及び地域差指数 - 地域差指数に対する各種寄与度	医科入院、医科入院外、DPC、調剤、歯科	医療扶助	令和元年4月～令和2年3月診療分
・公的医療保険加入者との比較 - 受診者1人当たり件数・日数・医療費 - 受診者1人当たり傷病件数・医療機関数 - 薬局利用者1人当たり医薬品種類数等	医科入院、医科入院外、DPC、調剤、歯科 医科入院、医科入院外 調剤	医療扶助、市町村国保、後期高齢者医療	令和元年6月審査分(4・5月診療分)
・糖尿病・高血圧症・脂質異常症の有病状況等 - 各疾患の1人当たり医療費・有病割合・受診者1人当たり医療費	医科入院外	医療扶助、市町村国保、後期高齢者医療	令和元年6月審査分(4・5月診療分)

※ 令和4年度は、令和2年度診療分のレセプトを対象に、上記分析内容を基本としつつ、必要な分析を追加する予定。

31

医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について

(1) 事案の概要

- ・ 令和4年9月に、被保護者が複数の医療機関から大量の向精神薬の処方を受け、それらを転売目的で所持していたとして、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)違反の疑いで逮捕されるという事案が発生。
- ・ 今回の事案では、以下の状況が見られ、福祉事務所と医療機関等との連携における課題が見受けられた。
 - 被保護者が、医療機関等を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関等に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかった。
 - 福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等が予め福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態が多かった。

(2) 今回の事案を踏まえた対応

「医療扶助における向精神薬の重複処方の適正化に係る取組の徹底について(依頼)」
(令和4年12月9日付け社援保発1209第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)

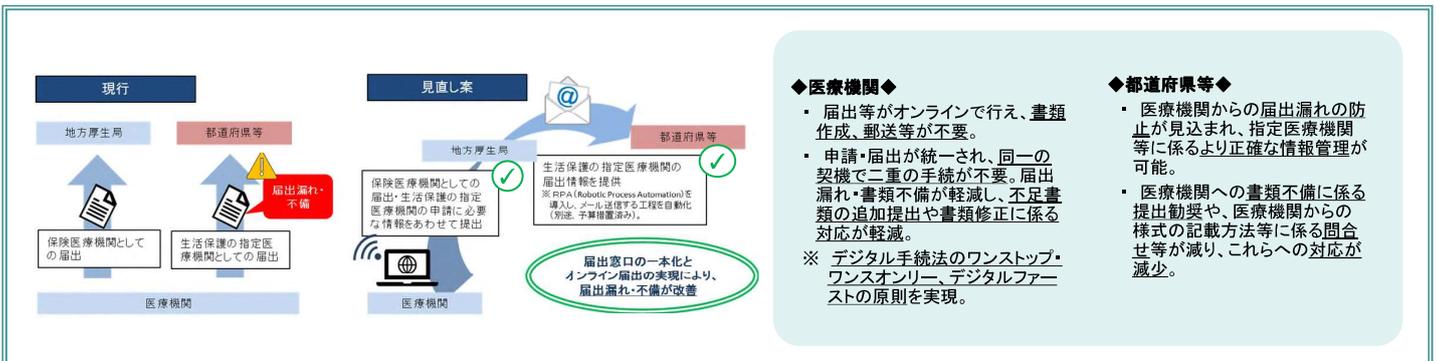
※この他、医療関係団体にも取組への協力依頼に係る通知を发出

- (1) 向精神薬の処方状況に係る実態把握
福祉事務所は、レセプト等により、被保護者が同一成分の向精神薬を複数の医療機関等から重複して処方されていないかの確認等を徹底。
- (2) 医療扶助の給付と精神通院医療の給付の間における重複処方の確認
福祉事務所は、向精神薬の処方をされている者について、精神通院医療の支給認定の有無や、精神通院医療における向精神薬の処方状況を確認し、不適切な処方であった場合は、適正受診指導を行う対応を徹底。
- (3) 適正受診指導等の徹底
福祉事務所は、(1)で把握された者について嘱託医への協議及び主治医等への確認を行い、不適切と認められた事例について、医療機関等と協力し適正受診指導等の徹底。その際、以下の点に留意。
 - ① 処方薬剤の総量や頻度が顕著に多い等の場合は、速やかに嘱託医協議や主治医等への確認し、不適切な服薬状況が確認された場合には、適正受診指導や服薬指導・服薬管理を行う。
 - ② 適正受診指導等を行っても不適切な重複処方が改善されない場合、必要に応じ、検診命令等(法第28条)を行った上で、指導・指示(法第27条第1項)を行う。なお、これに従わない場合には、所定の手続を経た上で、保護の変更、停止・廃止(法第62条第3項)を検討。
 - ③ 医療扶助を未委託の医療機関・薬局での重複処方を確認した場合、被保護者への適正受診指導に加え、受診した医療機関・薬局に対して当該者への向精神薬の処方に関する注意喚起を行う。合わせて、当該者の受診時に、かかりつけ医の受診を促すとともに、向精神薬の処方時には、他の医療機関・薬局での処方状況を聴取した上で、投与日数や投与量に注意を払ってもらうよう協力依頼を行う。
また、福祉事務所閉庁時の受診が特に多い場合は、速やかに内容を確認し適正受診指導を徹底する。その上で改善が認められない場合は、被保護者に翌閉庁日以降の受診を促すなどの協力を、医療機関・薬局に求める。
 - ④ ①・③の取組では、嘱託医や薬剤師等と連携の上、必要に応じて嘱託医や薬剤師に家庭訪問や医療機関等への同行訪問等の協力を仰ぐ。

指定医療機関の届出手続きの簡素化について

- 令和2年度の地方分権改革に関する提案で、生活保護の指定医療機関の変更届について一部省略化を求めるご意見が、複数自治体よりあったことを踏まえて、都道府県知事等が指定する医療機関の申請等について、令和4年度中に省令を改正し、医療機関が健康保険法に基づき行う保険医療機関等の指定に係る申請等と併せて地方厚生局を窓口として行うことで、効率化を図る方針。（令和3年12月21日閣議決定。）
- 上記の運用見直しは、地方厚生局において保険医療機関に係る届出等の受けを行う保険医療機関等管理システムの改修及びRPAロボットを導入することにより実現する方針で検討・準備を進めているところ。
- 本申請等の見直しについては、令和5年7月から運用開始予定としているため、ご承知おきいただきたい。

【運用見直しのイメージ(令和4年12月時点)】



社会保障審議会生活保護基準部会について

設置の趣旨及び審議事項（平成23年2月10日 社会保障審議会（総会）において了承）

生活保護基準について、5年に1度実施される全国消費実態調査の特別集計データ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証を実施する必要がある。このため、社会保障審議会に、生活保護基準の定期的な評価・検証についてご審議いただく専門の部会を設置する。

委員名簿（五十音順・敬称略・令和4年12月現在）

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
阿部 彩	東京都立大学人文社会学部教授	新保 美香	明治学院大学社会学部教授
宇南山 卓	京都大学経済研究所教授	栃本 一三郎	放送大学客員教授
岡部 卓	明治大学公共政策大学院教授	山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授
小塩 隆士	一橋大学経済研究所教授(部会長)	渡辺 久里子	神奈川大学経済学部助教

(参考) 令和4年度の主な開催状況

- 第43回 令和4年4月27日 令和4年度における生活保護基準の検証作業の進め方について 等
- 第44回 令和4年5月27日 過去の生活保護基準見直しによる影響分析について 等
- 第45回 令和4年6月30日 過去の生活保護基準見直しによる影響分析について 等
- 第46回 令和4年8月8日 固定的経費の算出方法について 等
- 第47回 令和4年9月15日 固定的経費の算出方法について 等
- 第48回 令和4年10月6日 生活扶助基準の体系の検証について 等
- 第49回 令和4年11月2日 生活扶助基準の体系の検証について 等
- 第50回 令和4年11月22日 報告書(案)について 等
- 第51回 令和4年12月6日 報告書(案)について 等
- 令和4年12月9日 報告書

13 生活保護法施行事務監査等について

(1) 都道府県・指定都市が実施する生活保護法施行事務監査について

生活保護法施行事務監査（以下「監査」という。）の実施に当たっては、管内実施機関の事務の執行又は会計処理の状況の適否のみを監査するのではなく、生活保護法施行事務がより適正かつ効率的に運営されるよう援助・指導をする建設的な監査を行うことが必要である。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえながら、都道府県・指定都市本庁（以下「本庁」という。）において、それぞれ工夫し、効果的な監査の実施に取り組んでまいり、一部の本庁においては、個別ケースの取扱いの適否を課題として指摘する監査に止まり、実施機関における組織的運営管理の状況や査察指導の状況等、その課題や問題点が生じている要因にかかる検証が十分に行われておらず、具体的な改善方策を示すといった実効性ある指導が不十分な状況も認められている。

については、管内実施機関において生活保護業務が適正に運営されるよう、本庁職員が監査の意義を十分に認識した上で、実施機関の課題の根本的な解消に向けた効果的な指導を継続して行うようお願いする。また、監査において明らかになった課題や問題点などを的確に改善していくために、各実施機関において実効性のある実施方針及び事業計画が策定されるよう、指導をお願いする。

重ねて、今後の状況によっては、生活保護の相談者や申請者の増加が予想されることとあり、各実施機関における、より適切な対応が求められることから、引き続き、適切な指導を実施するために必要な体制の維持・充実強化について特段の配慮をお願いする。

(2) 令和4年度における国が実施する監査について

ア 監査方針等について

本年度の国の監査については、下記重点事項を中心に実施してきたところであるが、生活保護制度を適正に運営するための基本的事項に多くの課題が認められている。また、一部の実施機関においては、組織的な事務処理等の手順や仕組み、職階毎の役割等が明確でないことから担当者任せになっており、組織として

のチェック機能や牽制機能が働いていないなど、事務処理に課題がある実施機関が認められているところである。

さらに、査察指導機能について、査察指導員による現業業務の進行管理及びケース審査、適切な指導援助が不十分な実施機関もあり、そうした機関では、結果として多くの課題が認められている。

令和5年度の国の監査における重点事項等については、これら監査結果の評価・集計分析等を踏まえ、策定することとしているので、了知願いたい。

(参考) 令和4年度重点事項

- ・ 査察指導機能の充実強化及び組織的運営管理の徹底について
- ・ 面接時の適切な対応の徹底について
- ・ 適切な援助方針の策定及び的確な訪問調査活動の実施について
- ・ 現業員等による不正事案の防止に向けた取組について
- ・ 被保護者による不正受給事案の防止に向けた取組について

イ 監査の実施方法について

令和5年度においても、都道府県、指定都市に対して監査を実施することとしているが、監査の対象とする実施機関の選定に当たっては、課題の多い実施機関や大規模な実施機関等を勘案して、本庁と調整の上決定することとしているので、了知願いたい。

(3) 生活保護指導職員会議及び査察指導機能の充実強化を目的とした研修会の開催について

例年、①都道府県本庁等の生活保護指導職員を対象とする会議（当該年度における監査方針、過去の監査における課題や問題点及び改善方策等について、認識を一にすることを目的）及び②各実施機関の査察指導員等を対象とする研修会等（査察指導機能の充実強化に資することを目的）を開催しているところである。

令和5年度の開催については、本年度同様、動画配信等による実施を予定しているので了知願いたい。

(参 考) 例年の各会議の開催方法等

○ 生活保護法施行事務監査に係る生活保護指導職員会議

令和4年度開催方法：動画配信

○ 新任生活保護査察指導員等基礎研修会

対 象 者：現業事務経験のない査察指導員等

令和4年度開催方法：資料配付

○ 全国生活保護査察指導に関する研究協議会

対 象 者：一定の経験を有する査察指導員等

令和4年度開催方法：一部小規模ブロックで実施

(4) 不正等事案及び不正受給の未然防止等の取組について

今年度においても現業員等による不適切な経理事務、事務誤り、事務懈怠事案、申請権の侵害が疑われる事案など不正等事案や、不正受給（別紙参照）が見受けられたところである。

引き続き、不正事案及び不正受給の未然防止並びに適切な徴収金の取扱いについて、指導をお願いします。

(5) 生活保護指導職員の定員について

生活保護指導監査委託費の補助対象となる生活保護指導職員の定員については、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）に準じ、計画的な見直し（令和2年度～6年度／29人の削減）を行う予定である。

については、令和5年度には6人、令和6年度には5人の削減を予定しているので、格段のご理解とご協力をお願いします。

不正受給の状況

1. 不正受給件数、金額等の推移

年 度	不正受給 件 数	金 額	1件当たり の金額	告 発 等	保 護 の 停 廃 止 等
	件	千円	千円	件	件
H29	39,960	15,530,019	389	140	9,619
H30	37,234	14,005,954	376	126	9,643
R1	32,392	12,960,895	400	125	7,820
R2	32,090	12,646,593	394	144	7,685
R3	27,891	11,045,045	396	125	6,896

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

2. 不正内容の年度別推移

内 訳	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
	件	%	件	%	件	%
稼働収入の無申告	15,392	47.5%	15,878	49.5%	12,648	45.3%
稼働収入の過小申告	3,854	11.9%	3,551	11.1%	3,179	11.4%
各種年金等の無申告	5,923	18.3%	5,678	17.7%	4,989	17.9%
保険金等の無申告	827	2.6%	771	2.4%	773	2.8%
預貯金等の無申告	340	1.0%	387	1.2%	408	1.5%
交通事故に係る収入の無申告	431	1.3%	391	1.2%	296	1.1%
その他	5,625	17.4%	5,434	16.9%	5,598	20.1%
計	32,392	100.0%	32,090	100.0%	27,891	100.0%

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

3. 不正受給発見の契機の状況(令和3年度)

発 見 の 契 機			
照会・調査	通報・投書	その他	計
(90.3%)	(5.1%)	(4.6%)	(100.0%)
25,179	1,422	1,290	27,891

(注) 生活保護法施行事務監査の実施結果報告を集計したものである。

第4 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について

(地域福祉課)

1 「地域共生社会」の実現に向けた取組について

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。

こうした考え方を具体化するため、平成29年の社会福祉法改正においては包括的支援体制の整備が市町村の努力義務として定められ、これをモデル実施するための事業には令和2年度では279自治体が取り組んだ。

また、令和元年5月には、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を設置し、同年12月に最終とりまとめを公表した。

こうした経過も踏まえつつ、社会福祉法改正案が令和2年通常国会で成立し、令和3年4月、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設された。

重層事業については、令和3年度には42市町、令和4年度には134市町村が実施したところであり、令和5年度は189市町村が実施する予定である。この重層事業の効果的な実施を進めていくとともに、実施を希望する市町村が円滑に重層事業に移行できるよう、適切に支援を進めていく。

2 重層的支援体制整備事業について

(1) 重層的支援体制整備事業の枠組みについて

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものである。

そのため、従来、分野（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮）ごとに行われていた相談支援や地域づくりにかかる補助（以下「既存事業」という。）に、新たに多機関協働や参加支援等の機能強化を図る補助を加えて一体的に執行できるよう「重層的支援体制整備事業交付金」（以下「重層事業交付金」という。）として交付している。

なお、令和5年度に重層事業を実施する189市町村（令和4年10月に実施した国の意向調査で重層事業を実施すると回答した市町村）は、表1のすべての事業を実施することが必要であり、国は重層事業交付金としてこれらの事業に必要な財源を交付する。

重層事業は、実施を希望する市町村の手あげによる任意事業であるが、地域共生社会の実現に向けた効果的な取組と考えている。したがって、実施を希望する市町村においては、重層事業への移行に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備、重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層事業実施計画」）の策定、重層事業を実施する際の毎年度の予算編成や予算執行にかかる体制の構築を進めていただきたい。

都道府県においては、重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業（3の（2）参照）を活用するなど、管内市町村への積極的な支援をお願いしたい。

(2) 重層的支援体制整備事業交付金について

重層事業交付金については、各分野の相談支援及び地域づくりにかかる既存事業の補助金等を一体化するとともに、参加支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働といった新たな機能に係る補助を追加して交付するものである。

既存事業分については、財政保障の水準を維持する観点から、国、都道府県、市町村の費用負担割合や補助基準額は、それぞれの制度における現行の規定と同様としている。令和5年度予算案における既存事業並びに多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業（以下「多機関協働事業等」という。）の補助率は表2のとおりであり、多機関協働事業等の補助基準額は表3のとおり予定している。この多機関協働事業等の負担割合は、従来からお知らせしていたとおり、令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4となるため、都道府県におかれては、重層事業を実施する市町村に対し適切に交付するようお願いする（都道府県分も含め地方負担分については、地方財政措置が講じられる予定）。

なお、都道府県負担割合に係る具体的な規定については、交付要綱において定める予定であるので、申し添える。

表 1 (重層的支援体制整備事業で実施する事業)

	事業名
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの運営 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のイ
	障害者相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のロ
	利用者支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のハ
	生活困窮者自立相談支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 1 号のニ
	福祉事務所未設置町村による相談事業 *市及び生活困窮者自立相談支援事業を実施している町村は不要
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のイ
	生活支援体制整備事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のロ
	地域活動支援センターの基本事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のハ
	地域子育て支援拠点事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号のニ
	生活困窮者支援等のための地域づくり事業
多 機 関 協 働 事 業 等	参加支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号
	多機関協働事業 *改正社会福祉法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号

表2 (令和5年度における重層的支援体制整備事業で実施する各事業の補助率等)

	事業名	補助率等			
		国	都道府県	市町村	その他
包括的 相談 支援 事業	地域包括支援センターの 運営	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	基幹相談支援センター等 機能強化事業等 ※1	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	利用者支援事業	2/3	1/6	1/6	—
	生活困窮者自立相談支援 事業	3/4	—	1/4	—
	福祉事務所未設置町村に よる相談事業	3/4	—	1/4	—
地域 づくり 事業	地域介護予防活動支援 事業	25/100	12.5/100	12.5/100	23/100 (1号保険料) 27/100 (2号保険料)
	生活支援体制整備事業	38.5/100	19.25/100	19.25/100	23/100 (1号保険料)
	地域活動支援センター 機能強化事業 ※2	50/100 以内	25/100 以内	25/100	—
	地域子育て支援拠点事業	1/3	1/3	1/3	—
	生活困窮者支援等のため の地域づくり事業	1/2	—	1/2	—
多機 関 協 働 事 業 等	・参加支援事業 ・アウトリーチ等を 通じた継続的支援事業 ・多機関協働事業	1/2	1/4	1/4	—

※1 地方交付税を財源として実施される障害者相談支援事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「相談支援事業（基幹相談支援センター等機能強化事業等）」を実施する場合

※2 地方交付税を財源として実施される地域活動支援センターの基本事業に加えて、重層的支援体制整備事業実施要綱に規定する「地域活動支援センター機能強化事業」を実施する場合

表3 (令和5年度における多機関協働事業等の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	25,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	28,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	31,000,000
50,000 人以上～100,000 人未満	33,800,000
100,000 人以上～200,000 人未満	42,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	50,500,000
300,000 人以上～500,000 人未満	56,000,000
500,000 人以上	61,800,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(3) 多機関協働事業等について

重層事業には、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業といった、重層的支援体制の強化に資する新たな機能を追加している。

多機関協働事業は、重層事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援するものである。具体的には、重層事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める等の取組を実施する。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届けるものである。具体的には、各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。また、本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

参加支援事業は、各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。具体的には、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源間のコーディネート、本人と支援メニューのマッチングを行うほか、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。また、本人と支援メニューをマッチングした後、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをするとともに、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートを行う。

これらの事業の具体的な内容については、これまでも全国担当者会議、国が主催する各種研修、都道府県キャラバンなど様々な場面を通じて周知をしてきたところであり、重層事業や重層事業への移行準備事業（3の（1）参照）を実施する市町村においては、事業内容を十分御理解の上、事業内容の検討をしていただくようお願いしたい。

3 令和5年度予算案について

令和5年度予算案においては、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、重層事業に加えて、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」（以下「移行準備事業」という。）、「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」（以下「都道府県後方支援事業」という。）、「重層的支援体制構築推進人材養成事業」（以下「人材養成事業」という。）を実施するために必要な経費として、計351億円（令和4年度は261億円）を計上した。

各自治体におかれては、以下の各事業の具体的な内容について御理解の上、積極的な事業展開をお願いする。（重層事業については2を参照）

（1）重層的支援体制整備事業への移行準備事業

令和3年4月に施行された社会福祉法において重層事業が創設されたため、これまで実施してきたモデル事業は令和2年度に廃止し、令和3年度に移行準備事業を創設した（移行準備事業は生活困窮者就労支援事業費等補助金の事業として実施）。

移行準備事業は、市町村が実施主体となり、令和6年度以降に重層事業へ移行するために必要な経費に対して補助するものである。具体的には、重層事業の実施に向けた市町村の体制整備に取り組むことを目的とし、庁内外の関係者・関係機関との連携体制を構築するための取組や多機関協働の取組を行うものである。なお、アウトリーチ等を通じた継続的支援や参加支援の取組等も補助対象経費とする予定である。

令和5年度における本事業の国の補助率は3/4（市町村の負担は1/4）を維持する。他方、改正社会福祉法の施行から一定期間が経過していることや、重層事業に移行するための試行的な事業であることを踏まえて事業規模を見直すこととし、令和5年度から新たに移行準備事業を実施する市町村に対しては、表4-2のとおり国庫補助における基準額を見直す予定である。これは限られた予算の中で数多くの自治体に事業を実施していただくための措置であり、令和5年度から重層事業実施の開始を予定している自治体においては、御理解いただけるようお願いする。

令和5年度においては293市町村が実施を予定していると承知しており、重層事業への移行に向けた適切な活用をお願いしたい。

表4-1 (令和4年度までに移行準備事業を開始していた場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	16,900,000
10,000 人以上～30,000 人未満	18,700,000
30,000 人以上～50,000 人未満	20,700,000
50,000 人以上～100,000 人未満	22,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	28,000,000
200,000 人以上～300,000 人未満	33,700,000
300,000 人以上～500,000 人未満	37,300,000
500,000 人以上	41,200,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

表4-2 (令和5年度から新たに移行準備事業を開始する場合の補助基準額)

市町村人口規模	補助基準額 (円)
10,000 人未満	6,300,000
10,000 人以上～30,000 人未満	7,000,000
30,000 人以上～50,000 人未満	7,800,000
50,000 人以上～100,000 人未満	8,500,000
100,000 人以上～200,000 人未満	10,500,000
200,000 人以上～300,000 人未満	12,600,000
300,000 人以上～500,000 人未満	14,000,000
500,000 人以上	15,500,000

※ 人口規模については、総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査」に基づき総務大臣に報告した、各自治体における前年1月1日現在において住民基本台帳に記載されている者の数を基準とする。

(2) 重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

都道府県後方支援事業は、都道府県が実施主体となり、市町村が推進する重層的な支援体制整備の後方支援として都道府県が行う各種取組に必要な経費に対して補助するものである（※令和4年度は44都道府県が取り組んでいる）。

具体的には、市町村における庁内・庁外連携促進のための支援、市町村間の交流・ネットワーク構築支援、重層事業への移行促進等を目的とした研修の実施、重層的支援体制構築のための実態調査等の取組を対象に補助するものである。なお、本事業の国の補助率は3/4（都道府県の負担は1/4）としている。

また、社会福祉法には、国及び都道府県の責務として、市町村において重層事業の実施など、包括的な支援体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう必要な支援を行う旨（表5）が規定されている。具体的には、都道府県の広域的・専門的な機能として、都道府県が実施している相談支援等の機能及び市町村の重層的支援体制との連携により、複雑化・複合化した課題を有する者への包括的な支援体制の充実が図られること、また、市町村への必要な後方支援を行うことが期待される。

これら都道府県に求められる役割にかんがみ、市町村における包括的な支援体制の整備がさらに推進されるよう、都道府県におかれては、本事業の適切な活用をお願いしたい。

表5（社会福祉法（抜粋））

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>3 国及び都道府県は、<u>市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。</u></p>
--

(3) 重層的支援体制構築推進人材養成事業

重層事業に関わる支援者は、令和2年6月の社会福祉法改正の趣旨を理解し、多様な分野と連携しながら包括的な支援を進めていくことで、地域共生社会の実現の一翼を担っていただきたいと考えている。そのため、重層事業の推進に際しては、人材養成が極めて重要である。

このため、国においては、①地域共生社会の基本理念を理解した上で、重層事業の意義やその内容、目指す方針を理解すること、②研修を通じて自治体職員や支援関係者同士のネットワークをつくること、③学んだことを持ち帰り、自治体内において体制を検討する際の中核となることを目的とした人材養成事業を令和3年度から創設したところである。令和4年度においては重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした全国研修（表6）を実施している。

令和5年度における人材養成事業においても、令和4年度までと同様に、国において重層事業を実施する自治体や多機関協働事業等を受託する事業者等を対象にした研修を実施する予定であり、都道府県、市町村におかれては、本事業に係る研修会等へ積極的に参加いただくようお願いしたい。

また、令和3年度、令和4年度に実施した研修の資料及び動画については、厚生労働省ホームページから視聴を可能としているので、都道府県・市町村におかれては、関係部署の職員等を含め、庁内外の研修等に御活用いただきたい。

(URLは以下のとおり)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhog/chiikikyosei/index.html

表6（全国研修の概要（令和4年度の例））

研修名	対象者	開催方法	開催実績・予定 (ライブ研修)
【基礎編】共通研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者	いずれの研修も、 ・オンデマンド ・ライブ によるオンライン 受講	令和4年9・11月
【基礎編】市町村職員向け研修	重層事業実施自治体		令和5年1月
【基礎編】多機関協働事業者向け研修	多機関協働事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年1月
【基礎編】参加支援事業者向け研修	参加支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年2月
【基礎編】アウトリーチ等支援事業者向け研修	アウトリーチ等支援事業者（直営の場合は自治体職員）		令和5年2月
【基礎編】都道府県職員向け研修	都道府県		令和5年2月
【応用編】研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和4年11月
【応用編】フォローアップ研修	都道府県、重層事業実施自治体、 多機関協働・参加支援・アウトリーチ等支援事業者		令和5年1月

4 その他

（1）重層的支援体制整備事業を推進するための各種取組について

① 多様な施策との連携について

市町村において包括的な支援体制を整備するに当たっては、個別支援と地域に対する支援の両面を通じて、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するために、

- ・ 相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めること
- ・ 参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施すること
- ・ 地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援により、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施すること

が必要であり、このための手法として、重層事業が位置づけられている。

したがって、重層事業においては、市町村内の各種施策に係る支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、社会福祉法第6条第2項（表8）に明示された保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生等の多様な関係部局の連携を強化する観点から、同法第106条の6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生委員・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、同法第106条の5において、重層事業の提供体制を明記した重層事業実施計画を策定するよう努めることが規定されている。

また、こうした多様な施策の連携を円滑に進めることができるよう、各施策との連携通知（表9）を発出しているところであり、これらの通知を踏まえ、各自治体におかれては、重層事業の実施や重層事業への移行準備にあたり、各施策との連携体制の構築を進めていただきたい。

なお、重層事業実施計画の記載内容については、令和2年12月24日付けで公布された社会福祉法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第205号）で定め、具体的な策定ガイドラインについては、令和3年3月31日付け通知「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において示しているところであり、重層事業実施計画の策定に当たって十分参照いただきたい。

表8（社会福祉法（抜粋）） 再掲

<p>（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、<u>保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。</u></p> <p>3（略）</p>
--

表 9 (多様な施策との連携通知)

重層事業等との連携施策	連携通知発出日
<ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり支援 ・自殺対策 ・児童福祉制度・DV被害者支援施策等 ・公共職業安定所 ・シルバー人材センター ・生涯現役促進地域連携事業 ・水道事業 ・保護観察所等 ・地域生活定着促進事業 ・教育施策 ・子供・若者育成支援施策 	令和3年3月29日
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け施策 ・障害保健福祉施策 ・子ども・子育て支援施策 ・生活困窮者自立支援制度 ・生活保護制度 ・成年後見制度利用促進に係る取組 ・社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等 	令和3年3月31日
<ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全確保地域協議会制度 ・地域力創造施策 	令和3年10月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・地方創生施策 	令和3年12月1日
<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産施策 	令和4年3月1日

② 参加支援について

複雑化・複合化したニーズを抱える者に対して、多様な社会参加への支援を提供するためには、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応できる社会資源を確保することが必要である。このため、各地域において様々な福祉サービスを提供している福祉サービス事業所等には、その支援に関する人材、場、ノウハウを十分に活かしていただくことが期待される。

以前から、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」や、介護保険と障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する共生型サービスの実施等により進められてきたところであるが、重層事業における参加支援を実施するための社会資源の活用方法としては、既存の福祉サービス事業所等における定員の空きを活用するなど、本来の業務に支障の無い範囲で本来の支援対象者とは別に、社会参加に向けた支援対象者を受け入れることも考えられる。

社会参加に向けた施策を自治体において具体的に取り組むに際しては、令和3年3月31日付け通知「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について」（子ども家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）を发出し、既存の社会福祉施設や福祉サービス事業所等の地域資源の活用を促進するための具体的な運用を示したところであり、各自治体の地域の実情に応じて、積極的に地域資源の活用を進めていただきたい。

(2) 企業版ふるさと納税の活用について

企業版ふるさと納税は、新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取組を深化させることを目的として、平成28年度に創設された制度である。本制度は、国が認定した地方公共団体の地方創生のプロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組みである。

令和2年度税制改正では、税の軽減効果を最大約9割まで引き上げられるとともに、地域再生計画の認定手続の簡素化など、大幅な見直しが実施された。併せて、地方創生推進交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金が拡大されたところである。重層事業についても、その地方負担分に企業版ふるさと納税が活用できるため、地方負担軽減の観点から、積極的に御活用いただきたい。

なお、本制度の内容や手続き等については、内閣府地方創生推進事務局のホームページ等を参照されたい。

○企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府地方創生推進事務局）

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

(3) 各事業の実績報告について

重層事業を推進するに当たっては、事業を行うことによる経年的な効果や成果を明らかにしていくことが重要である。そのため、令和3年度から、重層事業を実施している市町村に対し、事業を通じて得られる基本情報の収集をお願いしているところである。

この実績報告については、現在、第2の1(13)②のとおり、「生活困窮者自立支援統計システム」の改修という形で、「多機関協働事業業務支援ツール」及び「多機関協働事業支援統計ツール」の開発を行っているところであり、令和5年中から当該システムを通じて御報告いただくことを予定している。

具体的な開始時期（現時点では令和5年6月頃を予定）や報告方法については別途お示しするので、御了知いただきたい。

(4) 地域共生ポータルサイトについて

厚生労働省においては、地域共生社会の実現に向けた気運を醸成するため令和3年4月に地域共生社会のポータルサイトを開設し、重層事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する基礎資料や各種通知、全国各地の取組事例等を随時

掲載している。地域住民、保健医療福祉等の分野における関係団体や実践者、行政職員など幅広い方々を対象としたものであるため、各都道府県・市町村におかれては、関係団体や関係者への周知をお願いするとともに、包括的な支援体制の構築を推進するにあたり十分に御活用いただきたい。

○地域共生社会のポータルサイト

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

(5) 国による自治体支援について

厚生労働省では、人材養成事業のほかにも、各都道府県との協議の上で、都道府県を訪問し、地域共生社会の考え方や重層事業等の内容などについて、周知・広報を行うとともに、各自治体等と意見交換を行う取組（全国キャラバン）を実施している。今年度も多くの都道府県から要望をいただき、各都道府県が主催する市町村等を対象にした会議の場等に訪問（オンライン含む）させていただくなど、順次対応しているところである。令和5年度においても同様の取組を実施していくことを予定しており、別途、実施にあたっての御案内をさせていただくので御了知願いたい。

なお、重層事業の概要説明等については、上記第4の3の(3)で紹介した、厚生労働省ホームページにおける人材養成事業の動画配信において、行政説明も配信しているので、適宜御活用いただきたい。

第5 自殺対策の推進について（自殺対策推進室）

1 自殺対策の状況等について

(1) 自殺の概況

自殺対策基本が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年の自殺者数を比較すると男性は38%減、女性は35%減となっており、これまでの取組みに一定の効果があったと考えられる。（平成18年：32,155人→令和元年：20,169人）

一方で、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合を占める状況は続いているが、更にコロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、女性は2年連続の増加、小中高生は過去最多の水準となっている。

令和4年は、4月までは対前年差で減少していたが、5月以降は対前年差で増加に転じた。令和4年の速報値では、総数としては、21,584人で前年から577人増加となっている。（※）

※ 令和5年1月20日時点

令和4年（速報値） 21,584人、令和3年 21,007人

(2) 自殺対策の状況

厚生労働省では、

- ・ 自殺を考えている方に対する相談体制の拡充、
- ・ やむを得ず職を失った方へのきめ細かな就労支援、生活資金でお悩みの方への支援

などを行うとともに、

・ 地域の保健、医療、福祉、教育、労働その他の関係機関のネットワークの構築等をはじめ、地域における自殺対策の取組を推進している。引き続き、各都道府県におかれては、自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策への更なる取組をお願いしたい。

ア 地域自殺対策計画の策定

自殺対策基本法において、都道府県や市町村が自殺対策計画を定め（第13条）、本計画に基づく地域の状況に応じた自殺対策に要する経費に充てるため交付金を交付する（第14条）とされており、地域自殺対策強化交付金の交付に当たり自殺総合対策大綱に基づく自殺対策計画の策定が要件となるので留意願いたい。

地方公共団体は、後述する新たな自殺総合対策大綱（以下「大綱」）や地域の実情等を踏まえ、既存の計画の見直しを行っていただきたい。

計画の見直しに当たっては新大綱等の内容を新大綱等の内容を十分に踏まえ、見直しを行っていただきたい。

地域自殺対策計画が未策定となっている自治体もあるが、これまで新型コロナウイルス感染症への対応等により地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合には猶予してきたところであるが、地域自殺対策計画の策定等に支障がある場合にはご相談願いたい。

また、予算の適正執行等の観点から、交付金の交付の趣旨に則った事業内容の精査に遺漏のないようお願いしたい。

イ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺対策

新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響から、自殺の要因となりかねない経済、雇用、暮らしや健康問題等の悪化による自殺リスクの高まりが懸念されていることから、自殺防止に関する電話やSNSを活用した相談体制等の更なる強化等の実施に係る経費を令和4年度2次補正予算に計上しており、コロナ禍において拡充した相談体制等の取り組みを継続的に実施するためにも積極的な活用をお願いしたい。

2 今後の自殺対策について

(1) 自殺総合対策大綱の見直し

平成29年7月に策定された自殺総合対策大綱は、5年を目途に見直されることとなっていたことから、令和3年度から大綱の見直しの検討が開始さ

れた。有識者会議での議論やパブリックコメントによる意見募集及び閣僚級の自殺総合対策会議での大綱案の決定を経て、令和4年10月に新たな大綱（～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～）が閣議決定された。

自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ以前の令和元年の自殺者数を比較すると、男性は38%、女性は35%減少しており、大綱に基づき実施してきたこれまでの取組みに一定の成果があったものと考えられる。

一方で、依然として自殺者は2万人を超える水準で推移しており、男性が大きな割合（約7割）を占める状況が続いていること、またコロナ禍において、女性は2年連続の増加となり、小中高生は過去最多の水準となっていることなど、今後、重点的に対応すべき新たな課題も顕在化してきた。

こうした状況の中、新たな大綱では、コロナ禍の自殺の動向も踏まえつつ、これまでの取組の充実に加えて、子ども・若者、女性の自殺対策の強化など以下の4つの柱について重点的に取り組むこととされている。

1. 子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
2. 女性に対する支援の強化
3. 地域自殺対策の取組強化
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進など、総合的な自殺対策の更なる推進・強化

なお、新たな大綱では、これまでの大綱に位置づけられている施策についても継続して位置づけられていることから、総合的な対策を行うことにより自殺者数の約7割を占めている男性（中でも特に中高年層が多い）の自殺防止に向けても、引き続き対策を推進していくことが重要である。

○新たな大綱のポイント

（子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化）

子どもの自殺等の事案について詳細な調査や分析を進めることや、子どもの自殺危機に対応していくチームとして関係者（学校、教育委員会、地方公共団体の自殺対策担当者、児童相談所、福祉施設、医療機関、警察等の関係機関や地域の支援者等）が連携する仕組み等の構築、SOSの出し方、精神

疾患への正しい理解や適切な対応等を含めた教育の推進、長期休業明け前後に子どもの自殺が多い傾向にあることから学校の長期休業時の自殺予防強化、GIGA スクール構想で配布されている PC やタブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を進めるほか、令和 5 年 4 月に設立が予定されている「こども家庭庁」と連携し、子ども・若者の自殺対策を推進する体制の整備をすることとしている。

(女性に対する支援の強化)

コロナ禍における女性の自殺者数の増加を踏まえ、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策及び困難な問題を抱える女性への支援について「当面の重点施策」に新たに位置づけて取組を強化することとしている。

(地域自殺対策の取組強化)

地方自治体は国民一人ひとりの身近な行政主体として、各地域における各主体の緊密な連携により自殺対策を推進していく必要があることから、地方自治体は地域の関係者のネットワーク構築や支援に必要な情報共有のためのプラットフォームづくりの支援や、自殺対策の中核機関となる地域自殺対策推進センターの機能強化を行うこととしている。

(総合的な自殺対策の更なる推進・強化)

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進するほか、国、地方公共団体、医療機関、民間団体等が一丸となって、これまで取り組んできた総合的な施策の更なる推進・強化を行うこととしている。

具体的には、「孤独・孤立対策等との連携」、「自殺者や親族等の名誉等」、「ゲートキーパー普及」、「SNS 相談体制充実」、「精神科医療との連携」、「自殺未遂者支援」、「勤務問題」、「遺族支援」、「性的マイノリティ支援」、「誹謗中傷対策」、「自殺報道対策」、「調査研究」、「国際的情報発信」などの取組を更に推進していく。

(自殺対策の数値目標)

また、「自殺対策の数値目標」については、旧大綱において、自殺死亡率を先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させるとの目標を掲げていた。具体的には平成27年に18.5だったものを、令和8年まで13.0以下にするという数値目標となるが、令和2年で16.4とまだ目標達成はできていない状況であったことから、新たな大綱でも、引き続き、この数値目標を継続することとしている。

このように、新たな大綱は、これまでの取組の充実に加え、新たな課題への対応を盛り込んだものとなっている。今後、新たな大綱を踏まえて、各都道府県、市町村の地域自殺対策計画にも反映し、関係機関、関係団体との連携を更に深めながら、地域の実情に応じた効果的な取組を実施していくことが重要となる。

※自殺総合対策大綱について（厚生労働省HP）

https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html

(2) ゲートキーパーの普及に向けた取組の推進

新たな大綱においては、ゲートキーパーの取組の更なる普及促進に向けて以下の内容等が盛り込まれている。（主な内容の抜粋。下線は拡充部分）

- ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。
- 自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。
- 若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。
- 悩みを抱える者だけでなく、悩みを抱える者を支援する家族や知人、ゲートキーパー等を含めた支援者が孤立せずに済むよう、支援する団体とも連携しながら、これらの家族等に対する支援を推進する。

このため、令和5年度以降、厚生労働省において全国的にゲートキーパー養成の取組を促進していくための研修基盤を整備していくとともに、全国の自治体におけるゲートキーパー養成研修の促進、更にゲートキーパーになった後も安心して活動が継続できるよう必要な支援を拡充していくこととしている。

特に、令和5年度は地方自治体によるゲートキーパー養成のより一層の推進を図るために、地域自殺対策強化交付金の国庫補助率を1／2から2／3に引き上げたことから、これまで養成を実施していない自治体についても、交付金を活用した研修の開催について検討をお願いする。

(参考) 令和5年度ゲートキーパー関係予算

(1) ゲートキーパー基盤整備事業（実施主体：国（委託事業））

- ・ 効果的、体系的にゲートキーパーの養成を進めていくため、ゲートキーパー養成及びゲートキーパーを養成する講師のための教材、カリキュラムの作成等を実施。

(2) ゲートキーパー養成事業

- ・ 同世代・同性のゲートキーパーの養成を推進することを含め、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施（地方自治体向け、補助率2／3）。

(3) ゲートキーパー支援事業

- ・ ゲートキーパーになった者が安心して継続的に活動できるよう、ゲートキーパーへの支援を実施（相談、アドバイス、居場所づくり）を行う。（民間団体向け、補助率10/10）。

(2) 自殺対策に関する指定調査研究等法人の自治体支援

令和2年2月に一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）を厚生労働大臣の指定調査研究等法人として指定し、令和2年4月から業務を開始しているところである。指定法人は、我が国の自殺対策の中核機関として機能するとともに、地域の状況に応じた自殺対策に助言をする役割を担っており、JSCPにおいて各地域を担当する「自治体コンシェルジュ」を配置しているので引き続き活用をお願いしたい。

(3) 地域レベルでの自殺対策の取組

自殺対策への取組は、地域自殺対策計画に基づき、その実効性の向上のため、PDCA サイクルを徹底し事業を展開していくことが重要であり、地域自殺対策計画の確認シートを積極的に活用いただきたい。また、都道府県等に設置されている地域自殺対策推進センターにおいては、管内市区町村の自殺対策推進に関するエリアマネージャーとして、管内市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証などの支援等、積極的な取組をお願いしたい。

また、大綱に基づき、厚生労働省においても市町村に働き掛けているところであるが、地域づくりとして自殺対策を総合的に推進するため、都道府県におかれては市町村に対し、専任職員の配置や専任部署の設置がされるよう働きかけをお願いする。

なお、先述の新たな大綱のポイントのうち地域自殺対策の取組強化で述べた地域自殺対策推進センターの機能強化（センター長の配置、地域自殺対策プラットフォーム）に関する詳細については、地域自殺対策推進センター運営事業費補助金実施要綱の改正等、関係文書の発出を予定している。

<参考> 自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定）抜粋

第3 自殺総合対策の基本方針

5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

<地方公共団体>

地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する地方公共団体は、大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定する。国民一人ひとりの身近な行政主体として、国と連携しつつ、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めながら自殺対策を推進する。

（中略）

また、自殺対策と他の施策等とのコーディネート役を担う自殺対策の専任職員を配置したり専任部署を設置するなどして、自殺対策を地域づくりとして総合的に推進することが期待される。

(4) SNS地域連携包括支援事業、各種モデル事業の活用

令和3年度より、厚生労働省において、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と自治体や支援団体が連携し、入口から出口まで一貫した包括的支援体制を構築しているところである。

また、地方自治体が、SNS地域連携包括支援事業として、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施するために必要な経費を計上している。

SNS相談内容に応じた地域における包括的支援体制を構築し、強化するためには、より多くの地方自治体及び地域のネットワークが連携した対応が不可欠であるため、SNS地域連携包括支援事業の積極的な活用をお願いしたい。

また、令和5年度予算案において、地域自殺対策強化事業に

- ・自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行う「自殺未遂者に対する地域における包括的支援モデル事業」、

- ・多職種の特任家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行う「若者の自殺危機対応チーム事業」の2つのモデル事業を新設する予定である。

事業の詳細、公募に関する御案内については、別途事務連絡等によりお示しすることとしているが、こちらについても積極的な活用を御願いたい。

第6 ひきこもり支援の推進について（地域福祉課）

1 これまでのひきこもり支援について

ひきこもり支援については、令和3年の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和3年6月18日閣議決定。いわゆる「骨太の方針 2021」）において、現状の支援施策を再点検した上で、当事者や家族の視点に立って、ひきこもりに至った要因と将来も考慮した息の長い支援の実施、良質な支援者の育成と支援手法の開発等の取組を推進することが盛り込まれたことを受け、厚生労働省において、今後のひきこもり支援の目指す将来像として、「ひきこもり支援のロードマップ」をまとめている。

コンセプトとしては、ひきこもり状態にある方やその家族が、より身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりを掲げて、全国の基礎自治体において相談支援体制を構築することを念頭に、基礎自治体の取組を強化する内容となっている。

これを受け、令和4年度においては、市町村域について事業メニューの拡充を図り、これまで都道府県と指定都市に設置してきた「ひきこもり地域支援センター」を一般の市町村にも設置できるようにするなど、より身近な場所で相談や支援が受けられる環境づくりを進めるとともに、都道府県には市町村の取組をバックアップする機能を新たに設けている。

また、併せて、支援に関わる方に対し国が主体となって、知識や支援手法を習得するための研修を実施し、ひきこもり当事者やその御家族の心情を理解した上で、寄り添う支援ができる良質な支援者の育成に取り組んでいる。

さらには、地域住民の理解を深め、当事者やその家族が孤立せず、相談しやすい環境づくりを促進するため、国が主体となるひきこもり支援の普及啓発・情報発信事業「ひきこもり VOICE STATION」を昨年度に続き実施しており、国から地域社会に対して普及啓発活動にも取り組んでいるところ。

2 令和5年度の取組について

(1) 令和4年度第二次補正予算及び令和5年度予算案について

令和4年度第二次補正予算及び令和5年度予算案においては、昨年に引き続き、身近なところで相談ができ、支援が受けられる環境づくりのための予算を確保するとともに、新たな、国主体の支援施策を盛り込んでいる。

主な内容は、以下のとおりである。なお、①は令和4年度第二次補正予算の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」による事業であるが、当該交付金は、令和5年度への繰越を可能としている。

各自治体においては、これらの事業を組み合わせるなど、ひきこもり支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(令和4年度第二次補正予算)

① ひきこもり支援体制構築加速化事業

市町村等が新たにひきこもり支援を開始する場合や既存の取組を拡充する場合に、相談窓口の設置、居場所づくり、広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、市町村のひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(令和5年度予算案)

② ひきこもり支援推進事業

ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置の促進を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進するなど、支援体制の構築を促進する。

③ ひきこもり地域支援センター職員の人材養成研修(国事業)【拡充】

ひきこもり支援に携わることとなった新任職員に対する研修に加え、都道府県や地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対して、より複雑化・複合化した課題に対する実践的な演習などを通じた支援者のスキルアップ、管内市町村に対する研修実施を担う指導者の育成を行う。

④ ひきこもり支援者支援事業(国事業)【新規】

オンラインなどを活用し、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする仕組みを創設。

(2) 市町村におけるひきこもり支援体制の構築について

ひきこもり支援体制の構築にあたっては、全ての市町村において、①ひきこもり相談窓口の明確化・周知、②支援対象者の実態やニーズの把握、③市町村プラットフォームの設置・運営に取り組んでいただくようお願いしているところであるが、令和3年度末現在の取組状況は以下のとおりとなっている。

これらの取組は、ひきこもり支援体制構築の出発点になるものであることを踏まえ、未実施の市町村においては、早急な取組をお願いするとともに、都道府県においては、必要なバックアップをお願いしたい(令和2年10月27日付け当局地域福祉課長通知「ひきこもり支援施策の推進について」及び令和4年6月30日付け事務連絡「市町村プラットフォーム設置・運営状況等の周知と取組の促進について(依頼)」を参照)。

	実施自治体数	実施率
① -1 ひきこもり相談窓口明確化(n=1,741)	1,273 自治体	73.1%
①-2 うち、ひきこもり相談窓口周知(n=1,273)	1,077 自治体	84.6%
② 支援対象者の実態把握(n=1,788)	777 自治体	43.5%
③ 市町村プラットフォームの設置(n=1,741)	1,003 自治体	57.6%

※令和4年3月末時点実績

3 就職氷河期世代支援について

就職氷河期世代への支援については、令和2年度から4年度までの3年間を集中期間として取組んできたところであるが、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においては、令和5年度からの2年間を「第二ステージ」と位置付け、更に成果を積み上げることとしている。

また、令和4年12月に策定された「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）においても、ひきこもり支援をはじめ各種の施策が盛り込まれたところである。これらを踏まえ、令和5年度においても、政府を挙げて就職氷河期世代支援に取り組んでいく中で、ひきこもり状態にある方も念頭に置いた「社会参加に向けた丁寧な支援を必要とする者」への支援を推進していくこととしている。

4 ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業者の利用をめぐる消費者トラブルについて

報道等において、ひきこもり支援を目的として掲げる一部の民間事業者に以下のような問題があるとされている。

- ・ ひきこもり当事者が本人の意思に反して連れ出され、施設に監禁される
- ・ 施設において暴力等を受ける
- ・ 契約内容どおりの支援が行われず、契約の解除を求めても返金しない

これを踏まえ、各自治体においては、ひきこもり状態にある方やその家族に対して、民間事業者との契約内容と利用時の対応が異なる、途中で解約できない等、困ったことがある場合には、「消費者ホットライン」（局番なしの188）を活用し、消費生活センター等へ相談するよう、注意喚起をお願いする。

また、都道府県及び指定都市においては、ひきこもり地域支援センターにおいて、そのような民間事業者に関する相談に対応いただくようお願いするとともに（平成30年3月5日付け事務連絡「ひきこもり支援を目的として掲げる民間事業の利用をめぐる消費者トラブルについて（注意喚起）」を参照）、ひきこもり支援推進事業を活用したひきこもり地域支援センターへの法律の専門職の配置についても検討と具体化をお願いしたい。

第7 成年後見制度の利用促進について（成年後見制度利用促進室）

1 現状及び課題について

成年後見制度は、認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活等に支障がある人を支える重要な制度である（民法の改正等により平成12年に創設）。今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性がより一層高まっていくものと考えられる。その一方で、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない状況¹である。このような状況を踏まえ、平成28年4月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）」が成立した。

平成29年3月には同法に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年度～令和3年度の5年間）が閣議決定され、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつあるが、他方で、後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっていると指摘がされ、また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。なお、中核機関の整備や市町村計画の策定については、令和3年10月1日時点で、

- ・ 中核機関：552市町村（31.7%）
- ・ 市町村計画：829市町村（47.6%）

にとどまっている。

2 第二期成年後見制度利用促進基本計画について

令和4年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」（令和4年度～令和8年度の5年間）が閣議決定された。

令和5年度においても、引き続き、第二期計画に基づき、成年後見制度の見直し

¹ 認知症高齢者は平成24年に462万人、令和7年(2025年)には約700万人となる見込み。一方、成年後見制度の利用者数は令和3年12月末時点で23.9万人。

に向けた検討と権利擁護支援策を総合的に充実するための検討、成年後見制度の運用改善等や地域連携ネットワークづくり等の各施策（以下参照）について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したK P I（以下参照）の達成に向けて取り組む必要がある。

＜第二期計画のポイント＞

- (1) 成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実
 - ・ 成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。
 - ・ 成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。
- (2) 成年後見制度の運用の改善
 - ・ 家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。
- (3) 後見人等への適切な報酬の付与
 - ・ 最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。
 - ・ 成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。
- (4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進
 - ・ 都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワークを全市町村で早期に整備。
 - ・ 地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画を早期に策定。
 - ・ 市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

〈K P I が示されたもの（令和6年度末）〉

- ・市町村、法務局・地方法務局、公証役場等におけるリーフレット・ポスターなどによる任意後見制度の周知 全 1741 市町村
- ・都道府県による担い手の育成の方針の策定 全 47 都道府県
- ・都道府県における担い手の養成研修の実施 全 47 都道府県
- ・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施 全 47 都道府県
- ・市町村による成年後見制度利用支援事業の推進 全 1741 市町村
- ・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し 全 1741 市町村
- ・都道府県による協議会設置 全 47 都道府県
- ・都道府県による意思決定支援研修の実施 全 47 都道府県
- ・市町村による成年後見制度や相談窓口の周知 全 1741 市町村
- ・市町村による中核機関の整備 全 1741 市町村

3 令和5年度予算案について

厚生労働省では、第二期計画を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、第二期計画の工程表に掲げられた取組を推進するため、引き続き、市町村・都道府県による「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」を後押しするとともに、「新たな権利擁護支援策の構築」に向けた実践や検討を進めることとしている。

このため、令和5年度においては、

「包括的・多層的な権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」として、

- ・都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化
- ・地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

また、「新たな権利擁護支援策の構築に向けた取組の推進」として、

- ・「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大
- ・新たな権利擁護支援策の構築を行うための環境整備

などの実施に必要となる予算を計上している（以下参照）。

各都道府県及び市町村におかれては、これらの補助事業を積極的に活用していただき、権利擁護支援として成年後見制度を適切に利用できる体制づくりの推進をお願いする。

さらに、第二期計画では、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要があることが示されている。特に、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等との連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援の推進を図る必要がある。

日常生活自立支援事業については、地域によって待機者が生じていることや利用者数にばらつきがあること、日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行に課題があることに加え、生活保護など関連諸制度との連携強化の必要性も指摘されて

いる。とりわけ、日常生活自立支援事業の利用者のうち生活保護受給者の占める割合が5割を超える都道府県及び指定都市においては、令和5年度予算案に計上した「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」を積極的に活用し、生活保護担当部局とも緊密に連携した上で、生活保護受給者の置かれた状況や残存能力に応じた適切な支援への移行を図っていただくことを願います。

<令和5年度予算案の概要>

(1) 都道府県・市町村・中核機関の権利擁護支援体制の強化

① 都道府県による市町村支援機能強化事業（実施主体：都道府県）

- ・ 以下の市町村支援に関する取組（以下「必須取組」）に対する補助を行う。
 - ア：司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議
 - イ：市町村職員等向けの研修（市町村長申立の実務研修など）
- ・ 上記2つの必須取組を行った上で、市町村支援の更なる強化を行う場合は、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ウ：中核機関の立ち上げなど、市町村の体制整備に関する助言等を行うアドバイザーの配置や派遣
 - エ：市町村からの支援困難事案等の相談を受ける窓口の設置及び権利擁護支援に関する総合的な助言を行うアドバイザーの配置や派遣

② 中核機関立ち上げ支援事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関の立ち上げに向けた検討会の実施などの取組に対して補助を行う。

③ 中核機関コーディネート機能強化事業（実施主体：市町村）

- ・ 中核機関のコーディネート機能の強化を行う場合、以下の取組ごとに国庫補助基準額を加算し、補助を行う。
 - ア：情報収集や相談対応に関する調整機能の強化に向けた、アウトリーチの実施や有資格者の配置等の取組
 - イ：法的課題解決後に専門職後見人から市民後見人への交代等を想定するなどの支援方針の検討を行う受任者調整の仕組みの導入
 - ウ：広域連携における中心自治体としての役割機能の明確化や、近隣の中核機関の連携を強化する取組

(2) 地域連携ネットワーク関係者の権利擁護支援の機能強化

① 都道府県による意思決定支援研修等推進事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 都道府県等において、国作成の「意思決定支援研修」のカリキュラムや教材、国が養成した講師等を活用し、親族後見人・市民後見人等や市町村・中核機関の職員等を対象にした研修を実施する取組などに対して補助を行う。

② 互助・福祉・司法の効果的な支援を図るオンライン活用事業（実施主体：都道府県、市町村）

- ・ 中山間地、離島などの市町村において、司法専門職等の地域偏在により

支援が受けにくい状況等を解消するため、互助・福祉・司法における相談支援等の場面において、オンラインの活用を図る取組に対して補助を行う。

③ 成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業（実施主体：都道府県、指定都市）

- ・ 日常生活自立支援事業から成年後見制度等への適切な移行を進める取組など、成年後見制度と既存の権利擁護支援策や自立に向けた他の支援策等との連携を強化して、本人の状況に応じた効果的な支援を進める取組に対して補助を行う。

（取組の例）

生活保護など関連諸制度との連携や成年後見制度等への適切な移行支援を行う連携コーディネーターの配置、市町村長申立ての所管部署や生活保護・生活困窮の所管部署等との事例検討、定期的なモニタリングと支援プランの見直し、弁護士や司法書士等の専門職団体や医療機関の関与による外部点検、関連諸制度との役割分担チェックシートの活用など

(3) 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実施自治体の拡大（実施主体：都道府県、市町村）

以下のいずれかのテーマについて取り組む自治体を 35 か所程度選定し、多様な主体の参画を得ながら、利益相反関係等の課題の整理を含め、既存の関係性や手法に限定しない持続可能な権利擁護支援の仕組みづくりを検討する。

- ・ 地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の一部に参画する仕組みづくり
- ・ 簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する仕組みづくり
- ・ 寄付等の活用や、虐待案件等を受任する法人後見など、都道府県・指定都市の機能を強化する仕組みづくり

4 令和5年度の都道府県及び市町村における取組について

まず、都道府県においては、第二期計画に掲げられている都道府県の役割（以下参照）を踏まえ、市町村による支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援の仕組みとして、以下のような取組をお願いする。

- ・ 担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。
- ・ 市町村長申立てに関する研修を実施すること。
- ・ 都道府県単位等での協議会を設置すること。
- ・ 意思決定支援研修を実施すること。

〈都道府県の役割〉

- ・ 都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。
- ・ また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

次に、市町村においては、第二期計画に掲げられている市町村の役割（以下参照）を踏まえ、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこと。
- ・ 成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。
- ・ 中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下のような取組をお願いする。

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

<市町村の役割>

- ・ 市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。
- ・ 市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。
- ・ 市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。
- ・ 上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第8 福祉・介護人材確保対策等について（福祉人材確保対策室）

1 福祉・介護人材確保対策について

(1) 福祉・介護人材確保対策の推進

① 介護人材確保の方向性（資料第7-1～第7-5参照）

2021（令和3）年7月に公表した「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数」は、市町村が推計した第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が必要となる介護人材を推計したものを取りまとめたものであるが、これによると、必要な介護人材数については、2023（令和5）年度末には約233万人、2025（令和7）年度末には約243万人が必要と見込んでいる。すなわち、2019（令和元）年度の介護人材数211万人に加えて、2023（令和5）年度末までに約22万人、2025（令和7）年度末までに約32万人の介護人材を確保する必要があると見込んでいる。

この推計結果によると、2025（令和7）年度までの間、年間約5.3万人の介護人材を確保することが必要となるが、新型コロナウイルス感染症等の影響により、全職業の有効求人倍率が低下している一方で、介護関係職種の有効求人倍率は3.64倍（2022（令和4）年10月）と依然として高い水準にある。また、今後、生産年齢人口が減少していくことを考慮すると、介護分野での人材確保が一段と厳しくなることが想定され、これまで以上に取組を強化していく必要がある。

介護人材確保の目指す姿については、「まんじゅう型」から「富士山型」への構造転換が示されており（平成27年2月福祉人材確保専門委員会報告書）、生産年齢人口が減少する中で、必要な介護人材を確保するには、介護福祉士を目指す学生を増やす取組とともに、多様な人材の参入促進や働きやすい環境の整備、人材育成の支援など総合的に取り組むことが必要である。

このため、令和4年度補正予算や令和5年度予算（案）において、新たな施策や既存施策の充実など、福祉・介護人材の確保を推進していくために必要な予算を計上しているところである。各都道府県におかれては、こうした施策を積極的に活用すると

ともに、引き続き、介護福祉士修学資金貸付事業や離職した介護人材の再就職準備金貸付事業、地域医療介護総合確保基金などを活用することにより、総合的・計画的に取り組んでいただきたい。

② 都道府県の役割

都道府県においては、雇用情勢を踏まえ、介護人材の需給状況や就業状況を把握するとともに介護人材に対する研修体制の整備、介護の仕事の魅力・社会的評価向上のための情報発信、人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度の実施、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、広域的な視点に立って、市区町村単位では行うことが難しい人材確保の取組を進めていく役割がある。

また、介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数における各都道府県の需給状況を踏まえ、地域医療介護総合確保基金等を活用しつつ、事業ごとの実施状況を把握し、事後評価を行うことで施策を充実・改善していく PDCA サイクルの確立により、中長期的な視野をもって介護人材等の確保に向けた取組を進めることが重要である。

この点、「介護施策に関する行政評価・監視－高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として－結果に基づく勧告」（平成 30 年 6 月総務省）において、介護人材を着実に確保する観点から、介護保険事業（支援）計画において定められた介護人材の確保に係る目標の達成状況を毎年度点検し、未達成の場合はその原因等の分析の徹底を図るよう都道府県に助言することとされている。

こうしたことから、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理について」（平成 30 年 7 月 30 日厚生労働省老健局介護保険計画課長通知）において、「介護保険事業（支援）計画の進捗管理の手引き」内で人材の確保に係る PDCA サイクルの取組例が示されており、具体的には、「取組と目標に対する自己評価シート」を掲載し、介護人材の確保に係る定量的な目標設定や当該目標の達成状況の点検・評価の実施の具体例が示されているので、事業ごとに適切なアウトカム、アウトプット指標の設定ができているか見直しを行うなど、各都道府県におかれては、同手引きを活用のうえ、進捗管理を適切に行っていただきたい。

③ 介護福祉士修学資金等貸付事業について（資料第7－6、7－7参照）

介護福祉士修学資金等貸付事業は、今後、必要となる介護人材等を着実に確保していくため、介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的としている。

更なる介護人材の確保・定着を図るため令和4年度補正予算において、介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保（12億円）に係る内容を盛り込み、本事業が安定的に継続できるよう対応を行った。

各都道府県におかれては、本補正予算のほか既存の貸付原資を積極的に活用し、介護福祉士養成施設に入学する外国人留学生を含め、介護福祉士の資格取得を目指す者や介護職に再就職する者等への支援に向け、都道府県社会福祉協議会などの関係団体や労働関係部局と緊密に連携を図り、適切かつ着実に実施されるよう引き続き取り組んでいただきたい。

また、返還免除に必要な介護業務の従事期間を5年から3年に短縮する過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等についても特例の対象とする。本特例について周知に取り組むなど離島等における介護人材確保にも活用いただきたい。詳細は改めて連絡する。

④ 国による福祉・介護人材の社会的評価向上のための取組（資料第7－8参照）

全産業的に人手不足感が強まっている中で、介護分野での人材確保に向けて、国においても介護の仕事の魅力発信のための取組を行っている。令和5年度予算案においては、民間事業者が作成する各種コンテンツをより多くの対象者へ提供するため、ネット広告等を活用した、これまでリーチしづらかった方々への積極的な情報発信を行い、介護の仕事の魅力・社会的評価の向上を図ることとしている。また、都道府県において地域医療介護総合確保基金を活用して実施される、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信や求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知といった取組と連携することで、介護の魅力を向上する社会的機運を強力に醸成し、介護の職員の確保・定着を図っていくこととしている。

⑤ 地域医療介護総合確保基金を活用した都道府県の取組の推進（資料第第7－9参照）

ア 地域医療介護総合確保基金の令和5年度予算について

2015（平成27）年度から、消費税財源を活用し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、各都道府県に設置した地域医療介護総合確保基金を活用した、介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」を図るための多様な取組を支援しているところであり、令和5年度予算（案）においても、137億円（国費）を確保し、引き続き都道府県の多様な取組を支援することとしている。

イ 地域の関係主体の協議の場の活用について

福祉・介護人材の確保に向けて、地域医療介護総合確保基金等を活用した事業を、より一層、実効性あるものとするためには、個々の事業・セクション・主体の連携を図り、それぞれの関係主体が方向感と目標を共有し、取組を進めることが重要である。

また、取組を進めるに当たっては、都道府県ごとに中期的な施策の方向性、定量的な目標を明確にすることにより、PDC Aサイクルを確立することが重要である。目標設定に当たっての指標は、基本的な事項を全国統一的に設定しており、追って、各都道府県から令和4年度の目標の達成状況及び令和5年度の目標設定の報告を求める予定である。

都道府県ごとの目標設定等に当たっては、地域の多様な関係主体との連携を図るため、都道府県ごとに地域医療介護総合確保基金等を活用して設置している協議の場を積極的に活用し、都道府県労働局・介護労働安定センターなどの労働関係機関、教育委員会・学校などの教育関係機関に加え、地域の経済団体や企業等にも広く参加を求めるなど、地域が一丸となって、効果的・効率的な人材確保に取り組んでいただきたい。

ウ 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援事業の推進について

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的研修を実施から研修受講後のマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成を行っているところであり、本事業への積極的な取組をお願いしたい。

また、介護に関する入門的研修については、教員の介護現場への理解の推進や介護に関する指導力の向上等に活用されることが期待されるため、「介護に関する入門的研修に係る協力依頼について」（平成30年7月12日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室事務連絡）により、文部科学省初等中等教育局教育課程課及び児童生徒課産業教育振興室に対して、同研修の周知について協力依頼を行ったところである。学校教育における介護に関する教育については、学習指導要領に基づき、中学校技術・家庭科家庭分野、高等学校家庭科及び福祉科等において指導が行われているところであるが、令和3年度から始まった新しい中学校学習指導要領及び令和4年度から始まった新しい高等学校学習指導要領においても、介護に関する内容がそれぞれ充実されていることを踏まえ、各都道府県において、教育委員会等と十分連携のうえ、本研修の受講を推進していただくようお願いする。

さらに、「介護に関する入門的研修についての協力依頼について」（平成30年8月29日厚生労働省社会・援護局長通知）により、一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会に対して、退職前セミナーの実施の際に従業員に対して介護に関する入門的研修の参加を呼びかける等、協力依頼を行った。各都道府県におかれても、同通知の趣旨を踏まえ、地域の経済団体等に協力の働きかけを行うなど積極的に取り組んでいただきたい。

エ 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業の推進について

人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度については、事業所自らが行っている人材育成や人材確保に向けた取組の「見える化」を図ることにより、働きやす

い環境の整備を進め、業界全体のレベルアップとボトムアップを推進するとともに、介護職を志す者の参入や定着の促進に資するものと考えている。また、令和4年12月23日に公表した「介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ」においても当該事業の全都道府県での実施を目標として位置づけ、取組を促進していくこととしている。

地域医療介護総合確保基金では、事業所の認証評価制度の運営に要する経費として、評価基準の設計や評価事務、事業の周知などに係る費用を支援しているところであり、「人材育成等に取り組む介護事業者の認証評価制度の実施について」（平成31年4月1日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）を踏まえ、積極的に取り組んでいただくとともに、都道府県内全域で認証取得を目指す機運が高まるよう、管内市区町村、関係機関、関係団体等に周知していただきたい。

オ 地域医療介護総合確保基金を活用したキャリアアップ支援について

「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けて」（平成29年10月4日社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書。以下「報告書」という。）の中では、介護職のチームによるケアを推進し、ケアの質や介護福祉士の社会的評価の向上に向け、一定のキャリアを積んだ介護福祉士をチームリーダーとして育成する必要性について指摘されている。

公益社団法人日本介護福祉士会においては、報告書を踏まえ、厚生労働省の補助事業として、「リーダー業務に従事し始めた介護福祉士を対象としたチームリーダー研修ガイドライン」、「介護人材の機能分化促進に向けたチームリーダーとなる介護福祉士の育成に係る研修ガイドライン」を取りまとめている。これらのガイドラインに基づく研修については、地域の介護施設等でリーダーを担う介護福祉士を育成し、チームの課題等を認識し、その解決に取り組む課題解決力の向上に有用であることから、地域医療介護総合確保基金の「多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業」を活用し、職能団体等とも協力しつつ取り組んでいただきたい。

さらに、介護福祉士の更なるキャリアアップの取組として、認定介護福祉士の育

成が始まっている。認定介護福祉士の仕組みについては、資格取得後の展望を持つようなステップアップの仕組みとして構想されたものである。このように、職能団体等が実施している様々な研修等の取組は、資格取得後のキャリアアップにつながることから、地域医療介護総合確保基金を積極的に活用し、職能団体等とも協力して取り組んでいただきたい。

カ 介護人材の確保・参入促進について

介護人材については、慢性的な人手不足である状況を踏まえ、より幅広く新たな介護人材を確保する必要があることから、令和3年度より、「介護分野就職支援金貸付事業」を開始し、他業種で働いていた方等が就職の際に必要な経費に係る就職支援金の貸付けを実施し、介護分野における介護職への参入促進を支援しているところである。

また、若者の介護分野への参入促進、地域の介護人材の育成及び確保並びに定着を支援するため、福祉系高校に通う学生に対する返済免除付き貸付事業「福祉系高校修学資金貸付事業」も令和3年度から開始したところである。なお、本事業は前述の生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における「福祉系高校修学資金等貸付事業」と一体的に実施することとしている。

両事業の実施にあたっては、都道府県社会福祉協議会及び関係部局等と十分に連携し適切かつ着実な事業実施に取り組んでいただきたい。

⑥ 喀痰吸引等研修の円滑な実施について

医療的ニーズに対応するため、喀痰吸引等の医療的ケアを行うことができる介護人材の養成を推進することは急務である。

そのため、都道府県が登録を行う喀痰吸引等研修を実施する登録研修機関について、地域医療介護総合確保基金の活用により、喀痰吸引等研修の実施のための経費に対する補助や、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対する助成を可能としている。

また、喀痰吸引等研修の実施にあたっては、登録研修機関において実地研修を行って

いない、実地研修先に医療機関を認めていないといった声があることから、喀痰吸引等研修の受講を希望する者に対する研修機会の確保や適切な運用のため、喀痰吸引等研修に係る関連法令等を確認し、都道府県及び登録研修機関における研修実施体制の整備・構築を図るよう、引き続き尽力願いたい。

(2) 離職した介護福祉士等の都道府県福祉人材センターに対する届出について

社会福祉法第95条の3において、離職した介護福祉士には、住所、氏名等を都道府県福祉人材センターに届け出るよう努力義務が課せられており、また、社会福祉事業等の経営者には、当該届出が適切に行われるよう、必要な支援を行うよう努力義務が課せられている。

当該届出制度は、離職した介護福祉士の再就業を促進するため、その所在等を明らかにし、効果的な支援を行う観点から、離職した介護福祉士について、都道府県福祉人材センターに対し、氏名・住所等を届け出ることを努力義務としたものであり、届出システムにより、円滑な届出の実施や離職した介護福祉士に対する情報提供を行っている。

当該届出システムは、法律で届出が努力義務とされている介護福祉士だけでなく、介護職員初任者研修や介護実務者研修等の研修修了者であっても届出を受け付けられるようになっている。当該届出制度は、いわゆる潜在介護福祉士等の復職に直結する仕組みであるが、取組につき各都道府県間で大きなばらつきがある。各都道府県においては、当該届出について、改めて管内の関係団体や社会福祉事業等を実施する事業者等への積極的な周知徹底をお願いしたい。

(3) 被災地における福祉・介護人材の確保（資料第7－10参照）

福島県相双地域等（※）は、東日本大震災による甚大な被害や東京電力福島第一原子力発電所事故により、福祉・介護人材を含む多くの住民が避難を余儀なくされており、それを背景とした深刻な福祉・介護人材不足が続いている状況である。

※ 相双地域（相馬市、南相馬市、新地町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、飯舘村、葛尾村、川内村）並びにいわき市及び田村市

このため、広域的な人材確保を図るため「被災地における福祉・介護人材確保事業」を創設し、福島県外から相双地域等の福祉・介護に従事しようとする者に対する奨学金の貸与（一定期間従事した場合に返還免除）や住まいの確保を支援してきた。

しかしながら、相双地域等における介護分野の人材不足の状況が続いており、住民の帰還を進めていく上で、介護サービスの提供体制を整える必要がある。

特に、若者の参入促進や即戦力となる中堅職員の確保を図るため、令和3年度から、相双地域等から福島県内外の養成施設に入学する者への支援や相双地域の介護施設等において就労した中堅介護職員等に対する新たな支援を実施しているところであるが、引き続き、これらの取組を行って行くために必要な経費として、東日本大震災復興特別会計に1.5億円を計上している。

本事業をより多くの方にご活用いただくためには、福島県外の方には本事業を積極的に広報し、多くの方に知っていただくことが重要であることから、各都道府県におかれては、当該事業について管内市町村や関係団体等に幅広く周知いただくなど、取組へのご協力を引き続きお願いしたい。

(4) その他の福祉・介護人材確保の推進

① 「介護の日」について

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護サービス利用者やその家族、介護従事者等を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進することを目的として、毎年11月11日を「介護の日」と定め、介護に関する啓発を重点的に実施している。

また、「介護の日」に関連して行われる様々な活動との連携を通じて、福祉・介護サービスに対する一層の周知啓発を図るため、「介護の日」の前後2週間（11月4日から11月17日まで）を「福祉人材確保重点実施期間」としている。

各都道府県におかれては、来年度以降も、管内の市町村や関係団体等との緊密な連携を通じて、政策効果の高いものとなるよう配慮しつつ、様々な啓発活動を行っていただくよう、ご協力願いたい。

② 日本社会事業大学における福祉・介護人材の養成

日本社会事業大学は、厚生労働省から委託を受けて、指導的福祉人材の養成を行っている福祉の単科大学であり、現在、社会福祉学部（2学科）、大学院（博士前期・後期課程）、専門職大学院（福祉マネジメント研究科）及び社会福祉主事養成課程等の通信教育科を設置している。

ア 専門職大学院について

日本社会事業大学専門職大学院は、社会人を対象に、幅広い視野及び専門知識・技術を持った高度な福祉専門職業人の養成を目的とした我が国で唯一の福祉の専門職大学院である。

同大学院では、複雑化・多様化する自治体の福祉行政の中核を担う人材を養成するため、「地方公共団体推薦入学試験」を設置しているため、各都道府県等におかれては、職員の派遣について積極的に検討願いたい。

○専門職大学院 福祉マネジメント研究科

令和5年度入学試験は、以下のとおり実施することとしている。その詳細については、日本社会事業大学にお問い合わせ願いたい。

(TEL 042-496-3000 URL <https://www.jcsw.ac.jp/>)

(1) 地方公共団体推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和5年3月4日（土）	令和5年1月23日（月）～2月17日（金）
令和5年3月12日（日）	令和5年2月20日（月）～3月3日（金）

(2) 一般、推薦、有資格者、指定法人推薦入学試験

入学試験日	出願期間
令和5年3月4日（土）	令和5年1月23日（月）～2月17日（金）
令和5年3月12日（日）	※令和5年2月20日（月）～3月3日（金） （※早期に募集人員に達した場合は実施しないことがある。）

イ 社会福祉事業従事者に対する各種講座の開催

日本社会事業大学では、清瀬キャンパス（東京都清瀬市）及び文京キャンパス（東京都文京区）において、福祉・介護分野等の職員の資質向上を図るための「リカレント講座」を実施している。各都道府県等におかれては、職員の派遣方についてお願いするとともに、管内の市町村及び関係団体等への呼びかけをお願いしたい。（令和3年度の実施内容は、日本社会事業大学ホームページ「リカレント講座」※を参照。）

※ URL : <http://www.jcsw.ac.jp/faculty/s-daigakuin/recurrent/index.html>

③ 全国社会福祉協議会中央福祉学院（ロフォス湘南）における福祉介護人材の養成

中央福祉学院で実施している社会福祉主事、施設長、児童福祉司の資格認定の通信課程及び社会福祉法人経営者等を対象とする令和5年度の研修会について、資料第7-11のとおり開催するため周知をお願いしたい。

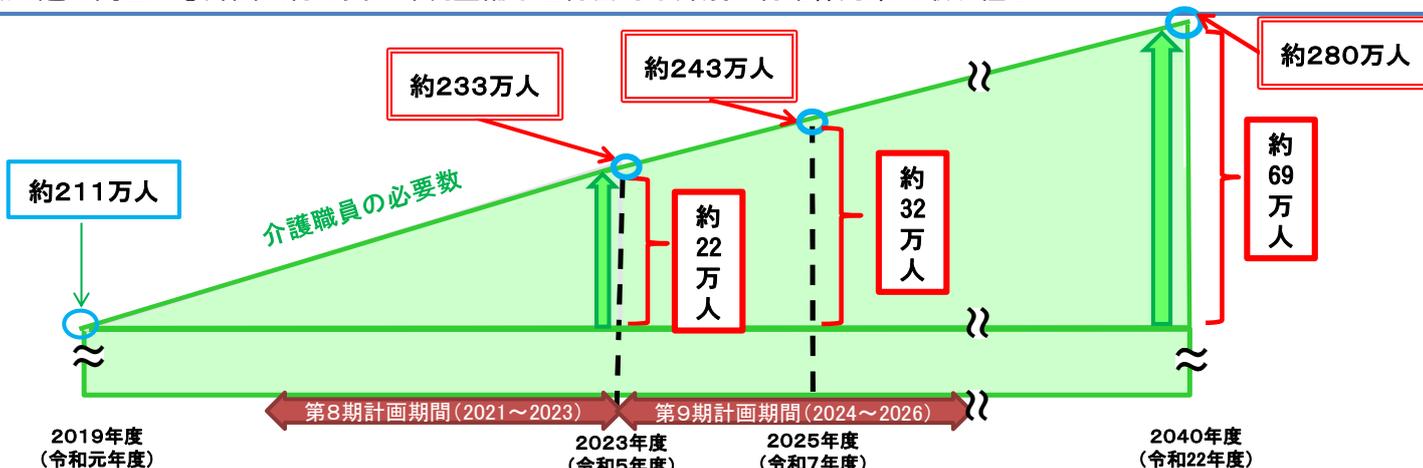
第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2023年度には約233万人（+約22万人（5.5万人/年））
 - ・ 2025年度には約243万人（+約32万人（5.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約280万人（+約69万人（3.3万人/年））

となった。 ※（）内は2019年度（211万人）比

※ 介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。



注1) 2019年度(令和元年度)の介護職員数約211万人は、「令和元年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2) 介護職員の必要数(約233万人・243万人・280万人)については、足下の介護職員数を約211万人として、市町村により第8期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量(総合事業を含む)等に基づく都道府県による推計値を集計したものの。

注3) 介護職員数には、総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員数を含む。

注4) 2018年度(平成30年度)分から、介護職員数を調査している「介護サービス施設・事業所調査」の集計方法に変更があった。このため、同調査の変更前の結果に基づき必要数を算出している第7期計画と、変更後の結果に基づき必要数を算出している第8期計画との比較はできない。

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

介護職員の処遇改善

- リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準を目指し、総額2000億円(年)を活用し、経験・技能のある介護職員に重点化した更なる処遇改善を2019年10月より実施
- 介護職員について、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、2022年2月から実施
- ※ 令和3年度介護報酬改定では、介護職員の人材確保・処遇改善等にも配慮し、改定率を+0.70%とするとともに、更なる処遇改善について、介護職員間の配分ルールの柔軟化を実施。

(実績)月額平均7.5万円の改善

- 月額平均1.8万円の改善(令和元年度～)
- 月額平均1.4万円の改善(29年度～)
- 月額平均1.3万円の改善(27年度～)
- 月額平均0.6万円の改善(24年度～)
- 月額平均2.4万円の改善(21年度～)

多様な人材の確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- ボランティアポイントを活用した介護分野での就労活動の推進
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 他業種からの参入促進のため、キャリアコンサルティングや、介護・障害福祉分野の職業訓練枠の拡充のため、訓練に職場見学・職場体験を組み込むことを要件に、訓練委託費等の上乗せ、訓練修了者への返済免除付きの就職支援金の貸付を実施
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施
- 介護施設等における防災リーダーの養成

離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの活用推進
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 生産性向上ガイドラインの普及
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- ウイズコロナに対応したオンライン研修の導入支援、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

介護職の魅力向上

- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、新聞、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

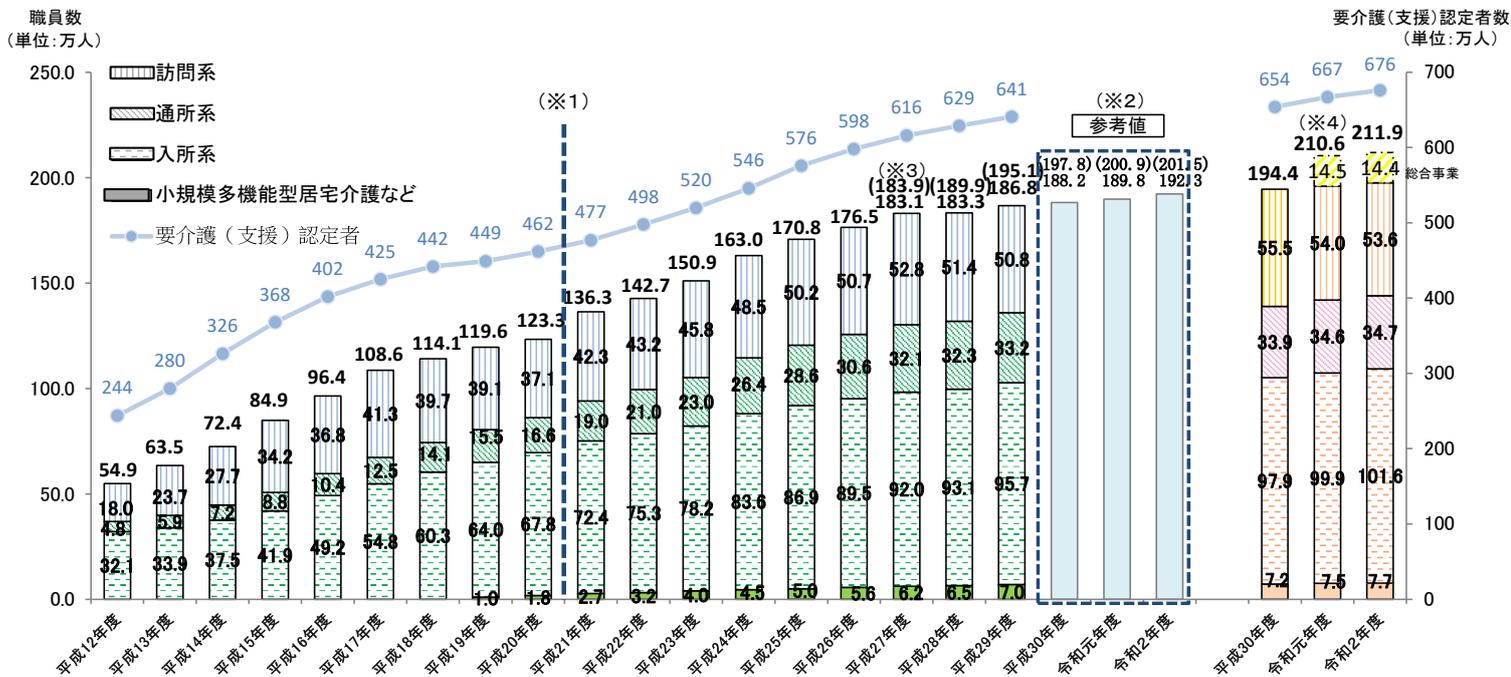
外国人材の受入環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援(介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等)
- 「特定技能」等外国人介護人材の受入環境整備(現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等)
- 特定技能の受入見込数を踏まえ、試験の合格者見込数を拡充するとともに、試験の開催国を拡充

資料第7-3

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)
 注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。
 【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。
 平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)
 平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。一番右の3つのグラフ(平成30年度、令和元年度、令和2年度)は、当該調査による数値を記載。参考値は、平成29年度以前との比較が可能となるよう、社会・援護局において、介サ調査の結果に基づき、従前の推計方法により機械的に推計した数値。(※2)

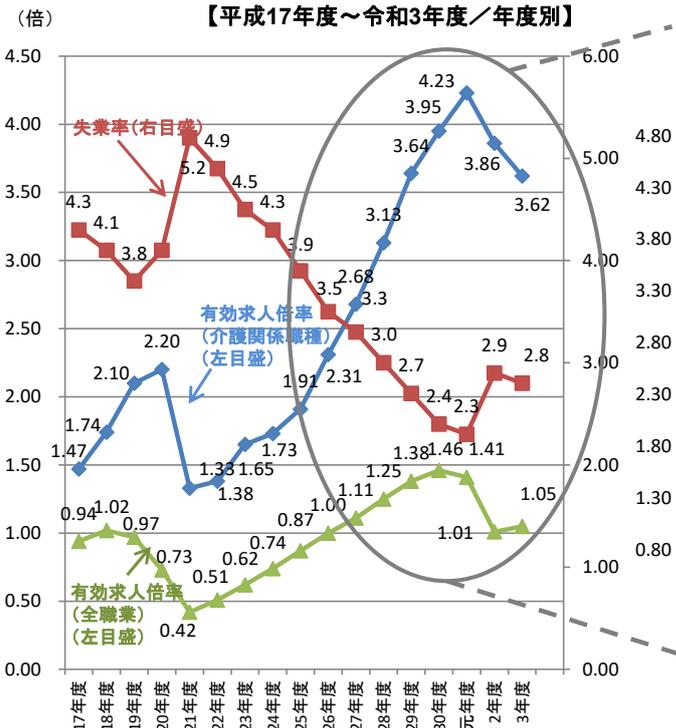
注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い
 平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)
 令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

資料第7-4

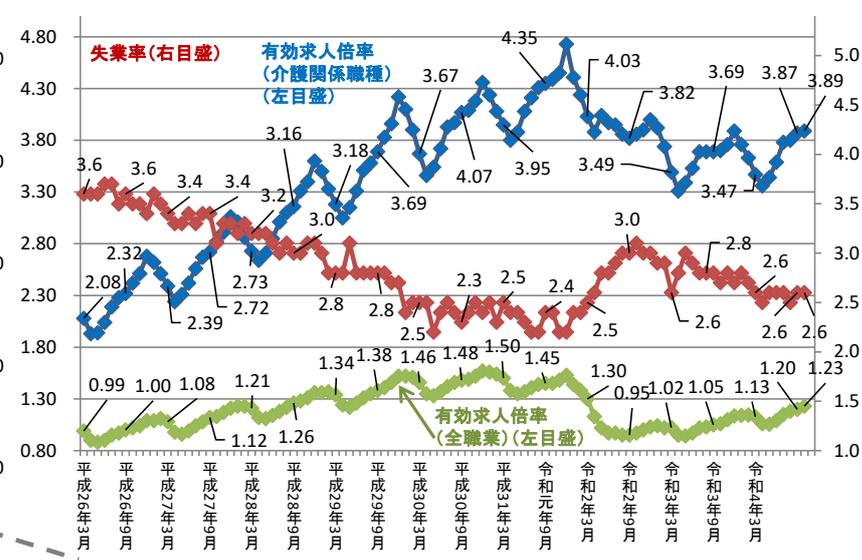
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向
 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
 【平成17年度～令和3年度/年度別】



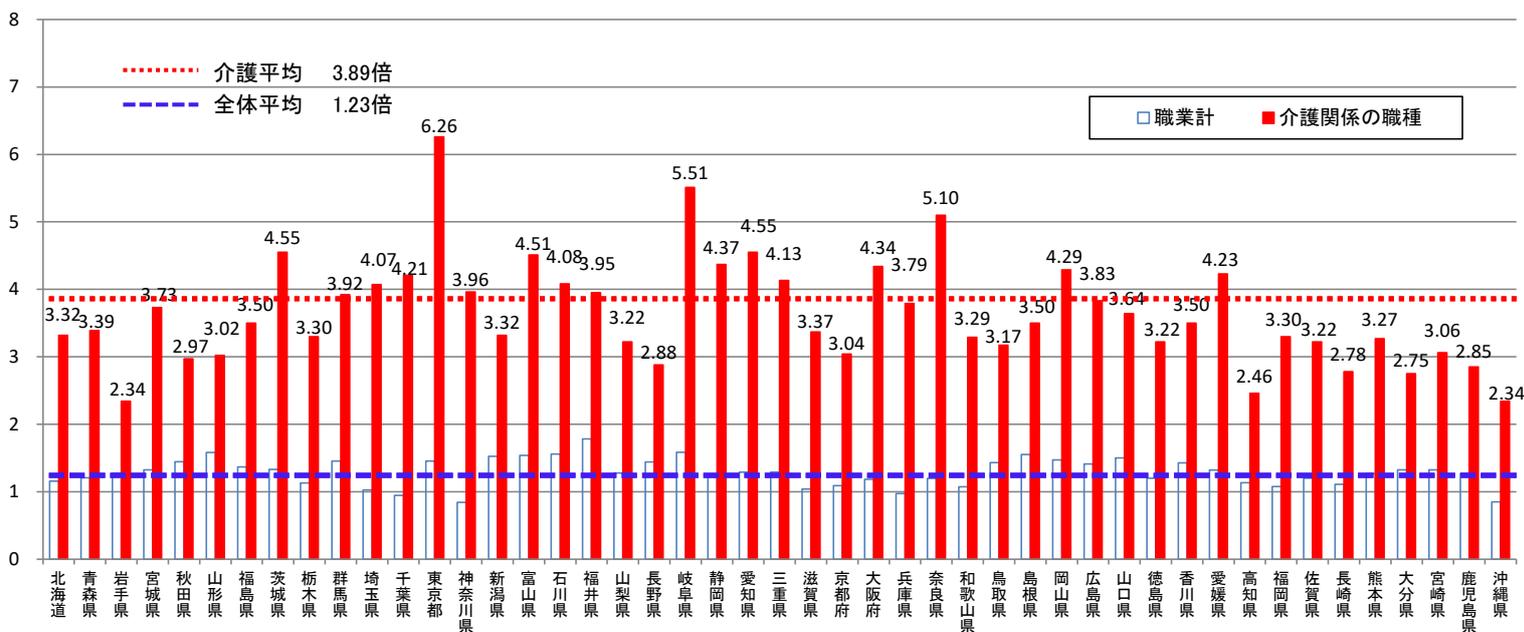
有効求人倍率(介護関係職種)(原数値)と失業率(季節調整値)
 【平成26年3月～令和4年10月/月別】



注)平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、当該3県を除く結果となっている。
 【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」
 (※1)全職業及び介護関係職種の有効求人倍率は、パートタイムを含む常用の原数値。
 月別の失業率は季節調整値。
 (※2)常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

都道府県別有効求人倍率(令和4年10月)と地域別の高齢化の状況

○ 介護分野の有効求人倍率は、地域ごとに大きな差異があり、地域によって高齢化の状況等も異なる。



(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」(注) 介護関連職種は、ホームヘルパー、介護支援専門員、介護福祉士等のこと。

75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の()内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(11)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年 <>は割合	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年 <>は割合 ()は倍率	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年3月推計)」より作成

資料第7-6

【○介護福祉士修学資金等貸付事業による人材の確保】

社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

(内線2845)

施策名: 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和4年度第二次補正予算 12億円

① 施策の目的

介護人材については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策や利用者が感染した場合の対応等によって、介護施設等における業務が増大している。介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して必要な貸付原資の積み増しを行うことで安定的な事業の継続を支援することで、介護人材の参入を更に促進する。

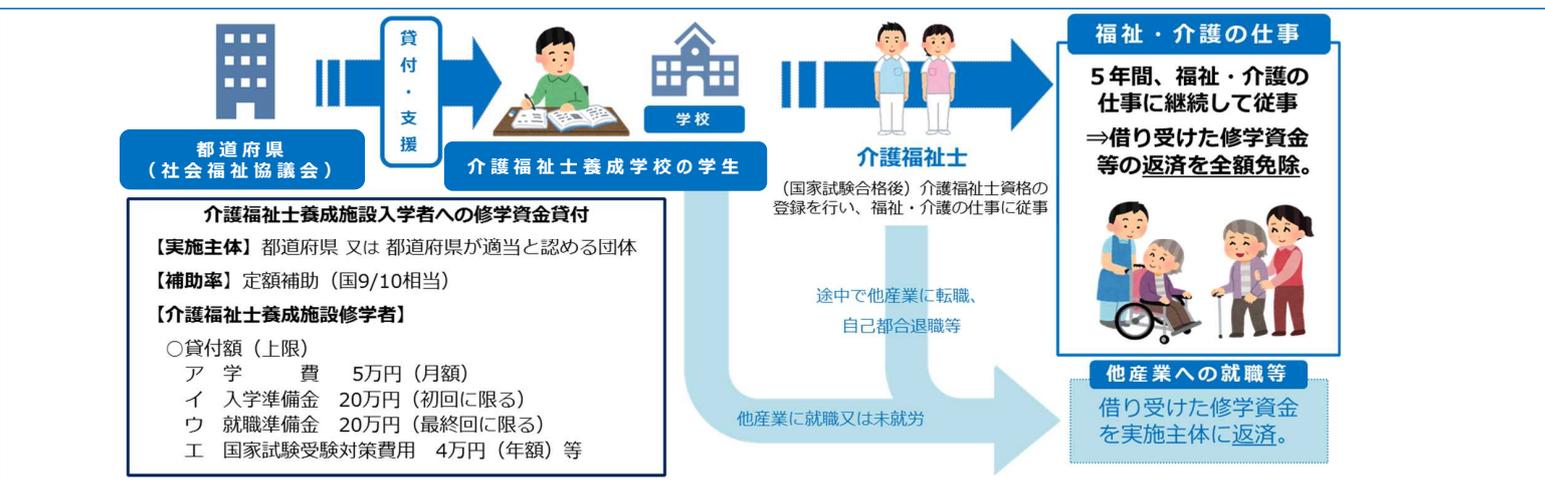
② 対策の柱との関係

1	2	3	4
		○	

③ 施策の概要

介護人材を着実に確保していくため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施し、地域の福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

令和4年度内に見込まれる介護福祉士修学資金等貸付金の貸付需要に対応するため、必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進する。

1 事業の目的

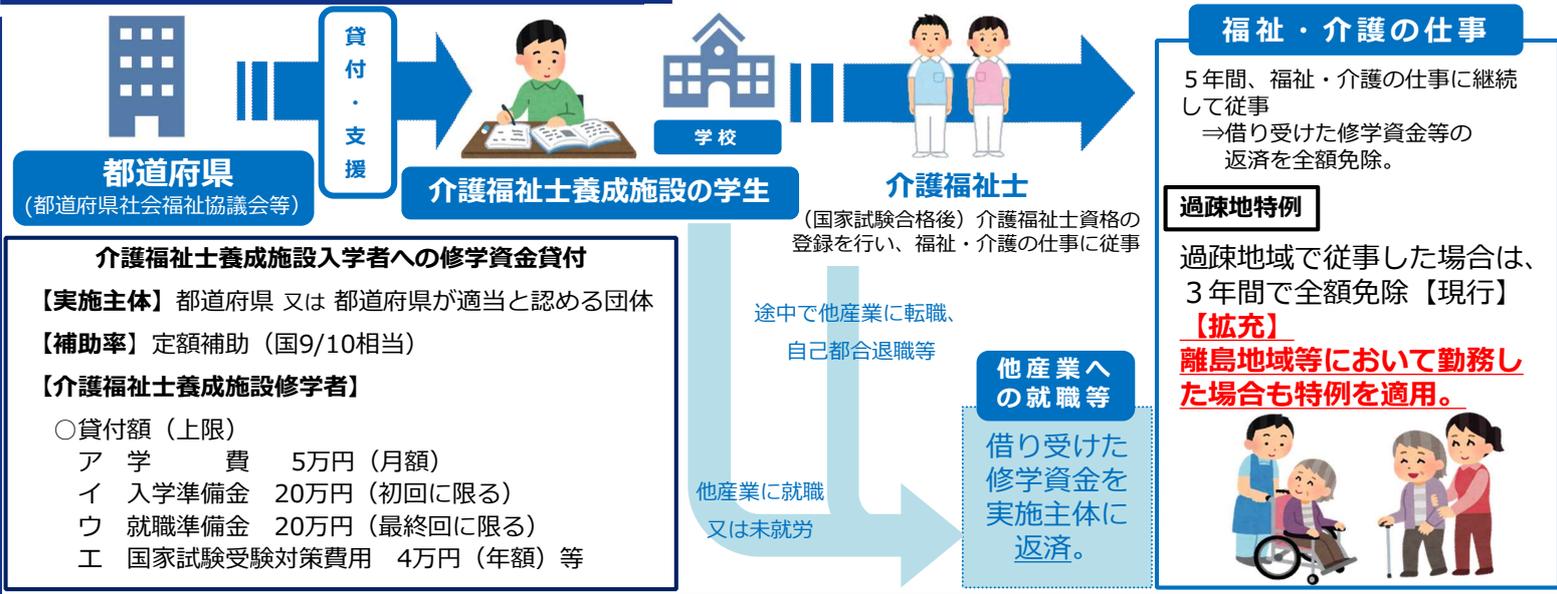
福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援することを目的とする。

貸付を受けた学生は、卒業後介護の業務に5年間従事した場合に全額返還免除となる。介護人材の確保が困難である過疎地特例法対象地域においては3年間従事した場合に全額返還免除とする過疎地特例を設けている。

過疎地域の特例の趣旨を踏まえ、同様に介護人材を確保することが困難な離島地域等 (※1) **についても特例の対象とすることで、介護人材の参入促進を図る。** (※2)

(※1) …介護報酬上の加算が設けられている離島及び中山間地域等 (※2) …社会福祉士修学資金貸付事業も同様とする。

2 事業の概要（実施主体等）・スキーム



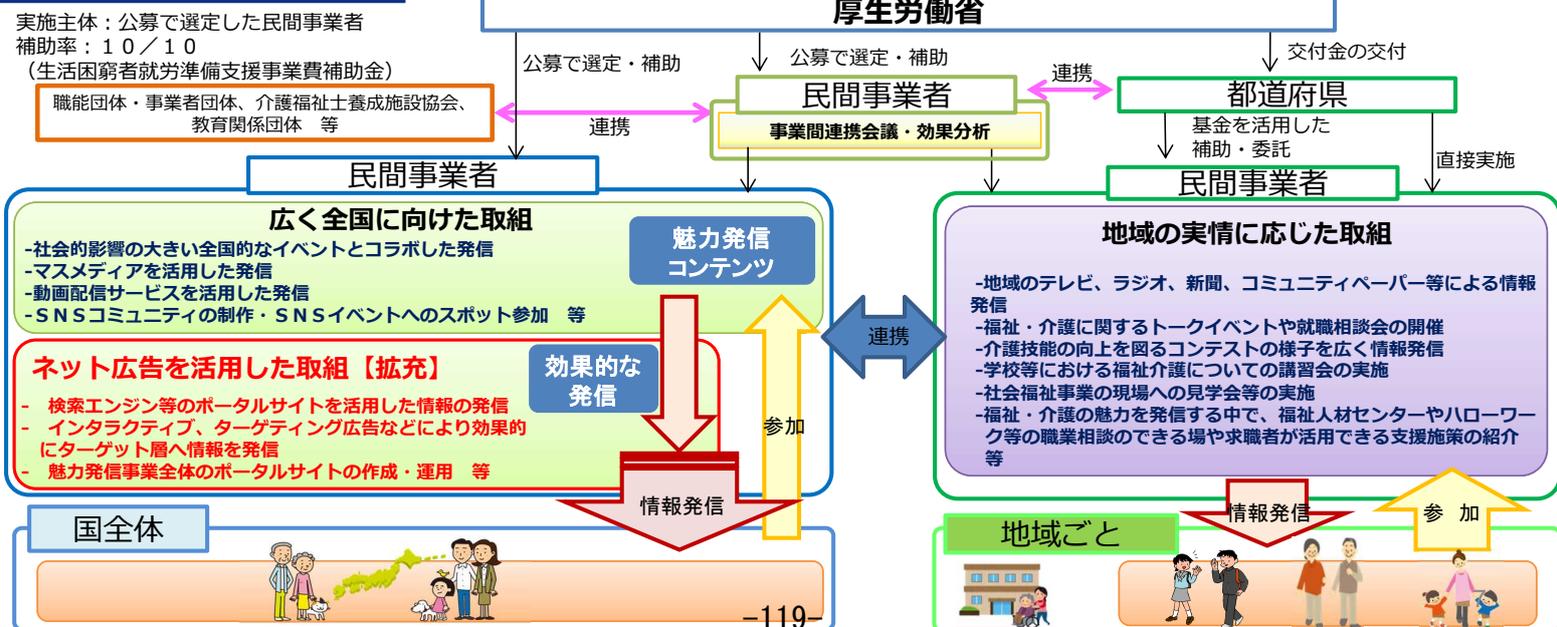
令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 3.3億円 (3.6億円)
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数 (137億円の内数) (実施自治体数 (令和2年度) : 41都道府県)

※ () 内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 介護の魅力発信については、平成30年度以降、介護の仕事のイメージや社会的評価の向上、介護の仕事に関する理解の促進に向けて様々な取組を実施してきたところ。
- 令和5年度においては、民間事業者が作成する各種コンテンツ (全国的イベント、テレビ、SNS等) をより多くの対象に提供するためのネット広告による情報発信に取り組むことで事業効果の最大化を図る。
- また、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた介護の仕事の魅力発信を行うとともに、求職者が就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を併せて行うことで、多様な人材の参入促進・定着を図る。

2 事業スキーム・実施主体等



○ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」・「資質の向上」・「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援。

※ 赤字下線は令和5年度新規・拡充等

参入促進

資質の向上

労働環境・処遇の改善

- 地域における介護のしごとの魅力発信
- 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験
- 高齢者など地域の住民による生活支援の担い手の養成、支え合い活動継続のための事務支援
- 介護未経験者に対する研修支援
- ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化
- 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進
- 介護に関する入門的研修の実施からマッチングまでの一体的支援、参入促進セミナーの実施、介護の周辺業務等の体験支援
- 人材確保のためのボランティアポイント活用支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- 介護福祉士国家資格取得を目指す外国人留学生や1号特定技能外国人等の受入環境整備
- 福祉系高校修学資金貸付、時短勤務、副業・兼業、選択的週休3日制等の多様な働き方のモデル実施

- 介護人材キャリアアップ研修支援
 - ・経験年数3～5年程度の中堅職員に対する研修、喀痰吸引等研修、介護キャリア段位におけるアセッサー講習受講
 - ・介護支援専門員、介護相談員育成に対する研修
- 各種研修に係る代替要員の確保、出前研修の実施
- 潜在介護福祉士の再就業促進
 - ・知識や技術を再確認するための研修の実施
 - ・離職した介護福祉士の所在等の把握
- チームオレンジ・コーディネーターなど認知症ケアに携わる人材育成のための研修
- 地域における認知症施策の底上げ・充実支援
- 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成
 - ・生活支援コーディネーターの養成のための研修
- 認知症高齢者等の権利擁護のための人材育成
- 介護施設等防災リーダーの養成
- **外国人介護人材の研修支援**
- **外国人介護福祉士候補者に対する受入施設における学習支援** 等

- 新人介護職員に対するエルダー・メンター(新人指導担当者)養成研修
- 管理者等に対する雇用改善方策の普及
 - ・管理者に対する雇用管理改善のための労働関係法規、休暇・休職制度等の理解のための説明会の開催
 - ・介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット・**ICTの導入支援(拡充)** ※拡充分は令和5年度まで
 - ・**総合相談センターの設置等、介護生産性向上の推進**
 - ・新人教育やキャリアパスなど雇用管理体制の改善に取組む事業所のコンテスト・表彰を実施
- 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営等の支援
- 子育て支援のための代替職員のマッチング
- 介護職員に対する悩み相談窓口の設置、ハラスメント対策の推進、若手介護職員の交流の推進、両立支援等環境整備
- 新型コロナウイルス感染症流行下におけるサービス提供体制確保(令和5年度継続)等

- 関係機関・団体との連携・協働の推進を図るための、都道府県単位、市区町村単位での協議会等の設置
- 介護人材育成等に取り組む事業所に対する都道府県の認証評価制度の運営支援
- 離島、中山間地域等への人材確保支援

被災地における福祉・介護人材確保事業(復興)

社会・援護局福祉基盤課
福祉人材確保対策室
(内線2849)

令和5年度当初予算案 1.5億円(1.5億円) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

○東日本大震災により特に甚大な被害を受け、福祉・介護人材の確保が著しく困難になっている福島県相双地域等で従事する介護人材を広域的に確保するため、当該地域の介護施設等への就労希望者に対する研修受講費や就職準備金(赴任するための交通費や引っ越し費用等)の貸与等の支援を実施。

2 事業スキーム・実施主体等

実施主体:福島県が適当と認める団体 補助率:10/10

研修受講費等の貸与

【貸付等対象者】

- (1)相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者
- (2)避難解除区域の介護施設等で就労を希望する県内から避難解除区域への帰還者
- (3)相双地域から福島県内外の養成施設に入学する者
- (4)相双地域の介護施設等において6か月以上就労した中堅介護職員

【内容】

- (1)学費(研修受講費) 15万円を上限(実費の範囲内)
 - ※2年間従事した場合は全額返済免除
- (2)就職準備金
 - ・30万円+①+② (1年間従事した場合全額返済免除)
 - ・50万円+①+② (2年間従事した場合全額返済免除)
- ①世帯赴任加算
 - ・家族と赴任する場合… 12.5万円+(世帯員数-1)×5万円
 - ・単身赴任の場合… 20万円
- ②自動車輸送費用等加算(新規購入の場合は登録手続代行費用)
 - ・20万円を上限(実費の範囲内)
- (3)教材費・住居費(通学費) 12万円を上限(実費の範囲内)・3.6万円(月額上限)
 - ※介護福祉士等養成校卒業後1年以内に相双地域の介護施設等に就労し、以後一定期間継続して介護業務に従事した場合は全額返済免除
- (4)支援金 20万円を上限

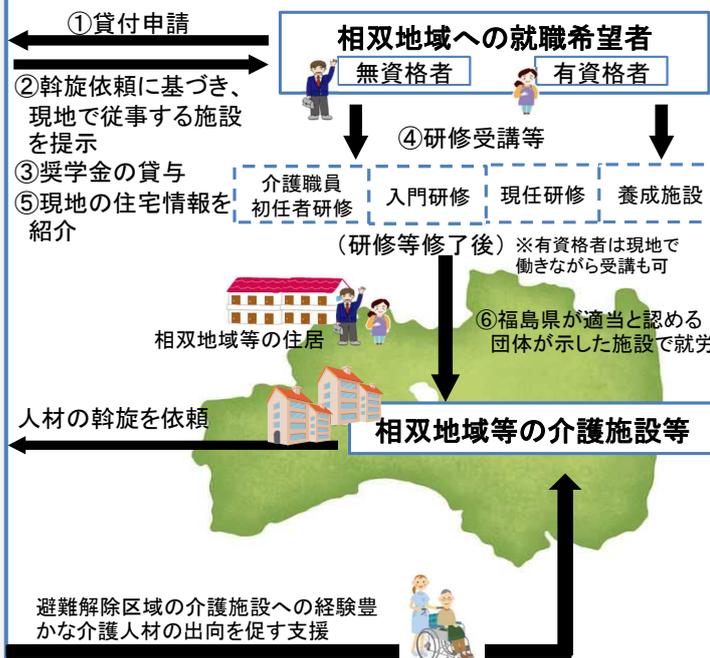
住まいの確保支援

現地の住宅情報の提供 等

事業の広報

出向者に対する支援

避難解除区域の介護施設への応援出向者に対する地域・実務経験等に応じた給与差、指導手当、赴任や通勤に係る経費などの支援



令和5年度 社会福祉研修実施計画 (委託・補助事業)

2023.1.5

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間	申込締切日及び申込書提出先
1 社会福祉士実務認定 通修課程 (公務員)	社会福祉士として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉行政および社会福祉事業に従事している者	1回	2,000人	1年 【集合研修4日】	【集合研修開催日程】 ①R5.7.18(火)～7.21(金) ⑤R5.10.17(火)～10.20(金) ②R5.8.3(木)～8.6(日) ⑥R5.11.13(月)～11.16(木) ③R5.8.28(月)～8.31(木) ⑦R5.11.27(月)～11.30(木) ④R5.9.19(火)～9.22(金) ⑧R6.1.16(火)～1.19(金) ⑤R5.9.26(火)～9.29(金) ⑨R6.2.5(月)～2.8(木) ※上記、①～⑨のうち指定された1回を受講	R5.4.7(金) 社会福祉研修 主管部まで
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (公立施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしている者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	公立施設の施設長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	300人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 ①R5.11.2(木)～11.6(月) ⑤R5.12.20(水)～12.24(日) ②R5.11.17(金)～11.21(火) ⑥R6.1.11(木)～1.15(月) ③R5.12.1(金)～12.5(火) ⑦R6.1.20(土)～1.24(水) ④R5.12.15(金)～12.19(火) ※民間施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑦のうち指定された1回を受講	R5.4.7(金) 社会福祉研修 主管部まで
3 社会福祉法人経営者 研修課程	社会福祉法人の経営者として必要な法人・施設運営に関する専門的知識及び技術を修得させる。	社会福祉法人の役員及び法人の経営に携わる者 (1) 人事管理コース (2) 経営管理コース	1回 1回	200人 200人	3日 3日	(1) 人事管理コース R5.12.9(土)～12.11(月) (2) 経営管理コース R6.1.28(日)～1.30(火)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください
4 児童福祉司資格認定 通修課程	児童福祉司として必要な基礎的知識及び技術について、通信教育の方法により教授し、児童福祉法に定める児童福祉司の任用資格を取得させる。	都道府県、政令指定都市、政令で定める特別区、児童相談所を設置している中核市で児童福祉に関する業務に携わる市区町村の職員で、児童福祉法第10条第1項に規定する業務に携わる市区町村の職員で、学校教育法第67条による4年制大学を卒業した者又は2023年3月卒業見込みの者	1回	200人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 R5.10.27(金)～10.31(火)	R5.4.7(金) 社会福祉研修 主管部まで
5 「福祉職員キャリアパス対応生進研修課程」指導者養成研修会	「福祉職員キャリアパス対応生進研修課程」の趣旨と目的を理解し、「指導の手引き(指導マニュアル)」の活用方法を学ぶ。各科目の展開・指導方法を修得する。	各福祉職員キャリアパス対応生進研修課程の研修実施団体が推薦する「福祉職員キャリアパス対応生進研修課程」の研修指導予定者	1回	80人	3日	R5.5.13(土)～5.15(月)	中央福祉学院 ホームページを ご確認ください

※都合により変更する場合があります。

令和5年度 社会福祉研修実施計画 (全社協独自事業)

2023.1.5

課程名	目的	対象者	実施回数	受講定員	開催日数	開催期間等
1 社会福祉士実務認定 通修課程 (民間社会福祉士実務員)	社会福祉士として必要な知識及び技術を通信教育の方法により教授し、社会福祉法に定める社会福祉士の任用資格を取得させる。	社会福祉士(社会福祉法に基づく第1種・第2種社会福祉士)の施設、事業所、あるいは介護保険法に基づく介護保険事業者の指定を受けた施設、事業所等に従事していること	2回	3,900人	1年 【集合研修5日】	別途「開催要綱」等に通知する。
2 社会福祉施設長資格認定 講習課程 (民間社会福祉施設長)	社会福祉施設の長として必要な要件を満たしていない者に対して、施設長として必要な知識及び技術について通信教育の方法により教授し、必要な資格を取得させる。	社会福祉法人立等の社会福祉施設の長に就任予定の者又は施設長に就任している者であって、施設長としての具体的な要件を満たしていない者	1回	700人	1年 【集合研修5日】	【集合研修開催日程】 ①R5.11.2(木)～11.6(月) ②R5.11.17(金)～11.21(火) ③R5.12.1(金)～12.5(火) ④R5.12.15(金)～12.19(火) ⑤R5.12.20(水)～12.24(日) ⑥R6.1.11(木)～1.15(月) ⑦R6.1.20(土)～1.24(水) ⑧R6.1.28(日)～2.1(火) ※公立施設長の集合研修と同時に実施 ※上記、①～⑧のうち指定された1回を受講
3 社会福祉士通修課程 (社会福祉士短期養成施設)	社会福祉士として必要な専門的学術的理論及び応用について、通信教育の方法により教授し、社会福祉士国家試験の受験資格を与える。	「社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則」第3条第一号イのいずれかに該当する者	1回	【第10期】 560人	【第10期】 9ヵ月 【集合研修3日×2回、または2日×3回】 【要綱参照】 実習指導第1回3日、第2回2日	【集合研修開催日程・会場】 R5年 D7A10[4.22(土)～4.24(月)] ⑦.15(土)～7.17(月) D7A10[6.2(金)～6.4(日)] ⑦.22(土)～7.24(月) D7A10[6.8(火)～6.8(木)] ⑧.8(火)～8.10(木) D7A10[5.20(土)～5.21(日)] ⑥.17(土)～6.18(日) ⑦.8(土)～7.9(日) 東京F1[5.27(土)～7.28(日)] ⑥.24(土)～25(日) ⑦.29(土)～7.30(日) 東京G1[6.26(月)～6.27(火)] ⑦.31(月)～8.1(火) ⑧.21(月)～8.22(火) 神戸[5.13(土)～5.14(日)] ⑥.10(土)～6.11(日) ⑧.5(土)～8.6(日) 実習30 [D7A10] ①.4.25(火)～4.27(木) ②.11.27(月)～11.28(火) 会場：新島が監理、神戸・実習センター、D7フォレスト、中央福祉学院(神戸川島山町)
4 福祉施設長専門講座 【通信課程】	社会福祉施設長として、施設経営管理に必要な専門的知識及び技術を修得させ、より高度な実践能力を養成する。	社会福祉施設長(管理)または理事長、理事等または施設長相当の職務を担当している者であって、社会福祉士経験が1年以上あり、かつ次のいずれかに該当する者。 ①社会福祉士が実施する「社会福祉施設長資格認定講習課程」を修了した者 ②社会福祉士、保育士、社会福祉士、介護福祉士、医師、理学療法士、作業療法士、看護師、精神保健福祉士、介護支援専門員のいずれかの資格を有する者 ③上記①②の資格以外であって、2年以上施設長の職にある者	1回	【第47期】 200人	1年 【集合研修2回】	①R5.8.25(金)～8.27(日) ②R6.2.3(土)～2.4(日)
5 社会福祉法人会計実務講座 【通信課程】	社会福祉法人の会計実務担当者等に必要とされる「社会福祉法人会計基準」に関する知識及び会計実務能力の向上を図る。	社会福祉法人立の社会福祉施設ならびに社会福祉協議会の会計実務担当者等	1回	1,000人	6ヵ月 【集合研修3日】	R5.9.23(土)～8.24(日)：入門コース R5.10.5(木)～10.7(土)：初級コースA R5.10.14(土)～11.16(月)：中級コース(社協会計) R5.11.7(火)～11.9(木)：初級コースB R5.11.24(金)～11.26(日)：中級コース(施設会計) R5.12.6(水)～12.8(金)：上級コース
6 都道府県・指定都市社会福祉協議会 管理職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の部・課長等	1回	30人	3日	R5.12.6(水)～12.8(金)
7 市区町村社会福祉協議会 管理職員研修会	市区町村社会福祉協議会の管理職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	市区町村社会福祉協議会の部・課長等	1回	70人	3日	R5.12.12(火)～12.14(木)
8 都道府県・指定都市社会福祉協議会 中間職員研修会	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中間職員に必要とされる管理業務に関する知識及び技術の向上を図る。	都道府県・指定都市社会福祉協議会の中間職員等	1回	80人	3日	R6.2.14(水)～2.16(金)
9 都道府県・指定都市 社会福祉研修実施機関職員研修会 ※研修実施担当者研修会(第2回)と一部同時開催	福祉研修担当職員として、必要な企画実施能力の修得を図る。	都道府県・指定都市の社会福祉研修実施機関の職員で研修企画・運営に携わる者	1回	10人	3日	R5.11.10(金)～11.12(日)
10 職場研修担当者研修会	福祉の職場研修(人材育成)を進めるために必要な知識及び技術を修得させる。	(1)職場研修担当者研修会(第1回)(第2回) 社会福祉法人・施設・社協で「職場研修」(人材育成)を推進する者 (2)「職場研修担当者研修会」インストラクター養成研修会 『福祉の「職場研修」担当者養成コース』インストラクター(講師)として、各都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関が推薦する者	(1) 2回	(1) 各50人	(1) 3日	(1) R5.7.4(火)～7.6(木) ②R5.11.10(金)～11.12(日) (2) R5.7.4(火)～7.7(金) ※職場研修担当者研修会(第1回)と一部同時開催
11 スーパービジョン研修会	福祉職場の職員等への指導・助言(スーパービジョン)に精通して取り組む意義や方法について、知識の習得を図る。	社会福祉法人等が経営する施設等の管理職員(施設長、部・課長等)、指導の立場の職員(主任、係長等)	1回	120人	3日	R5.6.16(金)～6.18(日)
12 ファミリーソーシャルワーク研修会	ファミリーソーシャルワークに携わる職員等の専門性の向上を図る。	家庭支援専門相談員、児童支援専門相談員、母子支援員、少年指導員、家族(保護者)支援に携わる児童福祉施設職員や関係職員、居親、ファミリーホーム実習生等	2回	各200人	2日	①R5.9.6(水)～9.7(木)、②R5.10.22(日)～10.23(月)
13 福祉職員キャリアパス対応生進研修課程 上級管理職員研修会	トップマネジメントとしての基本的役割やキャリアデザインの方法、各法人・事業所におけるキャリアパス構築のための方法論等を習得させる。	近い将来、施設長等の運営総括責任者の役割を担うことが想定される職員。または、既に施設長等の運営総括責任者に就いている職員(理事を含む)	1回	30人	2日	R5.11.22(水)～11.23(木)

※都合により変更する場合があります。

2 外国人介護人材の受入れについて

- 外国人介護人材の受入れについては、EPA（経済連携協定）、在留資格「介護」、技能実習、特定技能によるものがあり、それぞれの制度趣旨に沿った受入れを進めている（資料第7-12、7-13参照）。また、受入から定着、介護福祉士国家資格の取得支援等の学習環境の整備等を実施していく。
- 令和4年10月上旬に当省HPの「外国人介護人材の受入れについて」の内容等を整理し、より分かりやすいページとなるようリニューアルしたので、適宜ご参照いただきたい。

（掲載先） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

（1）EPA（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者の受入れについて（資料第7-14～7-18参照）

① EPA 介護福祉士候補者に対する学習支援

インドネシア、フィリピン、ベトナムの3ヵ国から、EPA 介護福祉士候補者を受け入れており、その在留者数は3,069名（うち資格取得者738名）となっている（令和4年8月1日時点）。

EPA 介護福祉士候補者は、各地の介護施設等において就労しながら、国家試験合格を目指しており、意欲と能力のある者が、一人でも多く介護福祉士国家試験に合格できるよう、次に掲げる様々な支援を行っている。

ア 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業

外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業については、令和5年度より、地域医療介護総合確保基金（障害者施設等においては、従前どおり生活困窮者就労準備支援事業費等補助金）により実施する予定である。

事業内容の詳細については、今後別途お示しするので、ご留意いただきたい。

イ 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

受入れ施設における継続的な学習を支援するため、日本語や介護分野の専門知識・技術等を学ぶ集合研修、入国2年目以降のEPA介護福祉士候補者に対する通信添削指導や、介護福祉士国家試験に合格できずに帰国した者に対する模擬試験の実施等の再チャレンジ支援を行っている。

本事業については、厚生労働省の補助事業として来年度も引き続き実施の予定である。

② 令和5年度の受入れスケジュール

令和5年度においても、例年同様、インドネシア、フィリピン、ベトナム、それぞれ最大300名の受入れ枠（※）となっており、受入れ調整機関である公益社団法人国際厚生事業団において、受入れ施設の募集及び受入れ施設とEPA介護福祉士候補者とのマッチング等を行っているところである。

※ 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえて、介護については、受入れ最大人数である300名に達し、かつ訪日前後日本語研修免除となる者がいる場合には、円滑かつ適正な受入れを行える体制を考慮しつつ、これを受入れ最大人数を上回って受け入れるとされている。

(2) 在留資格「介護」による受入れについて（資料第7-19）

在留資格「介護」については、令和4年6月末現在、在留者数は、5,339人となっている。

(3) 技能実習制度（介護職種）による受入れについて（資料第7-20、7-21参照）

技能実習制度（介護職種）については、令和4年6月末現在、在留者数は15,011人となっている。

(参考) 介護職種の優良な監理団体一覧について

許可監理団体（一般）

(掲載先) https://www.otit.go.jp/files/user/docs/221220_1.xlsx

許可監理団体（特定）

(掲載先) https://www.otit.go.jp/files/user/docs/221220_2.xlsx

令和4年12月20日現在 外国人技能実習機構のホームページ内の該当ファイルにリンク

※右欄の○(★)がついている監理団体が介護職種の優良な監理団体

(4) 特定技能による受入れについて (資料第7-22～7-29 参照)

① 受入れ実績等について

人手不足に対応し、一定の専門性・技能を有する外国人を受入れていくために創設された在留資格「特定技能」では、介護分野においても特定技能1号の在留資格で外国人介護人材の受入れを進めている。

介護分野において特定技能1号の在留資格で受け入れる外国人は、一定の技能水準と日本語能力水準が求められている。具体的には、技能水準については「介護技能評価試験」に合格すること、日本語能力水準については「日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」に加え、「介護日本語評価試験」に合格することが必要である。

介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を順次実施しているところであり、これまでに、フィリピン(マニラ、セブ、ダバオ)、インドネシア(ジャカルタ、スラバヤ、バンドン、ジョグジャカルタ、メダン、スマラン)、モンゴル(ウランバートル)、ネパール(カトマンズ)、カンボジア(プノンペン)、ミャンマー(ヤンゴン)、タイ(バンコク)、国内(47都道府県)、インド(グルグラム)、スリランカ(コロンボ)、ウズベキスタン(タシケント)にて試験を行っているが、令和5年より新たにバングラデシュ(ダッカ)で試験を開始予定である。具体的な予約方法や試験実施スケジュール等の詳細については、厚生労働省ホームページからリンクしている、試験実施主体のプロメトリック株式会社のホームページにてご確認いただくようお願い

いしたい。引き続き、海外では、上記の国に加え、ベトナムなど、独立行政法人国際交流基金の日本語基礎テストの実施環境等が整った国での試験実施を検討している。

(掲載先) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702.html

また、令和4年11月30日現在、介護技能評価試験の受験者数は62,589名(うち合格者数は42,975名)、介護日本語評価試験の受験者数は56,056名(うち合格者数は43,936名)となっている。

② 海外に向けた日本の介護のPR等の取組について

「外国人介護人材受入促進事業」(実施主体:株式会社エスピーリング東京)については、海外で日本の介護をPRすること等により、1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保し、特定技能外国人の受入れが円滑に進むようにすることを目的としている。

昨年度に引き続き、令和4年度においても、WEBサイト「Japan Care Worker Guide」において、「介護の仕事」や「日本の魅力」、「特定技能制度」等のトピックに関する説明動画や記事を掲載するほか、Facebook及びYouTubeチャンネルを開設し、日本での生活や介護の仕事への興味喚起を目的とした投稿などを行っている。また、海外におけるオンラインセミナーの開催等により、海外への情報発信を行っている。令和4年度においては、ベトナム・インドネシア・フィリピンの3国で既に実施しており、今後タイ及びバングラデシュにてオンラインセミナーを開催予定である。

加えて、国内の介護施設等で働く外国人をアンバサダーに任命し、日本での様子などさまざまな情報発信を行っている。

なお、本事業については、令和4年度を以て終了とし、後述の「外国人介護人材受入・定着支援等事業」に再編予定である。

「Japan Care Worker Guide」ホームページ <https://japancwg.com/>

Youtubeチャンネル:

https://www.youtube.com/channel/UCkYaJ0lEX05Ni9Yu96Wr_ew

③ 外国人介護人材受入支援事業について

令和4年度に表記の事業について予算計上している自治体は34県である。

なお、本事業については、令和5年度より、地域医療介護総合確保基金により「外国人介護人材研修支援事業」として実施する予定である。

事業内容の詳細については、今後別途お示しするので、ご留意いただきたい。

(5) 受入支援及び生活支援・学習支援の環境整備に関する取組について（資料第7-30、7-39参照）

① 令和5年度の「外国人介護人材受入環境整備事業」について

在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、「外国人介護人材受入環境整備事業」として以下の取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

ア 介護技能評価試験等実施事業

介護分野における1号特定技能外国人の送出しを行う国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するもの

イ 介護の日本語学習支援等事業

介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進するため、介護の日本語学習を支援するためのWEBコンテンツの開発・運用等を実施するもの

なお、日本語N3レベル学習に加え、新規でN2レベル学習コンテンツを年度内を目途に実装予定としており、今後も介護学習コンテンツの更なる充実を目指していく予定である。

ウ 外国人介護人材受入・定着支援等事業

これまで実施してきた「外国人介護人材相談支援事業」については、受入から定着支援等を一体的に実施し、事業を効率的かつ円滑に実施していく観点から令和5年度より「外国人介護人材受入・定着支援等事業」として実施する予定である。

本事業は、海外からの外国人介護人材の受入促進を目的としたPRの取組を実施するとともに、介護業務の悩み等に関する相談対応、交流会の開催、1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等とおした定着支援等を図ることを目的としている。

- ② 地域医療介護総合確保基金を活用した外国人介護人材への支援の取組について
外国人介護人材への支援に活用可能な地域医療介護総合確保基金の主なメニューとしては、以下のものがある。
- 「外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業」（平成30年度～）
 - 介護福祉士国家資格の取得を目指す留学生を支援するため、介護施設等による奨学金等の支給に係る経費の一部を助成する。
 - 「外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業」（平成30年度～）
 - 介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成し、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。
 - 「外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業」（令和2年度～）
 - 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。
 - 「将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業」
 - 若者世代に対して、将来、介護現場を担ってもらようという介護の専門性や意義などを伝達する。また、今後増加することが予想される外国人留学生に対して日本語学習等を行うことにより、質の高い介護人材の養成を推進する。
 - 「外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」
 - 前述のとおり
 - 「外国人介護人材研修支援事業」
 - 前述のとおり

なお、上記の事業以外にも、同基金の各事業を活用して外国人介護人材への支援を実施することが可能である。各都道府県におかれては、円滑な外国人介護人材の受入れに向けて、同基金の積極的な活用をお願いしたい。

外国人介護人材受入れの仕組み

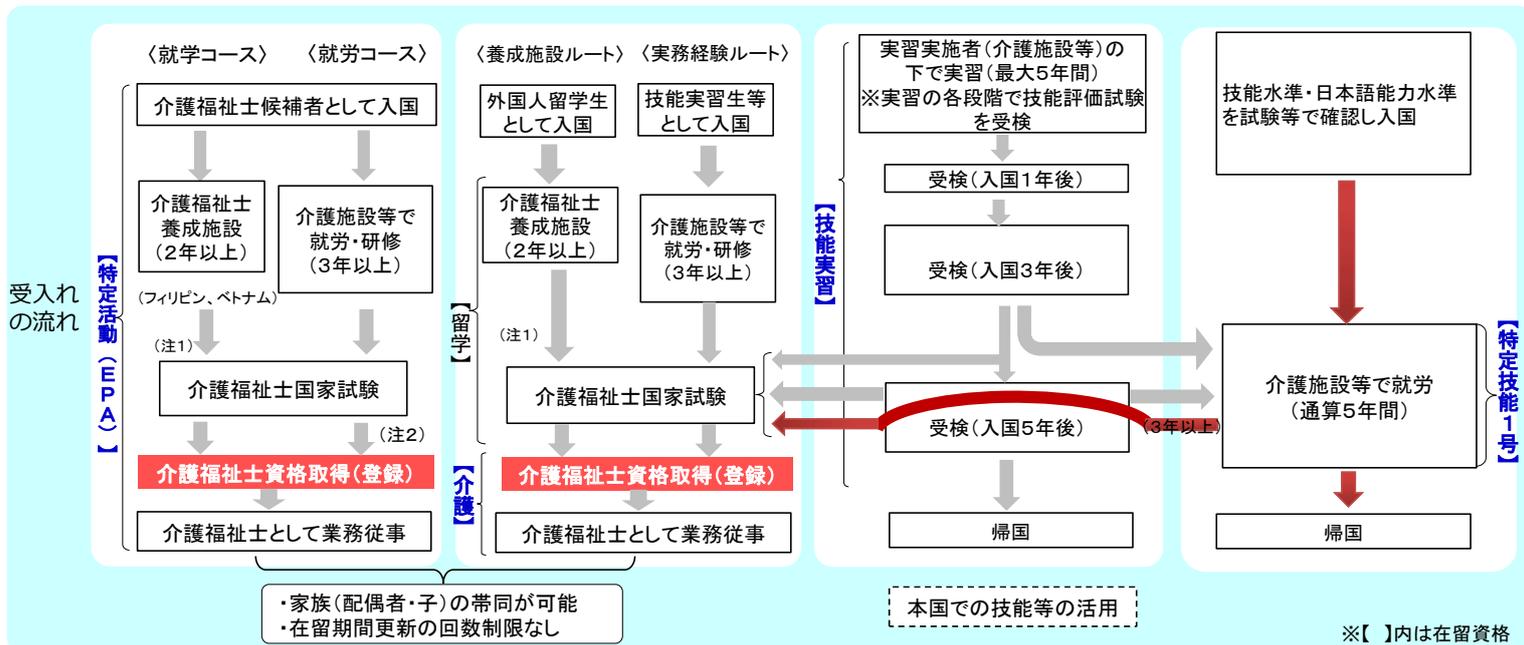
EPA（経済連携協定）
（インドネシア・フィリピン
・ベトナム）在留資格「介護」
（H29. 9 / 1～）技能実習
（H29. 11 / 1～）特定技能1号
（H31. 4 / 1～）

制度趣旨

二国間の経済連携の強化

専門的・技術的分野の
外国人の受入れ

本国への技能移転

人手不足対応のための一定の専門
性・技能を有する外国人の受入れ

（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

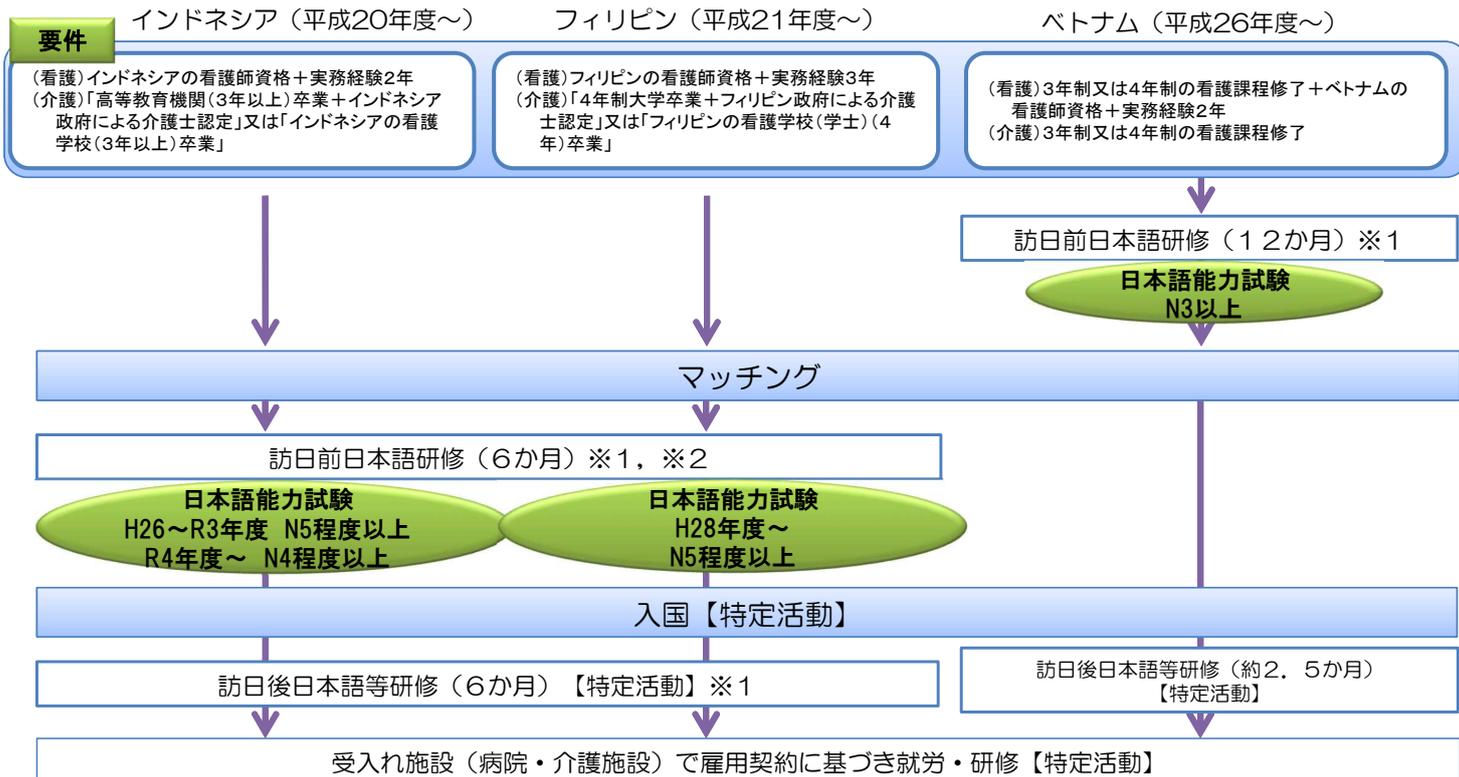
（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

介護分野の外国人受入実績

在留資格	受入実績
EPA介護福祉士・候補者	在留者数：3,069人（うち資格取得者738人） ※2022年8月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	5,339人 ※2022年6月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：15,011人 ※2022年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：15,092人 ※2022年11月末時点（速報値）（入管庁）

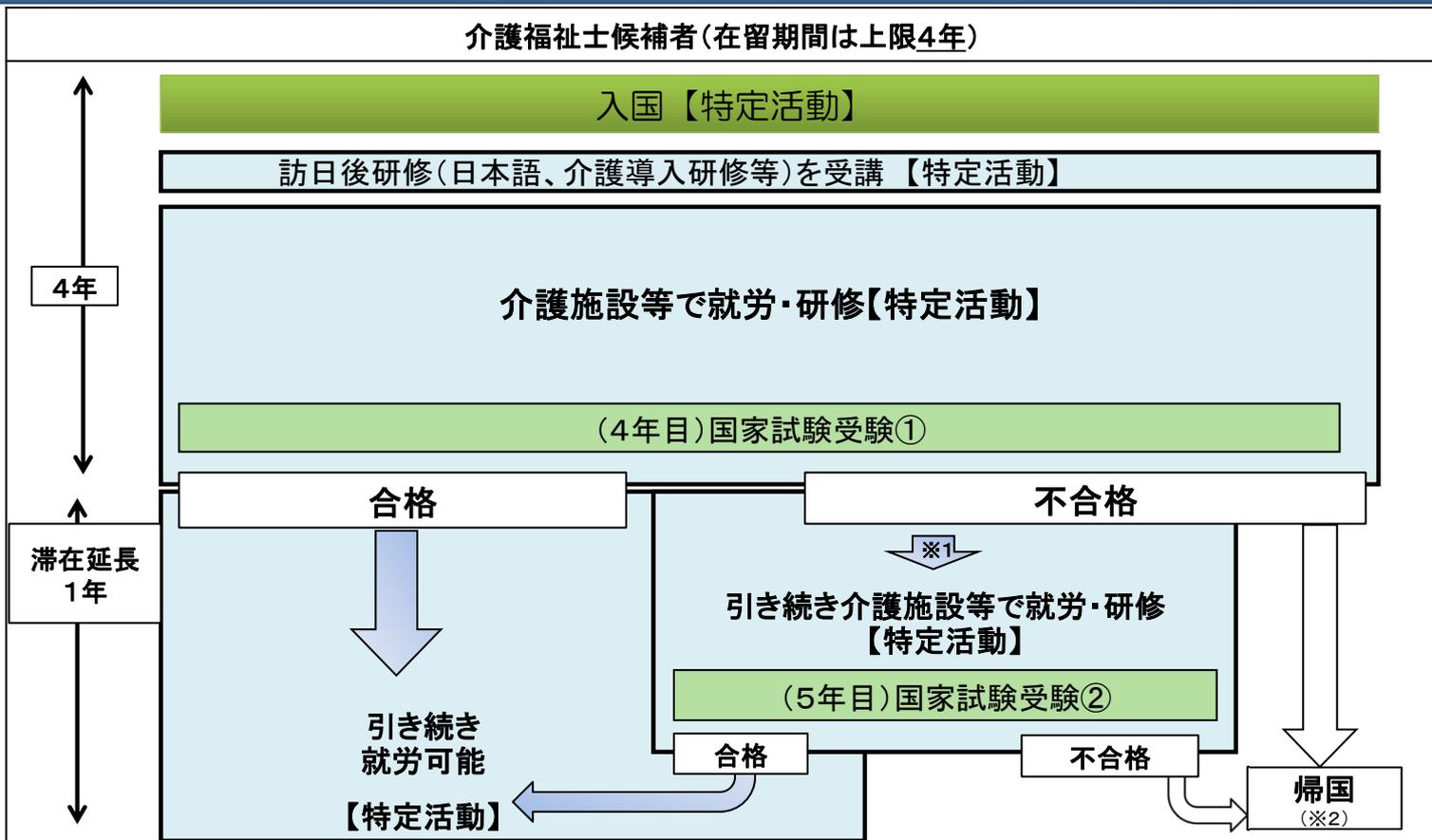
経済連携協定に基づく受入れの枠組

○ 候補者の受入れは、看護・介護分野の労働力不足への対応ではなく、二国間の経済活動の連携の強化の観点から、経済連携協定（EPA）に基づき、公的な枠組で特例的に行うものである。



注 【 】内は在留資格を示す。
 注 日本語能力試験N2以上の候補者は※1の日本語研修を免除。
 また、一定期間内に日本語能力試験N3若しくはN4を取得した候補者は※2の日本語研修を免除。
 注 介護については、フィリピン及びベトナムにおいては上記の他に就学コースがある（フィリピンは平成23年度より、ベトナムは入国当初より受入れ実績なし）。

経済連携協定に基づく受入れの枠組(介護:入国以降)



(※1)一定の条件を満たす者は、不合格であっても、協定上の枠組を超えて、1年間の滞在延長が可能。
 (平成23年3月、平成25年2月、平成27年2月、平成29年2月、平成31年2月、令和3年2月の閣議決定による。)
 (※2)帰国後も、在留資格「短期滞在」で再度入国し国家試験を受験することが可能。
 注 【 】内は在留資格を示す。

訪日前

日本語研修

ベトナム 訪日前12カ月間
インドネシア・フィリピン 訪日前6カ月間

訪日後

【訪日後日本語研修】

- ・インドネシア・フィリピン
＝訪日後6カ月間
- ・ベトナム
＝訪日後2.5カ月間

【介護導入研修】

※訪日後日本語研修期間の内10日間

○ 概要
介護福祉士候補者に対し受入れ施設での就労前に実施する介護分野の基礎研修

○ 研修時間
40時間以上

○ 研修科目例
〔介護〕
介護の基本、生活支援技術(移動の介護、食事の介護、排せつの介護、衣服の着脱の介護、入浴・身体の清潔の介護 等

受入れ施設での就労・研修中

1 受入れ施設における学習・指導経費の支援

- 候補者の学習支援(候補者一人当たり)
※ 日本語講師や養成校教員の受入れ、日本語学校への通学等
- (1) 日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣
- (2) 日本語学校への通学
- (3) 模擬試験や介護技術講習会への参加
- (4) 学習支援に必要な備品購入費
※ 喀痰吸引等研修の受講に係る経費
(日本での滞在期間中一回のみ)

- 研修担当者への支援(1病院・1施設当たり)
※ 研修担当者の手当 等

2 外国人介護福祉士候補者学習支援事業

- (1) 日本語、介護分野の専門知識と技術、日本の社会保障制度等を学ぶ集合研修
- (2) 介護分野の専門知識に関する通信添削指導
- (3) 介護福祉士の資格を取得できずに帰国した候補者の母国での再チャレンジ支援
(模擬試験・通信添削指導の実施、学習相談窓口の設置)

3 国際厚生事業団による受入支援

- (1) 巡回訪問指導
- (2) 相談窓口の設置
- (3) 日本語・漢字統一試験
- (4) 受入れ施設担当者向けの説明会
- (5) 過去の国家試験問題の翻訳(インドネシア語、英語、ベトナム語)版の提供
- (6) 学習教材の配布(全12冊)(20年度から順次冊数を追加)
- (7) 就労開始から国家試験までの日本語段階別の「学習プログラム」提示
- (8) 受入れ施設が作成する研修計画・研修プログラムのための標準的かつ具体的な学習プログラムの提示

全ての漢字へのふりがな付記、試験時間の延長(1.5倍)、難解な表現の言換え、疾病名等への英語併記、

介護福祉士国家試験の受験

外国人介護福祉士候補者受入れ施設学習支援事業

令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定(EPA)又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者(以下「外国人介護福祉士候補者」という。)が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習(日本語講師の派遣、日本語学校への通学等)、介護分野の専門知識の学習(民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等)及び学習環境の整備に要する経費

補助率 2/3
実施主体 都道府県

- 日本語講師や養成校教員等の受入れ施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入れ施設の研修担当者の活動に要する経費

1 事業の目的

本事業は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、障害者施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「外国人介護福祉士候補者」という。）が介護福祉士国家試験に合格できるよう、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習支援を目的とする。

2 事業の概要

(1) 就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

補助率 定額補助（生活困窮者就労支援事業費等補助金）
実施主体 都道府県
（間接補助先：介護福祉士候補者の受入施設）

- 日本語講師や養成校教員等の受入施設への派遣に要する経費
- 日本語学校の授業料や通学等に要する経費
- 民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会等への参加に要する経費

(2) 就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

- 喀痰吸引等研修の受講に要する経費
 - ※ EPA介護福祉士候補者以外の実務経験ルートで国家試験を受験する者については、平成28年度から実務者研修の受講が義務付けられており、当該研修の中で医療的ケアを学習することとなっている。

(3) 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

- 受入施設の研修担当者の活動に要する経費

在留資格「介護」

背景

★質の高い介護に対する要請

高齢化の進行等に伴い、質の高い介護に対する要請が高まっている。

★介護分野における留学生の活躍支援

介護福祉士養成施設（＝大学、専門学校等）の留学生が介護福祉士の資格を取得しても、我が国で介護業務に就くことができない。

入管法別表第1の2に以下を追加

平成29年9月1日施行

介護

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

- ・家族の帯同が可能。
- ・在留期間の更新可能（上限無し）。

受入れの仕組み

〈養成施設ルート〉

在留資格「留学」として入国

介護福祉士養成施設
（2年以上）

〈実務経験ルート〉

（令和2年4月1日施行）

在留資格「特定技能1号」等（※）として入国

介護施設等で就労・研修（※）
（3年以上）

介護福祉士資格取得（登録）

介護福祉士として業務従事【在留資格「介護」】

在留資格「介護」の在留者数
5,339人（2022年6月末現在）

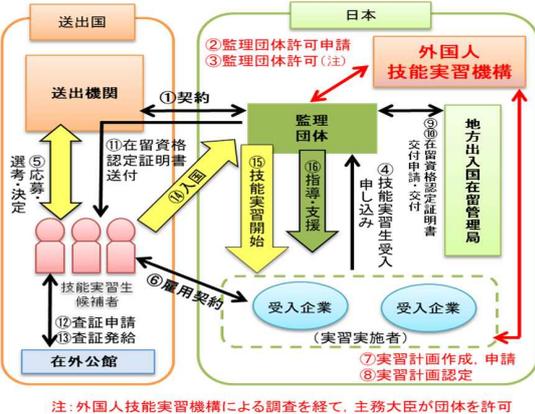
※ 他の在留資格（EPA介護候補者等）で滞在中に介護福祉士試験に合格した場合も、在留資格「介護」に移行可能。

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約35万人在留している。
※令和3年6月末時点

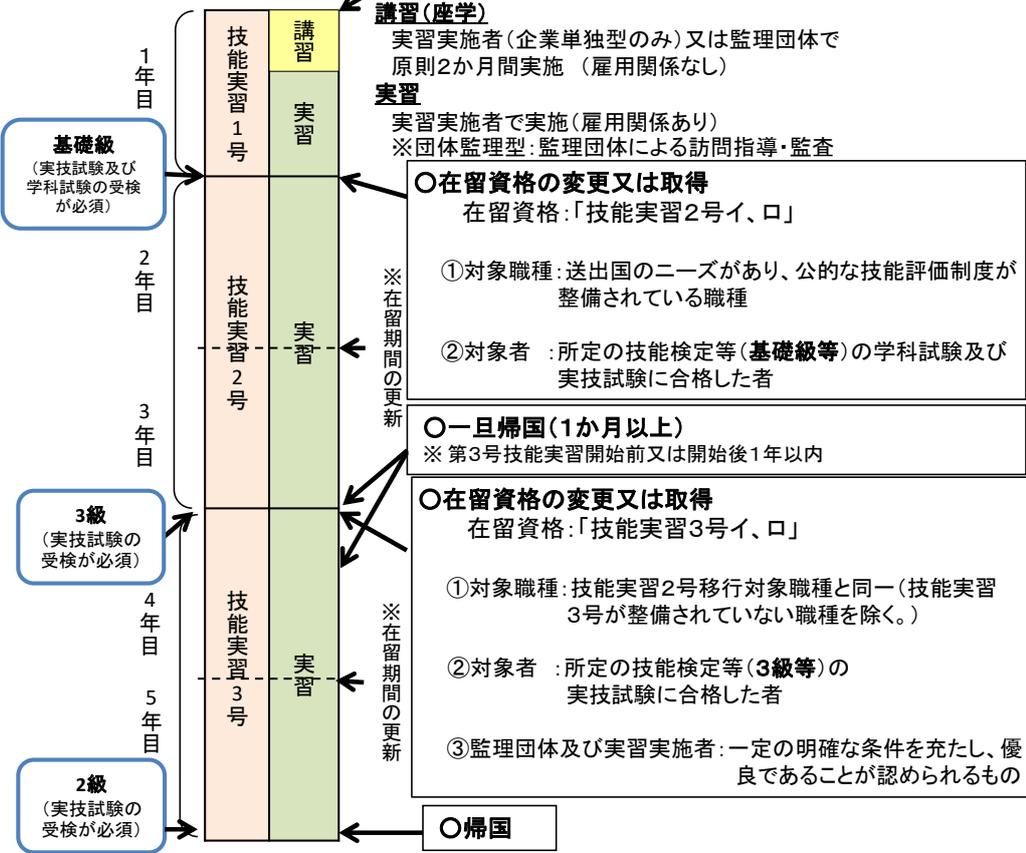
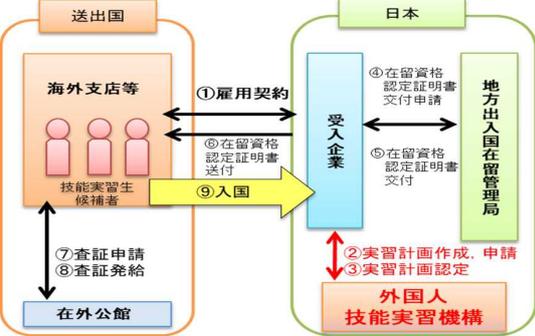
技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

技能実習の流れ

【団体監理型】 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施



【企業単独型】 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



技能実習「介護」における固有要件について

- 介護の技能実習生の受入れに当たっての要件は、下記のとおり。（「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」（平成27年2月4日）での提言内容に沿って設定。）
- 平成29年9月、介護職種に固有の要件を告示。平成29年11月、対象職種に介護を追加。

介護固有要件 ※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。	コミュニケーション能力の確保	・1年目（入国時）は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 ただし、一定の条件を満たす場合は、当分の間、「N4」であっても、2号修了時（入国後3年間）まで在留を可能とする （参考）「N3」：日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」：基本的な日本語を理解することができる（日本語能力試験：独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施）
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする（介護福祉士国家試験の実務経験対象施設） ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員（常勤介護職員）の総数に応じて設定（常勤介護職員の総数が上限）。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 （※）具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころからのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務＝身体介護（入浴、食事、排泄等の介助等） ・関連業務＝身体介護以外の支援（掃除、洗濯、調理等）、間接業務（記録、申し送り等） ・周辺業務＝その他（お知らせなどの掲示物の管理等）
	適切な公的評価システムの構築	・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

分野別運用方針の概要（介護分野）

分野		介護
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	50,900人
2 人材基準	技能試験	介護技能評価試験 等
	日本語試験	国際交流基金日本語基礎テスト 又は 日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて) 介護日本語評価試験 等
3 その他重要事項	従事する業務	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外 〔1試験区分〕
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと ・事業所単位での受入れ人数枠の設定

技能試験・日本語試験の概要

技能試験

「介護技能評価試験」

- 試験言語:現地語
- 実施主体:プロメトリック株式会社
- 実施方法:コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期:平成31年4月

日本語試験

「国際交流基金日本語基礎テスト」(※)

- 実施主体:独立行政法人国際交流基金
- 実施方法:コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期:平成31年4月

「介護日本語評価試験」

- 実施主体:プロメトリック株式会社
- 実施方法:コンピューター・ベースド・テスト(CBT)方式
- 開始時期:平成31年4月

(※)又は「日本語能力試験(N4以上)」

試験の実施状況

《これまで》

- 2019年4月からフィリピン、9月からはカンボジア、10月からはインドネシア、ネパール、国内、11月からモンゴル、2020年2月からミャンマー、2020年11月からタイ、2022年1月からインド、スリランカ、3月からウズベキスタンにおいて順次実施。
- これまで介護技能評価試験に計42,975名、介護日本語評価試験に計43,936名が合格(2019年4月～2022年11月試験の実績)。

《今後》

- フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、日本(47都道府県)において、引き続き実施予定。
- また、ベトナムなど、実施環境が整った国から順次実施。

本事業は、海外において日本の介護をPRすること等により、介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材を確保することを目的とする。

1. 現地説明会等を通じた情報発信

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

➤ 介護分野の特定技能外国人の送り出し国で現地説明会を開催し、介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報(※)を広く提供する。

※例；日本語の介護の仕事内容、日本の介護の特徴（自立支援の考え方等）、日本の介護現場で就労する外国人材の様子、日本で就労するために必要な情報の収集方法、介護の日本語の学習方法、特定技能制度の概要、介護技能評価試験や介護日本語評価試験の概要 など

➤ 現地メディア等の広報媒体を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

2. WEBやSNSを利用した情報発信

➤ 外国人介護人材の受入促進を目的としたWEBサイトの開発・運用、SNSを利用した情報発信

◆令和2～3年度事業内容の一例◆

現地説明会
(オンライン)



インドネシアでの実施例。この他、モンゴル・カンボジア・ミャンマー・フィリピン・ネパールにて実施。

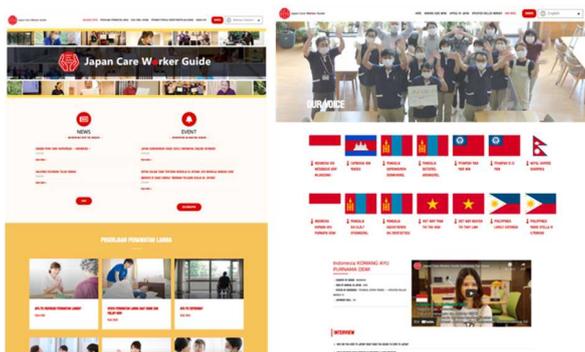
WEBやSNSを
利用した情報発信



WEBサイト「Japan Care Worker Guide」を立ち上げ、介護の仕事や日本の魅力などのコンテンツを掲載。

海外に向けた日本の介護についてのPR

外国人介護人材受入促進事業 Facebookファン約11万人



Japan Care Worker Guide
[SSW]
@japanocwg - ビジネスサービス

詳しくはこちらを編集

外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載

● 合計9言語対応（英語 インドネシア語 クメール語
ネパール語 ミャンマー語 モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語）

● 各国出身の外国人インタビューに加え、外国人と一緒に働く施設の日本人スタッフにもインタビュー。

● ライブセミナーは施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなど、充実のプログラムを提供。

セミナー実施国	実施日時
ベトナム	令和4年10月5日（水）
インドネシア	令和4年11月10日（木）
フィリピン	令和4年11月25日（金）

「Japan Care Worker Guide」ホームページ：
<https://japanocwg.com/>



Youtubeチャンネル：
https://www.youtube.com/channel/UcKYaJOIE05Ni9Yu96Wr_ew

特定技能の国外向け招聘オンラインセミナー等

○母国語によるセミナー開催、WEBサイト設置、アンバサダーによる活躍PR



2020：日本語による on line seminar

- ・フィリピン、インドネシア、カンボジア、ネパール、モンゴル、ミャンマー

2021：母国語のみによる on line seminar

- ・インドネシア、モンゴル、ベトナム、フィリピン、タイ、スリランカ、カンボジア

2022：母国語のみによる on line seminar

- ・ベトナム、フィリピン、インドネシア



外国人介護人材受入支援事業

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

○集合研修の実施等

- 都道府県、指定都市、中核市等が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
 ※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
 ⇒ 新型コロナウイルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
 例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
 なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など

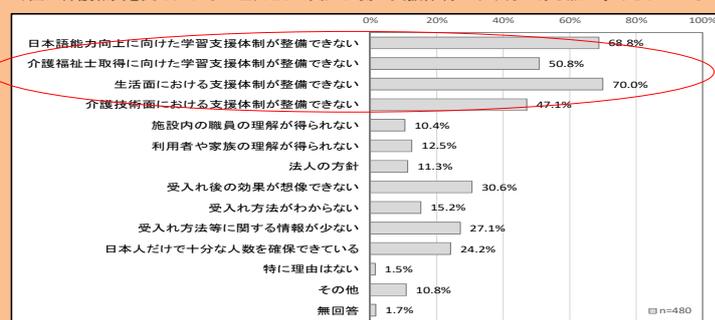
補助率：定額補助

実施主体：

直接補助 都道府県、指定都市、中核市（民間団体へ委託可）
 間接補助 都道府県等が適当と認める民間団体等



➢外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



令和4年度 外国人介護人材受入支援事業の実施状況

【事業内容】

- ①**集合研修等の実施** 介護職種の技能実習生及び介護分野の特定技能外国人の介護技能を向上することを目的として集合研修を実施。
- ②**受入施設等職員を対象にした研修の実施** 外国人介護人材の受入施設における受入体制整備を目的として、職員を対象にした研修を実施。
- ③**研修講師の養成研修の実施** ①又は②に基づき実施する研修の質の向上を目的として、研修講師を養成するための研修を実施。
- ④**キャリアアップ支援事業の実施** ①に基づき実施する研修の受講者のうち、特に優秀な者に対してステップアップのための研修費用を助成。

● 各自治体における補助金協議の有無

自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援研修	自治体名	①集合研修等	②受入施設等職員研修	③研修講師の養成研修	④キャリアアップ支援研修
北海道	○				滋賀県	○			
青森県	○				京都府	○	○		
岩手県					大阪府	○	○		
宮城県	○				兵庫県	○			
秋田県					奈良県		○		
山形県	○				和歌山県	○			
福島県	○	○			鳥取県				
茨城県	○	○			島根県				
栃木県	○	○			岡山県	○			
群馬県	○				広島県				
埼玉県					山口県				
千葉県					徳島県				
東京都					香川県	○			
神奈川県	○				愛媛県	○			
新潟県	○				高知県	○			
富山県		○			福岡県	○			
石川県					佐賀県		○		
福井県					長崎県	○	○		
山梨県	○				熊本県	○			
長野県	○	○		○	大分県	○			
岐阜県					宮崎県	○			
静岡県	○				鹿児島県	○			
愛知県	○				沖縄県	○			
三重県	○				計	31	10	0	1

※ 都道府県のほか、指定都市・中核市も事業実施主体になることができ、横浜市・川崎市・京都市・北九州市・福岡市・船橋市・久留米市が協議済。

外国人介護人材の関連予算

事業名	事業内容 (令和4年度)	事業名	事業内容 (令和5年度) (概算要求)
【外国人介護人材受入環境整備事業】(生活困窮者就労支援事業費等補助金)		【外国人介護人材受入環境整備事業】(生活困窮者就労支援事業費等補助金)	
介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施	介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
外国人介護人材受入促進事業	海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施	介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
外国人介護人材受入支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施	外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施	【EPA介護福祉士候補者への支援】(※1)衛生関係指導者養成等委託費、(※2)生活困窮者就労支援事業費等補助金、(※3)地域医療介護総合確保基金)	
外国人介護人材相談支援事業	外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施	外国人介護福祉士候補者等受入支援事業 (※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
【EPA介護福祉士候補者への支援】(※1)衛生関係指導者養成等委託費、(※2)生活困窮者就労支援事業費等補助金)		外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (※2)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
外国人介護福祉士候補者等受入支援事業 (※1)	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施	障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※2)	障害者施設等が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助
外国人介護福祉士候補者学習支援事業 (※2)	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※3)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業 (※2)	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助	【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)	
【外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成	外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地(海外)での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施	【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)	
【外国人介護人材受入施設等環境整備事業】(地域医療介護総合確保基金)		外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成	外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施

基金へ移管

令和5年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円(8.3億円) ※ ()内は前年度当初予算額

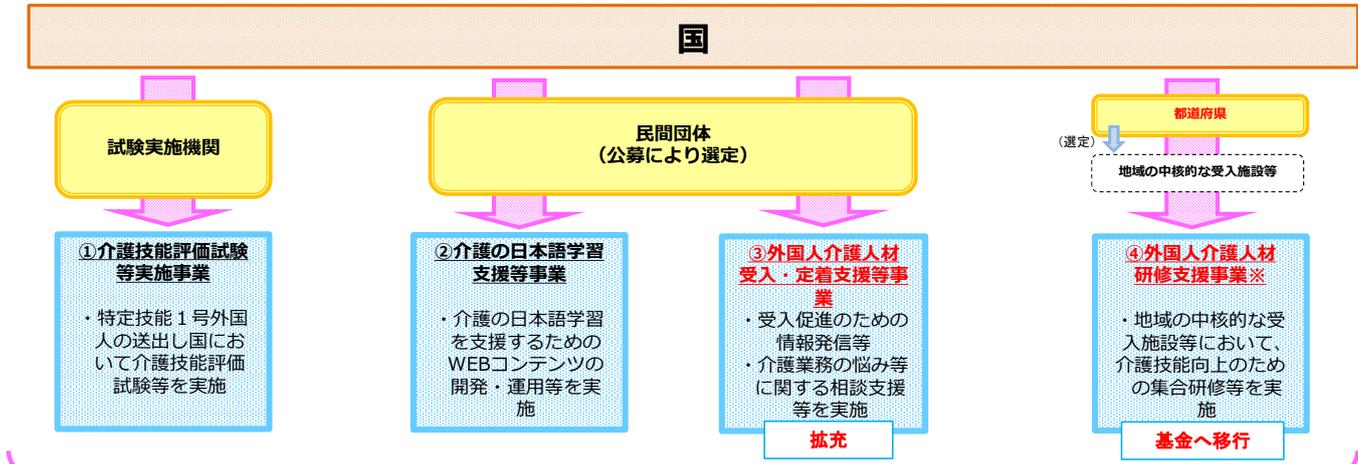
地域医療介護総合確保基金 137億円の内数

1 事業の目的・概要

○ 在留資格「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、以下のような取組を通じて、その受入環境の整備を推進する。

- ① 介護分野における特定技能1号外国人の送出しを行う国において、介護の技能水準を評価するための試験等を実施
- ② 介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備の推進に対する支援
- ③ 受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等による定着支援 【拡充】
- ④ 介護技能の向上のための研修等の実施に対する支援

2 事業のスキーム・実施主体等



外国人介護人材が安心して日本の介護現場で就労・定着できる環境を整備

【補助率】 定額補助(※④外国人介護人材研修支援事業については補助率2/3) 【実施主体】 試験実施機関、民間団体、都道府県 等

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

➤ 試験方式

コンピューター・ベースド・テストング (C B T) 方式

➤ 試験実施対象国

- ・国際交流基金日本語基礎テストを実施する予定の9か国(※)のうち当該テストの実施環境が整った国等および日本国内
- ※法務省「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(平成30年12月25日)に記載された国名は、ベトナム、フィリピン、カンボジア、中国、インドネシア、タイ、ミャンマー、ネパール、モンゴル
- ※2022年3月までに、フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタンにおいて実施済み

2. 試験実施に必要な業務の実施

- 試験実施対象国の試験会場の手配
- 試験実施環境(不正防止、試験監督体制等)の整備
- カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2022年11月まで
の実績)

● 受験者数 介護技能評価試験 62,589名 / 介護日本語評価試験 56,056名

● 合格者数 介護技能評価試験 42,975名 / 介護日本語評価試験 43,936名

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助 実施主体 民間団体(公募による選定)

- >外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようにするためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
>WEBコンテンツの活用状況(学習進捗状況や学習時間等)を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- >外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
>自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- >技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
>外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例(すべて無料で利用可能)◆

介護の日本語学習 WEBコンテンツ



特定技能評価試験 学習テキスト



介護の日本語 テキスト



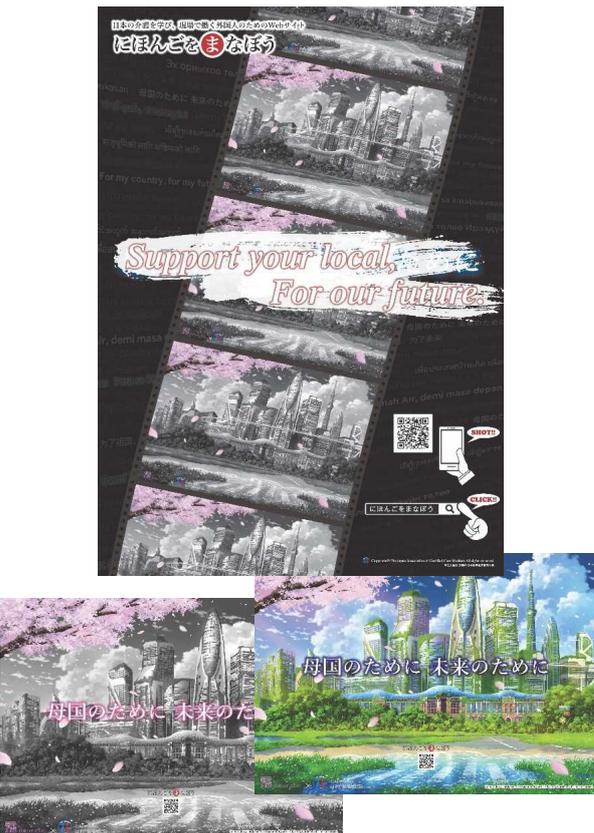
外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答



外国人のための 介護福祉専門用語集



日本語学習Webコンテンツ 「にほんごをまなぼう」



Included Contents

- 日本語学習~目指せ!N3合格レベル~
・ドリル・小テスト・模擬テスト
・学習状況確認 学習目標管理
●介護学習テキスト~マルチデバイス・多言語対応~
【介護の日本語】Webコンテンツ
【介護の特定技能評価試験学習テキスト】
【介護福祉士国家試験一問一答】
【介護福祉専門用語集】他続々...
●SNS 情報発信~ユーザー交流の場~
YouTube Facebook

「にほんごをまなぼう」は、

日本の介護を学び、現場で働く外国人のみなさまの総合プラットフォームとして、日本語能力の向上、介護現場で必要とされるスキルの習得をしっかりサポートしていきます。日本語学習において高い学習効果を発揮するためには、何よりも学習者自身が自律的に学習に取り組むことが不可欠です。その環境を提供するのが「にほんごをまなぼう」です。日本語能力(N3程度)や基礎的な介護技能を身につけることを目的としています。また、介護福祉士試験、特定技能評価試験等の試験対策やユーザー同士のコミュニケーション(つながり)の場を提供します。

< 5つの特徴 >

- 無料: 日本語学習、日本の介護に熱心な方であれば誰でも無料で利用可能
試験合格: 日本語能力試験N3合格、特定技能評価試験等の受験を目指した学習を支援
自律学習: 自らが学習状況多管理できる自律学習支援システムを採用
日本の介護現場: 日本の介護現場で必要とされる介護技能コンテンツを搭載
コミュニティ: SNSによる情報発信、ユーザー相互の交流、情報共有の場を提供



URL: https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/

にほんごをまなぼう



1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入を促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）【拡充】

- 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

2. 相談支援の実施

- 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

4. その他の相談支援等

- 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



令和5年度予算案 地域医療介護総合確保基金137億円の内数 ※令和4年度までは生活困窮者就労準備支援事業費等補助金で実施

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

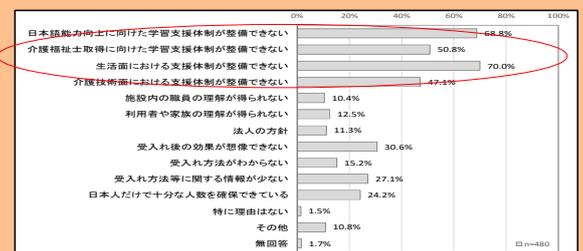
2 事業の概要・スキーム

○集合研修の実施等

- 都道府県が、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に集合研修を実施。
※なお、技能実習生や1号特定技能外国人の受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問等）の方法で研修を実施することも可能
⇒ 新型コロナウィルス感染症対策等として、「オンライン研修」の実施も可能。
- 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容とする。
例えば、「介護の基本」「コミュニケーション技術」「移動、食事、衣服の着脱、排泄及び入浴の介護」「文化の理解」「介護の日本語」「認知症の理解」などが考えられるが、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討できる。
なお、研修は座学のみならず演習を取り入れること。
- また、必要に応じて、技能実習生や1号特定技能外国人を対象に研修を行う研修講師の養成や、当該外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修を実施することができる。 など

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

➢ 外国人介護職員を受け入れない理由として受入れ側の支援体制が不十分である点が挙げられている



(出典)三愛LIFリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)(平成30年度厚生労働省老人保健課推進等事業)

1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業

【目的】

介護福祉士の資格取得を目指す外国人が、直接又は日本語学校を経由して介護福祉士養成施設に留学するケースが増加することが見込まれることから、当該留学生に対して、留学生の就労予定先の介護施設等が支援する奨学金に係る費用の一部を助成する。

【事業内容】

留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対して、当該支援に係る経費を助成。

留学生（日本語学校・養成施設）

奨学金の貸与・給付

受入介護施設等

<留学生の支援例>

- 1年目：日本語学校
学費：月5万円
居住費：月3万円
- 2年目・3年目：介護福祉士養成施設
学費：月5万円
入学準備金：20万円（初回に限る）
就職準備金：20万円（最終回に限る）
国家試験受験対策費用：4万円（年額）
居住費：月3万円

経費助成

補助率：1/3※
※受入介護施設等が留学生に給付する奨学金等の総額の1/3を補助

都道府県（委託可）

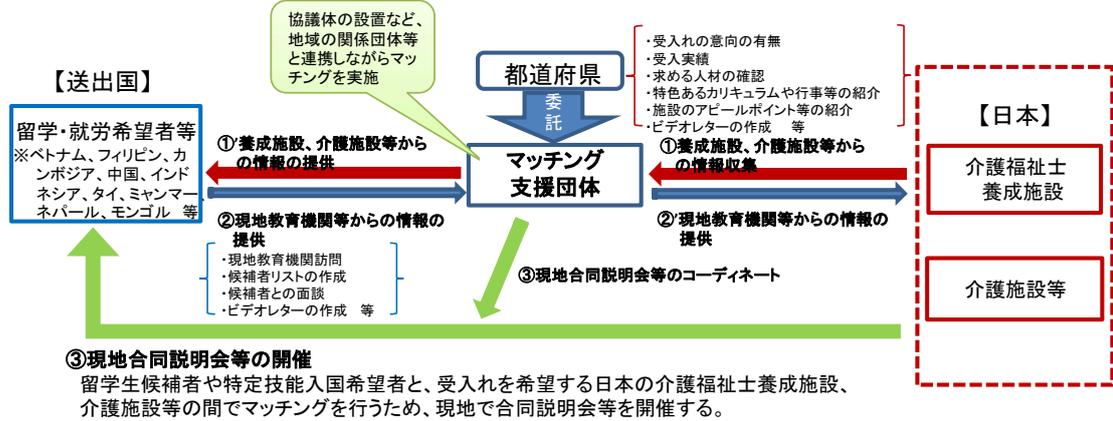
2. 外国人留学生及び特定技能1号外国人のマッチング支援事業

【目的】

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

【事業内容】

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など



外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入れを検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- > 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- > 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



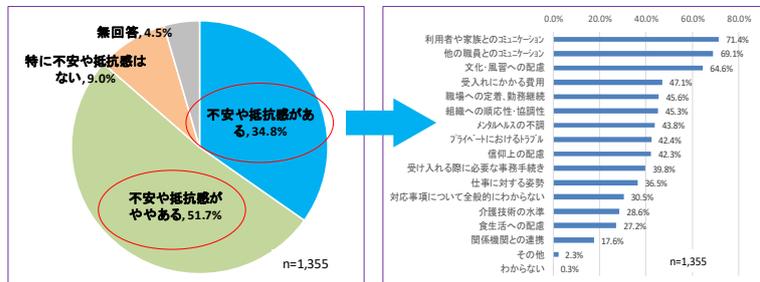
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- > 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- > 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

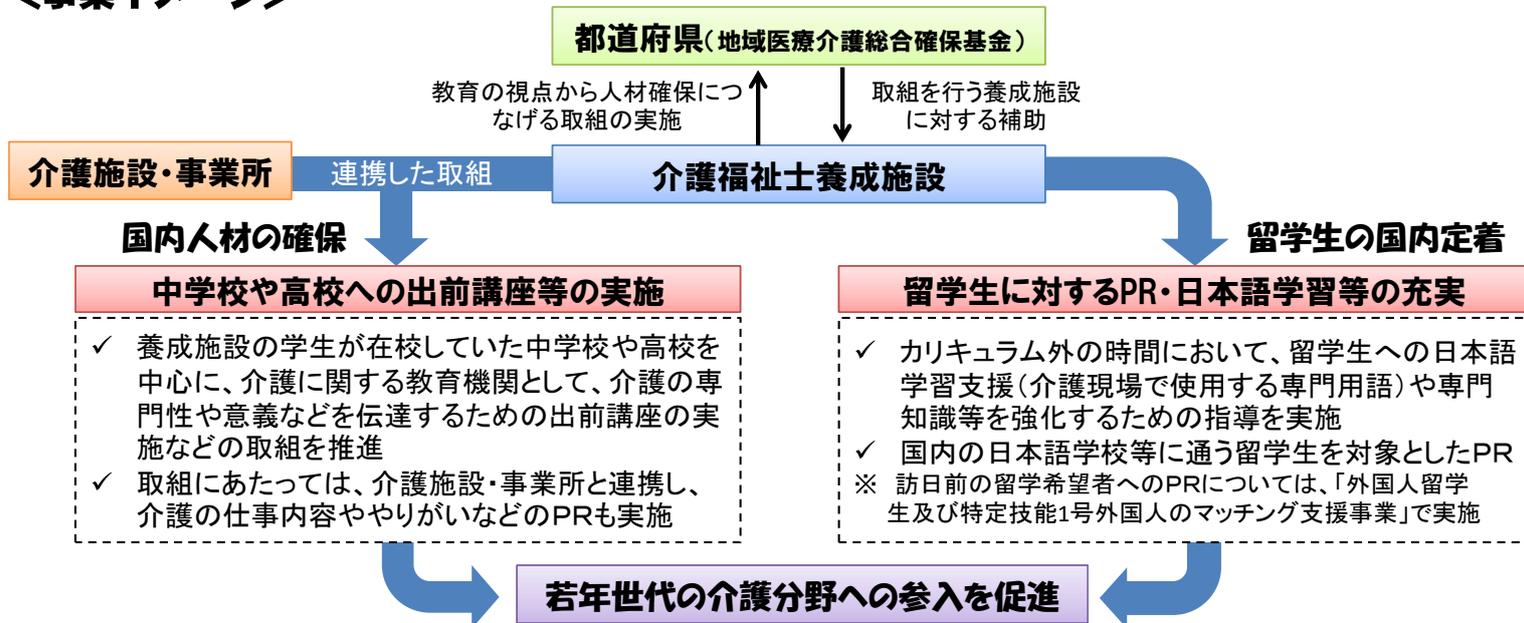
- > 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

- 介護福祉士養成施設では、入学者数が毎年減少してきており、平成28年の定員充足率は44.2%（入学者数：7,835人/定員：17,730人）となっている。
- 当該施設は、介護分野で働くことを希望する若者を介護分野で中核的な役割を担う介護福祉士として養成し、介護分野への参入を促す重要な役割を果たしている。
- こうしたことを踏まえ、介護に関する教育機関である介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う世代に対する介護の専門性や意義を伝達する取組や、今後増加することが予想される留学生への日本語学習支援等による質の高い人材の養成・確保に係る取組を推進する。

＜事業イメージ＞



令和4年度 地域医療介護総合確保基金 外国人介護人材関連事業の実施状況

【事業内容】

①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業

- ⇒ (1) 介護施設等が介護福祉士養成施設の留学生に対して給付等する奨学金等の一部を助成する。
- (2) 外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能就労希望者に関する情報収集等を行い、円滑な受入支援体制を構築する。

②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業

- ⇒ (1) 介護施設等において、外国人介護人材が円滑に就労・定着できるよう支援する。
- (2) 介護福祉士養成施設において、留学生に対する教育の質の向上に資する取組を行う。

③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業（うち留学生に対する課外授業部分）

- ⇒ 介護福祉士養成課程のカリキュラム外の取組として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

● 各自治体における実施状況（2022年度予算計上状況）※令和4年11月 福祉人材確保対策室調べ

自治体名	①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業		②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業					③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業	自治体名	①外国人留学生及び特定技能1号外国人の受入環境整備事業		②外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業					③将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業
	奨学金	マッチング	コミュニケーション促進	資格取得	生活支援	養成施設	留学生への課外授業	奨学金		マッチング	コミュニケーション促進	資格取得	生活支援	養成施設	留学生への課外授業		
北海道	○							滋賀県	○	○						○	
青森県	○							京都府									
岩手県	○							大阪府			○	○			○		
宮城県	○		○		○	○		兵庫県			○	○			○		
秋田県			○	○	○	○		奈良県	○	○	○	○	○			○	
山形県			○	○	○	○		和歌山県									
福島県	○		○	○	○	○		鳥取県	○	○	○	○	○	○			
茨城県		○					○	島根県		○	○	○	○				
栃木県								岡山県	○							○	
群馬県	○		○	○	○	○		広島県								○	
埼玉県	○		○				○	山口県	○								
千葉県	○	○						徳島県	○	○	○	○	○	○			
東京都	○		○					香川県	○								
神奈川県	○	○	○	○	○		○	愛媛県				○	○			○	
新潟県	○		○	○	○	○		高知県	○	○	○	○	○				
富山県		○	○					福岡県	○	○	○	○	○	○		○	
石川県	○							佐賀県								○	
福井県								長崎県	○								
山梨県								熊本県		○						○	
長野県	○						○	大分県	○	○	○					○	
岐阜県	○	○		○				宮崎県	○	○	○	○	○				
静岡県								鹿児島県	○	○	○	○	○			○	
愛知県	○		○	○	○		○	沖縄県	○								
三重県	○						○	計	33	18	22	19	15	9		18	

第9 社会福祉法人制度等について（福祉基盤課）

1 社会福祉連携推進法人制度について

（1）社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和4年4月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、同年12月8日時点で、7法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。

この連携推進法人は、2以上の法人が社員として参画し、以下の6つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている。こうした中で、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できることから、2月9日に開催予定の社会福祉連携推進協議会の傍聴等も通じ、本制度の趣旨等について十分ご理解

をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただきたい。

なお、連携推進法人の立ち上げに当たって、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要な経費にかかる補助として、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のメニューとして引き続き計上しているので、希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、積極的な活用をお願いしたい。

※ 連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて、随時公表しているため、適宜ご参照いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

(2) 社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなるので、円滑に管内関係者からの設立相談や申請を受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、令和5年度から順次実施することとなることから、対応に遺漏ないようお願いしたい。

2 令和5年度予算案について

(1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和5年度予算案：354,097千円)について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

令和5年度予算案においては、取組をさらに効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行うネットワークに対する加算を新設したところ。令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

なお、令和5年度執行方針（補助年数等の明確化等）については追ってお示しする予定であるので、ご了解いただきたい。

3 社会福祉法人制度の運営について

(1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

昨年まで、新型コロナウイルス感染症のまん延状況を踏まえ、理事会・評議員会の開催時期等について、柔軟に取り扱うようお願いしてきたところ。

令和5年度においては、原則として通常の運営を行うことを基本とするが、引き続き新型コロナウイルス感染症の動向を注視し、その取扱いを改めてお示しする場合がありますのでご承知おきいただきたい。

(2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利

法人であるため、平成 28 年 3 月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号。以下「平成 28 年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

法人が、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応し、地域福祉の中心的な担い手としての役割を果たせるよう、引き続き、各法人、所轄庁において必要な取組を進めていただきたい。

（3）「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

「地域における公益的な取組」については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」といった責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付け社援基発 0123 第 1 号、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示しをしているので、各所轄庁におかれては、本通知の趣旨も踏まえ、地域協議会等の開催などを通じ、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供をお願いしたい。

また、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」の積極実施等については、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和 4 年 1 月 5 日社援発 0105 第 1 号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）及び「社会福祉法人の生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集について（周知）」（令和 4 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）においてお示ししているので、こうした好事例を周知することなどを通じて、法人の地域における取組を促す環境整備をお願いしたい。

(4) 社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、法第 55 条の 2 の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度 6 月 30 日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉充実計画の承認等に関する事務処理基準」（平成 29 年 1 月 24 日付け雇児発 0124 第 1 号、社援発 0124 第 1 号、老発 0124 第 1 号、厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。

各所轄庁におかれては、これらの社会福祉充実残額が、各地域の中で有効に活用されるよう、社会福祉充実計画の実施状況の把握に努めるとともに、法人に対する必要な助言をお願いしたい。併せて、積極実施通知において、社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたいとしていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手續及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理をお願いする。

(5) 法人に対する指導監査の適正な実施について

法人の指導監査については、平成 29 年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成 29 年 4 月 27 日付け雇児発 0427 第 7 号、社援発 0427 第 1 号、老発 0427 第 1 号関係局長連名通知。以下「監査実施要綱通知」という。）により実施していただいているが、今後とも、平成 28 年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自律性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったという趣旨を踏まえ、適切に法人の指導監査を実施していただきたい。

(6)「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下「電子開示システム」という。）は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成 28 年改正法に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において電子開示システムの運用を行っているところである。

令和 4 年 11 月 11 日現在で、20,988 法人が電子開示システムによる現況報告書等の届出を行ったところであり、昨年度よりも本システムの活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

なお、来年度の電子開示システムにかかるスケジュールについては、福祉医療機構より各法人に対して別途連絡することとしているが、現段階では、4 月 1 日から入力シートのダウンロード等の運用を開始する予定としているのでご承知おきいただきたい。

法人に関する情報に係るデータベースとして、国民に対するインターネット等を通じた迅速な情報提供に資する電子開示システムの趣旨を踏まえた対応に引き続きご協力いただくとともに、法第 59 条の 2 第 2 項において、都道府県は、管内の社会福祉法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされている。電子開示システムの分析機能については、令和 4 年度補正予算において拡充にかかる経費を計上しており、改修の詳細については令和 5 年度にお示しするが、社会福祉法人の適正な経営と一層のガバナンスの確保を図るため、今後も積極的な活用をお願いしたい。

第 10 矯正施設退所者等の地域生活定着支援について（総務課）

1 国庫補助の方式の変更と各都道府県における予算確保・執行について

本事業は、犯罪をした方等のうち、高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする方等について、各都道府県の設置する地域生活定着支援センター（以下「センター」という。）が、関係の福祉機関等と連携し、円滑に福祉サービスへつなげることで、その方がその地域の中で、地域住民として安定した生活を送れるように、地域社会への定着を支援する事業となっている。

本事業は、「地域共生社会」の実現を図るための事業であり、住民福祉の向上に対する地方公共団体の責務や効果等を踏まえ、他の福祉に関わる相談支援事業と同様に、国と地方公共団体が協働して行うことが必要な事業である。また、本事業は、事業開始後既に10年以上経過するなど、全ての都道府県において標準的に行われている事務として定着している。

これらを踏まえ、令和5年度から国庫補助の方式を3/4相当の定額補助から、国3/4、都道府県1/4の定率補助へ変更する。これに伴い発生する都道府県負担分については、地方財政措置が講じられる予定である。

については、本事業の意義等を十分に御理解いただき、各都道府県におかれては、引き続き、必要な事業費及び都道府県負担に係る予算の確保・執行をお願いする。

2 支援の質の向上、センターの効率・効果的かつ持続的な運営の確保等への新たな対応について

令和4年度第二次補正予算において、新たな支援ニーズへの対応及び支援の質の向上、センターの効率かつ持続的な運営の確保に資するよう、タブレット端末等のICT機器等の導入支援や業務効率化に向けたコンサルティングの実施を支援する「地域生活定着支援センターICT化支援事業」を実施しており、積極的な活用をお願いする。

また、精神医療等との連携など専門的な対応のニーズが高まっていることへの対応や、高い専門性や経験を有する者がセンターに定着することの促進をすることで支援の質の向上に資するよう、令和5年度の国庫補助において、高い専門性や経験を有し、他の

機関と協働した包括的な支援や人材の育成等ができる高度な人材を配置するセンターへの加算を創設する。

3 関係機関等との連携や地域の社会資源を生かした事業実施について

本事業において、高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な犯罪をした方の地域生活への定着支援については、市町村や関係機関等と連携し、「重層的支援体制整備事業」、「地域生活定着支援センターとの連携強化事業（地域生活支援事業）」等、既存の福祉的支援等との一体的実施や他に利用可能な事業の活用等、引き続き、地域の社会資源を生かした事業実施をお願いします。

4 被疑者等支援業務の実施について

令和3年度から、被疑者・被告人等への福祉的支援（いわゆる「入口支援」（被疑者等支援業務））を開始している。また、令和4年度からは、同業務における弁護士との連携強化を促進している。

については、被疑者等支援業務においては、関係機関と協議を積み重ねるなどの連携構築を更に図った上で事業実施をお願いします。また、弁護士との連携を含めた支援を円滑かつ着実に、そして効果的に実施できるよう併せてお願いします。

5 その他

- (1) 委託先の選定に当たっては、価格のみの評価ではなく事業の内容を中心とした総合的な評価を行うなど、事業の質の確保等の観点についても考慮いただきたい。
- (2) 複雑で困難な課題を有する高齢又は障害のある矯正施設退所者等への支援が適切に行えるよう十分な専門性を有する人材を計画的に育成し、全国的に支援の質を更に向上・均一化することを目的とするため、令和5年度予算案においても、国による「地域生活定着支援人材養成研修事業」を実施するための経費を計上しており、引き続き、積極的な参加をお願いします。

第 11 社会福祉施設等の防災・減災対策等について（福祉基盤課）

1 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

（1）災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所等で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和4年12月現在、46都道府県においてネットワークの構築、41道府県において災害派遣福祉チームが設置されており、構築・設置に向けた取組は進んできているものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和3年の7月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）が、約2か月にわたり県内の避難所3か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える上での福祉ニーズへの的確な対応が行われた。

厚生労働省では、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」

(平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業)を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っている。令和5年度も引き続き本事業を実施する予定であるが、補助単価については現在検討中であり追ってお示しする。さらに、令和4年度から、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めており、令和5年度も引き続き実施する予定である(本事業は民間団体へ委託して実施)。

災害福祉支援ネットワークが未構築である都道府県においても、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。

なお、ガイドラインについては、一部改正に向けた検討を進めているところであり、改正次第追って通知する。

(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業（案）

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
 - 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
 - 補助率：定額補助
 - 事業内容：
 - (1) 基本事業
 - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
 - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
 - ③ ネットワークの普及・啓発
 - ④ 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等
 - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
 - (2) 連携体制充実事業
 - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
 - ② 受援体制の検討・構築
 - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
 - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
 - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
 - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
 - (3) 災害対応力向上事業
 - 災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施
 - <平時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施 等
 - <災害時の取組>
 - ・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携 等
- ※事業メニュー毎の補助単価については、追ってお示しする。

(2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を昨年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、今年度に引き続き来年度においても、各自治体や社会福祉施設等を対象に、災害時情報共有システムの操作に習熟し

てもらうための訓練を実施していくが、中長期的な視点に立ち、より多くの自治体等が訓練に参加できるよう計画的に進めていく予定であるのでご協力をお願いしたい。各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

(3) 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶などのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和4年度第二次補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考2)

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）
 令和4年度第二次補正予算 201億円
 社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

(参考3) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率（据置期間中無利子）

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

(4) 新型コロナウイルス感染症などの感染症対策について

ア 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知願いたい。

(参考4)

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・社会福祉・雇用・労働に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html
- ・介護事業所等向けの情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html
- ・障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

イ 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種

については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知願いたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、接種順位の考え方として、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることが示されているのでご承知おき願いたい

(新型コロナウイルス感染症対策分科会 (第 24 回) 資料 2 - 1 参照)。

(参考 5)

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ (総合ページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuleenza/index.html

- ・令和 3 年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和 3 年度インフルエンザ Q & A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について
https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf

< 国立感染症研究所ホームページ >

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

ウ ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考6)

< 参照通知等 >

- ・ 「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・ 「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html
- ・ 「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・ 「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」

(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

- ・ 「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・ 「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・ C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・ B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・ 肝炎の予防に関する情報
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・ 日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・ 保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・ 高齢者施設における肝炎対策のガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・ 「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

2 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援している。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

(1) 福祉貸付事業について

① 令和5年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

令和5年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要に対応しうる事業規模としたところである。

※貸付規模 資金交付額 3,175 億円（うち福祉貸付分 1,734 億円）

また、政策融資の果たすべき役割を踏まえ、優遇融資等を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい。

※貸付条件の見直し

<新規事項>

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置
- * 償還期間：30 年以内
- * 貸付限度額：対象建築物等に係る担保評価額のうち、新規の施設整備に

かかる設置・整備資金及びコロナ融資残高（新たに整備する施設の財務・収支状況や将来収支計画等をもとにまとめて融資する金額を設定）の合計額

- ・ 労働者協同組合法施行に伴う貸付けの相手方の拡充
 - ＊ 貸付けの相手方に労働者協同組合を追加
 - ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置
 - ＊ 融資率：95%（※） ＊貸付利率：全期間無利子（※）
- ※国庫補助等の対象事業に限る

<継続事項>

以下の事項について、現行の優遇措置を継続する

- ・ 物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇措置
- ・ デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置

なお、令和5年度における福祉貸付事業の具体的な取扱方針、貸付事務手続等については、福祉医療機構のホームページ等を通じて説明資料を公開する予定なので、確認をお願いしたい。（福祉医療機構主催で例年3月に開催している「福祉貸付事業行政担当者説明会」は、現在開催方法等を検討中であり、別途福祉医療機構から通知予定）

② 協調融資制度

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達を円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資制度を通じて民間金融機関の参入を促し、借り手側にとっても福祉医療機構の融資では対応できない資金ニーズにも対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、福祉施設の設置に関する公募を行う際、資金の借入先に必ずしも福祉医療機構の融資が必要となるものではないのでご留意願いたい。

(2) 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療経営指導事業については、民間の社会福祉施設等の経営者及び行政等に対し、公的な立場から経営に関わる情報や有益な知見の提供をしている。また、経営状況の診断を行い、福祉医療サービスを安定的かつ効率的に提供できる経営基盤の強化を支援するための事業である。

社会福祉法人等の経営課題については、当該事業を活用し早期に改善を図ることも可能であるので、当該事業の周知をお願いしたい。

なお、社会福祉法人等の経営状況の分析や人材確保に関するアンケート調査の実施結果に関するレポート等を次のサイトにおいて無料で公開しており、あわせて活用願いたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ
<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>
- ・ WAM NET
<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託も実施しているのでご留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない）
https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/

(3) 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について

- | | |
|------------|--------------|
| ① 令和5年度予算案 | 274億円（国庫補助額） |
| ・ 給付予定人員 | 84,314人 |
| ・ 給付総額 | 1,295億円 |

② 都道府県補助金等について

社会福祉施設職員等退職手当共済（以下「退職手当共済」という。）事業は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1／3ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済に一時的であっても支給財源の不足が生じ、支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和4年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、退職金の支給は年度当初に需要が発生することから、補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、退職手当共済制度の円滑な運営においては、社会福祉施設等の身近な存在として、福祉医療機構から退職手当金の支給に係る業務を委託している都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等の協力が不可欠であり、引き続き連携を図りながらの対応をお願いしたい。

③ 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが管内及び今後、設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

④ 新退職手当共済システムについて

退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる新たな退職手当共済システムの整備を進めているところである。

新システムの稼働開始は令和7年頃を予定しているが、新システムへの移行に伴う各種手続き等の変更点や具体的なスケジュールについては、決まり次第、福祉医療機構から共済契約者や関係機関等に対して周知するのでご留意願いたい。

(4) 福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業) について

当該事業は、国の施策に基づく各種情報システムの整備及び管理を行うほか、福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供しているサイトである。

(<https://www.wam.go.jp/>)

(参考)

WAM NETで運用中の情報システム

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム
- ・災害時情報共有システム（児童・障害）

WAM NETの主な掲載情報

- ・子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル
☞子育て支援（ここ de サーチ等）、障害児支援（障害福祉サービス等情報検索、しょうがい共済等）、介護離職防止に関する情報を集約したコンテンツ
- ・介護保険最新情報
- ・イベント・セミナー情報
- ・福祉サービス評価情報

各都道府県におかれては、全国の保育施設が検索できる「ここ de サーチ」や、地域の障害福祉サービス事業所を検索できる「障害福祉サービス等情報検索」のほか、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」について、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるよう、各都道府県等ホームページへのリンク掲載などの周知をお願いしたい。

ここ de サーチ



[\(https://www.wam.go.jp/kokodesearch/\)](https://www.wam.go.jp/kokodesearch/)

障害福祉サービス等情報検索



[\(https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/\)](https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/)

子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル



[/top/bowac/](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub)

[/top/bowac/](https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub)

第 12 地域福祉の推進等について（地域福祉課）

1 地域福祉（支援）計画について

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものである。

また、都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉（支援）計画」という。）は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体としての観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とするものである。

これら市町村地域福祉計画及び地域福祉（支援）計画は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画となっている。令和 3 年 4 月 1 日現在において、市町村地域福祉計画の策定率は 82.9% である。市区部、町村部別にみると、市区は 94.5% であるのに対し、町村部では 72.8% になっている。地域福祉（支援）計画は、全都道府県において策定を終えている（策定率 100%）。

また、「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成 29 年 12 月 12 日付け子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の「第 3 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、計画に盛り込むべき事項として、「包括的な支援体制の整備（への支援）」をお示ししているが、社会福祉法（以下「法」という。）第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事業（包括的な支援体制の整備）を「実施している」又は「実施予定」の市町村は 1,052 市町村であり、このうち当該事項を地域福祉（支援）計画に盛り込んでいるのは、市町村では 64.5% にあたる 679 市町村、都道府県では 97.9% にあたる 46 都道府県である。

さらに、平成 26 年 3 月には、生活困窮者自立支援制度の施行に先立ち、地域福祉計画等に盛り込むべき事項として、生活困窮者の実態把握、他の地域福祉施策との連携、既存の社会資源の活用などの「生活困窮者自立支援方策」をお示ししているところであり、都道府県では 95.7%、市町村では 80.4% の自治体で当該方策を盛り込んでいる。

平成 29 年に改正され、平成 30 年 4 月から施行されている社会福祉法においては、地域福祉（支援）計画の策定を努力義務化しており、未策定の自治体においては、地域福祉（支援）計画の策定に努めていただきたい。

また、令和 2 年 6 月に改正され、令和 3 年 4 月から施行されている社会福祉法第 107 条第 1 項及び第 108 条第 1 項においては、地域福祉（支援）計画に盛り込むべき事項として 5 項目（①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの

適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項)を掲げており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉(支援)計画としては認められないものであることから、これらの5項目の全てを定めていない自治体においては、記載内容の追加をお願いしたい。

都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、計画が未策定の市町村に対し、早急に策定が行われるよう支援をお願いしたい。

また、ガイドラインでは、地域福祉(支援)計画に盛り込むべき事項としてそれぞれの事項ごとに取り組むべき事項を例示しているが、地域の実情に応じて、追加等を行うことが可能である。このような地域の実情に応じた取組として、例えば、消費者安全法(平成21年法律第50号)に基づく、「消費者見守りネットワーク」(消費者安全確保地域協議会)による取組は、高齢者の権利擁護に資するものと考えられるため、このような取組についても、地域福祉(支援)計画に盛り込んでいただきたい。

(参考) 地域福祉(支援)計画策定状況等調査結果

※令和2年度調査(令和3年4月1日現在の状況)分まで掲載

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/c-fukushi/index.html

2 民生委員・児童委員について

(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策下における民生委員・児童委員活動について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止策が講じられている中、民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)は、地域住民とのつながりを維持するために、日々、様々な工夫を凝らしながら、地域の実情に応じた活動を行っている。

都道府県及び市区町村においては、引き続き、感染予防・拡大防止を優先し、個々の民生委員の健康状態等に応じて柔軟な活動ができるよう、管内の民生委員の地域の実情に応じた活動内容・方法等について十分配慮いただくようお願いする。

(2) 令和4年度における一斉改選について

民生委員については、令和4年12月1日に3年に1度の一斉改選が行われたが、改選結果は次のとおりとなっている。改選に当たっては、各都道府県及び市区町村には多大なご協力を賜り感謝申し上げます。

【改選結果】

	令和4年度	前回（令和元年度）
定数	240,547人	239,682人
委嘱数	225,356人	228,206人

※ 委嘱数のうち新任委員 72,070人、再任委員 153,286人

※ 定数に対する委嘱数の割合（充足率）は 93.7%

改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分ではない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

（3）民生委員に期待される役割について

「第5 地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」にもあるとおり、現在、厚生労働省においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取組を進めている。

令和2年6月には、社会福祉法の改正案が成立し、市町村において、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が新たに創設され、令和3年4月より施行している。

このような地域の取組を推進していく上で、地域づくりの役割を担う民生委員に寄せられる期待は大きくなっている。一方で、地域の重層的な支援体制の構築により、民生委員の活動がより円滑に実施できる環境が整備されるものと考えられる。

このため、民生委員もこれらの施策に積極的に関わることが期待される所であり、各自治体においては、「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）等を踏まえ、民生委員に求められる役割などについて、民生委員の十分な理解を得られるよう研修カリキュラムの中に盛り込むことや、民生委員と関係機関との連携が一層推進されるよう調整を行うなど、引き続き支援をお願いしたい。

（4）民生委員の活動環境の整備等について

（ア）民生委員活動に係る経費

民生委員活動に係る経費については、地方交付税措置を講じているが、昨今の民生委員活動の負担が増加する中で、民生委員活動の一層の活性化及びその役割や活動内容の周知の必要性等を考慮し、令和2年度には、民生委員

の活動に対する地方交付税の算定基礎について、1人当たりの活動費及び協議会活動推進費の増額を行った。民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の増額措置に伴う引上げがなされていない自治体においては、これらの状況を踏まえた適切な財源確保に努められたい。

なお、令和5年度においても、各自治体における民生委員活動費及び地区民生委員協議会活動推進費の予算措置状況等を確認するための調査を予定しているので、引き続き、ご協力をお願いしたい。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和2年度～
民生委員・児童委員活動費	1人当たり年額 60,200円
地区民生委員協議会活動推進費	1か所当たり年額 250,000円

また、民生委員活動に係る地方交付税措置は、民生委員活動に係る実費弁償費として講じているものである。公費を財源とする活動費の取扱いに当たっては、社会通念に鑑み、国民の誤解や疑念が生じないよう御留意いただきたい。

なお、実費弁償費に係る所得税の取扱いについては、国税庁がホームページにおいて公表している所得税基本通達28-8に「地方自治法第203条の2第3項（報酬及び費用弁償費）の規定により受ける費用の弁償は、所得税法第9条第1項第4号に掲げる金品に該当するものその他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものを除き、給与等とする。」とあるように、費用の弁償として受けるもののうち、旅費その他その職務を行うために要した費用の弁償であることが明らかなものは課税の対象とならない取扱いが示されているので御留意いただきたい。

(イ) 民生委員制度の普及啓発の強化

令和4年3月に全国民生委員児童委員連合会が、全国の10～70代の男女1万人を対象にインターネットを通じて行った調査によると、「民生委員・児童委員」を知っている割合は64.0%となっており、民生委員の存在は広く認知されている一方で、「役割や活動内容まで知っている」のは5.4%に留まっている。

民生委員の存在はもとより、その役割や活動内容について広く国民に理解していただくことは、民生委員活動を推進していく上で重要であり、かつ、将来のなり手確保にも資するものと考えられる。このため、民生委員制度の一層の普及啓発に特段のご配慮をお願いする。特に、令和4年12月に行われた一斉改選時において、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、引き続き、必要な民生委員の配置がなされるよう、地域の関係機関とも連携を図りながら、民生委員の役割・活動内容について住民に周知・

理解を促すなどの取組を行っていただくようお願いする。

また、一部の自治体においては、広く住民に民生委員活動を理解していただくことや民生委員の負担軽減、将来のなり手を確保することなどに資する取組として、独自に民生委員協力員の設置や子ども民生委員の委嘱、行政のサポート体制を強化するといった取組がなされている。今後とも民生委員活動の一層の充実及び民生委員制度の普及啓発の強化のために、地域の実情に応じた自治体の創意工夫のある取組についても実施、検討をいただきたい。

(ウ) 民生委員への研修の充実

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行っている環境下において、研修会や講習会を十分に実施することは難しい状況にあるが、民生委員に対する研修経費については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（民生委員・児童委員研修事業）により補助を行っている。本事業の実施主体は都道府県、指定都市及び中核市であるが、実施自治体は着実に増えており、令和4年度は97自治体の実施している。各自治体におかれては、当該補助金の活用等により、民生委員が相談援助活動等を行う上で必要不可欠な知識及び技術を習得できるよう、実施方法を工夫するなど地域の実情に応じた研修の企画、実施をお願いする。

また、研修の企画、実施にあたっては、従前の研修課題に加え、新たな施策や社会的課題等を踏まえた研修内容の充実を図るようお願いする。

<新たな施策や社会的課題等の例>

- ・「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和4年12月20日社会保障審議会（生活困窮者自立支援及び生活保護部会））
- ・「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和4年度改訂）」（令和4年6月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）
- ・「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（自治体等の取組事例の周知）」（令和3年2月1日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・共同の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）最終取りまとめ」（令和元年12月26日）
- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第52号）
- ・「重層的支援体制整備事業と民生委員・児童委員等との連携について」（令和3年3月31日社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・「就職氷河期世代支援に関する新行動計画2023」（令和4年12月27日関係府省会議決定）
- ・「孤独・孤立対策の重点計画」（令和4年12月26日孤独・孤立対策推進会議決定）

- ・「第4次犯罪被害者等基本計画」（令和3年3月30日閣議決定）
- ・「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議）
- ・「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）
- ・「消費者安全確保地域協議会設置の手引き」（平成31年4月消費者庁）
- ・「自殺対策白書」（令和4年10月14日閣議決定）
- ・「性的指向及び性自認」を理由とする困難を抱える者への対応（法務省）
- ・「年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）」
- ・「アイヌ政策推進会議作業部会報告書」（平成24年6月1日）
- ・民生委員への個人情報の提供
 - 「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成24年7月17日社会・援護局地域福祉課事務連絡）
 - 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A（個人情報保護委員会）

（エ）災害時における民生委員の取組について

昨今、自然災害が多発しており、被災者への見守りや相談支援など、災害時においても、民生委員の役割は重要なものとなっているが、民生委員が災害時に活動する場合には、民生委員の安全の確保を第一に、過度の負担がかかることなく実施される体制となるよう、各自治体においては、平時より、防災担当部局との連携を密にするようお願いする。

<参考>

- ・「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に関する取組の実施について」（令和2年5月28日府政防第1221号・消防災98号）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ）
- ・「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」（令和2年12月24日令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ）
- ・個別避難計画作成等への支援策等について（令和3年6月22日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）、厚生労働省社会・援護局地域福祉課等連名事務連絡）
- ・令和3年8月の大雨による災害に対する民生委員活動について（令和3年8月16日厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡）
- ・「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（平成28年4月内閣府（防災担当））

（オ）その他

- こども家庭庁設置に係る民生委員・児童委員制度の運用について

令和5年4月1日に内閣府の外局としてこども家庭庁が設置されるが、民生委員・児童委員の関係については、民生委員法と児童福祉法を所管する役所が分かれることとなっても、民生委員・児童委員の一体的な運用を維持していくため、民生委員・児童委員の委嘱や主任児童委員の指名は引き続き厚生労働大臣が行うこととしている。また、民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、厚生労働省から地方厚生局を通じて各自治体に連絡・調整をしているが、こども家庭庁設置後もこれらの事務の流れを変更する予定はない。

各自治体におかれては、こども家庭庁設置後においても、民生委員・児童委員の一体的な運用にあたり、引き続きご協力をお願いしたい。

○ 民生委員の年齢要件

民生委員の年齢要件については、通知「民生委員・児童委員の選任について」（平成22年2月23日付雇児発0223第1号・社援発0223第2号）において、「75歳未満の者を選任するよう努めること。（中略）なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力な運用が可能であるので留意すること。」とされているので、特に、民生委員の委嘱数（充足率）が十分でない自治体においては、地域の実情に応じた適切かつ弾力的な運用が図られるようお願いする。

○ 不動産登記法第70条第3項の運用における民生委員・児童委員の不在証明
いわゆる休眠担保権に関する登記の抹消に係る手続に関しては、法務省の通達等においてその取扱いが示されている。

この通達等では、休眠担保権に関する登記の抹消にかかる申請に当たっては、登記義務者の所在の知れないことを証する情報として、①登記義務者が登記記録上の住所に居住していないことを市町村長が証明した情報等又は②同様の内容を民生委員が証明した情報が提出された場合には、当該登記申請を受理して差し支えないこととされている。

しかしながら、民生委員において、登記義務者がその登記記録上の住所に居住していないことを確認することが困難な場合も想定されるところ、このような場合にまで、民生委員が②の情報を作成する必要はない。

平成29年10月20日に、不動産登記制度を所管する法務省民事局民事第二課から各法務局・地方法務局の不動産登記担当部署に対し、上記通達の趣旨は、②の情報が提供されなければ当該登記申請を受理してはならないことを示したものではないということが改めて周知されているので、御承知置きいただきたい。

3 社会福祉協議会について

(ア) 社会福祉協議会との連携について

社会福祉協議会については、いわゆるダブルケアや 8050 世帯など、一つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮される方等への支援といった大きな課題に対応するため、公益性の高い組織として、地域ニーズを的確に把握し、これらのニーズに対応した多様な取組の実施が求められている。

各自治体においては、住民が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、今後とも社会福祉協議会と連携し、地域づくりに資する積極的な取組をお願いしたい。

(イ) 福祉活動指導員及び福祉活動専門員の配置に係る経費

福祉活動指導員及び福祉活動専門員（以下「福祉活動専門員等」という。）の配置に係る経費については、都道府県・指定都市及び市区町村の社会福祉協議会の活動の推進指導體制を整備強化することにより、民間社会福祉活動の充実と発展を図ることを目的に、従前より国庫補助において推進してきたが、その後、全国への配置が進み定着化したことから一般財源化され、現在は、地方交付税措置を講じているところ。

【地方交付税算定基礎単価】

	令和 4 年度
福祉活動指導員設置事業	21,400 千円
福祉活動専門員設置事業費	6,892 千円

※ 福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する者として、昭和 38 年から平成 5 年まで国庫補助してきたが、平成 6 年度に一般財源化。

※ 福祉活動専門員は、市区町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画及び連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事する者として、昭和 41 年から平成 10 年まで国庫補助してきたが、平成 11 年度に一般財源化。

こうした一般財源化の経緯や全国の社会福祉協議会活動の状況等を踏まえると、多くの社会福祉協議会には、福祉活動専門員等が配置され、地域福祉推進の活動に取り組んできているが、一方で、総務省において実施している調査である「地方単独事業（ソフト）の決算額の状況」（※）からは、地方交付税措置額と実際の自治体の決算額に乖離があることが確認されている。

近年の地域生活課題の多様化・複雑化、地域の支え合いの必要性の高まりを背景に、地域における社会資源等の調整役である福祉活動専門員等の活動は益々重要であり、各自治体におかれては、改めて、その活動状況について管内社会福祉協議会にも確認していただきながら、福祉活動専門員等の配置状況を踏まえた、適切な財源確保に努められたい。

※（参考）総務省：地方単独事業（ソフト）の決算額の状況
https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei07_04000111.html

4 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る平時からの取組について

近年、相次いで自然災害が発生し、多くの方々が災害ボランティアとして被災地に駆けつけ、被災された方々の生活再建に向けた様々な支援活動をしていただいている。社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの設置・運営に携わることが多いことや、一部自治体においては、自治体と社会福祉協議会等の間で災害ボランティアセンターに関する協定を締結しているところもあることから、各自治体におかれては、災害発生後、速やかに災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営できるよう、平時から防災担当部署や社会福祉協議会と十分連携し、災害ボランティアセンターの運営体制や関係機関との役割分担について取り決めておくなど環境整備に努められたい。

なお、平時からの準備として、これまで、市町村災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる支援を中心に実施してきた「災害ボランティアセンターの設置運営研修等支援事業」については、都道府県（都道府県社会福祉協議会）の調整機能を強化するため、令和5年度予算案において、下記のとおり「災害ボランティアセンター等機能強化事業（仮称）」として拡充していることから、各自治体及び社会福祉協議会においては、積極的な取組をお願いしたい。

「災害ボランティアセンター等機能強化事業（仮称）」

- ① 全国社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターの具体的な設置方法やボランティアの受入方法等、より実践的・実務的な研修を行うとともに、各都道府県における災害ボランティアセンターに関するノウハウの標準化を図る。
- ② 都道府県（都道府県社会福祉協議会）に市町村指導員を配置する等により、平時から市町村（市町村社会福祉協議会）への研修等を行う。
加えて、県内の自治体、社福法人やNPO法人をはじめとした多様な関係機関・企業等との関係づくり、市町村域の災害時ケアプラン策定支援等の取組により、災害時における都道府県（都道府県社会福祉協議会）の機能強化を図る。（補助率 1/2）
- ③ 市町村（市町村社会福祉協議会）においては、都道府県（都道府県社会福

社協議会)に配置する市町村指導員の指導・協力の下で、平時から災害ボランティアセンターの設置・運営の実地訓練等を行う。(補助率 1/2)

本事業は、上記のように3段階から成る研修等の体制を構築し、それぞれの段階において事業を実施することで、より効果的な取組になると考えている。特に大規模災害時、広域をカバーする都道府県(都道府県社会福祉協議会)の役割は重要であることから、都道府県においては、本事業を活用し、平時からの関係作りや、管内市町村の環境整備に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、災害ボランティアセンターがボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整を実施する場合の経費については、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」(令和2年8月28日付け内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(普及啓発・連携担当)、同(被災者生活再建担当)事務連絡)が発出されているので、ご了解願いたい。

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策について、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために令和5年度予算案においても、引き続き、必要な予算を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努めていただきたい。

被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」(令和2年12月7日付け当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名通知)を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。なお、被災により新たに本事業の実施について検討する場合には、速やかに当局地域福祉課に連絡していただきたい。

また、東日本大震災の被災地については、「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和3年3月9日閣議決定)に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

6 寄り添い型相談支援事業について

本事業は、生活上の悩みや自殺念慮、DV被害など、様々な困難に直面する方を対象に、24時間365日、無料で電話相談に応じるとともに、必要に応じて、面接相談や同行支援などを行い、具体的な問題解決につなげることを目的としている。

令和4年度においては、事業実施者として一般社団法人社会的包摂サポートセンターを選定し、「よりそいホットライン」として事業を実施している。令和5年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を引き続き計上しているが、事業実施者については、改めて選定する予定であるので、ご承知置きいただきたい。

本事業の相談者の状況をみると、職を有していない者等、生活困窮者自立支援制度の対象者とも重複する部分があることから、各自治体においては、本事業と生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

- ※ 平成27年3月27日付け社援地発0327第14号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」
平成27年6月3日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡「生活困窮者自立支援制度と寄り添い型相談支援事業との連携の推進について」

また、同様に、本事業と重層的支援体制整備事業の連携を十分に図っていくことが重要であることから、重層的支援体制整備事業を実施する自治体においては、本事業の事業者から課題の解きほぐし等が必要と考えられる者について対応の依頼があった場合には、関係者間で適切に情報共有し、支援していただきたい。

- ※ 令和3年3月31日付け社援地発0331第9号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知「重層的支援体制整備事業と社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等との連携について」

7 地域づくりの推進について

人口減少に伴う地域社会の担い手不足の加速化や、新型コロナウイルス感染症の影響下において孤独・孤立問題がより深刻化・顕在化している中、地域における「絆」や支え合いの重要性が再認識されている。

このような現状を踏まえ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業では、課題を抱える者の早期発見、気軽に安心して通える居場所の確保、課題を複合化・複雑化させないための予防的対応、地域資源を最大限活用した連携の仕組みづくり等に資する市町村等の取組を推進することとしているので、積極的な活用をお願いする。

また、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）の生活困窮分野における地域づくり事業として、本事業を位置付けているところでもあり、活用をお願いする。（重層事業の詳細については、第4「地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進について」を参照すること）

第 13 地方改善事業等について（地域福祉課）

1 地方改善事業の実施について

(1) 地方改善事業の実施について

ア 隣保館の運営について

隣保館は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働省事務次官通知）に基づき、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を行っている。

隣保館の運営に当たっては、多様化する住民ニーズに的確に対応することができるよう、各自治体においては、引き続き本事業への積極的な取組について御留意願いたい。また、他施設との統合・運営体制等の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が損なわれるなどの支障が生ずることがないように御配慮願いたい。

なお、隣保館を所管する部局が福祉部局以外である自治体においては、隣保館に関する情報が関係部局間で確実に共有されるよう御配慮願いたい。

(ア) 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、各自治体においては、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き御留意願いたい。なお、管内の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

(イ) 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、福祉関連諸制度、介護保険制度、年金制度などの社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行うなど、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担い、地域住民の様々な福祉課題に対応しうる隣保館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

イ 隣保館の耐震化対策等の促進について

隣保館の多くは、昭和 30 年から 50 年代に建設されているため、現行の耐震基準に適合していないなど、耐震化に課題を抱えている館が多い。このため、近年の自然災害の頻発化等を踏まえ、平成 30 年度より「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」（平成 30 年 12 月 14 日閣議決定）に基づき、特に緊急に実施すべき耐震化整備等を集中的に実施しているところであるが、上記の課題についての備えは未だ十分ではない。

このため、令和 2 年 12 月 11 日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化

のための5か年加速化対策」中の重点的に取り組むべき対策「社会福祉施設等の耐災害性強化対策」に隣保館の耐震化整備等も盛り込み、隣保館の耐震等の取組の更なる加速化・深化を図ることとしているので、御了知いただきたい。

令和5年度の地方改善施設整備費補助金の執行に当たっては、令和5年度当初に、できるだけ速やかに内示を行う予定にしているため、各自治体においては、当補助金の活用等による隣保館の耐震化等の整備について積極的な活用及び隣保館を所管する部局との確実な情報共有がなされるようお願いする。

【参考】

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）（抄）
第2章 重点的に取り組むべき対策

1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

（1）人命・財産の被害を防止・最小化するための対策

- ・ 医療施設の耐災害性強化対策（給水設備整備対策、非常用自家発電設備整備対策、ブロック塀整備改修対策、非常用通信設備整備対策）（厚生労働省）
- ・ 社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策、非常用自家発電設備対策）（厚生労働省）

（2）アイヌ施策の推進について

平成31年4月26日に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）が公布され、令和元年5月24日に施行された。同法は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指すことを目的としている。

こうした中、生活館は、アイヌ集落住民及びその周辺地域の住民に対して、生活上の各種相談事業等を実施することにより、地域住民の生活環境の改善を図るとともに、周辺地域住民の交流の場として、引き続きその重要な役割を担っていく必要がある。生活館の整備費については、令和元年度より、「地方改善施設整備費補助金」（厚生労働省所管）から、「アイヌ政策推進交付金」（内閣府所管）に移管されており、関係自治体におかれては、生活館の老朽化に伴う改修等の整備について、当交付金を積極的に活用いただきたい。

一方、生活館の運営費（地方改善事業費補助金）については、引き続き厚生労働省で所管しているため、これらの申請等に当たっては遺漏なきようお願いする。

また、国内に居住されているアイヌの人々からの生活相談に対応するため、平成28年度より、電話による相談を行う「生活相談充実事業」を実施しており、令和5年度予算案においても、当該事業を円滑に実施するための経費を計上している。各自治体におかれては、アイヌの人々からの相談について御理解の上、当事業に関する周知・広報について、特段の配慮をいただきたい。

(3) 関係部局・機関との連携方策について

ア 社会福祉法に基づく取組との連携

地域共生社会の実現に向け、平成30年4月に改正社会福祉法が施行され、令和2年6月5日には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立、令和3年4月1日より施行した。これにより、市町村において、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村全体として包括的な支援体制を構築する事業として重層的支援体制整備事業が実施されている（なお、本事業は市町村の任意事業であり、令和4年度は134自治体において実施）。

重層的支援体制整備事業の実施に際しては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての役割を果たしている隣保館や生活館との連携を十分に図っていただくことが重要であり、重層的支援体制整備事業実施計画のガイドラインにおける「地域の支援関係者等」に隣保館や生活館が含まれているところである。

具体的には、市町村において、隣保館や生活館が提供する福祉サービス等の利用が効果的であると判断される者への支援に関して重層的支援会議や支援会議を開催する場合には、必要に応じて隣保館や生活館に会議への参画を依頼することが望ましく、また、参加支援事業者が支援を実施する中で隣保館や生活館による支援を実施することが効果的であると判断した場合は、適切に連携して支援していただく等をお願いする。

また、社会福祉法では、地域福祉計画の策定に努めることとされているが、隣保館や生活館が取り組んでいる人権課題解決に向けた取組も地域生活課題の解決に向けた取組の一つとして考えられるため、計画策定に当たっては、こうした視点についても留意するよう、併せてご了知願いたい。

イ 生活困窮者自立支援法に基づく取組との連携

隣保館や生活館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係や人権関係等の関係部局、地域包括支援センターや社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携や、同法に基づく各種事業の実施に当たり、地域における多様な社会資源の一つとして隣保館や生活館自体が自立相談支援機関として活動するなど、事業の実施主体となりうることに留意しながら、より積極的な館運営が行われるようお願いする。

(4) 人権課題に関する啓発等の推進について

ア 民生委員等に対する普及・啓発について

民生委員等は、地域における相談援助活動の中心的存在として様々な住民の相談援助活動を行っているが、人権に関する課題への対応については、部落差別解消推進法及びアイヌ施策推進法の関係法令、隣保館や生活館の活動状況も

十分踏まえて行う必要がある。

このため、民生委員の研修会などの機会を捉え、人権課題に関する理解を深めていただくよう御配慮願いたい。

(参考)「アイヌ政策推進会議作業部会「北海道外のアイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」(平成24年6月1日)抄

- ・ 北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者にアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

イ 関係者に対する啓発等の推進

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、近年では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生している。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう、部落差別解消推進法やアイヌ施策推進法の関係法令も踏まえ、特段の配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと考えられる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、漠然と行うのではなく、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行っていただきたい。

(5) 他法における状況について

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」が平成28年4月1日より施行されている。当該法律では、第7条において、行政機関等における障害を理由とする差別の禁止を掲げており、また、第10条において、第7条に規定する事項に関し、地方公共団体の職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めることとされている。これを踏まえ、設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に則した対応に留意いただくとともに、改めて関係機関と情報共有いただくよう努めていただきたい。

○内閣府 HP (障害を理由とする差別の解消の推進)

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

イ 部落差別の解消の推進に関する法律について

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）が成立し、平成 28 年 12 月 16 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（同和問題に関する正しい理解を）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00127.html

ウ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）が、平成 28 年 6 月 3 日より施行されている。

設置主体が市町村である隣保館や生活館においても、当該法律に基づく取組について法務省のホームページや関係機関の情報を確認する等十分留意いただくとともに、隣保館や生活館の活動において、同法の趣旨を周知いただくよう努めていただきたい。

○法務省 HP（ヘイトスピーチに焦点を当てた啓発活動）

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html

第14 消費生活協同組合の指導・監督について（消費生活協同組合業務室）

1 生協行政の基本的考え方について

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・利用者である組合員自らが出資し、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は、互助の組織として、購買事業や医療福祉事業、共済事業等組合員の暮らしを支える事業を行っているが、相互扶助の理念に基づき、地域の見守り活動や子育て支援など、組合のインフラを生かした各種助け合い活動（以下「組合員活動」という。）にも積極的に取り組み、地域のコミュニティづくりに寄与している。

また、社会的、公共的役割として、組合の組織力を生かした被災者の支援や社会福祉活動への助成活動といった取り組みを行っている。

組合の指導・監督に当たっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に留まることなく、運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

(1) 組合への指導検査・監督の適切な実施について

近年の国における検査結果を見ると、策定すべき規程の未整備、策定した規程の不遵守、総会運営や組合員管理の不備、一部役員の理事会欠席の常態化、決算関係書類等の不備、員外利用手続きの不備、登記手続きの不備など、組合の運営管理が不十分となっている状況が認められる。

特に、内部管理態勢に課題を抱える組合に対しては、検査による指導のみならず、監督業務の一環として、定期的に個別のヒアリング等を行うことにより、改善の方向性、改善計画及び進捗状況について日頃から組合と認識を共有し、速やかに適正な運営管理が図られるよう、指導・助言をお願いする。

また、監事監査については、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じて健全性の担保が図られるよう、さらに、財務状況が悪化している組合や課題を多く抱えている組合に対しては、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な指導・助言をお願いする。

(2) 不祥事案について

各組合から報告された不祥事案について見ると、近年では次のような事案が複数の組合で発生している。

- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例
 - ・ 購買事業を行う組合において、配送職員が、組合員の同意無く宅配注文書に不正に記入していた事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例
 - ・ 共済事業を行う組合において、共済募集人が契約者の掛金を負担していた事例
- 組合において不祥事案が確認された場合には、早急に所管行政庁へ当該状況等を報告するよう指導するとともに、不祥事案が発生した原因を明らかにし、必要に応じ法的措置や、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくよう、適切な指導をお願いします。

(3) 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「生協法」という。）第 2 条第 2 項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されている。同項の趣旨は、組合は、組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とする協同組織であり、組合の役職員や組合員が個人として政治活動の自由を有することは言うまでもないが、政治問題に組織として関わることは、組合に対する誤解や偏見を生み、組合の健全な運営と発展にとって障害となるおそれが強いことから定めているものである。例えば、組合が特定の議員の後援会費を支払う行為についても、同項の趣旨を踏まえると不適切と考えられるため、御留意願いたい。

各都道府県におかれては、所管組合の政治的中立の確保が徹底されるよう、厳正な指導をお願いします。

- 「消費生活協同組合の運営指導上の留意事項について(通知)」(昭和 62 年 6 月 30 日付厚生省社会局生活課長通知)

(4) その他

一部の都道府県においては、休眠となっている組合を多く抱えたままの状況となっている。所管行政庁として適切に状況を把握いただくとともに、必要な措置等の検討を行っていただきたい。なお、都道府県としての対応方針に判断がつかない場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少や急速な高齢化など、社会を取り巻く環境が大きく変化し、コミュニティの脆弱化が進む中で、「地域共生社会の実現」を目指した包括的な支援体制づくりが進められている。長年にわたり、生活者の目線で暮らしを支える事業と助け合い活動を一体的に行ってきた組合は、事業や活動を通して地域に助け合いの輪を構築しており、今後の地域社会を支える重要な担い手として、自治体や関係団体等と連携を図りながら、事業や組合員活動をさらに積極的に実施していくことが期待されている。

このような現状を踏まえ、令和3年4月、消費生活協同組合法施行規則（昭和23年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第1号。以下「施行規則」という。）を改正し、地域課題の解決に取り組む組織に対し、所轄庁の許可のもと組合が物品を供給できるようにしたところである。

各都道府県におかれては、こうした改正の趣旨を御了知いただき、組合の取組に対する理解を深めるとともに、日々の暮らしを支えるという組合の意欲に対し、管内の関係機関や市町村と連携の上、必要に応じて地域福祉の充実を図る手段の一つとして当該制度を御活用いただきたい。

また、上記の施行規則の改正を受け、所轄庁の許可を得て、組合と社会福祉協議会が連携して地域で物品を供給する事例や、組合等がこども食堂へ物品を供給する事例があると承知している。現在、こうした先駆的な事例について改めて収集しているところであり、今後、収集した事例について全国会議や厚生労働省HP等で公表・周知する予定であるので御了知願いたい。

○ 生協が行う地域福祉の先駆的な取組事例(厚生労働省HP)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikyoku/index.html

4 災害時の員外利用に係る取扱いについて

近年、大規模な地震や豪雨などの自然災害が多発しているが、各地の組合においては、自治体との協定に基づいて発災直後から緊急物資を供給するなど、迅速な支援活動に取り組まれている。

生協法は、組合員でなければ組合の行う事業を利用することはできない旨を規定しているが、例外的に組合員でない者の利用を認める事業を個別具体的に示しており、そのうち一部の場合については組合員でない者の利用分量の限度を設け、または、組合員でない者が利用する場合に行政庁の許可を要することとしている。

特に災害時における物品供給については、

- ① 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがあるときその他の緊急時において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域で当該物品を供給する場合（行政庁の許可不要、利用分量の限度なし）（生協法第12条第3項

第2号)

- ② 震災、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、一時的に生活に必要な物品の供給が不足する地域以外で避難者に対し、必要と認められる期間物品を供給する場合(行政庁の許可必要、利用分量 20/100) (施行規則第11条第1号ホ)

において組合員でない者の利用を認めているため、被災者の生活の早期安定に寄与するためにも、改めて適切な運用について御留意願いたい。

5 消費生活協同組合法施行令等の一部改正について

(1) 会社法等の施行に伴う消費生活協同組合法施行令等の一部改正について

会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号。以下「会社法改正法」という。)及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和元年法律第71号。以下「整備法」という。)が令和元年12月11日に公布され、未施行となっていた会社法改正法附則第1条ただし書に掲げる規定及び整備法附則第3号に掲げる規定が、令和4年9月1日に施行された。

具体的には、会社法改正法において、登記申請義務を負う会社の負担軽減等の観点から、会社の支店所在地における登記に関する規定が削除されたことを踏まえ、整備法において、生協法第81条から第83条までが削除され、これにより、組合は令和4年9月1日から従たる事務所における登記が不要となった。

また、上記の施行により、消費生活協同組合法施行令(平成19年政令第373号)第20条及び第21条について、読み替えるべき事項がなくなったため、規定の削除を行う等、所要の改正を行い、従たる事務所に関する裁判による登記の嘱託が不要となった。

これらの施行に併せ、「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」(平成12年1月7日社援地発第1号)について、当該削除される条文を引用している事項につき、従たる事務所の所在地での登記を不要とする等、所要の改正を行っているため、十分御了知の上、適切な対応をお願いする。

- 「「消費生活協同組合模範定款例の取扱いについて」の一部改正について(通知)」(令和4年9月1日付地域福祉課長通知)
- 「消費生活協同組合法施行令の一部を改正する政令について(通知)」(令和4年9月1日付消費生活協同組合業務室長通知)

(2) 弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度の創設に伴う消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律(令和2年法律第33号)第2条による改正後の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和61年法律第66号)において、弁護士及び外国法事務

弁護士が社員となる弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度が創設された。

当該法人は、弁護士法（昭和24年法律第205号）第30条の2に規定する弁護士法人と同様、同法第3条に規定する法律事務一般を行うことを目的としていることから、施行規則第51条第1項第47号りに規定する委託先に「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」の追加を行っているので、十分御了知の上、適切な対応をお願いする。

- 「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令について(通知)」(令和4年10月31日付消費生活協同組合業務室長通知)

6 その他連絡事項

(1) 税制改正について

ア 法人税に係る軽減税率の引下げ

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、組合を含む中小企業者等の法人税の軽減税率の特例（所得800万円以下の部分について税率15%）については、特例の適用期限が2年延長されたので御了知願いたい。

- 令和5年度税制改正の大綱(令和4年12月23日閣議決定)抜粋

- I 令和5年度税制改正

- 三 法人課税

- 2 地域における活力

- (国税)

- (1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限を2年延長する。

イ 貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置について

組合の貸倒引当金に係る損金算入限度額の特例措置（110%相当額）については、平成31年度税制改正により令和5年3月31日の到来をもって廃止とされ、廃止までの間、経過措置が設けられているところであるが、予定どおり今年度末に期間満了を以て廃止となるため御了知願いたい。

(2) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、令和5年10月1日から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が施行される。

インボイス制度においては、買手として消費税の仕入税額控除を行うためには原則としてインボイスの保存が必要になり、売手としてインボイスの交付を行うためには令和3年10月から開始されている「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となる。

令和4年12月12日付当室事務連絡「消費税の適格請求書等保存方式の施行に向けた周知等について（協力依頼）」にてお願いしているとおおり、制度開始に向けて制度内容を理解いただくとともに、組合に対してインボイス発行事業者への早期登

録を促し、Q&A及びIT導入補助金といった支援措置等を周知するなど、円滑な施行に向けた準備のために積極的な御協力をお願いしたい。

(3) 統合的リスク管理（ERM）の導入について

統合的リスク管理（ERM）とは、組織が直面するリスク（潜在的に重要なリスクを含む。）を統合的・包括的に捉え、組織の自己資本等と比較することで、事業全体のリスクをコントロールし、経営の効率化を図る自己管理型の高度なリスク管理であり、現在、保険会社への導入を皮切りにして、共済を実施している他の協同組合においても導入が進んでいるところである。

このため、リスク管理の高度化を図ることが望ましいと考えられる共済を実施している共済計理人設置組合を対象にERMの導入を検討しており、令和5年度に「共済事業向けの総合的な監督指針の策定について」（平成20年3月31日社援発第0331005号各都道府県知事宛厚生労働省社会援護局長通知の別添「共済事業向けの総合的な監督指針」）を改正することを予定しているので御了知願いたい。

(4) デジタル原則を踏まえたアナログ規制に関する点検・見直しについて

現在、内閣総理大臣を会長とするデジタル臨時行政調査会において、同調査会が策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」等に基づき、国における全ての法令の中で、7項目のアナログ規制（「目視規制」、「実地監査規制」、「定期検査・点検規制」、「常駐・専任規制」、「対面講習規制」、「書面掲示規制」及び「往訪閲覧・縦覧規制」）及び「FD等の記録媒体を指定する規制」に該当するアナログ行為を求める場合があると解される条項についての点検、見直しに向けた工程表の作成等が行われているところである。

今後、生協法の関係法令等についても、該当条項の点検及び所要の見直しを行うこととしているので御了知願いたい。

○ デジタル臨時行政調査会(デジタル庁HP)

<https://www.digital.go.jp/councils/administrative-research/>

(5) 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、令和3年度より調査系統等の変更を行い、厚生労働省が委託した民間事業者から組合へ直接調査票を配布することとしたところである。令和5年度も同様の方法で調査を行う予定のため、各都道府県におかれては、所管組合の活動状況等を把握いただき、引き続き当室に情報提供いただくよう御協力をお願いしたい。

なお、令和4年度の調査結果については、令和5年5月に政府統計の総合窓口で公表することとしている。

○ 消費生活協同組合(連合会)実態調査 <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/98-1.html>

(6) 組合に対する厚生労働大臣表彰について

組合及び組合役員に対する厚生労働大臣表彰については、5年毎に実施しており、各都道府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等の御協力をお願いしているところである。令和5年度の大員表彰実施要領等については、後日通知する予定であるので御了知願いたい。

(7) 令和5年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

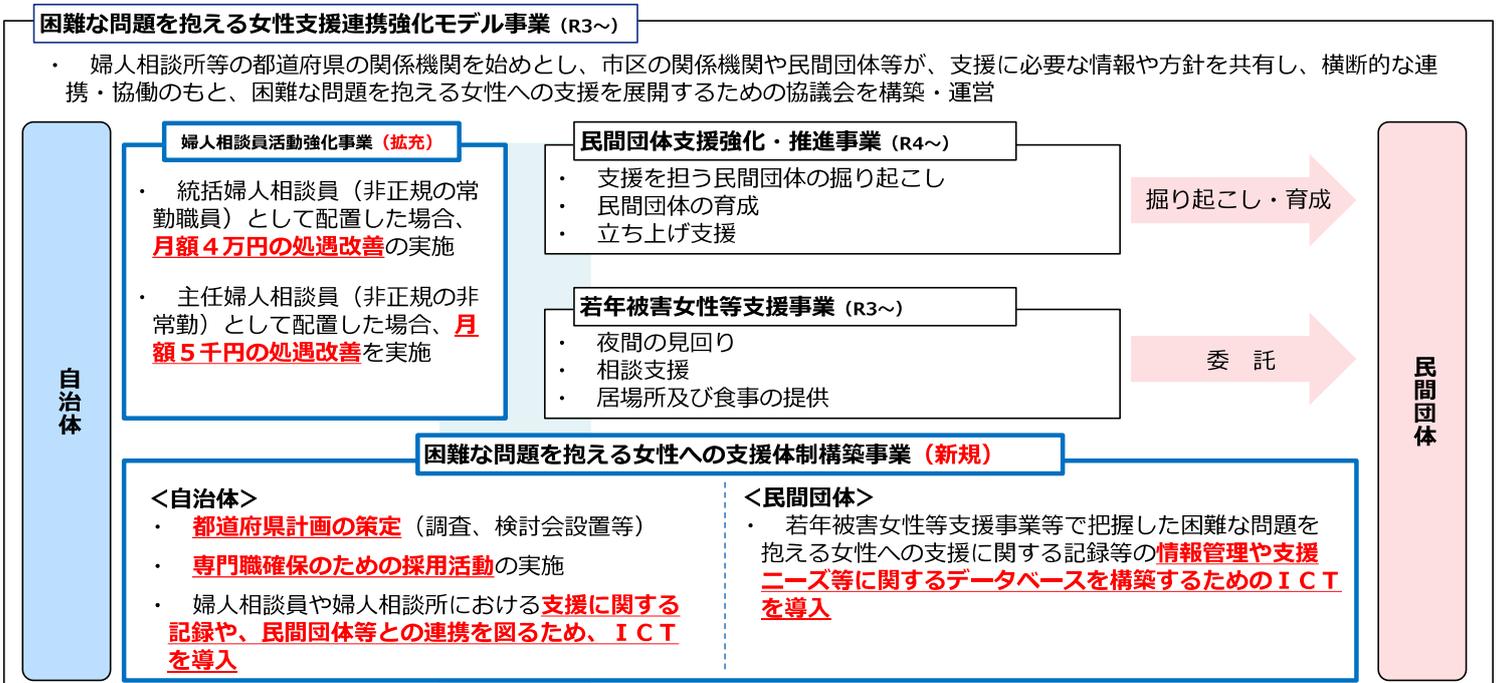
組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を例年5月中旬に開催しているが、本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から参集形式とせず、動画配信及び資料配付により開催したところである。令和5年度の開催方法については、感染状況等を踏まえて追って連絡する。

【参考①】

婦人保護の移管
(子ども家庭局資料より抜粋)

2. 困難な問題を抱える女性への支援関係

困難な問題を抱える女性に対する支援体制の強化について



困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォーム構築等事業 (新規)

- ・ **専用のwebサイト等を作成し、自治体から提供のあった各窓口や支援内容等の周知を図る**ことで、困難な問題を抱える女性が窓口にアクセスしやすい環境を整備するとともに、民間団体同士が連携できる体制を整備する。併せて、全国フォーラム等を開催することで、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高める。
- ・ **婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討**
- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な**研修のカリキュラムの検討・策定**

婦人相談員活動強化事業【平成14年度創設】

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (22億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 婦人保護事業の担い手となる婦人相談員の手当を支給することで必要な人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することで、専門性の向上を図ることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

- 婦人相談員の業務内容や勤務実態を踏まえ、研修受講の有無や経験年数に応じた手当を支給することで、必要な人材を確保し、適切な支援を提供することを目的とする。
- さらに、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

【拡充内容】

- 一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を**統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の処遇改善**を実施。

3 実施主体等

＜実施主体＞ 都道府県・市
 ＜補助率＞ 国5/10 (都道府県・市5/10)

＜補助単価＞

1. 婦人相談員手当等

(1) 婦人相談員手当

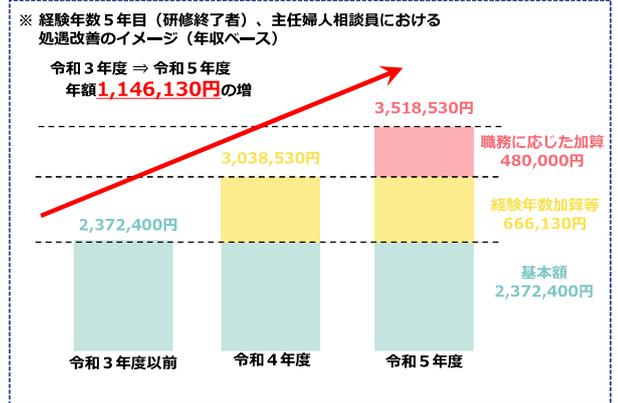
- ア 基本額 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円
- イ 経験年数加算 (R4～)
 - i 経験年数3～9年の者 研修修了者：月額 4,500円 × (経験年数-2)
 研修未修了者：月額 3,500円 × (経験年数-2)
 - ii 経験年数10年以上の者 研修修了者：月額 45,000円
 研修未修了者：月額 35,000円
- ウ 期末手当 (R4～) 研修修了者：年額 504,130円
 研修未修了者：年額 392,440円

(2) 統括婦人相談員加算 月額 40,000円【新規】

(3) 主任婦人相談員加算 月額 5,000円【新規】

2. 婦人相談員活動費

- ア 都道府県 婦人相談員の数 × 58,000円
- イ 市 婦人相談員の数 × 49,000円
- ウ 研修旅費 1人あたり年額 46,360円
- エ 代替職員 1自治体あたり年額 238,080円



3. 相談員配置実績等(令和2年度)

相談員数：1,533人
 相談対応件数：延べ407,942件(実163,393件)

困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

令和5年度当初予算案 困難な問題を抱える女性支援推進等事業 23億円の内数 (-) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 令和4年5月19日成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 都道府県基本計画等の策定支援

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、都道府県基本計画等の策定に必要な費用(人件費、調査費、会議費等)の一部を補助する。

(2) 婦人相談員等専門職採用活動支援事業

困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための人材や専門性の確保(セミナー、インターンシップの受入れ、採用予定者に対する研修等)に必要な費用(人件費、旅費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等)の一部を補助する。



(3) ICT導入支援事業

ICTを活用した支援及び支援に関する記録等の情報管理や、自治体と民間の支援団体が連携するためのシステム構築等に必要な費用の一部を補助する。



(4) その他婦人保護施設等への支援

① 生活向上のための環境改善事業

婦人保護施設、婦人相談所及び婦人相談所一時保護所の入所者等の生活向上を図るための改修等に必要な費用の一部を補助する。

② 身元保証人確保対策事業

婦人保護施設等に入所中・退所した者等が就職する際に、施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約に必要な費用の一部を補助する。

③ 職員の資質向上のための研修事業

職員の資質向上や研修指導者の養成を図るため、施設種別・職種別に行われる研修への参加に必要な費用の一部を補助する。

3 実施主体等

【実施主体】都道府県・市町村

【補助率】国1/2、都道府県・市町村1/2

【補助単価】

- (1) 1自治体あたり2,647千円
- (2) 1自治体あたり2,766千円
- (3) 1自治体あたり1,320千円、1団体あたり1,386千円 等

1 事業の目的

- 困難な問題を抱える女性が支援に繋がるよう、必要な情報発信や自治体・民間の支援団体が広域で連携できる体制整備や全国フォーラム等の開催を通じた機運の醸成のほか、研修カリキュラムの策定等を通じた婦人相談員等の養成及び資質の向上を図ること等を目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 困難な問題を抱える女性への支援に関するプラットフォームの構築

(1) 情報収集・管理業務

- ・ 自治体における相談窓口や支援に関する情報収集
- ・ 自治体を通じて、民間の支援団体の相談窓口や支援に関する情報収集

(2) ポータルサイト運営業務

- ・ 困難な問題を抱える女性が、適切な支援に繋がるよう、収集した情報をもとに分かりやすい特設サイトの作成・運営
- ・ 民間の支援団体同士の連携が図られるよう、必要な情報を特設サイトに掲載するとともに、情報を共有できる仕組みを構築する。

(3) 広報啓発・フォーラムの開催

- ・ 必要に応じてインターネットを活用した広報啓発や、困難な問題を抱える女性への支援に関する機運を高めるためのフォーラムの開催 等

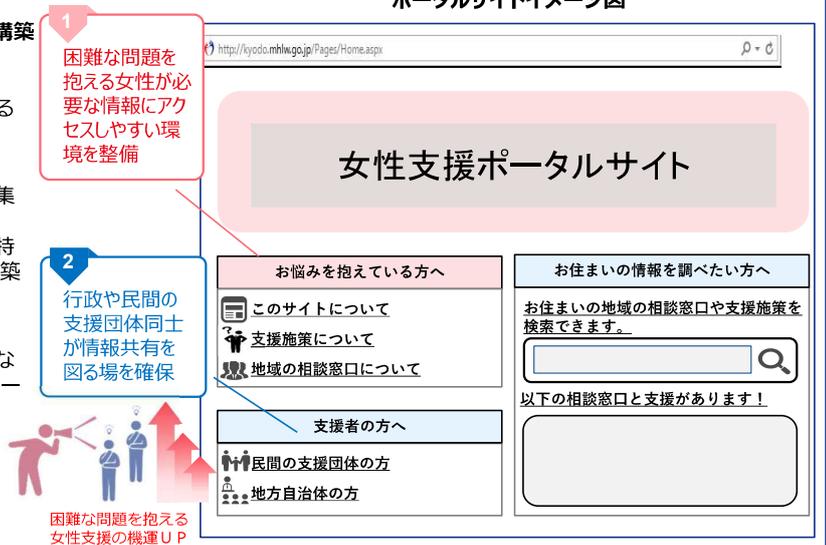
2. その他困難な問題を抱える女性への支援の推進

(1) 婦人保護施設の実態把握等

- ・ 婦人保護施設における運営実態の把握・運営方策の検討

(2) 婦人相談員等の研修カリキュラム策定

- ・ 婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための必要な研修のカリキュラムの検討・策定



3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助率】 定額

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（議員立法）のポイント

- **女性をめぐる課題**は生活困窮、性暴力、性犯罪被害、家庭関係破綻など複雑化、多様化、複合化。コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題。
- こうした中、**困難な問題を抱える女性支援の根拠法**を「売春をなすおそれのある女子の保護更生」を目的とする売春防止法から脱却させ、先駆的な女性支援を実践する「民間団体との協働」といった視点も取り入れた新たな支援の枠組みを構築。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（新法）

■ 目的・基本理念

= 「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」といった視点を明確に規定。

※現行の売春防止法では、「売春をなすおそれのある女子に対する補導処分・保護更生」が目的。

■ 国・地方公共団体の責務

= 困難な問題を抱える女性への支援に必要な施策を講じる責務を明記。

■ 教育・啓発

■ 調査研究の推進

■ 人材の確保

■ 民間団体援助

■ 国の「基本方針」

※厚生労働大臣告示で、困難な問題を抱える女性支援のための施策内容等

■ 都道府県基本計画等

⇒ 施策の実施内容

■ 支援調整会議（自治体）

⇒ 関係機関、民間団体で支援内容を協議する場。連携・協働した支援

女性相談支援センター
(旧名：婦人相談所)

女性相談支援員
(旧名：婦人相談員)

女性自立支援施設
(旧名：婦人保護施設)

民間団体との「協働」による支援

■ 支援対象者の意向を勘案。訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用等による支援
⇒ 官民連携・アウトリーチできめ細やかな支援



■ 国・自治体による支弁・負担・補助

民間団体に対する補助規定創設

売春防止法

第1章 総則

(主な規定)
第1条 目的
第2条 定義
第3条 売春の禁止

第2章 刑事処分

(主な罰則)
第5条 勧誘等
第6条 周旋等
第11条 場所の提供
第12条 売春をさせる業

第3章 補導処分

(主な規定)
第17条 補導処分
第18条 補導処分の期間
第22条 收容

廃止

第4章 保護更生

(主な規定)
第34条 婦人相談所
第35条 婦人相談員
第36条 婦人保護施設
第38条 都道府県及び市の支弁
第40条 国の負担及び補助

存続

13. ひとり親家庭等の自立支援及び困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

(関連資料 家5、6参照)

(～中略～)

また、様々な困難な問題を抱える女性に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(令和4年法律第52号)の施行に向けた取組の充実を図ることとしている。

なお、困難な問題を抱える女性への支援については、令和5年度より厚生労働省社会・援護局に移管されることとなるため、ご留意いただきたい。

(～中略～)

(2) 困難な問題を抱える女性への支援等の推進について

困難な問題を抱える女性への支援については、昨年5月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援新法」という。)を踏まえ、国において策定する基本方針の検討など、今後の困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について、有識者による検討の場を立ち上げ、議論いただいているところである。

令和5年度予算案においては、困難女性支援新法の施行に向けて、以下のとおり必要な予算を盛り込んでいるので、各都道府県等におかれては、積極的な事業の実施をお願いする。

なお、困難な問題を抱える女性への支援については、令和5年度より厚生労働省社会・援護局に移管されることとなるため、ご留意いただきたい。

① 婦人相談員活動強化事業について

婦人相談員の適切な処遇の確保に向けて、技能や経験に応じた更なる処遇改善を実施する。

② 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

都道府県基本計画等の策定や、婦人相談員等の専門職の採用を促進するとともに、ICTの導入及び婦人保護施設等の入所者等の生活向上を図るための改修等を行うことで、困難な問題を抱える女性に適切な支援を包括的に提供するための体制整備を図る補助事業を創設する。

③ 民間団体支援強化・推進事業について

引き続き、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、特色や強みを活かしながら、多様な相談対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取組みを推進する。

④ 若年被害女性等支援事業について

引き続き、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や、居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチすることにより、若年女性の自立を推進する。

⑤ 困難な問題を抱える女性支援連携強化モデル事業

引き続き、婦人相談所等の都道府県の関係機関や市区の関係機関、民間団体の参画による横断的な連携・協働の下、困難な問題を抱える女性への支援を展開するためのネットワーク（協議会）の構築・運営への支援を行う。

※ こども家庭局詳細資料 連絡事項 8 を引用

8. 困難な問題を抱える女性への適切な支援の実施について

(関連資料 家 6 参照)

(1) 困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議について

昨年 5 月に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以下「困難女性支援新法」という。)の施行に向け、困難な問題を抱える女性に対する支援の具体的な在り方について検討することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に係る基本方針等に関する有識者会議」を開催している。

本有識者会議では、国が定める基本方針を始め、女性相談支援センターガイドライン、女性自立支援施設運営指針及び女性相談支援員相談・支援指針等の方向性について議論しており、その資料や議事録については、厚生労働省ホームページに掲載しているため、ご確認いただきたい。

(参考) 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28829.html

(2) 都道府県基本計画等の策定について

困難女性支援新法では、都道府県は、国が定める基本方針に即して、都道府県基本計画を定めるとともに、市町村についても同様に、市町村計画を定めるよう努力するものとされている。そのため、都道府県等は令和 5 年度中に、都道府県基本計画を定めていただくとともに、管内市町村に対し可能な限り市町村計画を定めるように努めていただくよう、働きかけていただきたい。

国が定める基本方針については、現在有識者会議で議論しているところであるが、都道府県等における基本計画の策定にあたっては、令和 5 年度予算案に盛り込んでいる「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」が活用可能であるため、積極的にご活用いただきたい。

(3) 婦人相談員の配置について

困難女性支援新法では、女性相談支援員(現：婦人相談員)について、市町村における配置が努力義務とされている。令和 5 年度予算案では、「困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業」として、婦人相談員

等の専門職の採用活動に活用可能な補助メニューを盛り込んでいるため、積極的に活用いただきたい。

また、婦人相談員については、一定の経験を有し、特定の研修を受講した者を統括婦人相談員又は主任婦人相談員として配置した場合の加算を新設することとしているため、婦人相談員を配置する自治体におかれは、婦人相談員が担う役割の重要性、専門性を十分考慮した上で、処遇の確保を図られたい。

なお、婦人相談員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮するとともに、可能なかぎり専任かつ継続的な配置となるよう留意いただくようお願いする。また、会計年度任用職員として雇用する場合であっても、給与水準の決定等にあたっては、

- ① 地方公務員法に定める職務給の原則や均衡の原則等の給与決定原則にのっとり、当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎としつつ、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮すること。
- ② 財政上の制約を理由として、期末手当の支給を抑制しないこと。について十分に留意し、適切に決定いただくようお願いする。

(4) 困難女性支援新法の施行に向けて

困難女性支援新法は令和6年4月に施行予定であり、基本計画の策定に加え、婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設が、それぞれ女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設に見直されることへの対応や支援調整会議の設置に努めていただくなど、都道府県等におかれは施行に向けた準備をお願いするとともに、管内市町村に対し、同様に準備を進めていただくよう働きかけていただきたい。

【参考②】

**令和5年度予算（案）の概要
（令和4年度第2次補正予算を含む）**

令和5年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

令和5年度 予算(案)額	2兆9,548億円
令和4年度 当初予算額	2兆9,788億円
差 引	▲240億円 (対前年度比率▲0.8%)

※ 復興特別会計分、デジタル庁計上分、子ども家庭局からの移管分を含む。

《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり 2
 - 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進
 - 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進
- II 生活保護制度の適正実施 6
 - 生活保護に係る国庫負担
 - 生活保護の適正実施の推進
 - 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 9
 - 福祉・介護人材確保対策の推進
 - 外国人介護人材の受入環境の整備等
 - 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 12
 - 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進
 - 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策
 - 災害時における福祉支援体制の整備促進
- V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分） 13
 - 婦人相談所における一時保護等の実施
 - 困難な問題を抱える女性支援の推進

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

1. 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進

(1) 重層的支援体制整備事業の促進 322億円(232億円)

市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進する。

(2) 包括的な支援体制の整備に向けた支援 29億円(29億円)

包括的な支援体制の更なる強化を図るため、市町村による重層的支援体制整備事業への移行準備、都道府県による市町村への後方支援、国による重層的支援体制整備事業に従事する者等の人材養成を行う。

2. 生活困窮者自立支援、ひきこもり支援、自殺総合対策の推進

(1) 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進 545億円(594億円)

① 生活困窮者自立支援の強化

生活困窮者に対する居住支援の強化や就労体験等の活用促進、子どもの学習・生活支援事業の推進等を図るなど、生活困窮者自立支援制度の機能強化を図る。

<主な充実内容>

○ 居住支援の強化

コロナ禍において、年代・性別・地域を問わず、生活困窮者の居住支援のニーズが顕在化したこと等を踏まえ、安定した住まいの確保の支援を行う地域居住支援事業の単独実施を可能とすることにより、事業規模の拡充を図る。

また、住居確保給付金について、コロナ特例の一部恒久化等（職業訓練受講給付金との併給、児童扶養手当等の収入算定除外、自営業者等の求職活動要件の見直し等）を行い、就労自立支援機能やセーフティネット機能を強化する。

○ 就労体験等の活用促進

就労に向けて一定の準備を必要とする生活困窮者に対して、企業開拓から就労体験・訓練の効果的な実施、定着支援まで一貫した支援を行うためのモデル事業を実施する。

○ 課題に対応した子どもの学習・生活支援の推進

個別の課題を抱える子ども（ヤングケアラーや不登校・ひきこもり等）に対して、学校等と連携したアウトリーチや、勉学等に対する本人・家族の理解促進などの個別対応を行う場合の支援を強化する。

○ **生活福祉資金貸付（本則）の利用に係る体制整備**

新型コロナウイルス感染症の影響に対応した緊急小口資金等の特例貸付を契機とした本則貸付の認知度の向上等を踏まえ、都道府県社会福祉協議会の事務体制の整備を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **生活困窮者自立支援の機能強化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

各自治体において、コロナ禍における物価高騰への対応や、生活困窮者自立支援金の受給者を含む特例貸付の借受人へのプッシュ型によるフォローアップ支援を強化するため、柔軟な相談支援体制を整備する等、生活困窮者の自立支援に関する必要な機能強化を図る。

○ **生活困窮者等に対する支援活動を実施する民間団体への助成** 5.2億円

孤独・孤立対策として生活困窮者及びひきこもりの状態にある者、生活困窮家庭の子どもに対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の取組に対する助成を行う。

○ **居住生活支援の加速化** 1.0億円

住居を失うおそれが生じている生活困窮者の安定的な住まいを確保するため、居住後も継続的にきめ細かな支援を行う先進自治体の取組を支援し、全国にその取組を推進する。

② **ひきこもり支援の充実、支援従事者のスキル向上、支援者自身のケアの確保【一部新規】**

ひきこもり地域支援センター等の市町村への設置の促進を図るとともに、都道府県がバックアップする体制を推進する。

また、ひきこもり地域支援センター等の中堅職員や指導的な立場を担う支援者に対する国主体の専門的な研修の実施や、支援者が抱える悩みの共有や相談できる場などの提供等を通じ、地域における支援者をフォローアップする。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ **ひきこもり支援体制構築の加速化**

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、その土台となるひきこもり相談窓口や居場所づくり、相談窓口の広報、支援対象者の実態把握、支援者ネットワークの構築等の具体的な取組に対して包括的に支援を行い、ひきこもり支援の環境整備を加速化させる。

(2) 地域自殺対策強化交付金等による自殺対策の推進【一部新規】

37億円(36億円)

自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱(令和4年10月14日閣議決定)に基づき、ゲートキーパーの養成・支援の充実、地域における自殺未遂者支援の強化等の取組を行う。

具体的には、悩んでいる人への「気づき」や「声かけ」などを通じ、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーの養成やゲートキーパー自身の支援を行うほか、自殺未遂者による再度の自殺企図を防ぐため、救急病院退院後の地域における必要な支援へのつなぎや継続的支援を行うモデル事業を実施する。

さらに、都道府県等において、多職種の専門家で構成される「若者の自殺危機対応チーム」を設置し、市町村等では自殺未遂歴や自傷行為の経験等がある若者への対応が困難な場合に、助言や直接支援を行うモデル事業を実施する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ 自殺防止対策に係る相談体制等の強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染症の影響による自殺リスクの高まりを踏まえ、自治体や民間団体が実施する自殺防止に関する相談体制等の強化を支援する。

3. 成年後見制度の利用促進・権利擁護支援の推進

(1) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

5.8億円(5.1億円)

都道府県において、司法専門職や家庭裁判所等との定例的な協議の場を設けるとともに、市町村が専門職アドバイザーなどから助言等を受けられる体制づくりを拡充することにより、市町村による中核機関の体制整備を推進する。

また、市町村において、相談対応時における関係機関の役割調整、専門職後見人から市民後見人への交代を想定した受任方針の検討などの中核機関のコーディネート機能を強化することにより、権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能強化を図る。

(2) 意思決定支援等の充実と新たな権利擁護支援策構築に向けた取組実施

2.3億円(1.3億円)

本人を中心にした権利擁護支援を推進するため、都道府県において、市民後見人や福祉・司法の関係者を対象にした意思決定支援研修を実施する。

また、成年後見制度と日常生活自立支援事業など既存の権利擁護支援策等の連携を強化し、本人の状況に応じた効果的な支援を推進する。

さらに、総合的な権利擁護支援策を検討するため、地域における多様な主体の参画による持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例を拡充するとともに、得られた実践事例の分析に努める。

(3) 成年後見制度の担い手の確保や制度の利用に係る費用の助成

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域支援事業交付金1,933億円（1,928億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域生活支援事業費等補助金507億円（506億円）の内数＜障害保健福祉部にて計上＞

市民後見人や法人後見といった成年後見制度の担い手の育成を推進するとともに、低所得の高齢者・障害者に対する成年後見制度の申立費用や報酬の助成等を推進する。

Ⅱ 生活保護制度の適正実施

1. 生活保護に係る国庫負担

(1) 保護費負担金 2兆7,901億円(2兆8,013億円)

生活保護を必要とする方に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。また、被保護者の自立を助長するため、就労による被保護者の自立支援の強化等を進める。

※ 生活扶助基準について、検証結果を適切に反映することを基本としつつ見直しを行う。

その上で、足下の社会経済情勢等を踏まえ、令和5～6年度については、以下の臨時的・特例的な対応を行うこととし、令和5年10月から実施。

- ・ 検証結果による額に月額1,000円／人を加算
- ・ 加算後もなお現行の基準額から減額となる世帯は現行の基準額を保障

(2) 保護施設事務費負担金 320億円(321億円)

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

2. 生活保護の適正実施の推進 192億円(204億円)

(1) 生活保護の適正実施

生活保護の適正な実施を推進するため、レセプトを活用した医療扶助の適正化や、収入資産調査の充実強化等による認定事務の適正化等を実施する地方自治体の支援を行う。

(2) 医療扶助の適正化等

① 被保護者健康管理支援事業の実施

被保護者の健康の保持・増進を図るため、データに基づいた生活習慣病の予防等を行う被保護者健康管理支援事業を実施するために必要な経費を確保する。

② 多剤投薬の適正化に向けた支援等【新規】

多剤投薬は、患者の薬物有害事象等のリスクを増加させるとともに、薬剤費の増大につながるおそれもあることから、多剤投薬に着目したレセプト点検を実施し、多剤投薬となっている者等へ薬剤師等と連携の上で訪問指導等を実施する。

③ 医療費情報・服薬情報の通知【新規】

医療費情報及び服薬情報を通知することにより、被保護者が医療の受診や服薬状況等を把握することで、個人の気付きによる受診行動等の改善を促す。

(3) 就労による自立支援の強化等

被保護者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問等の就労支援や職場定着に向けた支援を行うとともに、本人の特性に合った就労の場の開拓等を推進するため、地域の関係機関や関係団体による就労支援の連携体制を構築する。

また、直ちに一般就職することが困難な被保護者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、日常生活自立、社会生活自立に向けた訓練等を実施する。

さらに、生活保護就労支援員の支援力向上等を図るため、生活保護就労支援員を対象にした研修会を実施する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○ 保護施設等における感染拡大防止対策に係る支援

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

保護施設等について、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が施設等へ配布する衛生用品の卸・販社からの一括購入等、施設等の消毒、事業継続に向けた各種取組を支援する。

○ 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う福祉事務所の体制強化

新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金 59億円の内数

新型コロナウイルス感染拡大の影響等による生活保護の相談及び決定の件数増加に対応するため、保護の相談から決定、自立助長に向けた就労支援等の一連の業務に従事する非常勤職員を雇い上げるにより福祉事務所の体制を強化する

○ 医療扶助のオンライン資格確認の導入に係るシステム改修等 57億円

電子処方箋の機能拡大やシステム標準化に対応するために追加的に必要となる社会保険診療報酬支払基金等のシステム改修費等の補助を行う。また、レセプトコンピュータ等既存システムの改修が必要となる指定医療機関・指定薬局に対して補助を行う。

○ 生活保護業務のデジタル化等に向けた取組支援 2.2億円

生活保護業務のデジタル化に向けた自治体の試行的取組へ補助し、効果的な取組の横展開を行うとともに、生活保護システム標準仕様書（第1.0版）の改訂に向けた調査研究を行い、業務負担の軽減を図る方策を検討し、業務効率化の取組を推進する。

○ 生活保護業務関係システムの改修 25億円

生活保護制度の効率的かつ適正な実施を推進する観点から、被保護者調査の見直し等に併せて必要となる自治体の生活保護基幹システムの改修費を補助する。

3. 都道府県等における指導・監査体制の確保

18億円（18億円）

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、管内福祉事務所に対する指導、監査及び査察指導を適格に実施する体制を確保し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員に関する方針」（平成26年7月25日閣議決定）を踏まえ、計画的な見直し等を行う。

Ⅲ 福祉・介護人材確保対策等の推進

1 福祉・介護人材確保対策の推進

(1) 地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的な介護人材確保の推進

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進するため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」を図るための多様な取組を支援する。

(2) 介護の仕事の魅力等に関する情報発信

3. 3億円（3. 6億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円（137億円）の内数＜老健局にて計上＞

民間事業者によるイベントやテレビ、新聞、SNS等のメディアを通じた全国的な情報発信を行うとともに、都道府県において、地域の社会資源や人口構成等の実情に応じた「介護のしごと」の魅力発信の取組を行うことにより、多様な人材の参入促進・定着を図る。

(3) 社会福祉事業従事者の養成・研修等

3. 8億円（3. 8億円）

指導的社会福祉従事者の養成を行う日本社会事業大学の運営支援など、福祉・介護人材確保対策を推進する。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

- 介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保 12億円
介護福祉士資格の取得を目指す者等に対する修学資金の貸付原資の積み増しを行い、人材の確保等を促進する。

2 外国人介護人材の受入環境の整備等

(1) 外国人介護人材の受入環境の整備

5. 6億円（8. 3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数＜老健局にて計上＞

「特定技能」の活用促進等により、今後増加が見込まれる外国人介護人材が国内の介護現場で円滑に就労・定着できるよう、介護の技能水準を評価するための試験等の実施のほか、日本語学習の支援や介護技能の向上のための研修、受入促進のための情報発信や介護に関する相談支援等の実施による受入環境の整備を推進する。

(2) 経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者の受入支援

2.5億円（4.3億円）

地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数<老健局にて計上>

経済連携協定（EPA）などに基づき、インドネシア、フィリピン、ベトナムから入国する外国人介護福祉士候補者を円滑かつ適切に受け入れるため、介護導入研修や受入施設の巡回訪問、日本語や介護の学習支援等を実施する。

3. 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援

(1) 小規模法人のネットワーク化による取組の支援 3.5億円（3.5億円）

小規模な社会福祉法人においても「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすことができるよう、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、一定の補助年限における地域貢献事業の試行を支援するとともに、ICT化の支援を拡充する。また、社会福祉連携推進法人の設立を支援する。

(2) 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の円滑な実施に係る支援

274億円（264億円）

社会福祉法人が経営する社会福祉施設等の職員のための退職手当共済制度を安定的に運営させることにより、社会福祉施設等に従事する職員の処遇の確保を図る。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

50億円（48億円）

社会福祉法人や医療法人等に対して社会福祉施設や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

- 社会福祉施設職員等退職手当共済システムの整備 20億円
令和6年度末で現行の退職手当共済システムの運用が終了することに伴い、令和7年度からの稼働に向けて、各種手続きをオンラインで行うことが可能となる新たなシステムを構築することにより、事務の効率化及び利用者の利便性向上を図り、制度の円滑・安定的な運営に資する。
- 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの拡充 2.0億円
社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムについて、分析強化や可視化のための改修を行うことにより、指導監督を行う所轄庁の支援強化や社会福祉法人の運営の透明性の向上を図る。

<参考：財政投融资資金計画等案>

① 貸付枠の確保

資金交付額	3, 1 7 5 億円
〔 福祉貸付	1, 7 3 4 億円
〔 医療貸付	1, 4 4 1 億円

② 貸付条件の主な改善

- ・新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置

(4) 隣保館の耐震化整備等の推進

4. 4 億円 (4. 4 億円)

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化に課題を抱えている隣保館の整備等を行う。

(参考) 令和4年度第二次補正予算

○隣保館の耐災害性強化

2. 8 億円

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を踏まえ、隣保館の耐災害性強化対策（耐震化整備、ブロック塀改修整備）の更なる促進を図る。

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」102億円（115億円）の内数
東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 10億円（13億円）

仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

2. 被災地（福島県）における福祉・介護人材確保対策

1. 5億円（1.5億円）

福島県相双地域等における福祉・介護人材の確保を図るため、当該地域の就労希望者に対する就職準備金等の貸付けや応援職員の確保に対する支援等を実施する。

3. 災害時における福祉支援体制の整備推進

(1) 災害福祉支援ネットワーク構築の推進 1.2億円（1.2億円）

災害時における避難所等での要配慮者支援に対し、機動的・能動的な福祉支援を行う「災害福祉支援ネットワーク」の構築、「災害派遣福祉チーム（DWA T）」の組成を推進するとともに、広域的な災害に備え整備した中央センターが行う都道府県間のDWA T派遣調整等の実施により、災害時における福祉支援体制の充実を図る。

(2) 災害ボランティア活動への支援の推進 1.9億円（1.8億円）

災害時に社会福祉協議会による災害ボランティアセンターを迅速かつ適切に設置・運営できるよう、国、都道府県、市町村の各段階で平時からの実践的な研修や実地による訓練を推進する。

また、災害時の都道府県社会福祉協議会における調整機能の強化のため、平時から行われる地域の多様な団体等との関係づくりなどを支援する。

V 困難な問題を抱える女性への支援（子ども家庭局からの移管分）

1. 婦人相談所における一時保護等の実施

26億円（26億円）

DV被害やストーカー被害、家族関係の破綻や生活困窮など、社会生活を営む上で困難な問題を抱える女性を対象として、婦人相談所において、一時保護等を実施するとともに、婦人保護施設において、自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援するための経費を確保する。

2. 困難な問題を抱える女性支援の推進

23億円（22億円）

(1) 婦人相談員の活動の強化

婦人相談員について、必要な手当を支給することにより、人材を確保するとともに、各種研修受講等を推進することにより、専門性の向上を図る。

また、新たに、統括婦人相談員等として、一定の経験を有し、特定の研修を受講した婦人相談員を配置した場合における処遇改善を実施する。

(2) 都道府県等における支援体制の構築【新規】

令和4年5月19日に成立した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、都道府県等における基本計画の策定や、婦人相談員等の採用活動等を支援する。

(3) プラットフォームの構築等【新規】

困難な問題を抱える女性への支援につなげられるよう、自治体や民間の支援団体における相談窓口や支援情報に関するポータルサイトを開設・運営するほか、支援に関する機運を高めるための全国フォーラム等を開催する。

また、婦人保護施設における運営実態の把握や、婦人相談員等の養成及び資質の向上を図るための研修カリキュラムの策定等を行う。